



錦大沼公園より樽前山を望む

苫小牧市環境白書

令和7年度版

(令和6年度実績)

苫小牧市環境衛生部

本 書 の 目 的

苫小牧市は世界的にも珍しい溶岩円頂丘をもつ樽前山とその山麓に広がる豊かな森林、さらに全国屈指の渡り鳥の中継地としてラムサール条約に登録されているウトナイ湖を有するなど自然環境に恵まれた中で、製紙業を始めとする工業都市として発展してきた歴史を持ちます。

昭和 48（1973）年には、公害のない健康で安全な都市環境の創造を目指す「人間環境都市」を宣言し、当時国内で問題となっていた大気汚染や水質汚濁などの公害対策に力を注いできました。

平成 11（1999）年には、地球規模の環境問題に対応するため、「苫小牧市環境基本条例」を制定するとともに、平成 15（2003）年には、快適な環境の保全及び創造を目指す「苫小牧市環境基本計画」を策定しました。

令和 3（2021）年には、国内でも温室効果ガスの排出削減に向けた取組が加速化する中、脱炭素社会の実現に向け、2050 年までの二酸化炭素の実質排出量ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ」への挑戦を宣言し、世界共通の課題である気候変動問題に、全市を挙げて取り組む決意をしました。

令和 4(2022)年 9 月に国から重点対策加速化事業に採択され、令和 5(2023)年 11 月には全国のモデルとなる手法で 2030 年までに地域の脱炭素を実現する脱炭素先行地域に選定されるなど、温室効果ガス削減、再生可能エネルギー導入の積極的な取組を進めてきました。

令和 6（2024）年には「苫小牧市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例（再エネ条例）」を策定（令和 7 年 6 月施行）し、豊かな自然環境や市民の安全で安心な生活環境の保全と、地球温暖化防止対策となる再生可能エネルギー発電事業との調和を図ってまいります。

本書は、苫小牧市環境基本条例第 7 条に基づき、令和 6（2024）年度に実施した本市の環境保全及び創造に関する施策等をまとめたものです。ご覧になつた皆さんが環境問題への理解をさらに深めるきっかけになれば幸いです。

人間環境都市

「人間環境都市」は、人間主体のまちであり、豊かな自然と調和した文化の薫り高く潤いのある快適な生活環境の中で、共に生き生きと心豊かに暮らしながら、全ての市民が持てる能力で社会に貢献し、未来に向かって挑戦し続けるまちです。

苫小牧市環境基本条例（抜粋）

附則

苫小牧市は、恵み豊かな自然を守り、育み、環境の保全と産業を両立させてきたまちとしての礎を次代に引き継ぐべく、「人間環境都市」を宣言し、今日まで市民と郷土を大切にしたまちづくりを進めてきた。

しかしながら、生活様式の変化や事業活動の拡大に伴う環境への負荷が、身近な環境に様々な影響を及ぼし、私たちのまちのみならず、地球全体の環境をも脅かしつつある。

私たちは、今日、健康で文化的な生活に欠くことのできない良好な環境の恵みを享受する権利を有するとともに、こうした良好な環境を保全し、将来の市民へ引き継ぐ責務を負っている。

このため、すべての者が地球環境の中で生きるものの一員であるとの自覚を持ち、先人の知恵と歴史に学びながら、創意と工夫をこらし、相互の協調と環境の保全に関する活動への参加により、環境への負荷の少ないまちづくりを推進することが、私たちの使命である。

このような認識の下に、市民の総意として、人と自然が共生できる美しく住みよい苫小牧市の実現のため、この条例を制定する。

第7条

市長は、毎年、環境の状況、環境の保全及び創造に関する講じた施策等を明らかにした苫小牧市環境白書を作成し、公表しなければならない。

～ 目 次 ～

第1章 苫小牧市の概要

第1節 地勢・気象	2
1 位置および面積	2
2 気象	3
第2節 歴史・沿革	4
第3節 人口	4
第4節 産業	5

第2章 環境行政

第1節 行政組織および事務分掌	7
第2節 予算	8
第3節 審議会等	10
1 苫小牧市環境審議会	10
2 苫小牧市廃棄物減量等推進審議会	11
3 苫小牧市自然環境保全審議会	12
4 自然保護監視員・鳥獣保護員・国設鳥獣保護区管理員	13

第3章 環境基本計画

第1節 概要	15
1 計画の目的と位置づけ	15
2 気候変動対策	16
3 計画の期間	16
4 計画の対象地域	17
5 計画の推進に向けた主体および役割	17
6 目指すべき環境	17
7 計画の構成	17

基本目標 1 広げよう！ゼロカーボンとみんなの暮らし	1 8
基本目標 2 実現しよう！ゼロカーボン産業都市	1 9
基本目標 3 目指そう！資源が循環する 053 のまち	2 0
基本目標 4 守ろう！豊かな自然とみんなの未来	2 1
第 2 節 2050 年の脱炭素社会に向けた目標	2 2
1 目標達成の指標	2 2
2 目標の進捗状況	2 3
(1) 苫小牧市における CO ₂ 総量削減目標	2 3
(2) 取組目標（アウトプット指標）の進捗状況	2 4
第 3 節 アクションプランの実施状況	2 5
施策 1—1 エネルギーを節約しよう！	2 6
施策 1—2 CO ₂ の少ない製品・サービスを選ぼう！	2 7
施策 1—3 ゼロカーボンな住宅・オフィスをつくろう！	2 8
施策 1—4 ゼロカーボンなまちをつくろう！	3 0
施策 1—5 環境対策の大切さを知ろう！	3 2
施策 2—1 エネルギーの地産地消を進めよう！	3 4
施策 2—2 産業全体で取り組みを拡大しよう！	3 5
施策 2—3 新技術に取り組む産業の輪を広げよう！	3 6
施策 3—1 ごみを減量しよう！	3 8
施策 3—2 リサイクルに取り組もう！	3 9
施策 3—3 きれいなまちを目指そう！	4 1
施策 4—1 苫小牧の多様な自然環境を守ろう！	4 2
施策 4—2 まちの緑を守ろう！	4 3
施策 4—3 公害を未然に防ごう！	4 5
施策 4—4 気候の変化に備えよう！	4 7
第 4 節 ゼロカーボンに関する主な取り組み	5 2
1 苫小牧市ゼロカーボンシティ宣言	5 2
2 苫小牧市第 4 次環境基本計画	5 2
3 第 4 期苫小牧市役所エコオフィスプラン	5 3

（1）計画の目的	54
（2）計画の目標	54
（3）グリーン購入の推進	55
（4）公共工事環境配慮	56
（5）公共施設への PPA による太陽光発電設備の導入	56
（6）公共施設の照明 LED 化	57
4 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金	58
（1）脱炭素先行地域	58
（2）市民向け補助	59
（3）事業者向け補助	61
5 自然環境等と再エネ推進との調和に関する取組	61
（1）苫小牧市再生可能エネルギー適正導入支援マップ	61
（2）苫小牧市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例	63
6 TEAM「ゼロカーボンいぶり@とまこまい」	65
7 苫小牧市 CCUS・ゼロカーボン推進協議会	66
8 寄附金	68
9 環境教育副読本	68
第5節 ゼロカーボン×ゼロごみ大作戦！	69
1 背景	69
2 目的・事業概要	69
3 主な市民参加型事業について（令和6年度）	71
4 小中学校との連携事業（令和6年度）	75
5 全実施事業について（令和6年度）	76
6 総括	78

第4章 ゼロごみ

第1節 苫小牧市のごみ・リサイクル	80
1 基本理念	80
2 ごみ収集の体制と施設	80
（1）収集体制	80

(2) ふれあい収集	80
(3) ごみ処理施設	80
3 市が収集するごみ<家庭から出されるごみ>	81
4 市が収集しないごみ	82
5 ごみの量	83
6 減免等支援事業	84
7 ごみの内訳	84
8 春・秋の大掃除および「ゼロごみの日」	85
9 ごみの広域処理	85
10 その他	85
(1) ダイオキシン類対策	85
(2) ごみ有料化	86
(3) 事業系ごみの自己搬入	86
(4) 排出マナーの徹底	86
(5) 苫小牧市ぽい捨てによる空き缶等の散乱の防止に関する条例の一部改正とPR	87
11 資源リサイクルに関する各種施策	87
(1) 集団回収活動	87
(2) リサイクルハウス設置事業助成制度	88
(3) 生ごみの減量・堆肥化	88
(4) 拠点回収による減量化の取り組み	90
(5) レジ袋削減に関する協定締結	90
(6) エコストア認定制度	91
(7) ペットボトルのキャップ回収	91
(8) 使用済み割り箸リサイクル	91
(9) ごみの減量・リサイクルに対する意識の啓発	92
(10) JFEリサイクルプラザ苫小牧の市民開放	92
12 し尿処理	93
(1) し尿処理	93
(2) 凝化槽汚泥等処理	93

（3）浄化槽設置整備事業補助金交付制度	93
（4）月別収集実績	93
（5）決算および原価計算	95
第2節 一般廃棄物処理実施計画	99

第5章 自然環境

第1節 苫小牧市の自然環境	108
1 概況	108
2 自然環境保全地区等の指定状況	108
（1）苫小牧市自然環境保全地区	108
（2）北海道環境緑地保護地区等	110
3 野生鳥獣保護の現況	112
（1）ウトナイ湖野生鳥獣保護センター	112
（2）鳥獣保護区などの設定状況	112
（3）鳥獣保護の状況	113
（4）ウトナイ湖におけるハクチョウ類などの飛来	114
4 ウトナイ湖とラムサール条約	116
（1）ウトナイ湖	116
（2）ウトナイ湖サンクチュアリ	116
（3）ラムサール条約の概要	117
5 啓発事業	118
6 自然環境の保全対策	121
（1）条例による開発行為の規制	121
（2）産業廃棄物処理施設設置に対する指導	121
（3）生物多様性地域戦略策定事業	122

第6章 公害防止（環境の現況と対策）

第1節 大気	124
1 概況	124

2	測定地点および測定項目	125
3	測定結果	128
(1)	二酸化硫黄 (SO ₂)	128
(2)	二酸化窒素 (NO ₂)	129
(3)	一酸化炭素 (CO)	130
(4)	浮遊粒子状物質 (SPM)	131
(5)	光化学オキシダント (O _x)	132
(6)	炭化水素	133
(7)	微小粒子状物質 (PM2.5)	134
(8)	有害大気汚染物質	136
4	大気汚染防止対策	145
(1)	法令によるばい煙および一般粉じんの規制・指導	145
(2)	公害防止協定の遵守状況	145
(3)	石綿 (アスベスト) 対策	146
第2節	水質	147
1	概況	147
2	環境基準達成状況	151
3	河川の水質測定地点および測定結果	152
(1)	美々川水系の水質測定結果	153
(2)	河川の水質測定結果	154
4	海域の水質測定地点および測定結果	160
5	水質汚濁の防止対策	165
(1)	水質汚濁防止法による規制・指導	165
(2)	公害防止協定による規制・指導	165
(3)	地盤沈下対策	165
(4)	地下水汚染・土壤汚染対策	166
(5)	ゴルフ場の農薬等使用に対する指導	166
第3節	騒音・振動	167
1	概況	167

2 環境騒音および自動車騒音・振動の状況	168
(1) 測定地点	168
(2) 測定結果	169
3 航空機騒音の状況	172
4 騒音・振動防止対策	173
(1) 事業所の騒音・振動防止対策	173
(2) 特定建設作業の騒音・振動防止対策	173
(3) 自動車騒音・道路交通振動対策	173
(4) 航空機騒音対策	173
第4節 悪臭	174
1 概況	174
(1) 悪臭防止法による規制	174
(2) 調査結果	175
第5節 公害苦情	176

公害資料編

第1節 環境基準	179
1 大気汚染にかかる環境基準	179
2 水質汚濁にかかる環境基準	181
(1) 人の健康の保護に関する環境基準	181
(2) 生活環境の保全に関する環境基準	182
3 土壤の汚染にかかる環境基準	187
4 地下水の水質汚濁にかかる環境基準	188
5 ダイオキシン類にかかる環境基準	188
6 騒音にかかる環境基準	189
7 騒音に係る環境基準の地域の類型を当てはめる地域の指定	190
8 航空機騒音にかかる環境基準	190
第2節 指針値・要請限度	191
1 大気汚染にかかる指針値	191
2 水質汚濁にかかる要監視項目および指針値	192

3	自動車騒音にかかる要請限度	193
4	道路交通振動にかかる要請限度	193
第3節	悪臭物質と規制基準	194
1	臭気強度に対応する特定悪臭物質濃度	194
2	北海道の官能試験法による悪臭対策指導要綱による規制	195
第4節	公害防止協定	196
1	締結状況（36社と締結）	196
2	協定値	198
(1)	7者協定（事業者、北海道、苫小牧市、千歳市、安平町、厚真町、むかわ町）	198
(2)	3者協定（事業者、北海道、苫小牧市）	200
(3)	2者協定（事業者、苫小牧市）	203
第7章	環境行政年表	205
第8章	条例・その他規則	214

第1章 苫小牧市の概要

第1節 地勢・気象

1 位置及び面積

本市は、道央圏南部に位置し太平洋を望み、道内外の人流・物流を結ぶアクセス拠点です。また、北日本最大の国際拠点港湾である苫小牧港と、北海道の空の玄関口である新千歳空港のダブルポートを擁し、陸路では、道央自動車道、日高自動車道、国道36号などの幹線道路や鉄路（JR室蘭本線・千歳線など）の交通結節点として各地に繋がっています。



北海道陸路交通の拠点都市

鉄道	JR室蘭本線、千歳線、 日高線への分岐点
国道	36号（札幌一室蘭） 234号（岩見沢、旭川へ） 235号（日高方面へ） 276号（ニセコ方面へ）
自動車道	道央自動車道へ東・中央・西の 3か所のインターチェンジで直結。 高規格道路（日高自動車道）の起点

位 置	東 経	141° 36' 34"
	北 緯	42° 37' 53"
広 ぼ う	東 西	39.9 km
	南 北	23.6 km
	周 囲	124.5 km
標 高 (海 抜)		6.651 m
面 積		561.66 km ²

資料：苫小牧市統計書 国土地理院全国都道府県市区町村別面積調

2 気象

本市は、7～8月の平均気温が20℃前後と涼しい気候で、年間を通じて日照時間も安定しています。また、降雪量は札幌市の4分の1程度で、道内でも降雪の少ない地域です。

■月別概況（令和6（2024）年）

	平均気温 (°C)	最高平均 気温 (°C)	最低平均 気温 (°C)	平均湿度 (%)	平均海面 気压 (hPa)	降水総量 (mm)	平均風速 (m/s)	日照時間 (h)	降雪量 (cm)
1月	-2.4	1.8	-6.9	76	1014.8	59.5	3.1	133.3	81
2月	-2.2	1.8	-6.5	70	1020.6	21.5	3.3	157.0	31
3月	0.2	4.5	-4.2	69	1012.6	55.5	3.4	212.5	17
4月	8.1	12.4	4.4	77	1015.0	77.5	3.0	194.1	—
5月	12.0	16.3	7.9	78	1011.6	106.5	3.1	195.7	—
6月	16.4)	19.8)	13.5)	85)	1009.5)	70.0)	2.7	133.1	—
7月	21.7	25.0	18.9	85	1005.9	171.0	3.1	151.5	—
8月	23.4	26.5	21.2	88	1009.1	283.5	3.4	91.0	—
9月	19.4	24.1	14.9	76	1014.5	84.0	3.4	192.6	—
10月	13.6	18.3	8.3	76	1019.4	193.0	3.3	178.3)	—
11月	5.6	10.3	0.0	73	1017.3	50.5	3.0	131.6	—
12月	-2.5	2.3	-7.1	67	1010.5	19.0	2.8	157.3	13

※ 降雪量における「-」は「降雪なし」または「1cm未満の降雪」を示す。

資料：室蘭地方気象台

※ 降水総量における「」は、統計を行う対象資料が許容範囲で欠けているが、一部の例外を除いて正常値

（資料が欠けていない）と同等に扱う（準正常値）。

■気象極値

区分	極 値
最高気温	35.5°C (平成19(2007)年8月15日)
最低気温	-21.3°C (昭和20(1945)年1月18日)
月最大降水量	697.0mm (昭和56(1981)年8月)
月最小降水量	1.0mm (令和2(2020)年12月)
日最大降水量	447.9mm (昭和25(1950)年8月01日)
日最大降雪量	47cm (昭和43(1968)年2月20日)
月最大降雪量	105cm (令和4(2022)年1月)
最大風速	31.8m/s 風向・南 (昭和29(1954)年9月26日)
最大瞬間風速	38.6m/s 風向・南東 (昭和56(1981)年8月23日)
最低海面気圧	965.0hPa (昭和45(1970)年1月31日)

※ 極値は、気象官署観測開始からの値を使用する。

資料：室蘭地方気象台

第2節 歴史・沿革

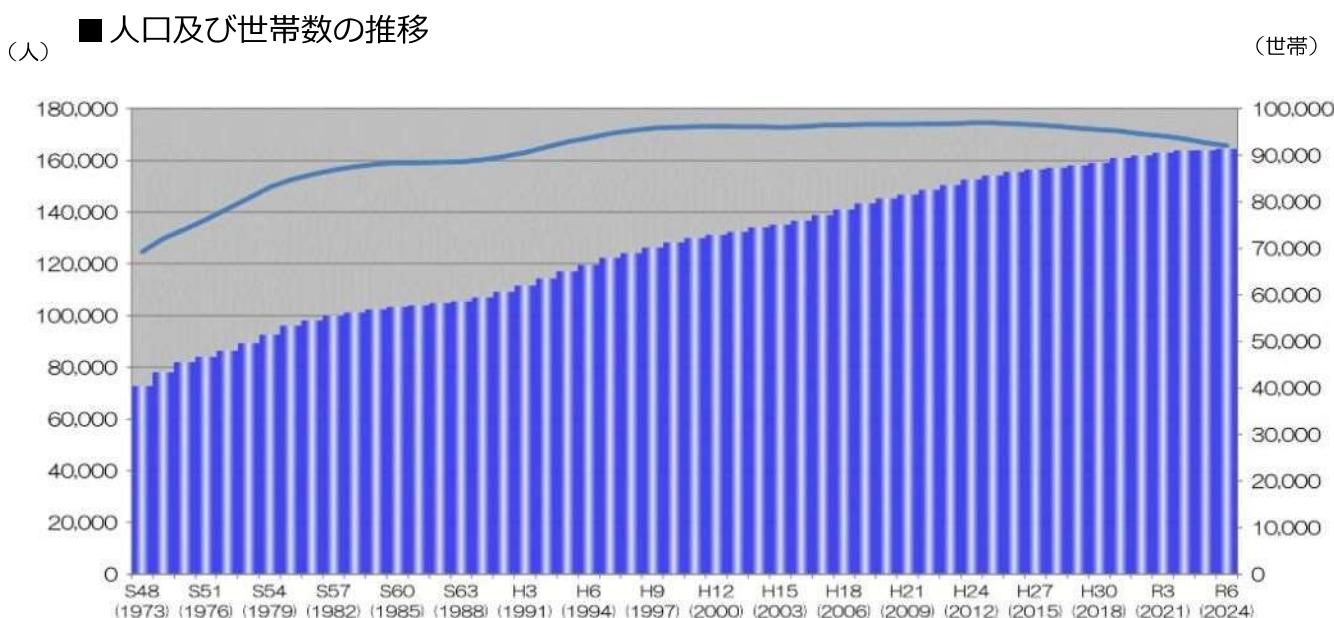
北海道には古くからアイヌ民族が暮らしており、苫小牧地方においても15世紀の半ば頃、道南に館を構えた小領主によって、アイヌ民族と和人の交易が行われていました。

寛政12（1800）年になると、現在の東京都八王子市から八王子千人同心が勇武津（勇払）に移住し苫小牧の礎となり、明治6（1873）年に開拓使が、勇払郡出張所を苫細（苫小牧）に移転し本格的な開拓が始まります。明治43（1910）年に製紙工場の操業開始を契機に工業都市として歩みはじめ、昭和26（1951）年に国家レベルの事業として日本初の内陸掘込港建設に着手、現在の苫小牧港（西港）が築かれました。

高度経済成長期に入ると東部大規模工業基地の開発に伴って、昭和51（1976）年に東港区の建設に着手、昭和55（1980）年に第一船を迎える、平成13（2001）年以降、内貿取扱貨物量全国1位、令和4（2022）年には港湾取扱貨物量全国3位まで成長し、現在では製紙業をはじめ石油精製・自動車部品製造業などの多種多様な企業が立地し、北日本最大の国際貿易港を有した産業集積都市として、発展し続けています。

第3節 人口

苫小牧市政が始まった昭和23（1948）年の3万3千人から、経済成長期に16万人まで増加し、平成25（2013）年の17万4千人をピークに人口減少傾向にあります。令和6（2024）年12月末の人口は165,590人（世帯数91,421世帯）となり、前年から1,256人の減（389世帯の増）で、11年連続で減少しています。



資料：苫小牧市統計書

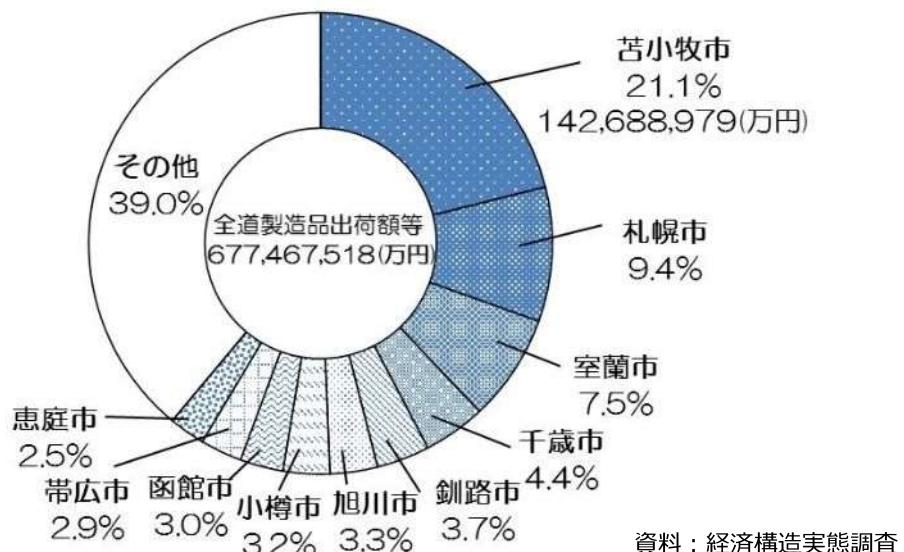
（注）平成24（2013）年7月以降の人口は、断りのない限り住民基本台帳法の改正により、外国人住民を含む。

第4節 産業

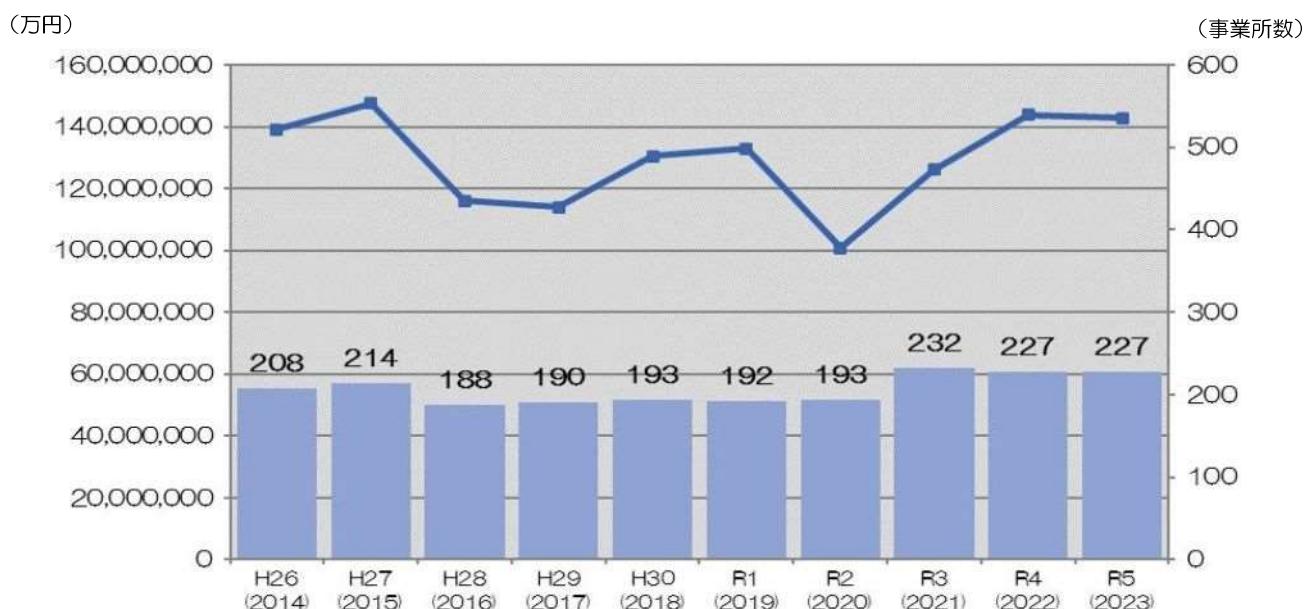
本市は道内最大の工業都市であり、製造品出荷額等では、人口で10倍以上を有する札幌市を上回り、北海道全体の21.1%を占めています。その中でも、石油製品・石炭製品製造業、輸送用機械器具製造業、自動車部品製造業、パルプ・紙・紙加工品製造業が特に盛んです。

また、本市における製造品出荷額等とその事業所数の推移を見ると、事業所の大型化傾向も見られます。

■ 製造品出荷額等道内都市別割合（令和6（2024）年調査（令和5（2023）年実績））



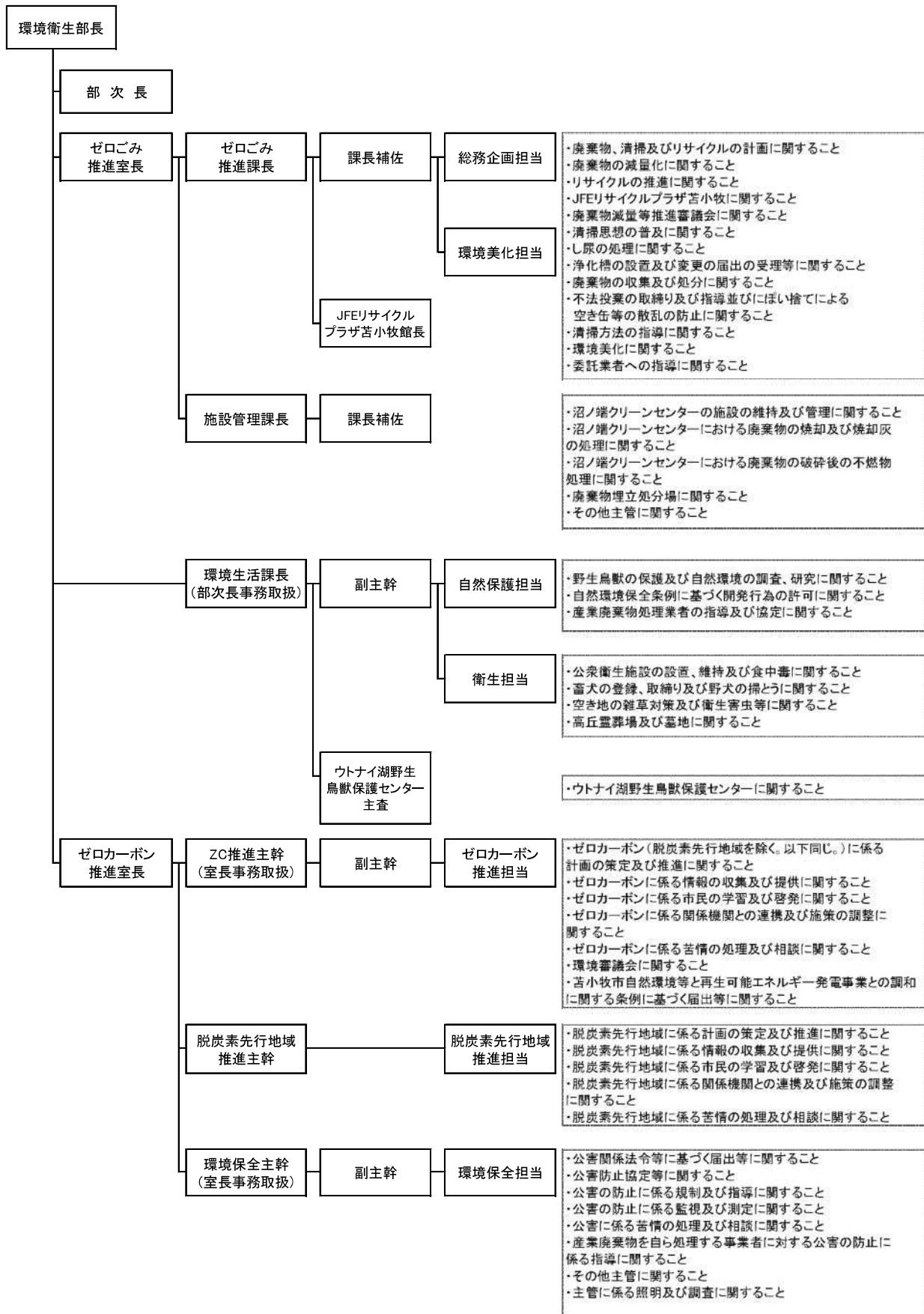
■ 苫小牧における製造品出荷額等及び事業所数の推移



※「製造品出荷額等」とは、製造品出荷額、加工賃収入額、その他収入額及び製造工程から出たくず及び廃物の出荷額の合計である。

第2章 環境行政

第1節 行政組織及び事務分掌



第2節 予算

(令和7(2025)年4月1日現在)

■公害対策費の事業別予算内訳

(単位:千円)

事業区分	令和6(2024) 年度予算額	令和7(2025) 年度予算額	比較増減
環境審議会委員経費	294	263	▲31
環境保全業務等経費	2,388	2,372	▲16
公害対策経費	29,924	29,786	▲138
ゼロカーボンハウス促進補助金	110,000	110,000	0
公害測定機器整備事業費	9,168	11,770	2,602
ゼロカーボン推進啓発事業	2,492	2,622	130
ゼロカーボン×ゼロごみ大作戦!	1,737	0	▲1,737
再生可能エネルギー適正導入支援マップ GIS 環境整備事業費	0	1,641	1,641
市有施設太陽光発電設備設置補助事業費	43,209	0	▲43,209
脱炭素先行地域づくり事業費	39,892	130,466	90,574
計	239,104	288,920	49,816

※予算額は当初予算額

(担当:ゼロカーボン推進室)

■清掃関連の事業別予算内訳

(単位:千円)

事業区分	令和6(2024) 年度予算額	令和7(2025) 年度予算額	比較増減
(清掃総務費)			
廃棄物減量等推進審議会委員経費	468	523	55
清掃庁舎管理運営経費	5,339	4,411	▲928
リサイクルプラザ事業推進経費	12,442	11,187	▲1,255
ゼロカーボン×ゼロごみ大作戦!	5,097	0	▲5,097
一般廃棄物処理基本計画策定事業費	8,795	0	▲8,795
小計	32,141	16,121	▲16,020
(塵芥処理事業費)			
塵芥処理事業経費	820,879	884,789	63,910
清掃車両運行経費	13,503	13,647	144
資源物中間処理事業費	226,503	228,278	1,775
資源リサイクル運動推進事業費	243,393	231,374	▲12,019
清掃統計処理システム事業費	916	916	0
小計	1,305,194	1,359,004	53,810
(清掃施設費)			
沼ノ端クリーンセンター管理運営経費	499,843	495,166	▲4,677
埋立処分場管理運営経費	28,098	29,205	1,107
清掃施設ダイオキシン類測定分析業務費	3,505	3,761	256
廃棄物処理施設整備基金積立金	100,103	101,348	1,245
沼ノ端クリーンセンター整備事業費	214,820	204,514	▲10,306
小計	846,369	833,994	▲12,375

事業区分	令和6(2024) 年度予算額	令和7(2025) 年度予算額	比較増減
(し尿処理費)			
し尿処理経費	129,303	132,064	2,761
西町し尿処理施設改修事業費	2,409	2,348	▲ 61
合併処理浄化槽設置整備事業費	1,500	1,500	0
小計	133,212	135,912	2,700
計	2,316,916	2,345,031	28,115

※予算額は当初予算額

(担当:ゼロごみ推進課、施設管理課)

■自然環境保護費及び衛生諸費の事業別予算内訳

(単位:千円)

事業区分	令和6(2024) 年度予算額	令和7(2025) 年度予算額	比較増減
(自然環境保護費)			
自然環境保全審議会委員経費	424	212	▲ 212
自然環境保護経費	6,951	6,502	▲ 449
野生鳥獣保護センター管理運営経費	13,565	13,943	378
野生鳥獣等生活環境被害対策事業費	19,309	15,768	▲ 3,541
生物多様性推進事業費	11,946	-	▲ 11,946
生物多様性地域戦略普及啓発事業費	-	2,200	2,200
小計	52,195	38,625	▲ 13,570
(衛生諸費)			
環境衛生経費	165	343	178
動物火葬場維持管理経費	976	-	▲ 976
畜犬登録事務等経費	3,522	3,972	450
公衆浴場下水道料金軽減経費	18,900	18,900	0
靈葬場指定管理費	62,085	61,728	▲ 357
苫小牧地方食品衛生協会補助金	120	120	0
公衆浴場振興補助金	378	378	0
靈園維持管理運営経費	28,341	29,255	914
公衆浴場支援事業費	1,710	1,500	▲ 210
靈葬場整備事業費	18,920	33,990	15,070
靈園管理基金積立金	1,400	1,400	0
靈園改修等事業費	2,805	715	▲ 2,090
靈葬場大型炉整備事業費	74,360	-	▲ 74,360
飼い主のいない猫の不妊去勢出術助成金	675	675	0
小計	214,357	152,976	▲ 61,381
計	266,552	191,601	▲ 74,951

※予算額は当初予算額

(担当:環境生活課)

第3節 審議会等

1 苫小牧市環境審議会

本市の環境施策について市長の諮問に応じ、調査・審議を行うことを目的として平成11(1999)年7月に制定された「苫小牧市環境基本条例」に基づき設置されました。

審議会は20人以内の委員で構成され、学識経験者、市民(公募)、事業者、民間団体に委嘱しています。

■第14期苫小牧市環境審議会委員名簿 (令和7(2025)年6月1日現在)(五十音順)

区分	氏名		所属など
学識経験者	◎	植竹淳	北海道大学北方生物圏フィールド科学センター
		金子友海	苫小牧工業高等専門学校
	○	谷口陽子	苫小牧工業高等専門学校
		西川祥一	北洋大学
市民		大井正美	
		下川部淳	公募
		平沼純	
事業者		尾本英二	苫小牧漁業協同組合
		芹澤朋裕	苫小牧工商会議所
		野村真理子	とまこまい広域農業協同組合苫小牧支所
		村上理映	北海道電力ネットワーク株式会社道央南統括支店
民間団体		佐藤通隆	苫小牧市中学校長会(苫小牧市立植苗小中学校校長)
		清水祐一	苫小牧消費者協会
		田中陵夫	苫小牧市町内会連合会
		森竹祐	公益財団法人日本野鳥の会 ウトナイ湖サンクチュアリレンジャー

◎ 会長 ○ 副会長

(任期 令和7年(2025)年6月1日～令和9(2027)年5月31日)

(事務局:環境衛生部ゼロカーボン推進室)

2 苫小牧市廃棄物減量等推進審議会

ごみの減量化・再生利用などについて、幅広く市民から意見を聴くため、平成5（1993）年3月9日に制定された「苫小牧市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」に基づき設置されました。

審議会は、市民（公募）、学識経験者、事業者・民間団体から選ばれた20人以内の委員で構成されています。

■第16次苫小牧市廃棄物減量等推進審議会委員名簿（令和7（2025）年7月1日現在）（五十音順）

区分	氏名	所属など
市民	松本 静男	公募
学識経験者	岡 元 優	苫小牧市中学校長会
	○ 佐々木 彩	苫小牧工業高等専門学校
	中 嶋 一 心	苫小牧工業高等専門学校（学生）
	◎ 平 野 博 人	苫小牧工業高等専門学校
	渡 邊 真 未	苫小牧市小学校長会
事業者 ・ 団体推薦	五十嵐 啓子	H I S A E 日本語学校北海道とまこまい校
	一 谷 誠 子	社会福祉法人苫小牧市社会福祉協議会
	佐 藤 咲 子	苫小牧資源リサイクル協同組合
	清 水 祐 一	苫小牧消費者協会
	芹 澤 朋 裕	苫小牧商工会議所
	藤 井 健次郎	日軽北海道株式会社
	増 岡 里 美	NPO 法人工クスプローラー北海道
	松 崎 愛	労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団フードバンクとまこまい
	宮 本 桂 太	医療法人王子総合病院（苫小牧市中央地域包括支援センター）
	山 本 紘 之	公益社団法人 北海道産業資源循環協会日胆支部
	横 山 誠 一	生活協同組合コープさっぽろ
	大 塚 光 夫	苫小牧市町内会連合会

◎ 会長 ○ 副会長

（任期 令和7（2025）年7月1日～令和9（2027）年6月30日）

（事務局：環境衛生部ゼロごみ推進室ゼロごみ推進課）

3 苫小牧市自然環境保全審議会

「苫小牧市自然環境保全条例」に基づき、市長の附属機関として自然環境の保全に関する事項を調査・審議するため、昭和 49（1974）年 7 月 15 日に設置されました。

審議会は、自然保護に関する学識経験者や各分野から選ばれた 15 人の委員で構成されています。

■ 第 26 期苫小牧市自然環境保全審議会委員名簿 (令和 7 (2024) 年 10 月 1 日現在) (五十音順)

区分	氏名		所属など
推 薦	◎ 中 村 誠 宏		国立大学法人北海道大学北方生物圏フィールド科学センター 森林圏ステーション南管理部苫小牧研究林
	○ 脇 田 陽 一		地方独立行政法人北海道立総合研究機構 森林研究本部林業試験場
	遠 藤 和 盛		(一社) 苫小牧観光協会
	遠 藤 守		(一社) 北海道獵友会 苫小牧支部
	片 桐 幸 子		(一社) ネットワーク苫小牧
	角 大 祐		苫小牧市まちを緑にする会
	郷 呂 正 明		苫小牧市町内会連合会
	佐 藤 通 隆		苫小牧市中学校長会
	谷 口 陽 子		苫小牧工業高等専門学校創造工学科
	丹 治 有 貴		苫小牧広域森林組合 苫小牧支所
	前 田 純 果		(公財) 日本野鳥の会自然保護室苫小牧グループ
	三 上 和 寿		胆振東部森林管理署
市 民	渡 部 芳 久		北海道胆振総合振興局森林室
	久 場 麻 未		公募
	西 田 憲 也		

◎ 委員長 ○ 副委員長

(任期 令和 7 (2025) 年 10 月 1 日～令和 9 (2027) 年 9 月 30 日)

(事務局：環境衛生部環境生活課)

4 自然保護監視員・鳥獣保護員・国設鳥獣保護区管理員

「苫小牧市自然環境保全条例」、「北海道自然環境等保全条例」及び「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」に基づいて委嘱された方が、自然環境の保全に必要な監視や指導を行っています。

■自然保護監視員・鳥獣保護員・国設鳥獣保護区管理員名簿 (令和7(2025)年4月1日現在)

役職	氏名	委嘱機関	任期
自然保護監視員	望 月 樹	苫 小 牧 市	令和7(2025)年4月1日～ 令和8(2026)年3月31日
	笹 山 茂 則		令和7(2025)年4月1日～ 令和7(2025)年7月31日
	入 谷 小 登 美		令和7(2025)年8月1日～ 令和8(2026)年3月31日
鳥 獣 保 護 員	岡 博	北 海 道	令和7(2025)年4月1日～ 令和8(2026)年3月31日
国指定ウトナイ湖 鳥獣保護区管理員	石 川 智 大	環 境 省	令和7(2025)年4月1日～ 令和8(2026)年3月31日

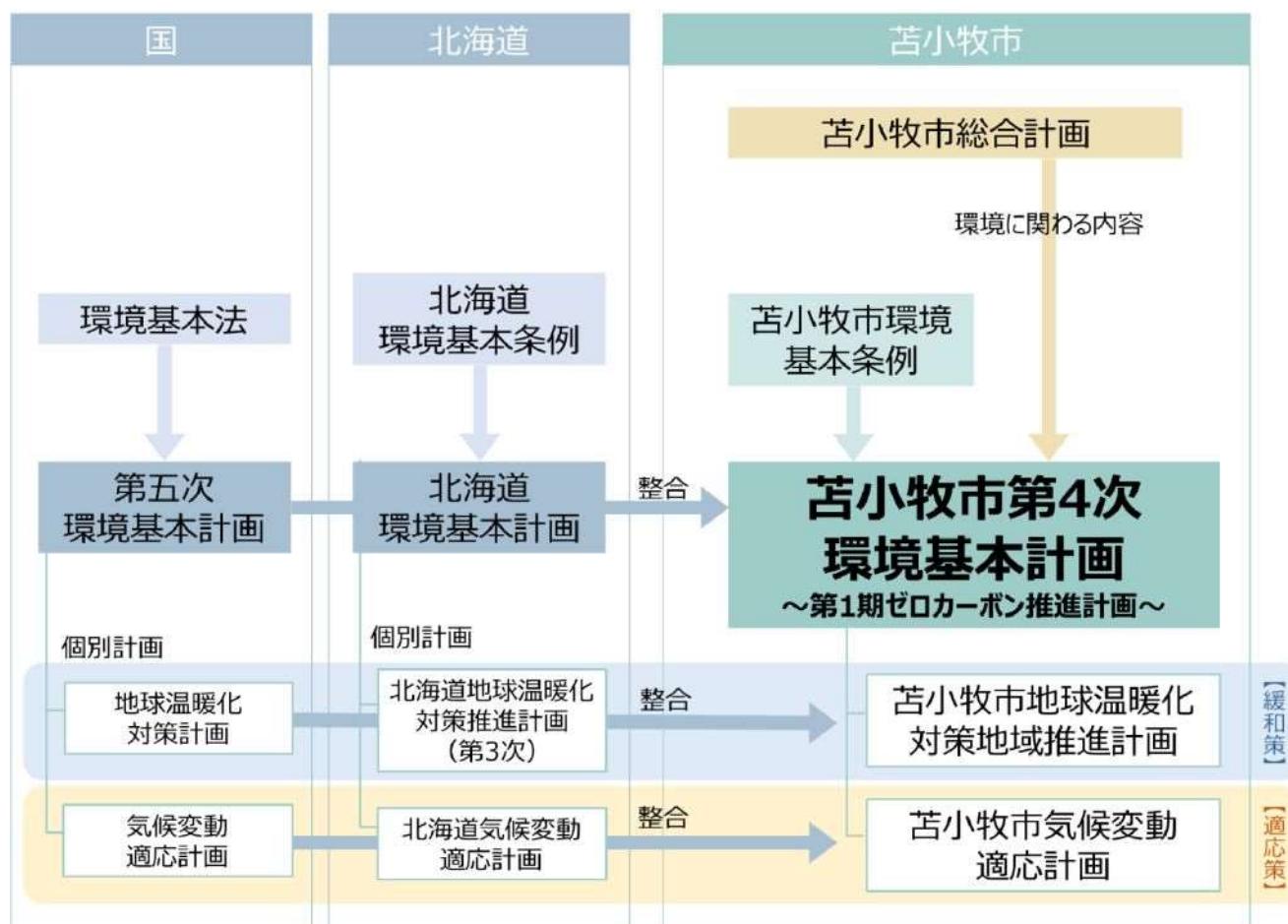
第3章 環境基本計画

第1節 概 要

1 計画の目的と位置付け

苫小牧市環境基本計画は、苫小牧市環境基本条例（平成 11（1999）年 7 月制定）の基本理念に基づき策定しており、国や北海道の環境基本計画との整合性を保ちながら、苫小牧市総合計画で示している環境施策を推進するものです。

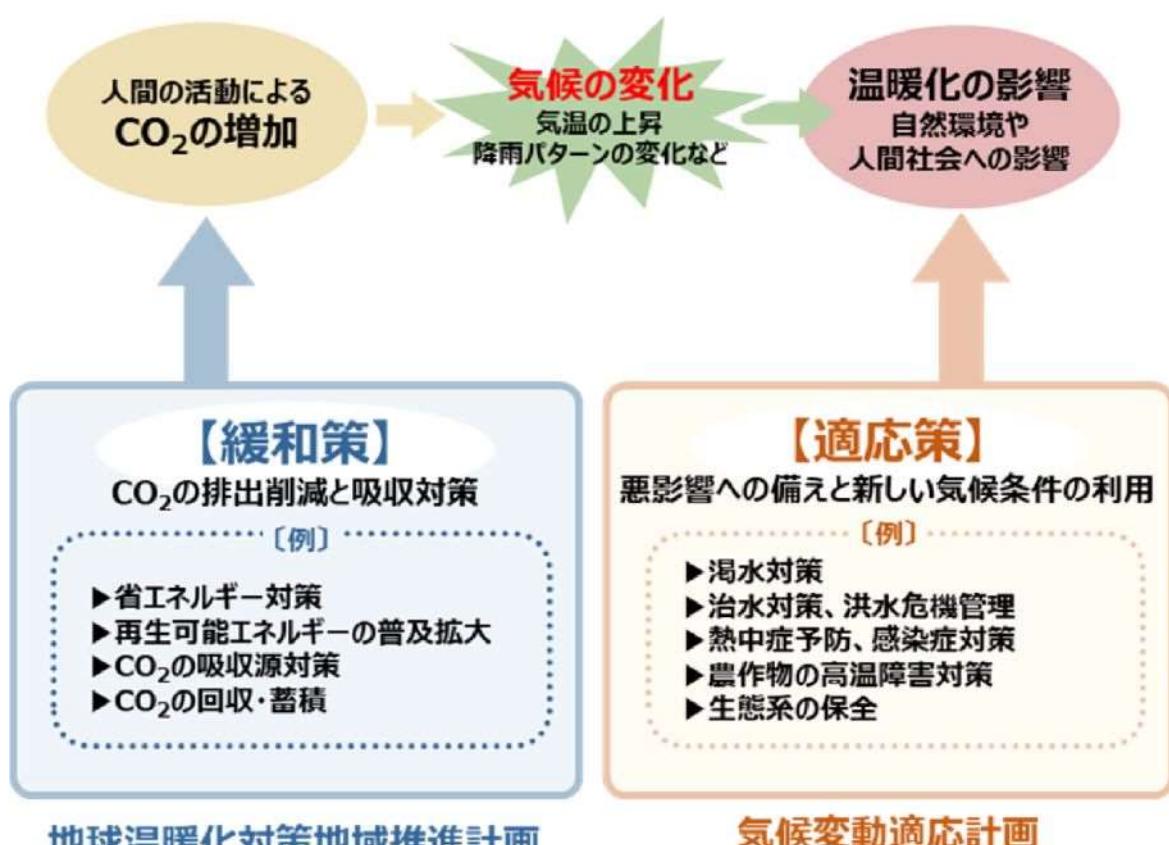
令和 5（2023）年 3 月の全面改定では、脱炭素社会への移行に向けた対策を計画的に進めるため、「ゼロカーボン推進計画」としての内容も盛り込み、本市の気候変動に対する緩和策を示す「苫小牧市地球温暖化対策地域推進計画」（区域施策編）と、適応策を示す「苫小牧市気候変動適応計画」の両計画を、苫小牧市第 4 次環境基本計画の個別計画として位置付けています。



2 気候変動対策

地球温暖化対策には、「緩和策」と「適応策」の両方からの取り組みが必要とされています。

緩和策とは、人間の活動に由来する CO₂の排出量を削減するための取り組みです。例えば、省エネルギー対策や再生可能エネルギーの導入、森林の整備などによる CO₂の吸収源対策などがあげられます。一方、適応策とは、既に現れている影響や今後避けることのできない影響に対応していくための取り組みです。例えば、局所的な大雨などによる災害への対策、熱中症や感染症対策、農作物の高温障害への対策などがあげられます。



3 計画の期間

計画期間は、令和 5 年（2023）年度から令和 12（2030）年度までの 8 年間とします。

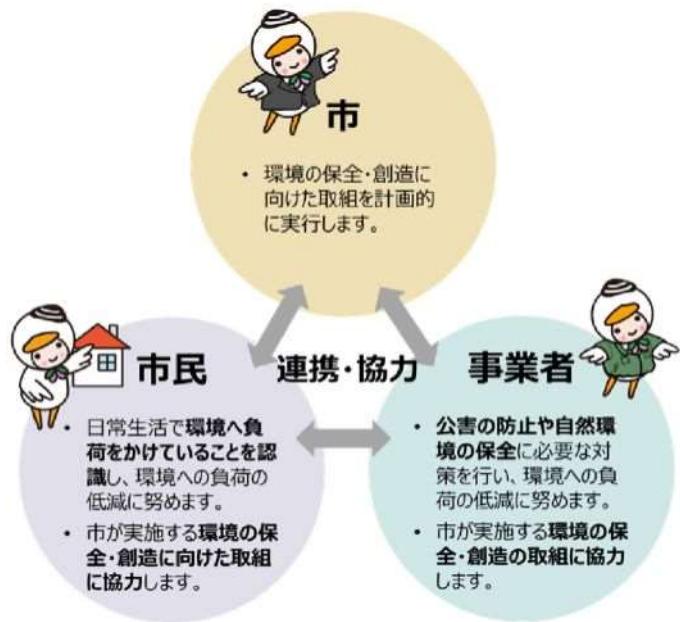
今後の計画の見直しは、計画の中間年となる令和 8（2026）年度に実施を予定しており、計画策定の前提となる諸条件に変更などが生じた場合に行うものとしています。

4 計画の対象地域

対象地域は、本市の行政区域全体とします。ただし、行政区域を越えた広域的な取り組みが必要な施策については、他の地方公共団体や関係機関と協力・連携します。

5 計画の推進に向けた主体および役割

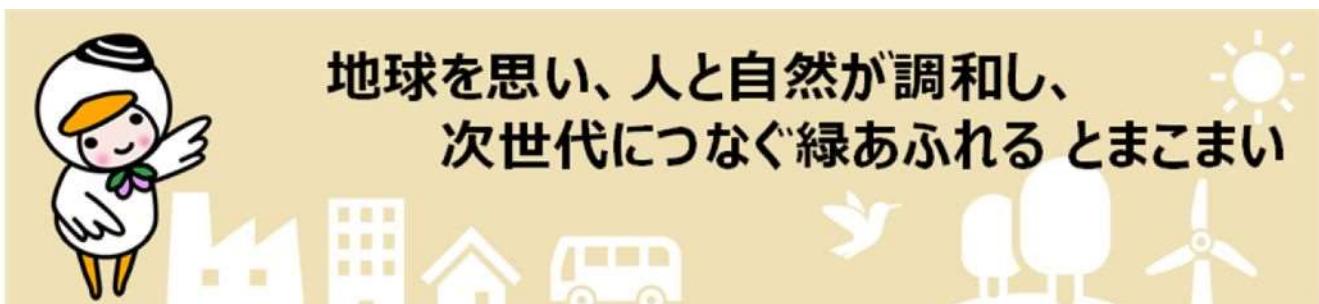
推進主体は、市、事業者、市民であり、それぞれが苫小牧市環境基本条例で掲げられた責務を果たすとともに、相互に連携しながら計画を推進しています。



6 目指すべき環境

第4次環境基本計画では、これまでの計画で設定してきた目指すべき環境を引き継ぎます。そして、令和32（2050）年度に向けて、「ゼロカーボンシティ苫小牧」の実現を目指します。

■ 目指すべき環境



7 計画の構成

本計画の構成は、目指すべき環境を実現するために、4つの基本目標を設定し、それぞれに基づく施策、各主体の具体的なアクションで計画を推進していきます。

基本目標 1



広げよう！ ゼロカーボンとみんなの暮らし

私たちの身近なところから、2050年にCO₂の排出を実質ゼロにすることを目指す「ゼロカーボン」な暮らしを広げます

■ 基本目標の成果指標

指標	基準年度	現状値（2019年度）	目標値（2030年度）
CO ₂ 排出量 (家庭部門)	平成25年度（2013年度） 498,955 t-CO ₂ /年	12.6% 削減 (平成25年度(2013年度)比)	66% 削減 (平成25年度(2013年度)比)
CO ₂ 排出量 (業務部門)	平成25年度（2013年度） 393,835 t-CO ₂ /年	24.6% 削減 (平成25年度(2013年度)比)	51% 削減 (平成25年度(2013年度)比)

■ 現状と課題

- 本市の民生部門（家庭・業務部門）のエネルギー消費量は、全体の12%を占めています。
- 家庭では、暖房エネルギーを多く消費しています。そのため、断熱性能の向上が重要です。
- 事業所や店舗では、電気を多く消費しているため、省エネルギー対策が重要です。

■ 基本施策（アクション）

① エネルギーを節約しよう！

節電・節エネルギー・節水・エコドライブなど身近な取り組みがたくさんあります。

② CO₂の少ない製品・サービスを選ぼう！

環境性能の高いものや、環境配慮マークの付いたもの、地元で作られたものを選びます。

③ ゼロカーボンな住宅・オフィスをつくろう！

断熱性・機密性の向上は、経済面・健康面でもいいことだらけ！

④ ゼロカーボンなまちをつくろう！

自転車や公共交通機関など自動車以外の手段を積極的に選びます。

⑤ 環境対策の大切さを知ろう！

学びを通して環境対策をより身近なものとして意識することが大切です。

実現しよう！ ゼロカーボン産業都市

ものづくり産業をはじめ多様な産業が集積する苫小牧だからこそ、
産業全体で「ゼロカーボン」を目指して、環境と経済の好循環を実現します

基本目標 2



■ 基本目標の成果指標

指標	基準年度	現状値（2019年度）	目標値（2030年度）
CO ₂ 排出量 (産業部門)	平成25年度（2013年度） 3,603,437 t-CO ₂ /年	9.3% 削減 (平成25年度(2013年度)比)	38% 削減 (平成25年度(2013年度)比) (目標を定めている企業は自社目標)
CO ₂ 排出量 (運輸部門)	平成25年度（2013年度） 571,011 t-CO ₂ /年	1.6% 削減 (平成25年度(2013年度)比)	35% 削減 (平成25年度(2013年度)比)

■ 現状と課題

- ・地域の産官学が一体となった「苫小牧 CCUS・ゼロカーボン推進協議会」が組織され、ゼロカーボンシティ実現に向けた活動が行われています。
- ・製造業などの産業部門と自動車などの運輸部門を合わせたエネルギー消費量は、市全体の88%を占めています。
- ・再生可能エネルギーの最大限の導入および電力の地産地消に努めるとともに、地元産業の振興につなげることが求められます。

■ 基本施策（アクション）

① エネルギーの地産地消を進めよう！

エネルギーの地産地消とともに、地域の産業振興にもつなげます。

② 産業全体で取り組みを拡大しよう！

対策を行う企業への支援や、企業との情報交換を積極的に行います。

③ 新技術に取り組む産業の輪を広げよう！

ゼロカーボンと産業振興の両立を目指し取り組みを進めます。

基本目標 3



目標ぞう！ 資源が循環する053のまち

廃棄物の適正処理、資源循環型社会の実現に向けて

4Rの推進に取り組みます

■ 基本目標の成果指標

指標	基準年度	現状値	目標値（2030年度）
1人1日当たりの家庭ごみの排出量	平成25年度（2013年度） 664g	令和3年度（2021年度） 564g	520g
リサイクル率	平成25年度（2013年度） 25.5%	令和3年度（2021年度） 31.0%	33.0%
CO ₂ 排出量 (廃棄物部門)	平成25年度（2013年度） 19,109 t-CO₂/年	令和元年度（2019年度） 22.8% 削減 (平成25年度(2013年度)比)	25% 削減 (平成25年度(2013年度)比)

■ 現状と課題

- ・「053（ゼロごみ）のまち とまこまい」を目指して、リフューズ（もらわない）・リデュース（出さない）・リユース（再利用）・リサイクル（再生利用）の「4R」を推進しています。
- ・世界的な課題である地球温暖化対策のほか、SDGs や海洋プラスチックごみ問題などへの取り組みも重要な課題となっています。

■ 基本施策（アクション）

① ごみを減量しよう！

マイバッグ、マイボトルの活用、詰め替え商品の購入や、モノを使い切るなどの取り組み、生ごみの減量対策を推進します。

② リサイクルに取り組もう！

広報誌やごみ分別アプリ、SNS などを活用してさまざまなリサイクル情報を発信するほか、集団回収や拠点回収を推進します。

③ きれいなまちを目指そう！

ポイ捨て防止や不法投棄対策、地域の大掃除活動を行うなど、まちの環境美化に取り組みます。

守ろう！ 豊かな自然とみんなの未来

苫小牧は自然を感じられる緑に囲まれたまちです。
未来にこの素晴らしい環境を引き継ぐため、環境保全に取り組みます！



■ 基本目標の成果指標

指標	現状値（2021年度）	目標値（2030年度）
「豊かな自然環境の保全に努め、自然保護の意識を高めること」への市民満足度	85.5%	上昇
「公園、緑地、広場、並木道など身近に緑とふれあえること」への市民満足度	84.7%	上昇
「大気汚染、水質汚染、騒音等、公害を防ぐ対策をとること」への市民満足度	81.5%	上昇

■ 現状と課題

- 本市は、まちのシンボルである樽前山や、野鳥の楽園であるラムサール条約登録湿地のウトナイ湖や勇払原野などの豊かな自然に囲まれています。
- 大気、水質、騒音などの環境測定結果では、全ての測定地点で概ね環境基準が達成されていますが市民アンケート調査結果から、「空気の臭い」についてより一層の環境改善が必要です。

■ 基本施策（アクション）

① 苫小牧の多様な自然環境を守ろう！

多様で豊かな自然環境を守り、自然とのふれあうきっかけをつくります。

② まちの緑を守ろう！

森林環境を整備・保全するとともに、まちの緑化を進めます。

③ 公害を未然に防ごう！

モニタリングや公害防止設備の導入支援で生活環境を快適に保ちます。

④ 気候の変化に備えよう！

災害対策をはじめ、熱中症や感染症など健康面での対策などに取り組みます。

第2節 2050年の脱炭素社会に向けた目標

1 目標達成の指標

計画の推進により目標がどの程度達成されたのか、また「苫小牧市環境基本条例」における基本理念ならびに方針がどの程度実現されているのかを把握する方法として、指標を設定しています。指標は、「取組目標（アウトプット指標）」と「成果目標（アウトカム指標）」を定めています。

【取組目標】 基本施策（アクション）ごとに、「どのくらい施策を行うことを目指すか」を示す

【成果目標】 基本目標ごとに、「施策を行った結果どのくらい効果が得られると見込まれるか」を示す

基本目標	成果目標（アウトカム指標）	基本施策（アクション）	取組目標（アウトプット指標）
広げよう！ ゼロカーボンと みんなの暮らし	CO ₂ 排出量 家庭部門：66% 削減 業務部門：51% 削減 (2013年度比)	エネルギーを節約しよう！ CO ₂ 排出量の少ない製品・サービスを選ぼう！ ゼロカーボンな住宅・オフィスをつくろう！ ゼロカーボンなまちをつくろう！ 環境対策の大切さを知ろう！	省エネイベントの参加人数（年間） エコドライブ登録者人数（累計） エコカーの導入率 ゼロカーボンハウス促進補助金の補助件数（累計） 路線バス実車走行km当たり利用者数 道路照明灯のLED化率 公園灯のLED化率 小・中学校の教育課程に「SDGs」「ゼロカーボンシティ」に関する学習の明記 出前講座や体験学習会などの実施件数
実現しよう！ ゼロカーボン 産業都市	CO ₂ 排出量 産業部門：38% 削減 (目標を定めている企業は自社目標) 運輸部門：35% 削減 (2013年度比)	エネルギーの地産地消を進めよう！ 産業全体で取り組みを拡大しよう！ 新技術に取り組む産業の輪を広げよう！	市内における太陽光発電システム導入容量（累計） ゼロカーボン対策推進企業の支援件数（累計） ゼロカーボンに関する調査・実証研究などの実施件数（累計）
目指そう！ 資源が循環する ゼロごみ 053のまち	1人1日当たりの 家庭ごみの排出量：520g リサイクル率：33.0% CO ₂ 排出量 廃棄物部門：25% 削減	ごみを減量しよう！ リサイクルに取り組もう！ きれいなまちを目指そう！	1人1日当たりの家庭ごみの排出量 リサイクル率 廃棄物焼却によるCO ₂ 排出量
守ろう！ 豊かな自然とみ んなの未来	市民満足度の上昇* <ul style="list-style-type: none">豊かな自然環境の保全に努め、自然保護の意識を高めること公園、緑地、広場、並木道など身近に緑とふれあえること大気汚染、水質汚染、騒音など、公害を防ぐ対策をとること	苫小牧の多様な自然環境を守ろう！ まちの緑を守ろう！ 公害を未然に防ごう！ 気候の変化に備えよう！	各小学校などにおける「自然ふれあい教室」および「こころの授業（出前講座）」の実施回数、人数 市有林の施業面積 大気環境基準達成率 航空機騒音環境基準達成率 —

*市民意識調査結果では「満足」「やや満足」「普通」の合計割合を満足度として評価します

2 目標の進捗状況

(1) 苫小牧市における CO₂排出量

苫小牧市地球温暖化対策地域推進計画で定める CO₂削減目標は、国の地球温暖化対策計画や北海道地球温暖化対策推進計画などを踏まえて、排出部門別に設定しています。

分類	2013 年度 【基準年度】 (t-CO ₂ /年)	2022 年度【最新値】*		2030 年度 【目標年度】
		排出量 (t-CO ₂ /年)	削減率 (基準年度比)	
産業部門	3,603,437	2,613,337	▲ 27.5 %	企業目標または ▲ 38 %
業務部門	393,835	292,423	▲ 25.7 %	▲ 51 %
家庭部門	498,955	338,362	▲ 32.2 %	▲ 66 %
運輸部門	571,011	549,752	▲ 3.7 %	▲ 35 %
廃棄物部門	19,109	13,462	▲ 29.6 %	▲ 25 %
合計	5,086,347	3,807,336	▲ 25.1 %	▲ 48 %

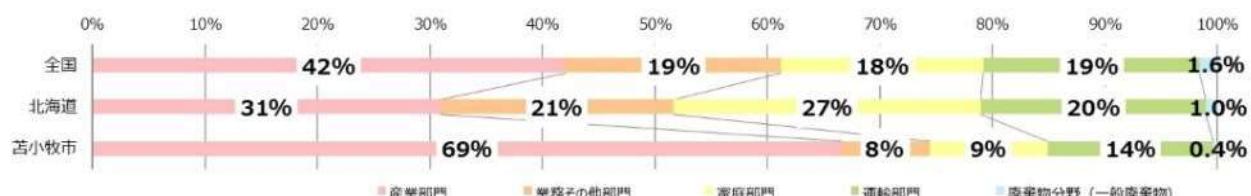
1) 部門別 CO₂排出量構成比(2022年度)



2) CO₂排出量の経年推移



3) 部門別 CO₂排出量構成比の比較 (全国平均および北海道平均)



※構成比は、四捨五入の関係で合計が 100%にならない場合があります

本市における CO₂排出量は、令和4 (2022) 年度で約 3,807 千 t-CO₂、削減率は 25.1% (基準年度比) となっており、産業部門からの排出が約 7 割を占めていることが特徴的です。

(2) 取組目標（アウトプット指標）の進捗状況

取組目標（アウトプット指標）	【基準値】 2021 年度	2024 年度	【目標値】 2030 年度
省エネイベントの参加数（年間）	61 人	1,133 人	100 人
エコドライブ登録者数（累計）	5,733 人	6,018 人	6,700 人
エコカーの導入率	11 %	12.6% (2023 年度実績)	40.0%
ゼロカーボンハウス促進補助金の補助件数（累計）	1,947 件	2,757 件	3,900 件
路線バス実車走行 km 当たりの利用者数	1.06 人	1.14 人	1.17 人
道路照明灯の LED 化率	30.0%	51.2%	60.0%
公園灯の LED 化率	26.5%	49.1%	100%
小・中学校の教育課程に「SDGs」「ゼロカーボンシティ」に関する学習の明記	0 校	8 校	全 37 校
出前講座や体験学習会などの実施件数	5 件	49 件	12 件
市内における太陽光発電システム導入容量（累計）	203MW	207.2MW	300.0MW
ゼロカーボン対策推進企業の支援件数（累計）	0 件	12 件	200 件
ゼロカーボンに関する調査・実証研究などの実施件数（累計）	11 件	31 件	30 件
1 人 1 日当たりの家庭ごみの排出量	564 g	528 g	520 g
リサイクル率	31.0%	31.1%	33.0%
廃棄物焼却による CO ₂ 排出量	14,751t- CO ₂ /年 (2019 年度実績)	13,462t- CO ₂ /年	14,332t- CO ₂ /年
各小学校などにおける「自然ふれあい教室」および「こころの授業(出前講座)」の実施回数、人数	50 回 2,114 人	51 回 1,491 人	60 回 2,200 人
市有林の施業面積	2 ha	64 ha	144 ha
大気環境基準達成率	93.0%	91.0%	100%
航空機騒音環境基準達成率	100%	100%	100%

第3節 アクションプランの実施状況

本計画では、4つの基本目標それぞれに基本施策、各主体の具体的なアクションプランを定めており、市、事業者、市民の3者で相互に連携しながら計画を推進しています。このうち、市が実施する128項目の具体的な取り組み内容については以下のとおりです。

※「年度」欄の説明

- A ((順調に達成)・・・・・取組内容が十分に実施することができたもの。)
- B (概ね順調に達成)・・・取組内容を概ね順調に達成することができたもの。)
- C (一部未達成)・・・・・取組内容の一部を達成することができなかつたもの。)
- D (未達成)・・・・・・取組内容が実施できなかつたもの（事業の廃止を含む）。)

基本目標	基本施策（アクション）
広げよう！ゼロカーボンとみんなの暮らし	<p>①エネルギーを節約しよう！</p> <p>②CO₂の少ない製品・サービスを選ぼう！</p> <p>③ゼロカーボンな住宅・オフィスをつくろう！</p> <p>④ゼロカーボンなまちをつくろう！</p> <p>⑤環境対策の大切さを知ろう！</p>
実現しよう！ゼロカーボン産業都市	<p>①エネルギーの地産地消を進めよう！</p> <p>②産業全体で取組を拡大しよう！</p> <p>③新技術に取り組む産業の輪を広げよう！</p>
目指そう！資源が循環する 053のまち	<p>①ごみを減量しよう！</p> <p>②リサイクルに取り組もう！</p> <p>③きれいなまちを目指そう！</p>
守ろう！豊かな自然とみんなの未来	<p>①苫小牧の多様な自然環境を守ろう！</p> <p>②まちの緑を守ろう！</p> <p>③公害を未然に防ごう！</p> <p>④気候の変化に備えよう！</p>

基本目標1 広げよう！ゼロカーボンとみんなの暮らし

施策1-1 エネルギーを節約しよう！

節電・節水・エコドライブなど、日々の生活の中でゼロカーボンに直結する取り組みはたくさんあります。ゼロカーボンの達成には、エネルギー消費量を把握した上で、省エネルギー対策を徹底することが重要です。

Nº	取組内容	実績・進捗	効果など	評価
1	環境保全活動推進のため、広報誌やホームページなどによる情報提供に努めます。また、国や道、団体などの補助制度の情報を提供します。 (ゼロカーボン推進室)	各事業・イベントなどの情報を市HPや広報とまこまい、Instagram、Facebook、LINEに掲載し、周知を図りました。また、ホームページに省エネルギー関連の助成制度等の情報を掲載しました。	広報とまこまいや市HP、各SNSを活用することで、より多くの方々に効果的な情報発信をすることができました。	A
2	エコワット、デジタル燃費計の貸出を行います。 (ゼロカーボン推進室)	エネルギー消費量の削減や見える化を目的とし、エコワット、デジタル燃費計の貸出を行いました。 令和6年度はエコワット11件、デジタル燃費5件の貸出を行いました。	エコワット・デジタル燃費計の貸出により、省エネに係る啓発が図られましたが、今後はより波及効果が期待できる手法について検討していきます。	B
3	低利融資制度による中小企業に対する省エネ設備・機器や次世代自動車の導入支援に努めます。 (商業振興課)	「中小企業環境保全施設資金」で、公害防止設備の導入や改善またはゼロカーボン推進を目的とした設備の導入を行う中小企業者等に対して、環境保全対策の推進を図るとともに、中小企業への資金調達の円滑化を図りました。	導入を希望する中小企業者等に対して低利な資金調達を可能としています。	B
4	ゼロカーボン推進啓発事業により、家庭内での省エネルギー推進のため啓発に努めます。 (ゼロカーボン推進室)	全17件の啓発イベントを開催し、計1,133人の参加がありました。 また、「ゼロカーボンポスターコンテスト」や「ゼロカーボンアクションコンテスト」を開催し、計28作品の応募がありました。	啓発イベントの実施により、市民への意識醸成が図られました。 今後はより幅広い世代が参加出来るよう、内容や募集方法等の改善を図りながら、事業を継続します。	A
5	エコドライブの普及推進に努めます。 (ゼロカーボン推進室)	5月と12月にエコドライブシミュレーターを使用した「出張！エコドライブ情報局」を開催し、72名の参加がありました。 また、通年でのホームページ等による周知により、「エコドライブ宣言」を募集しており、令和6年度末時点で累計6,018人の宣言がありました。	エコドライブシミュレーターなどの体験を通して、エコドライブによる燃費向上、CO ₂ 削減に関する市民への啓発につながりました。	A

6	クールビズ・ウォームビズ・テレワークの推進・実施を行います。 (ゼロカーボン推進室、行政監理室)	Instagram および広報とまこまいにより、イラストを活用した4コマ漫画による広報発信を行いました。 また、市役所内においては、令和3年度からナチュラルビズスタイルを導入しており、令和6年度のテレワークは725件の実績がありました。	職員向けに情報発信を行い計画の推進を図りました。また、テレワークの実施により、通勤にともなうCO ₂ 排出量の削減が図られました。	A
7	アルテンのワーケーション拠点化に向けた検討・整備を行います。 (緑地公園課)	ワーケーション施設として滞在期間を快適に過ごせるよう、センターハウス内にフリースペースを設けるなど、施設環境の充実とブランド化を目指し、関係機関と協議を行いました。	通勤にともなうCO ₂ 排出量削減のため、長期滞在によるテレワークの普及促進が図られました。	A

施策1－2 CO₂の少ない製品・サービスを選ぼう！

建物の断熱性・機密性の向上は、ゼロカーボンの取り組みとしても重要ですが、冷暖房費を抑えられるだけでなく、熱中症やヒートショックの予防対策にもつながります。

№	取り組み内容	実績・進捗	効果など	評価
8	2030年までに苫小牧市内のエコカーの導入率40%を目指します。 (ゼロカーボン推進室)	市内事業者と連携し、啓発イベントで使用する電力をエコカーから供給し、車両の展示と併せて市民周知を行いました。 また、公用車で導入している電気自動車の走行距離、充電状況等のデータ収集、整理を行いました。	エコカーを展示することで、市民の関心を高め、普及啓発が図られました。 今後は、電気自動車の走行距離等のデータを分析、活用しながら、エコカーの普及の可能性を検討していきます。	B
9	公用車へエコカーを導入していきます。 (管財課)	令和6年度末時点でのエコカー導入率は40%で、前年度と比較し、8%増加しました。	エコカーの導入率増加により、CO ₂ 排出量が削減されました。	A
10	リサイクル製品やプラスチック代替素材製品の普及啓発に努めます。 (ゼロごみ推進課、ゼロカーボン推進室)	イベントや出前講座でペットボトルからペットボトルへのリサイクル(BtoB)製品の紹介やプラスチック代替素材の周知・啓発を行いました。	イベントや出前講座などを通じて、リサイクルへの理解が図られました。	A
11	環境にやさしい行動などを行った際にポイントを付与する仕組みを構築します。 (ゼロカーボン推進室)	啓発イベント参加者にとまチョップポイントを付与しました。 令和6年度の付与人数は330人で、付与ポイントは99,000ポイントでした。	とまチョップポイントを付与することで、啓発イベントへの参加者の拡大に繋がり、ゼロカーボンに対する意識醸成が図られました。	A
12	学校給食に地場産物の利用拡大を進めます。 (学校給食共同調理場)	地元生産者や納入業者との連携により学校給食に採用可能な供給体制(品質、量、価格)を整理し、地場産物(真	学校給食に地場産物を使用することで小中学生に地産地消について身近に感じてもらうことができました。ま	A

		鮭、ほっけ、サクラマスなど)を提供することができました。また、公式 Instagram や献立表で地場産物を使用した献立を紹介し、地産地消の取組について情報発信しました。	た、SNS 等を活用し、地産地消の取組について広く世間に発信することで、より多くの市民や事業者から高い関心が得られ、更なる地場産物の利用拡大が図られました	
13	ゼロカーボン推進啓発事業により、地産地消の推進を図ります。 (ゼロカーボン推進室)	令和 7 年 2 月に「星澤幸子の ECO クッキングショー」、「親子でエコクッキング教室」を開催し、食材の地産地消の重要性を伝えました。	地産地消による循環型社会の形成や食材の産地からの輸送距離が近いことで CO ₂ 削減に効果があることについて理解が図られました。	B

施策 1-3 ゼロカーボンな住宅・オフィスをつくろう！

建物の断熱性・機密性の向上は、ゼロカーボンの取り組みとしても重要ですが、冷暖房費を抑えられるだけでなく、熱中症やヒートショックの予防対策にもつながります。

Nº	取り組み内容	実績・進捗	効果など	評価
14	公共施設の照明機器の LED 化を推進します。 (ゼロカーボン推進室)	重点対策加速化事業を活用し、令和 6 年度は 4 施設の LED 化が完了しました。また、令和 5 年度末時点で全公共施設の照明設備の LED 化率は 29.8% で、基準時間（年間 1,600 時間又は 1,400 時間）以上使用する照明設備の LED 化率は 47.7%となりました。	照明機器の LED 化による電力使用量の低下にともない、公共施設における CO ₂ 排出量が削減されました。	A
15	PPA 契約による公共施設への太陽光パネル設置を推進します。 (ゼロカーボン推進室)	オンサイト PPA 方式により、令和 5 年度は 7 施設、令和 6 年度は 3 施設に太陽光発電設備と蓄電池を導入しました。また、市有地を活用したオフサイト PPA 方式による地産地消の太陽光発電事業の事業者公募に向けた協議、検討を行いました。	計 10 施設に再エネ設備が導入されたことで、令和 6 年度合計で約 395t の CO ₂ 排出量が削減されました。また、発電状況や CO ₂ 削減効果が表示されるモニターの設置により、市民啓発にもつながっています。	A
16	公共施設の新築は「ZEB oriented」以上と定めます。 (ゼロカーボン推進室)	令和 6 年度は苫小牧市立大成小学校の「ZEB」相当以上の改築工事着工に向けての実施設計が行われました。（令和 8 年度着工予定）	市内初の「ZEB」認証の公共施設建設により、省エネ化の推進が図られます。	A
17	市民・事業者を対象に、ゼロカーボンに関連する補助金・融資制度等の情報提供に努め、事業者の自主的な行動を促します。 (ゼロカーボン推進室)	市ホームページや出前講座、啓発イベントを通して、市民・事業者が活用できる補助金を紹介し、情報提供を行いました。	補助金の情報提供を行うことで、一定程度の促進効果はあったと考えます。今後はより一層の情報提供体制の構築に努めます。	B

18	<p>民生部門ゼロカーボン専門部会を通じ、市域の民生部門脱炭素化に向けた各種施策について協議します。 (ゼロカーボン推進室)</p>	<p>令和6年度において民生部会ゼロカーボン専門部会の開催はありませんでした。</p>	<p>令和6年度の開催はありませんでしたが、今後も必要に応じて協議を行っていきます。</p>	D
19	<p>一般家庭での省エネ・再エネ機器の導入や断熱改修などのリフォーム支援に努めます。 (ゼロカーボン推進室、建築指導課)</p>	<p>「ゼロカーボンハウス促進補助金」で計330件の補助を行いました。このうち、ZEH+2件、太陽光発電設備117件、蓄電池125件、エコキュート72件、HEMS6件の補助を行いました。</p>	<p>太陽光発電設備をはじめ、各種設備の導入が促進され市内のCO₂排出量削減が図られました。</p>	A
20		<p>「住宅耐震・リフォーム支援事業」で80件の申請を受け付けました。そのうち省エネに資する支援として、外壁の張替え14件、窓サッシ交換12件、ボイラー交換4件への支援をしました。</p>	<p>今後も補助については、市民ニーズ等を勘案して判断し、取組みを継続します。</p>	A
21	<p>事業者に対する、省エネ・再エネ設備の導入支援を行います。 (港湾・企業振興課)</p>	<p>令和6年度は「立地企業サポート事業補助金」事業内のゼロカーボン推進事業において、設備投資の費用として、8件に対して補助を行いました。</p>	<p>事業者を対象とした補助金の拡充により、省エネ・再エネ設備の普及が促進され、産業部門のゼロカーボンが拡大されました。</p>	B
22	<p>ゼロカーボンに関するセミナーとコンサルティング支援を行い、ゼロカーボン促進への機運の醸成を図ります。 (工業・雇用振興課)</p>	<p>「苫小牧市ゼロカーボン支援コンサルティング事業」で省エネセミナーを実施し、86社107人が参加しました。また、個別コンサルティングとして、省エネ診断5件、温室効果ガス排出量評価20件の支援を行いました。また、省エネ診断先5件に対し、環境関連ソリューションの提案を行いました。</p>	<p>財政的な負担に加え、情報・知識・人材面での制約があり、どのような取組みを行うべきか具体策を検討するまでに至ることができない企業に支援を行うことで、足元からゼロカーボン促進への機運が醸成されました。</p>	B
23	<p>「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」の周知と規制・指導に努めます。 また、「低炭素建築物認定制度」の周知に努めます。 (建築指導課)</p>	<p>建築物省エネ法の届出が31件、建築物エネルギー消費性能向上計画認定の申請が11件あり、建築物省エネ基準に関する適合の合否を確認しました。 また、低炭素建築物認定申請が4件あり、「低炭素建築物に関する法律」による認定の合否を確認しました。</p>	<p>建築物の省エネルギー性能の向上が図られました。 また、建築物のCO₂排出の抑制が図られました。</p>	A

施策1－4 ゼロカーボンなまちをつくろう！

自転車や公共交通機関など自動車以外の手段を積極的に選びます。また、便利で使いやすい公共交通のサービス向上や、街灯などの省エネ・再エネ化を進めます。

Nº	取り組み内容	実績・進捗	効果など	評価
24	地域公共交通の維持・確保および利用促進に努めます。また、鉄道やバスの乗り方教室などの利用促進策を実施することで、公共交通の利用者増を図り、CO ₂ 排出量削減を推進します。（まちづくり推進課）	苫小牧市内のイベント（港まつり等）に合わせ、公共交通利用促進ポスターを掲出しました。また、樽前サンフェスティバル会場や南包括支援センターとの共催で乗り方教室を開催、市内高校の協力を得て装飾したバスを、クリスマスや忘年会シーズンの「ナイトまバス」として運行しました。さらに、バス停付近へのベンチ設置やソーラーパネル式電灯の設置、コンビニエンスストアを待合所として利用できるよう交渉するなど、公共交通の利用促進策を実施しました。	公共交通の利用を促すことで、徐々に利用者数の回復傾向が見られ、CO ₂ 排出量削減が一定程度推進されました。	A
25	市内路線バスにおけるエコドライブを推進します。（まちづくり推進課）	バス事業者との月一回の定期協議の中で乗務員へのエコドライブに対する意識啓発促進を依頼しました。	バス事業者の乗務員の意識啓発が図られ、エコドライブが一定程度推進されました。	B
26	徒歩や自転車で安全で快適に移動できる、魅力的な環境を整備し、移動に伴うCO ₂ を抑制するとともに、健康増進、混雑緩和などに貢献します。（まちづくり推進課、未来創造戦略室）	「苫小牧市地域公共交通計画」における公共交通の利用促進策の一つとして、「モビリティマネジメントの推進」に取り組み、公共交通の利用者増を図り、CO ₂ 排出量削減を推進するため広報紙やSNS等を活用しました。	モビリティマネジメントの推進により、自家用車利用から公共交通利用への意識醸成が促進され、移動に伴うCO ₂ が一定程度抑制されました。	B
27	苫小牧市スマートシティ官民連携協議会を通じて、デジタル技術やデータを利活用したCO ₂ 排出量軽減の取り組みを実施します。（未来創造戦略室）	JR 苫小牧駅前の再生と共に、市街地エリアとウォーターフロントエリアを結ぶ回遊動線の実現に向けた検討を行いました。	ゼロカーボンなまちづくりに限らず、魅力的な環境の創造に向けた取り組みが推進されました。	B
28	苫小牧市スマートシティ官民連携協議会を通じて、デジタル技術やデータを利活用したCO ₂ 排出量軽減の取り組みを実施します。（未来創造戦略室）	苫小牧市スマートシティ官民連携協議会の中で、デジタル技術を活用した取組やGX推進における取り組みについて協議しました。令和6年度は、CO ₂ 排出を抑制する自動運転バスの実証運行を、イベント時及び冬季に行いました。	デジタル技術やデータを利活用した、CO ₂ 排出量を軽減するまちづくりへの取組が推進されました。	B

29	<p>公共施設などに、EV 用充電設備を設置します。 (ゼロカーボン推進室)</p>	<p>令和 5 年度に EV 車を本庁舎に 2 台、沼ノ端クリーンセンターに 1 台導入しました。本庁舎はソーラーカーポート、沼ノ端クリーンセンターは廃棄物発電を活用して再エネ電力で充電しています。</p>	<p>3 台の EV 車導入により、令和 6 年度は約 2.9 t の CO₂排出量を削減しました。公用車のエコカー化が進む中、寒冷地における EV の需要を見極めながら、取組を推進していきます。</p>	B
30	<p>ゼロカーボンに資する道路照明灯の LED 化を行います。 (維持課)</p>	<p>市が管理する道路照明灯は令和 6 年度に 368 灯の LED 化を行い、現在の進捗率は 51.2% です。</p>	<p>道路照明灯の LED 化により省エネ及び CO₂排出量の削減につながりました。</p>	A
31	<p>ゼロカーボンに資する公園設備の整備を行います。 (緑地公園課)</p>	<p>市内公園灯は全 1,245 灯あり、令和 6 年度は 82 灯の LED 化への更新を行い、令和 6 年度まで合計 611 灯、49% の LED 化を完了しました。</p>	<p>公園照明灯の LED 化により省エネ及び CO₂排出量の削減につながりました。</p>	A
32	<p>公共施設樹木に由来する伐採樹木をバイオマス燃料の原料として木質バイオマス発電事業者に売却します。 (緑地公園課)</p>	<p>令和 6 年度は、約 92 t の伐採樹木を木質バイオマス発電事業者に売却しました。</p>	<p>廃棄物処分されていた伐採樹木が、再生可能エネルギーとなることから、地球環境改善に貢献します。</p>	A
33	<p>企業版ふるさと納税の使途にゼロカーボンシティプロジェクトを追加します。 (政策推進課)</p>	<p>ホームページ上で寄附を募る際には、その使途として総合戦略に掲げる 4 つの基本目標を示しており、令和 4 年度より、その中でゼロカーボンシティプロジェクトをピックアップして紹介しました。</p> <p>また、使途について相談のあった事業者に対して、特に募集する事業としてゼロカーボンシティプロジェクトを提案し、令和 6 年度は 5 件の寄附がありました。</p>	<p>関連する幅広い事業の財源として、脱炭素に力を入れている企業と市の両者にメリットが生まれました。</p>	A

施策1－5 環境対策の大切さを知ろう！

学びを通して環境対策をより身近なものとして意識することが大切です。

Nº	取り組み内容	実績・進捗	効果など	評価
34	各種出前講座や体験学習会などを実施し、広く環境学習機会の提供に努めます。（ゼロカーボン推進室、ゼロごみ推進課）	企業、小中学校や市民向けに出前講座を49回開催し、4,271名が参加しました。	環境学習の出前講座では、学校や家庭で出来るゼロカーボンの取組や、ごみの減量と分別、リサイクルについて学習を深めることで、ゼロカーボンやごみの分別・資源化への意識醸成が図られました。	A
35		市内4か所のコミュニティセンターで夏・冬のリサイクル自由研究所を開催し、参加者は夏136名、冬94名でした。		A
36	小中学校省エネ行動教育プログラム事業を行います。 (総務企画課)	小学校22校、中学校14校、義務教育学校1校が実施校として、学校全体で省エネ活動に取組みました。	児童・生徒は照明のこまめな消灯、教職員は資料のペーパレス化の促進等、省エネ型の生活習慣を身に付け、環境問題への意識を高めることができました。今後も環境教育の一環として、取組みを継続します。	A
37	各学校において環境教育の全体計画を作成し、全体計画に基づいた環境教育の取り組みを教育課程に位置付けます。 (指導室)	令和6年度は、小学校6校、中学校2校の教育課程に「SDGs」「ゼロカーボンシティ」に関する学習の明記を行いました。	児童生徒が環境問題に対する理解を深めることで、持続可能な社会の実現に向けた意識の醸成が図られました。	B
38	小学生副読本・中学生副読本をそれぞれ作成し、各小中学校へ配布します。（ゼロごみ推進課、ゼロカーボン推進室）	小学生副読本・中学生副読本をそれぞれ作成、各小中学校へ配布しました。また、令和7年度から活用する副読本のデジタル化を行い、動画・アニメーション・スライド写真等のコンテンツを搭載し、教材としての機能の充実を図りました。	小学4年生と中学1年生の授業等で用いられており、次世代を担う若年層への啓発となりました。また、デジタル化により教材としての機能の充実が図られ、児童生徒の環境意識の向上が期待できます。	A
39	未来創造こども会議でゼロカーボンの講義を通し、知識を深め、市政に反映できる施策の提案を行っていただきます。（青少年課）	・令和6年10月～12月、リサイクルを含めたゼロごみやゼロカーボンに関する事前研修を計4回実施しました。12月に本会議を開催し、苫小牧市へ提案を未来創造こども会議から行いました。 ・令和6年6月～8月にこども研修事業で再生可能エネルギー・ゼロカーボンについて事前研修・本研修（先行地域の秋田県の施設等見学）を経て、学びを報告会で	ゼロカーボンシティへの取組、ゼロごみの理解を深め、未来創造こども会議の目的である、実現可能で斬新なアイデアを苫小牧市へ提案することや、こども研修事業での現地施設見学を含めた学び等からも、未来を担うリーダーとなり得る、青少年の育成（こども研修事業の目的である協調性、自主性、社会性を	A

		<p>報告しました。</p> <p>・令和7年3月31日のゼロカーボンゼロごみ大作戦ファイナル時にゼロカーボン推進室、ゼロごみ推進課、青少年課の合同ブース展示を行いました。</p>	<p>身につける等も含む)が図られました。</p>	
40	市内の自然環境およびその保全をテーマとした、展示会を開催します。(美術博物館)	美術博物館の企画展として、令和6年12月21日～令和7年3月16日に「足もとから見つける、まちの自然」を開催しました。展示会の観覧者数は、3,719名でした。	公園や川など苫小牧の街の自然に焦点をあて、市民にとって気づきやすい身近な自然環境や動植物をハンズオン等の体感できる展示を交えて紹介しました。これにより、身近な自然に目を向けて、苫小牧のまち(市街地)の生物多様性について関心を持ってもらう機会を設けることができました。	A
41	環境に関する意識付けのため、来館者向けに環境コーナーを設置します。(勇払公民館)	令和6年10月の「勇払公民館まつり」にて、ゼロごみ推進課、ゼロカーボン推進室の協力により、「053アイブショーア」と「エコな風呂敷講座」を開催しました。	来館者の環境に関する意識醸成が一層図られました。 今後も取組を継続して行います。	A
42	科学センター内に設置する、太陽光発電学習拠点設備を通して、再生可能エネルギーについて理解を深めるよう、市民に情報提供します。 また、こども環境工作教室を行い、太陽光発電や環境に係る学習を行います。 (科学センター)	令和6年度の科学センターへの来場者は107,391名でした。また、こども環境工作教室は2回実施し、延べ18組40名が参加しました。	利用者の再生可能エネルギーへの理解増進が図られました。 今後とも取組を継続して行います。	B
43	ゼロカーボン推進啓発事業の「みんなで取り組むゼロカーボン!」などを通じて、SNSなどを活用した市民への環境に関する情報提供に努めます。 (ゼロカーボン推進室)	SNS等を活用し、幅広く情報発信を行いました。また、令和6年度末時点でのInstagramのフォロワー数は1,403名でした。	ゼロカーボン分野に限らず、様々な環境に関連した情報を発信することで、市民の環境への意識醸成が図られました。	A

基本目標2 実現しよう！ゼロカーボン産業都市

施策2－1 エネルギーの地産地消を進めよう！

対策を行う企業への支援や、企業との情報交換を積極的に行います。

Nº	取り組み内容	実績・進捗	効果など
44	ゼロカーボン実現に係る設備投資の費用を補助します。（港湾・企業振興課）	令和6年度は「苫小牧立地企業サポート事業補助金」により、6社に対して補助を行いました。	照明のLED化や太陽光発電設備の導入など、各種設備の導入が促進され温室効果ガス排出量削減が図られました。
45	苫小牧市再生可能エネルギーゾーニングマップを公表します。また、促進区域の設定を検討し、促進事業を認定するなど、事業者や地域との合意形成に努め、事業環境の整備を行います。（ゼロカーボン推進室）	令和5年度に策定した「苫小牧市再生可能エネルギー適正導入支援マップ」の運用が開始され、本市で太陽光発電事業を計画する事業者からの問い合わせに対応しました。	事業者から「各種調整事項の調べる手間が省けた。」「このように情報整理してくれている自治体はあまりなく、事業を検討する上で非常に役立った。」との声があったことから、再生可能エネルギー発電設備の適正導入の推進が図られたと認識しています。
46	人間社会環境と自然環境の双方に最大限配慮する事を前提とした、景観を守る条例などの制定に向けた取り組みを推進します。（ゼロカーボン推進室）	「苫小牧市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例」を制定しました。	再生可能エネルギー発電設備の設置及び管理に関し必要な事項を定めたことにより、豊かな自然環境及び市民の安全で安心な生活環境の保全と地球温暖化防止対策となる再生可能エネルギー発電事業推進との調和を図ることが期待されます。なお、本条例の施行開始は令和7年6月1日からです。
47	国などの事業者向け地域マイクログリッド構築に係る資料などの情報提供を行う。（工業・雇用振興課）	令和6年度は事業者からの相談、問い合わせではなく、情報提供を行う機会がありませんでした。	令和6年度は機会がありませんでしたが、今後も必要に応じて適宜情報提供を行っていきます。

施策2－2 産業全体で取り組みを拡大しよう！

対策を行う企業への支援や、企業との情報交換を積極的に行います。

Nº	取り組み内容	実績・進捗	効果など	評価
48	国、道、その他機関から企業向けの省エネに関連する補助事業などの情報提供や相談対応を行います。（テクノセンター）	情報メルマガ「苫テク情報サービス」を活用して、省エネやゼロカーボン化に関するセミナーの開催について、約300の配信先に対し年間2回情報提供を行いました。	ゼロカーボン対策を推進する企業の要望に応じた相談・支援を行い、産業部門の脱炭素化に向けた取組が推進されました。	B
49	市発注工事において、受注者のゼロカーボンに資する取り組みの実施を確認できた場合に、その取り組みを評価します。（契約課）	「苫小牧市建設工事に係るゼロカーボンに資する取組評価試行実施要領」に基づき、令和5年4月より建設工事に係るゼロカーボンに資する取組について、工事成績評定にて加点を行います。 令和6年度は完了した工事155件のうち、128件の工事でゼロカーボンに資する取組みが行われました。	官民一体となって取り組むことで、事業者のゼロカーボンに関する意識醸成に寄与しました。	B
50	ゼロカーボン推進啓発事業として、「突撃！とまエコ企業」による、ゼロカーボン対策を推進する企業の取り組み紹介を行います。（ゼロカーボン推進室）	令和6年度は「突撃！とまエコ企業」により、1社の協力のもと動画を公開し、ゼロカーボン対策を推進する企業の取組を紹介しました。 これまで8社の動画を公開し、市公式YouTubeチャンネルの関連動画の合計再生数は、令和7年3月31日時点では17,917回でした。	ゼロカーボン対策を推進する企業の取組を動画で公開することで、事業者・市民へのゼロカーボン啓発が図られました。	B
51	「ゼロカーボンいぶり@とまこまい」へ参画する事業者を募り、市ホームページなどで取り組みなどを紹介します。（ゼロカーボン推進室）	令和6年度は27事業所の登録があり、累計43事業所となりました。取組事例を市ホームページ等で紹介し、登録証や事業所内に掲示するステッカー、ロゴデータを進呈しました。	ホームページでの取組事例の紹介や、事業者が登録証やステッカー、ロゴを活用し周知を行うことで、取り組みの裾野が広がり機運醸成が図られました。	A
52	苫小牧CCUS・ゼロカーボン推進協議会各部会の活動を促進します。（港湾・企業振興課）	令和6年度は再生可能エネルギー・水素・運輸・データセンター・半導体専門部会を1回、グランドデザイン検討部会を3回開催しました。	各部会に関連する企業が参加しているため、各部会の検討内容に関する知見が高まったほか、その分野におけるゼロカーボンに向けた機運の醸成が図られました。	B

53	苫小牧地域産学官金連携機関などを活用し、産業部門の再エネ導入に向けた市内企業の連携を図ります。（工業・雇用振興課）	産学官金の関係機関の集まりの場等で、道や市のゼロカーボンに関する支援事業の情報を共有しました。	地域企業とつながりが深い関係機関と情報共有を図ることで、効果的に支援事業を周知しました。	B
54	2030 年までに電力消費に伴う CO ₂ 排出量ゼロを実現する脱炭素先行地域の選定を目指します。（ゼロカーボン推進室）	令和 5 年 11 月に第 4 回脱炭素先行地域に選定されました。令和 6 年度には、地域住民への再エネ・省エネ設備補助や、PPA 実施事業者と地域住民との協議を行いました。	脱炭素先行地域に選定されたことで、市内全体のゼロカーボンに関する機運醸成が図られました。また、太陽光発電設備をはじめ、各種設備の導入が促進され勇払地域の CO ₂ 排出量削減が図されました。	A
55	中小企業環境保全施設資金に、ゼロカーボン推進を絡めた設定を追加します。（商業振興課）	令和 5 年度より、中小企業環境保全施設資金にゼロカーボン推進に関する項目を追加しました。	項目の追加により中小企業のゼロカーボン推進が図られました。	B

施策 2 – 3 新技術に取り組む産業の輪を広げよう！

ゼロカーボンと産業振興の両立を目指し、取り組みを進めます

№	取り組み内容	実績・進捗	効果など	評価
56	苫小牧 CCUS・ゼロカーボン推進協議会の活動を促進します。（港湾・企業振興課）	令和 6 年 6 月に開催した協議会総会・講演会では、53 企業・団体、計 101 名が参加し、産業間での情報共有や情報発信、講演会を実施しました。	ゼロカーボンシティに向けた機運醸成が図られました。	B
57	水素エネルギーなど新エネルギーの導入促進のための調査・研究に努めます。（港湾・企業振興課、工業・雇用振興課、ゼロカーボン推進室）	国・道が主催する会議やセミナー等に参加すると同時に、複数の民間企業や団体との面談等を通じ情報収集を行いました。	国・道の支援策や先進自治体の事例について、庁内関係各課と情報の共有が図られました。引き続き民間企業との協議を重ね、市内における新規案件の形成に努めてまいります。	B
58	再エネ水素サプライチェーン構築を推進します。（ゼロカーボン推進室）	令和 5 年 6 月に採択されたスパークス・グリーンエナジー & テクノロジー株式会社の環境省実証事業により、令和 6 年度に水素製造設備が整備され、製造が開始されました。	再エネ水素サプライチェーン構築に向けた取組の推進が図られました。	A

59	<p>苫小牧商工会議所および関係機関と連携し、脱炭素 EXPO などの展示会に出展するなど、苫小牧の優位性を発信し、ゼロカーボンに関わる実証研究やさまざまな産業の誘致を振興します。（港湾・企業振興課）</p>	<p>令和6年9月に国際物流総合展（東京開催）に出展し、当ブースに計188名が来場しました。</p> <p>また、令和7年2月にはスマートエネルギー-week（東京開催）にも出展し、当ブースに計183名が来場しました。</p>	<p>展示会での出展により、来場した多くの関係企業とのコネクションづくり及び苫小牧の優位性の発信がされました。</p>	B
60	<p>市民・事業者の水素社会や水素利用技術についての理解が深まるように、情報発信や普及啓発（HP掲載やイベント周知など）の推進をします。（港湾・企業振興課）</p>	<p>企業等と面談する際に用いる、苫小牧市の脱炭素の取組としての資料に、市内における水素に係るプロジェクトの内容を盛り込み、広く周知を行いました。</p> <p>また、CCUS・ゼロカーボン推進協議会の、再生可能エネルギー・水素・運輸・データセンター・半導体専門部会では令和7年2月に『水素勉強会』を開催し、約70名が参加しました。</p>	<p>事業者含め、幅広い分野の方に市内における水素の取組を周知することで、需要側供給側ともに苫小牧における水素の可能性を感じてもらうことができ、普及が図られた際の地域的優位性が認識されました。</p>	B
61	<p>脱炭素化に配慮した港湾機能の高度化、事業者間連携による水素やアンモニアなどの需要創出・供給拡大に向けた取り組みを推進します。（港湾・企業振興課）</p>	<p>令和6年3月に策定した、「苫小牧港港湾脱炭化推進計画」を基に、令和6年度は「苫小牧港湾脱炭素化推進協議会」を1回開催し、脱炭素化に向け、次世代エネルギーの活用等について協議を行いました。</p>	<p>多くの企業が立地する国際拠点港湾であり、エネルギーの一大消費拠点である、苫小牧港の脱炭素化に向けた取組が推進されました。</p>	B

基本目標3 目指そう！資源が循環する053のまち

施策3-1 ごみを減量しよう！

マイバッグ、マイボトルの活用、詰め替え商品の購入やモノを使い切るなどの取り組みと生ごみの減量対策を推進します。

Nº	取り組み内容	実績・進捗	効果など	評価
62	プラスチック代替素材製品の普及啓発に努めます。 (ゼロごみ推進課)	イベントや出前講座でペットボトルからペットボトルへのリサイクル（BtoB）製品の紹介やプラスチック代替素材の周知・啓発を行いました。	イベントや出前講座などを通じて、リサイクルへの理解が図られました。	A
63	生ごみ3きり運動を推進します。 (ゼロごみ推進課)	生ごみを減量するため、「使いきり」「食べきり」「水きり」の3つのきりについて市内小中学校、町内会や市民団体などへ出前講座を19回実施しました。	啓発活動により、ごみ減量・リサイクル推進につながりました。	A
64	食品ロス対策支援を実施します。 (ゼロごみ推進課)	令和7年1月16~17日に市内コミュニティセンター4か所で、消費期限2か月以上の食品をフードバンクとまこまいに提供するフードドライブを実施し、参加者にとまチョップポイントを付与しました。 また、市内事業所において廃棄予定であった消費期限2か月以上の食品を回収し、フードバンクとまこまい等に提供しました。	食品の使い切り、食べきりが推進され、ごみ減量につながりました。	A
65	保育園の給食残渣をコンポストに入れ、園の菜園に活用してごみ減量に努めます。 (こども育成課)	令和5年度にみその保育園にて少量ではあるが給食残渣の利活用ができました。ただ、天候や日当たりによってはたい肥化が進まず、虫や臭いの発生などがあったため、令和5年度で取組を完了しました。 令和6年度より園児自身が「給食を残さない！」「ごみを減らそう！」と意識できるよう、053ファイブショーを依頼し、「給食を残さず食べる」ことの大切さについてお話しをしました。（みその保育園：7月、いとい北保育園：10月）	両園とも残食調査期間前に053ファイブショーを依頼し、園児への声掛けをしてもらったことで、普段よりも残食を減らすことができました。	A

66	生ごみの減量に向け、コンポスト容器などの購入助成や、生ごみ分解容器「キエーロ」の普及などに努めます。 (ゼロごみ推進課)	新聞記事や広報とまごまいでの市民周知を行い、コンポスト45個、EM密閉式容器1個、電動生ごみ処理機43台、キエーロ6個、トラッシュファミリー6個の購入助成を行いました。	市民のリサイクルに対する意識が高まり、生ごみの減量化・資源化につながりました。	A
----	---	--	---	---

施策3－2 リサイクルに取り組もう！

広報誌やごみ分別アプリ、SNSなどを活用してさまざまなリサイクル情報を発信するほか、集団回収や拠点回収を推進します。

No	取り組み内容	実績・進捗	効果など	評価
67	環境戦隊053ファイブのYouTubeチャンネルや、InstagramなどのSNSを通じて、ごみに関するさまざまな情報を発信し、広く周知します。 (ゼロごみ推進課)	令和7年3月時点でのYouTubeチャンネルの登録者数は176人となり、視聴回数は1,485回、Instagramのフォロワー数は671人でした。	ごみ減量・リサイクル推進の周知につながりました。	A
68	各種出前講座や体験学習会などを実施し、広く環境学習機会の提供に努めます。また、JFEリサイクルプラザ苦小牧において、各種情報の提供、体験講座やイベントを実施し、意識啓発に努めます。 (ゼロごみ推進課)	市内小中学校、町内会や市民団体などに対して、出前講座を19回実施しました。また、JFEリサイクルプラザ苦小牧において、牛乳パックなどの廃棄物を利用した体験講座の実施や、不要になった洋服の交換会「ばくりっこ」ブースを運用しました。	出前講座などにより、幅広い世代に、ごみ減量・リサイクル推進の周知につながりました。また、親子リサイクル教室では、通常の見学では入室不可としている場所の見学やごみ収集の模擬体験などを実施し、好評を得ました。リユース運動促進のため、洋服の交換会「ばくりっこ」ブースを常設したことにより、市民への高い関心、周知、利用へつながりました。	A
69	資源物の分別徹底の周知に努めます。 (ゼロごみ推進課)	普及が拡大しているスマートフォン向けのアプリを用いて、環境行政に関わる様々な情報を提供しました。	アプリの機能に収集カレンダーやごみ分別方法や検索機能、お知らせなどの情報発信機能を搭載し、幅広い年代のごみに関する意識を高めました。	A

70	資源物の拠点回収の推進に努めます。（ゼロごみ推進課）	古着・古布を、公共施設 9 か所で、73,080kg 回収を行い、海外で再利用化されました。	市民のリサイクルに対する意識を高めるとともに、ごみの減量化・再利用化につながりました。	A
71	事業系ごみ減量に向け、排出事業者および収集運搬業者に対し、適正な分別・処理方法について周知などを行います。（ゼロごみ推進課）	事業所に対して事業系ごみ分別・処理ガイドブックを配布し、適切な分別・処理方法について周知等しました。	事業所に対してガイドブックを配布したことにより、排出事業者に対して、適切な分別・処理方法について周知等することができました。	A
72	建設リサイクル法による届出の周知と指導に努めます。（建築指導課）	建設リサイクル法に基づく届け出を 330 件、通知 149 件を受け付けました。	資源の再利用化が図られました。	A

施策3－3 きれいなまちを目指そう！

ポイ捨て防止や不法投棄対策、地域の大掃除活動など、まちの環境美化に取り組みます。

Nº	取り組み内容	実績・進捗	効果など	評価
73	関係機関との連携やパトロールの実施や、市民からの情報提供による、警告看板や監視カメラなどの設置を通して、不法投棄の未然防止と早期発見に努めます。（ゼロごみ推進課）	町内会などと監視カメラの導入や抑止看板の設置などについて協議し、郊外の道路脇に監視カメラの設置などを実施しました。また、警察と連携した投棄者対応を行うなど、不法投棄撲滅に努めました。	不法投棄の発生件数は一時期に比べ減少しており、令和6年度は72件でした。今後も抑止看板や監視カメラによる未然防止策と各関係機関との連携した対応などにより不法投棄ゼロを目指します。	A
74	ポイ捨て防止対策の強化と、市民や事業者などの環境美化活動への支援に努めます。（ゼロごみ推進課）	令和6年度までに市民や団体のデザイン原案によるポイ捨て防止看板を119か所に設置し市民周知を行いました。また、ポイ捨てや不法投棄に対する情報を日本郵便や地域の事業所と共有し地域の美化活動に努めました。	市民参加型の環境美化活動は個々の意識の増加にもつながることから、市民との協働作業によるポイ捨て防止活動をPRすることで、街の環境美化と清掃意識の向上につながりました。	A
75	「共同住宅ごみ排出マナー改善対策協議会」を通じて、共同住宅におけるごみ排出マナー向上に努めます。（ゼロごみ推進課）	令和6年度は「共同住宅ごみ排出マナー改善対策協議会」を対面開催しました。また、これまでに、ごみの排出管理が良好な共同住宅37件を「共同住宅優良ごみステーション」として認定しています。	ごみの排出マナーは排出者の意識向上が不可欠であり「共同住宅ごみ排出マナー改善対策協議会」と連携した取り組みにより、入居者のごみ分別の意識向上につながりました。	A
76	春と秋の大掃除やごみ拾い大作戦など、市民参加型のイベントを行い、まちぐるみで環境美化活動を推進します。（ゼロごみ推進課）	4月14日～5月13日を春、10月1日～10月31日を秋の大掃除月間として町内会、事業所等242団体（25,626名）が参加し、河川付近も含めた清掃活動を実施しました。また、各団体に対し、ごみ袋の提供及び廃棄物の収集等の支援を行いました。	不法投棄の発生件数は一時期に比べ減少しており、令和6年度は72件でした。今後も抑止看板や監視カメラによる未然防止策と各関係機関との連携した対応などにより不法投棄ゼロを目指します。	A
77	環境に配慮した製品の利用促進に努めます。（ゼロごみ推進課）	イベントや出前講座でペットボトルからペットボトルへのリサイクル（BtoB）製品の紹介やプラスチック代替素材の周知・啓発をおこないました。	今後もイベントや出前講座などを通じて、市民周知に取り組みます。	A

基本目標 4 守ろう！豊かな自然とみんなの未来

施策 4-1 苫小牧の多様な自然環境を守ろう！

多様で豊かな自然環境を守り、自然とふれあうきっかけをつくります。

Nº	取り組み内容	実績・進捗	効果など	評価
78	生物多様性の保全および持続可能な利用を推進します。 (環境生活課)	市・企業・市民が連携・協働のもと本市の豊かな生物多様性を保全し、その生態系サービスを将来にわたって享受できる社会の実現を目的とした「生物多様性地域戦略」の素案を策定しました。	本市の健全な生態系を確保し、自然の恵みを維持回復するために市として今後取り組むべき施策の方向性を明確にすることができるとともに、市民や企業が生物多様性の保全の重要性に対する関心を持つことが期待されます。	A
79	市内で生息する動植物や自然保護活動を把握するための実態調査を行い、「生物多様性地域戦略」を策定します。 (環境生活課)	本市の健全な生態系を確保し、自然の恵みを維持回復するために今後取り組むべき施策を明記した「生物多様性地域戦略素案」を策定しました。	市民や企業が生物多様性の保全について興味を持つ機会を創るほか、国においても取組が進められている自然保護を目的とした保護地域以外の場所で生物多様性の保全に資する地域（OECM）の活用及びネイチャーポジティブ（自然再興）へ向けた動きが期待されます。	A
80	美々川流域などのすぐれた自然地域や自然環境保全地区などの保全に努めます。 (環境生活課)	市内 5 か所ある市自然環境保全地区の、監視業務（4 月～11 月）を実施し、保全に努めました。	良好な自然景観や緑地を形成している地区及び動物の生息地について保全が図られました。	A
81	環境被害が確認された特定外来生物の調査および捕獲に努めます。（環境生活課）	アライグマ 345 頭の捕獲を行いました。また、生息状況に関する調査を実施しました。	在来生物の生態系や生息環境を維持し、農業被害の低減が図られました。	A
82	定期的なパトロールによる監視や清掃の実施により水源保護に努めます。 (高丘浄水場、錦多峰浄水場)	週 1 回のパトロールによる監視を実施し、勇振取水場、幌内取水場及び錦多峰取水場の清掃を延べ 7 回実施しました。また、「水を汚染から守る会」の取水河川（錦多峰川）流域での清掃活動を 2 回実施し、延べ 176 名が参加しました。	水源の保護および取水場の保全により、安全でおいしい水道水を守ることにつながりました。	A

83	<p>自然観察会や傷病鳥獣救護ボランティア講座、こころの授業、自然ふれあい教室など、自然環境の周知および自然とふれあい学ぶ機会の提供に努めます。（環境生活課）</p>	<p>「こころの授業」を 48 回実施し、延べ 1417 名が受講しました。</p> <p>また、「自然ふれあい教室」を 3 回開催し、延べ 69 名が参加しました。</p> <p>その他、エゾシカやアライグマに関する捕獲・調査を実施しました。また、ウトナイ湖にて市民探鳥会を開催しました。</p>	<p>自然環境について周知され、保全が図られました。また、自然環境保全に関する知識の普及、情報の提供及び意識の醸成が図られました。</p>	A
84	<p>自然とふれあい学ぶ機会や自然環境の中で活動することを通じて、環境を保全する意識の醸成を図ることを目的とし、環境学習を実施します。</p> <p>（ゼロカーボン推進室）</p>	<p>令和 6 年 8 月に「せせらぎスクール」を開催し、40 名の参加がありました。</p>	<p>自然とふれあいながら環境を保全する意識の醸成が図られました。</p>	A

施策 4 – 2 まちの緑を守ろう！

森林環境を整備・保全するとともに、まちの緑化を進めます。

№	取り組み内容	実績・進捗	効果など	
85	森林などの開発行為に対して、適正な規制と指導を行います。	令和 6 年は 41 件の伐採届出を受け、適正な実施の指導を行いました。	適正な規制と指導により、自然環境の保全が図られました。	A
86	(緑地公園課、環境生活課)	「苫小牧市自然環境保全条例」の周知とともに、審査・指導及び 8 件の開発行為許可を行い、自然環境の維持に努めました。		A
87	土砂災害防止や生物多様性の保全など森林の有する公益的機能の維持・増進を図るため、森林整備・保全を推進します。	<p>市有林において、植林や地ごしらえ、下草刈りを実施し、公益的機能の維持、増進に努めました。</p> <p>民有林において、伐採後の再造林や間伐による森林整備が適切に行われているか確認しました。</p>	的確な更新が行われ、森林の有する公益的機能の維持・増進が図られました。	A
88	(緑地公園課、環境生活課)	7 月に、北大演習林を活用した自然観察バスツアーを実施し、20 名の参加がありました。	健康のために森に入る、新しい森の楽しみ方の提供を行い、癒しの効果・病気の予防効果を通して、みどりに接する機会の提供と森林保全に関する意識醸成が図られました。	A

89	<p>公園などの身近な自然とふれあえる場の整備や適正な維持管理に努めます。</p> <p>(緑地公園課、維持課、施設課)</p>	<p>公園や緑地、植樹帯を適正に維持管理したほか、公園の再整備により、みどりを身近に感じる環境を整えました。</p> <p>また、林野火災予消防対策協議会の開催や、樹木を食害する野ねずみ駆除、下草刈りを実施し、市有林の生育環境を整えました。</p>	<p>自然とふれあえる、良好な環境が保全されました。</p> <p>また、災害防止など、森林が持つ公益的機能が保たれました。</p>	A
90		<p>公園と隣接する水辺の親水空間を利用しやすく整備し、1か月当り2回のパトロールを行い、浚渫(しゅんせつ)・清掃などを実施しました。</p>	<p>適正な維持管理に努め、利用しやすい良好な環境が保全されました。</p>	A
91		<p>身近な緑を確保していくために、小中学校において樹木等の維持・保全により緑の維持・保全を継続しました。</p>	<p>子ども達が自然とふれあう場を維持管理することで、良好な環境が保全されました。</p>	B
92	<p>市民の緑化への理解・関心を高める為、市民と協働による花や緑に関する事業を実施し、体験および学習を通じて身近にみどりと接する機会を創出します。また、「まちを緑にする会」と連携するなど、市民・企業の緑化活動に対する支援に努めます。</p> <p>(緑地公園課、港湾・企業振興課)</p>	<p>令和6年度は、5月26日に緑ヶ丘公園で市民植樹祭を開催し、約100名の参加者がエゾヤマザクラ等150本を植樹しました。</p> <p>8月に町内会・学校花壇コンクールを、10月28日に市民参加の緑化イベント「樹木探索会」を開催しました。</p> <p>市内の4団体に緑化活動資金を助成しました。</p> <p>町内会など29団体に緑化資材を提供しました。</p>	<p>良好な都市環境を推進するため、緑化活動に要する費用の一部を助成することで、まちの環境美化が図られました。</p> <p>また、自然と身近にふれあえる、良好な環境づくりが図られました。</p>	A
93		<p>苫小牧市企業立地振興条例に基づく緑化助成制度を周知し、緑化保全を推進しました。また、工場立地法に基づく申請を受理し、工場立地に係る環境保全の適正化を図りました。</p>	<p>令和6年度は緑化助成制度の申請が1社、工場立地法については、7社・9件の申請があり、その際に環境保全の指導を行いました。法に基づく適正な工場立地により、環境保全が図られました。</p>	B

施策4－3 公害を未然に防ごう！

モニタリングや公害防止設備の導入支援で生活環境を快適に保ちます。

Nº	取り組み内容	実績・進捗	効果など	評価
94	公害の主要発生源となる企業と公害防止協定を締結し、公害の未然防止に努めます。 (ゼロカーボン推進室)	新たに1社と公害防止協定を締結したほか、立地予定企業と公害防止に係る事前協議を行いました。また既に協定を締結している企業全てに立入検査を行い、協定が遵守されていることを確認しました。	立入検査や自主監視報告の確認により、公害の未然防止が図られました。	A
95	公害防止設備の導入や改善のための支援に努めます。 (商業振興課)	公害防止設備の導入や改善を行う中小企業者等に対して、事業活動に伴って発生する公害を防止するための施設整備資金及びゼロカーボンに関連する環境への負荷の低減や環境の保全に資するための施設整備資金により、環境保全対策の推進を図るとともに、中小企業への資金調達の円滑化を図りました。	中小企業者等に対し環境設備資金調達の後押しとなっています。	B
96	企業の新規立地の際には、必要に応じて事前協議を行い、公害の未然防止に努めます。 (港湾・企業振興課)	環境保全対策が必要な工場などの受け入れに際しては、苫小牧市企業立地審議会において事前の評価・判断を実施します。令和6年度は条例に該当する工場等への立地はありませんでした。	条例に該当する工場等の立地があった場合には、苫小牧市企業立地審議会を開催し適切に評価・判断を行います。	B
97	市内の環境状況把握のため、各種監視測定を行うとともに、ホームページや環境白書などで広く情報を提供します。また、市民などから寄せられる身近な公害苦情について、解決に向けて適切に対応します。 (ゼロカーボン推進室)	大気、騒音等の監視を行い、ホームページや環境白書等により情報提供を行いました。 また、令和6年度は46件の苦情が寄せられましたが、現地調査や発生源に対する指導を行うなど、適切に対応しました。	大気、騒音等の状況について、広く市民周知ができました。 また、公害苦情について適切な対応をすることで、市民の健康、安心・安全・快適な住環境の維持につながりました。	A
98	アスベストについては、関係機関と連携・協力して、建築物の解体現場などから大気中への飛散防止対策の徹底を図ります。 (ゼロカーボン推進室)	大気汚染防止法の届出審査や立入検査、届出対象外の解体工事に対するアスベスト事前調査の確認等を行いました。	立入検査時の指導や、事前調査結果の確認によりアスベストの大気中への飛散防止が図られました。	A

99	環境汚染事故の際に適切な対応を行うため、関係機関や部署との連携強化に努めます。（危機管理室）	環境汚染事故に関する対応については、庁内関係部署による情報共有を徹底するほか、正確な情報収集及び関係機関との連携強化に努めました。	庁内関係部署との連携強化により迅速な事故対応が可能となり、結果として汚染範囲の拡大防止や早期復旧につながっています。	A
100	航空機騒音の軽減のため、国などに対して要請を行います。（空港政策課）	航路下地域住民で構成する「苫小牧市航空機騒音対策協議会」及び本市において、航空機の騒音軽減や住宅防音工事等に関する要望活動を9月19日に北海道防衛局及び航空自衛隊千歳基地等で実施し、国土交通省及び防衛省に対しては、10月3日～4日に実施しました。また、11月22日に開催した本協議会において要望活動の報告、検証等を行いました。	航空機騒音の実態や地域の要望などを国に伝えることが出来ました。今後も生活環境向上のため、要望活動を継続していく必要があります。	A
101	下水道施設の適正な維持管理や水処理により、河川や海域への水質保全に努めます。（下水道課、ゼロごみ推進課）	処理水の水質3項目、BOD（10mg/L以下）、SS（30mg/L以下）、大腸菌群数（2000個/mL以下）に管理値を設定し管理しています。	適切な維持管理により、公共用水域（河川・海域）に放流される処理水の水質安定に効果があり、令和5年度の実績値は、BOD 6.7mg/L、SS 11mg/L、大腸菌群数 122個/mLであることから、周辺水域の水質保全に役立っています。	A
102	廃棄物処理施設において、定期整備や日常点検・修繕を行うことにより施設全体を適切に維持管理し、排ガスや浸出水処理水の保全に努めます。（施設管理課）	し尿と生活排水を処理する合併処理浄化槽設置整備事業を推進しています。また、すべての浄化槽管理者に対し設置後の適切な維持管理を促しており、令和6年度は不適正な浄化槽管理者に39件の改善通知を発送しています。	合併処理浄化槽の普及拡大と適正な維持管理の促進により、生活環境の改善や河川等の汚濁防止を図ることが出来ます。このため、今後も対象地域の市民ニーズの把握に努めます。	A
103	廃棄物処理施設において、定期整備や日常点検・修繕を行うことにより施設全体を適切に維持管理し、排ガスや浸出水処理水の保全に努めます。（施設管理課）	日常点検や修繕を常時行うことで施設管理を適切に行い、計画的な定期整備を行うことで施設全体を維持しています。また、排ガスのダイオキシン類を0.1ng-TEQ/m ³ N以下にするなど、法規制値より厳しい目標値を一部設定しています。	施設の適切な維持管理により、計画的な廃棄物処理を行うことが可能となり、規制値内の安定した排ガスや処理水を排出できます。	A

施策4－4 気候の変化に備えよう！

災害対策をはじめ、熱中症や感染症など健康面での対策などに取り組みます。

No	取り組み内容	実績・進捗	効果など	評価
104	気候変動とともに農業（気象災害や収穫作物の変化）や畜産業（伝染病）への影響について情報収集し、関係機関などから公表される気象状況に応じた技術対策などを農業者などへ情報提供します。（農業水産振興課）	家畜伝染病の発生にともない、周辺農家への情報提供や、消毒に要する物品の配布等を行いました。	農業者に対し、生産基盤確立に向けた支援ができました。	A
105	土砂災害防止など森林の有する公益的機能の維持・増進を図るため、国・道などの関係機関と連携し、民有林を対象とした森林整備・保全を推進します（緑地公園課）	令和6年は、41件の伐採届出を受け、適正な実施の指導を行いました。 市有林において、植林と下草刈りを実施し、樹木の生育環境を整えました。 民有林における植林に対し、助成しました。	的確な更新が行われ、森林の有する公益的機能の維持・増進を図ることができました。	A
106	土砂災害防止など森林の有する公益的機能の維持・増進を図るため、国、道などの関係機関の取り組みと連携し、森林の病虫害の駆除などの予防措置を継続して実施するなどの対策を行います（緑地公園課）	樹木の食害被害防止のため野ねずみの駆除を実施しました。	樹木の食害被害防止が行われ、森林の有する公益的機能の維持・増進を図ることができました。	A
107	気候変動による、海洋生物の分布域の変化について情報収集し、国、道の関係機関などと連携し、対応した水産基盤整備や栽培漁業などを推進します。（農業水産振興課）	漁獲量が減少しているししゃもに関して、胆振管内ししゃも漁業振興協議会会議に参加し、資源状態の確認を行いました。 ホッキ貝の資源量調査に参加し、安定確保につなげるため、資源量や生育状況の確認を行いました。 栽培漁業の推進や振興を行う団体である北海道栽培漁業振興公社へ会費を支出し事業費の一部を負担したほか、マツカワの稚魚放流事業に参加しました。	ししゃもやホッキ貝に関する資源状態の情報収集ができました。 マツカワ稚魚放流事業に参加し、栽培漁業の推進に寄与することができました。	A

108	美々川の水質測定を行い、気候変動による水温や水質の変化を監視します。 (ゼロカーボン推進室)	5,8,11,12月に美々川の採水及び水質調査を行い、環境基準値や過年度の結果と比較し、水環境等に大きな変動がないことを確認しました。	水環境および周辺環境の変化を把握することで、気候変動へ備えとすることができます。	A
109	水源のかん養など森林の有する公益的機能の維持・増進を図るため、伐採後の再造林や間伐など森林の整備とともに、基盤となる路網の整備を推進します。 (緑地公園課)	市有林において、植林と地拵え、下草刈りを実施し、樹木の生育環境を整えました。伐採後の再造林や間伐による森林整備が適切に行われているか確認しました。	的確な更新が行われ、森林の有する公益的機能の維持・増進を図ることができます。	A
110	エゾシカによる森林被害を軽減するため、防除や捕獲などの対策を加速化させるとともに、民有林と国有林の連携（民国連携）により効果的な森林被害対策を実施し、捕獲数の拡大を目指します。 (環境生活課)	1月～3月までの期間、市内中心部を中心としたくり罠の設置を行い、77頭の鹿を捕獲することができました。また、10月と3月に開催された苫小牧市エゾシカ対策円卓会議により、エゾシカによる具体的な森林被害状況を把握するとともに、捕獲の協力体制を整えました。	苫小牧市エゾシカ対策円卓会議により、関係機関と協議することで、今後のエゾシカ対策について共有することができ、森林被害の防止対策に限らず、農業被害や交通事故防止、家庭菜園の食害被害についても一定の対策を講じることができます。	A
111	気候変動による生物分布域やライフサイクルの変化を予見し、「北海道生物の多様性の保全などに関する条例」に基づき、道内に生息・生育する希少野生動植物種の保護対策および外来種の防除対策などを実施します。（環境生活課）	希少野生動植物種の保護対策及び外来種の防除対策など生物多様性の保全を目的とした苫小牧市生物多様性地域戦略素案を策定しました。また、外来種の防除対策としてアライグマ捕獲事業を継続し、令和6年度は345頭捕獲しました。	条例制定により本市における生物多様性の保全を推進するために必要な取組・施策を明確にすることができます。また、外来種の捕獲事業を継続することで在来種の保護等本来の生態系の維持につながります。	A
112	気候変動による生物分布域の変化、ライフサイクルの変化を考慮した戦略を策定します。（環境生活課）	市・企業・市民が連携・協働のもと本市の豊かな生物多様性を保全し、その生態系サービスを将来にわたって享受できる社会の実現を目的とした「生物多様性地域戦略」の素案を策定しました。	戦略策定により本市の健全な生態系を確保し、自然の恵みを維持回復するために市として今後取り組むべき施策の方向性を明確にできるとともに、市民や企業が生物多様性の保全の重要性に対する関心を持つことが期待されます。	A

113	<p>気候変動（短時間強雨など）による甚大な水害（洪水、内水、高潮）の発生の想定、事前対策を推進します。（危機管理室）</p>	<p>気候変動を想定した災害に備えるため、国・道からの情報を収集するとともに、災害に対する防災教育のため、出前講座等を実施しました。</p>	<p>気候変動にともなう水害の発生への想定、事前防災・減災対策が図られました。</p>	A
114	<p>豪雨災害に関する施策として、市民の生命や財産を守るため、気候変動を加味した浸水想定および河川水位などの情報を提供するなど、迅速な避難に資する取り組みを推進します。（危機管理室）</p>	<p>気候変動を想定した災害に備えるため、国・道からの情報を収集するとともに、災害に対する防災教育のため、出前講座等を実施しました。</p>	<p>気候変動にともなう豪雨による浸水想定への事前防災・減災対策が図られました。</p>	A
115	<p>気候変動（短時間強雨など）にともなう都市浸水被害を想定し、被害軽減のため、計画的な雨水管整備を推進します。（下水道課）</p>	<p>近年の気象変動にともなう都市浸水被害を防ぐために、雨水管整備を 0.3km 実施しました。</p>	<p>計画的な雨水管整備の実施により、都市浸水被害の軽減が図されました。</p>	A
116	<p>海面上昇による高潮・波浪に関する施策として、市民の生命や財産を守るため、気候変動を加味した浸水想定および河川水位などの情報を提供するなど、迅速な避難に資する取り組みを推進します。（危機管理室）</p>	<p>気候変動を想定した災害に備えるため、国・道からの情報を収集するとともに、災害に対する防災教育のため、出前講座等を実施しました。</p>	<p>気候変動にともなう海面上昇に対する、事前防災・減災対策が図られました。</p>	A
117	<p>気候変動（短時間強雨など）による土砂災害を想定した、予防対策、効果的な流木対策の強化による事前防災・減災対策の実施促進について、関係機関との連携を図ります。（危機管理室）</p>	<p>気候変動を想定した災害に備えるため、国・道からの情報を収集するとともに、災害に対する防災教育のため、出前講座等を実施しました。</p>	<p>気候変動にともなう土砂災害を想定した、事前防災・減災対策が図られました。</p>	A

118	<p>気候変動（短時間強雨など）による土砂災害を想定し、道路防災総点検の結果を踏まえた要対策箇所について、国、道の関係機関などと連携を図ります。（危機管理室）</p>	<p>気候変動を想定した災害に備えるため、国・道からの情報を収集するとともに、災害に対する防災教育のため、出前講座等を実施しました。</p>	<p>気候変動にともなう土砂災害を想定した、事前防災・減災対策が図られました。</p>	A
119	<p>気候変動（短時間強雨など）による土砂災害が想定される箇所について、国、道の関係機関などと連携し、砂防設備や急傾斜地崩壊防止施設などの整備推進について関係機関と連携を図ります。（危機管理室）</p>	<p>気候変動を想定した災害に備えるため、国・道からの情報を収集するとともに、災害に対する防災教育のため、出前講座等を実施しました。</p>	<p>気候変動にともなう土砂災害を想定した、事前防災・減災対策が図られました。</p>	A
120	<p>気候変動にともなう、強風や強い台風の増加、竜巻発生好適条件の出現頻度の増加に対し、国、道の関係機関などと連携を図ります。（危機管理室）</p>	<p>気候変動を想定した災害に備えるため、国・道からの情報を収集するとともに、災害に対する防災教育のため、出前講座等を実施しました。</p>	<p>気候変動にともなう強風・強い台風・竜巻の出現増加を想定した、事前防災が図られました。</p>	A
121	<p>道の関係機関などと連携し、熱中症予防に係るパンフレットなどの配付や、ホームページへの掲載による普及啓発を実施します。また、「高温注意情報」を関係各課へ情報提供します。（健康支援課）</p>	<p>「熱中症警戒アラート」の情報提供を受け、LINE配信やホームページへの掲載による市民への熱中症対策への啓発を実施しました。また、市内施設等 10 か所をクリンクシェルターとして指定し、市民へ開放しました。</p>	<p>「熱中症警戒アラート」による情報提供の体制構築により、主に幼児（幼稚園、保育園等）、児童・生徒（小中学校）、高齢者への普及啓発が図られました。</p>	B
122	<p>幼児（幼稚園、保育園など）、児童・生徒（小中学校）、高齢者を対象に気候変動にともなう熱中症への注意喚起、対策の普及啓発を実施します。（こども育成課、指導室、介護福祉課）</p>	<p>「高温注意情報」の情報提供を受け、市内 62 か所の幼稚園、保育園、認定こども園等へ注意喚起を行いました。</p>	<p>幼稚園・保育園・認定こども園等との協力により、熱中症による幼児への影響を一定程度抑える効果がありました。</p>	A
123		<p>熱中症事故未然防止に向けた取組や、熱中症や熱中症の疑いがある事案が発生した場合の対応について、小学校 22 校、中学校 14 校、義務教育学校 1 校へ注意喚起を行いました。</p>	<p>児童生徒の命と健康を守る体制の整備を図るとともに、小学校・中学校等との協力により、熱中症による児童・生徒への影響を一定程度抑える効果がありました。</p>	A

124		厚労省より熱中症予防の普及啓発があつた際に、市内 116 か所の介護施設へ注意喚起を行いました。	介護施設との協力により、熱中症による高齢者への影響を一定程度抑える効果がありました。	A
125	企業に対し、気候変動にもう熱中症への注意喚起、対策の普及啓発を実施します。 (テクノセンター)	環境省からの熱中症に関する情報について、日常的に情報収集を行い、熱中症警戒アラートが発表された際に、情報メルマガ「苫テク情報サービス」を活用して注意喚起等を行うこととしていましたが、該当する事象がありませんでした。	熱中症警戒アラートに関する情報がなかったため、熱中症による市内企業への影響を抑える効果を発揮する機会がありませんでした。	D
126	保健所と情報共有しながら、感染症を媒介する節足動物の分布可能域の変化による節足動物媒介感染症の拡大防止対策、予防対策を検討します。 (健康支援課)	新型コロナウィルス感染症への対策を分析・精査し、節足動物による感染症への備えに限らず、新しい感染症を想定した対策準備を行いました。	感染症のリスク増加を予見し、事前に感染症の規拡大防止対策、予防対策が図られました。	B
127	気候変動にもうシラカバ花粉などの飛散分布域の変化による花粉症の拡大、リスク増加を予見し、事前対策を検討します。必要に応じて、北海道の関係保健所(7か所)における情報をホームページで確認、状況に応じて注意喚起、対策の普及啓発を実施します。 (健康支援課)	必要に応じて、北海道の関係保健所(7か所)における情報をホームページで確認をしました。	花粉等の飛散分布域の変化による花粉症の拡大、リスク増加を予見し、事前対策が図られました。	B
128	気候変動による豪雨などの災害による交通インフラへの重大な影響を想定し、国、道の関係機関などと連携し、緊急輸送道路や避難路について、検討します。(危機管理室)	気候変動を想定した災害に備えるため、国・道からの情報を収集するとともに、緊急輸送道路等交通インフラについて検討しました。	気候変動にもう豪雨災害による交通インフラへの影響を想定した、事前防災が図られました。	A

第4節 ゼロカーボンに関する主な取り組み

1 苫小牧市ゼロカーボンシティ宣言

平成 27（2015）年、国連気候変動枠組条約締約国会議（COP）において、気候変動対策に関する国際的な枠組みである「パリ協定」が採択されました。協定では「世界の平均気温上昇を産業革命以前に比べて 2°Cより十分低く保ち、1.5°Cに抑える努力をする」という長期目標を掲げており、気候変動に関する政府間パネル（IPCC）によると、地球温暖化を 1.5°C以内へ抑制するためには、令和 32（2050）年前後に CO₂排出量を実質ゼロにする必要があるとされています。

これを受け、各国が野心的な温室効果ガスの削減目標を掲げていくなか、令和元（2019）年、日本においても「2050 年までに温室効果ガスの実質排出量ゼロを目指す」ことが表明されました。そして、令和 3（2020）年、本市でも 2050 年までに CO₂の実質排出量ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ」に挑戦することを宣言しました。

苫小牧市

「2050 ゼロカーボンシティ」への挑戦

近年、地球温暖化を起因とする気候変動は、世界中の人々や生態系に影響を与える深刻な問題となっており、世界各国における地球温暖化抑制に対する社会の意識や関心が高まる中で、脱炭素社会に向けた動きが活発化しています。

2015 年に合意されたパリ協定では、「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて 2 度より十分低く保つとともに、1.5 度に抑える努力を追及すること」とされ、また、2018 年に公表された IPCC（国連の気候変動に関する政府間パネル）の特別報告書においては、「気温上昇を 2 度よりもリスクの低い 1.5 度に抑えるためには、2050 年までに二酸化炭素の実質排出量をゼロにすることが必要」とされています。

我が国では、2020 年 10 月 26 日に内閣総理大臣所信表明で 2050 年までにカーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことが宣言されました。

本市においても、2008 年に CCS（二酸化炭素回収・貯留技術）に関する地質調査が開始され、2010 年に「苫小牧 CCS 促進協議会」を設立、2012 年に苫小牧地質での実証試験が決定し、2016 年 4 月から 2019 年 11 月にかけて CO₂（二酸化炭素）注入量 30 万 t を達成しております。また、二酸化炭素を資源として再利用するカーボンリサイクルの取り組みが、新たに開始されたところでもあります。

本市としては、これまでの経験を踏まえ、地球温暖化対策の更なる推進に向けた決意を示し、持続可能な快適都市の実現と、豊かな自然と調和した環境を次世代の子どもたちに引き継いでいくため、市民や地域、事業者の皆さまと一緒に連携・協働しながら、2050 年までに二酸化炭素の実質排出量ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ」へ挑戦することを宣言いたします。

令和 3 年（2021 年）8 月 24 日

苫小牧市長 岩倉 博文

2 苫小牧市第 4 次環境基本計画～第 1 期ゼロカーボン推進計画～

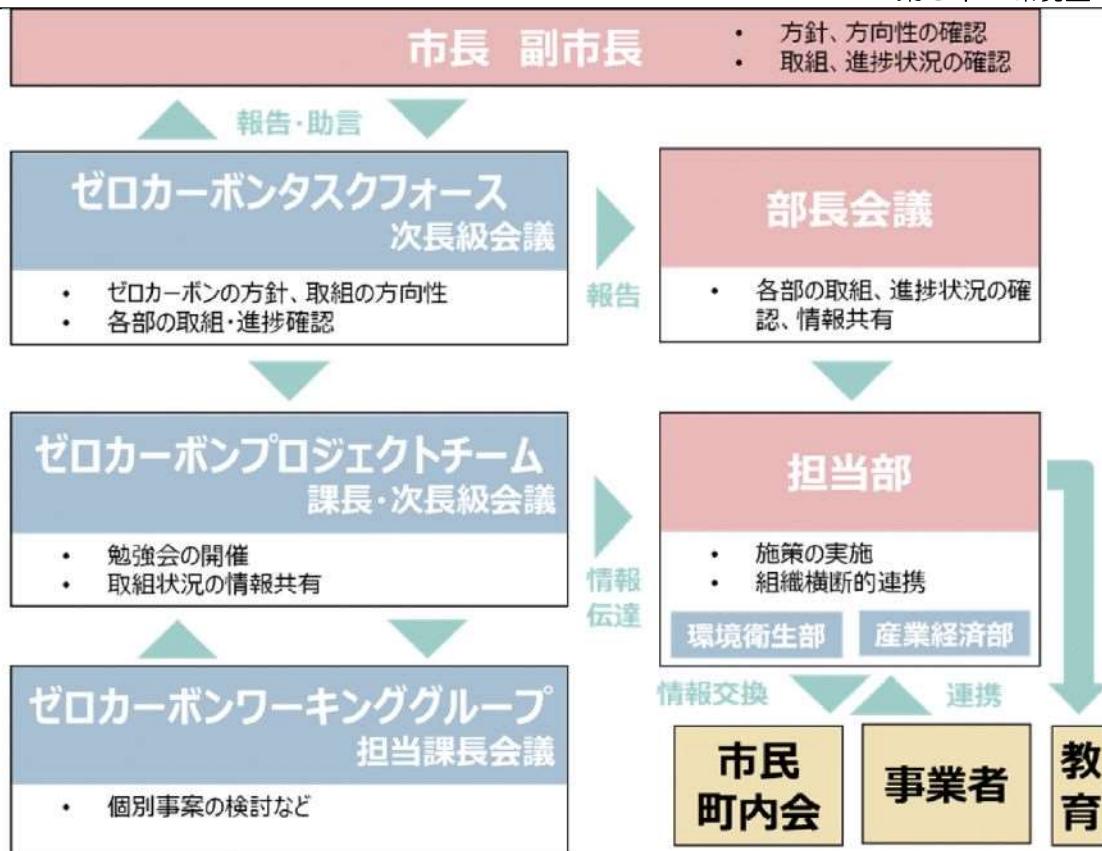
（1）計画の目的・目標

令和 5（2023）年 3 月、脱炭素社会への移行を計画的に進めるため、「ゼロカーボン推進計画」の内容を盛り込み、苫小牧市第 4 次環境基本計画を策定しました。計画期間は令和 5（2023）年度から令和 12（2030）年度までの 8 年間とし、CO₂排出削減目標を基準年度（平成 25（2013）年度）比で 48%削減、令和 32（2050）年までに CO₂実質排出量ゼロを目指します。

※詳細は第 3 章に記載

（2）計画の推進体制

市役所内部では、ゼロカーボンの取り組みを一丸となって推進するための体制を構築しています。次長職によるタスクフォースでは、市役所内全体の方針の協議や、情報の共有や進捗管理、各部の連携、方針の策定などを行い、各部次長及び関係課長で構成するプロジェクトチームで、全庁的な情報共有や勉強会を行っています。個別案件に関してはグループワークにおいて協議を実施するとしています。



■開催実績（令和6（2024）年度）

開催日	会議名	内容
6/27	プロジェクトチーム 推進会議	・(一財)省エネルギーセンターによる省エネ講習会
8/13	タスクフォース兼 プロジェクトチーム 推進会議	・各部の取り組み状況
1/28	タスクフォース兼 プロジェクトチーム 推進会議	・各部の取り組み状況 ・脱炭素先行地域の進捗

3 第4期苫小牧市役所エコオフィスプラン

（1）計画の目的

本計画は本市の事務・事業に関して CO₂排出量の削減及び吸収作用の保全並びに強化のための措置に関する計画であり、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第21条第1項に基づき、地方公共団体実行計画の【事務事業編】として策定しているものです。

令和5（2023）年4月、第4次環境基本計画との整合性を図り、計画期間や計画目標を含め、前計画を全面改定し、新たな計画として策定しました。

（第1期）工コオフィスプラン計画期間：平成22（2010）年度～平成26（2014）年度

（第2期）工コオフィスプラン計画期間：平成27（2015）年度～令和元（2019）年度

（第3期）工コオフィスプラン計画期間：令和2（2020）年度～令和4（2024）年度

（第4期）工コオフィスプラン計画期間：令和5（2023）年度～令和12（2030）年度

（2）計画の目標

CO₂排出源として、公共施設は「業務部門」、公用車は「運輸部門」、廃棄物処理は「廃棄物部門」に分類されます。各部門に「苫小牧市第4次環境基本計画」で定めた削減目標を適用し、基準年度（平成25（2013）年度）比で令和12（2030）年度までに「業務部門」51%、「運輸部門」35%、「廃棄物部門」25%の削減を目標とします。

■CO₂排出量一覧（基準年度と目標年度）

（単位：t-CO₂）

区分	平成25年度 (2013年度)	目標年度 令和12年度（2030年度）		
		基準年度	目標削減率	目標値
市長部局	34,916	-	-	-
	11,264	-	-	-
業務部門	46,181	△51%	22,628	△23,552
運輸部門	594	△35%	386	△208
廃棄物部門	18,878	△25%	14,159	△4,720
CO ₂ 合計	65,652	(△43%)	(37,173)	(△28,479)

■CO₂排出量一覧（現況年度と目標年度）

（単位：t-CO₂）

区分	令和5年度 (2023年度) 現況	現況削減率 (2013年度比)	目標年度 令和12年度（2030年度）	
			目標値	目標削減量
市長部局	27,219	△21.9%	-	-
	10,913	△3.5%	-	-
業務部門	38,131	△18.5%	22,628	△15,503
運輸部門	517	△13.0%	386	△131
廃棄物部門	14,520	△23.1%	14,159	△361
CO ₂ 合計	53,168	(△19.0%)	(37,173)	(△15,995)

令和5（2023）年度の市役所におけるCO₂排出量は、53,168 tで、基準年度（平成25（2013）年度）と比べ約19.0%減少しました。内訳は、業務部門は約18.5%、運輸部門は約13.0%、廃棄物部門は約23.1%の減少となります。令和12（2030）年度の目標達成には全体で15,995 tの削減が必要です。

目標の達成に向けて、「公共施設へのPPAによる太陽光発電設備の導入」による再生可能エネルギーの導入、「公共施設の照明LED化」などによるエネルギー効率の高い設備の導入、「省エネ診断」などを活用した公共施設における設備運用の見直し、職員による「省エネ活動」の継続などにより、CO₂排出量の削減を図ります。

（3）グリーン購入の推進

物品などを購入する際に、品質や価格だけでなく環境への影響を考え、環境負荷ができるだけ少ない物品などを優先的に購入することをグリーン購入といいます。

平成13（2001）年4月に施行された、「国などによる環境物品などの調達の推進などに関する法律（グリーン購入法）」に基づき、本市においても平成15（2003）年1月にグリーン購入推進方針を策定し、取り組みを開始しました。

なお、取組品目数は過去数年間で購入実績がない物品や極端に少ない物品の除外、また、類似品目の統合などにより変動します。

■グリーン購入実績

年度 区分	R 2 (2020)	R 3 (2021)	R 4 (2022)	R 5 (2023)	R 6 (2024)
取組品目数	24	24	24	24	24
取組分野	紙類	91.1%	75.9%	85.0%	97.4%
	文具類	99.7%	99.7%	99.1%	98.5%
	電池	100%	100%	100%	99.8%
グリーン購入率(%)	91.5%	91.3%	88.6%	98.0%	96.0%

※R3（2021）年度から紙類の集計単位を「1枚」から「1メ」へ変更

(4) 公共工事環境配慮

グリーン購入の中で特に環境に与える影響が大きい公共工事の分野に関しては、グリーン購入推進方針とは別に、平成15（2003）年3月に公共工事環境配慮指針を策定し、取り組みを行っています。

■ 公共工事環境配慮実績

年度 区分	R 2 (2020)	R 3 (2021)	R 4 (2022)	R 5 (2023)	R 6 (2024)
取組項目数	29	29	29	29	29
取組実績数	19	18	17	17	16
対象工事数	165	148	147	145	131
環境配慮率（%）	91.8%	87.0%	90.2%	96.2%	92.4%

(5) 公共施設へのPPAによる太陽光発電設備の導入

PPA（Power Purchase Agreement：電力販売契約）方式により、市有施設に太陽光発電設備を導入する事業を展開しています。発電事業者が市有施設に無償で設備を導入し、発電した電気を20年間、市が購入し使用することで、施設のCO₂排出量を削減します。

令和5（2023）年度では10施設にPPAによる太陽光発電設備の導入を進め、令和6（2024）年4月から順次発電を開始しました。

■ 導入実績（令和6（2024）年度）

施設名	設置容量 (kW)	自家消費量 (kWh)	CO ₂ 削減量 (t-CO ₂)	発電開始時期
アプロス沼ノ端スポーツセンター	189.2	131,176	69.9	令和6年4月
ウトナイ交流センター（道の駅ウトナイ湖）	55.6	49,802	26.5	令和6年4月
第1学校給食共同調理場	209.2	151,025	80.5	令和6年4月
第2学校給食共同調理場	149.4	116,797	62.3	令和6年4月
苫小牧東小・中学校	145.2	103,807	55.3	令和6年4月
啓北中学校	48.4	37,327	19.9	令和6年4月
青翔中学校	74.8	49,940	26.6	令和6年4月
消防本部防災訓練センター	110.9	58,444	31.2	令和6年7月
高丘靈葬場	104.4	17,216	9.2	令和6年11月
市役所本庁舎	271.4	25,448	13.6	令和7年1月
10施設合計	1,358.5	740,982	395.0	

※自家消費量、CO₂削減量は令和6年度の実績値



▲啓北中学校の屋上に設置した太陽光パネル



▲発電量などを表示する啓発モニター

(6) 公共施設の照明 LED 化

費用対効果が高い箇所から優先的に更新するため、市有施設における照明設備の使用状況などを調査し、照明 LED 化計画を作成しました。本計画では、機器更新後に 15 年以上大規模な改修などを予定していない市有施設を対象とし、そのうち一般施設は年間 1,600 時間以上、学校施設は年 1,400 時間以上使用する照明設備のみ、機器更新することとしました。

令和 6 (2024) 年度では、4 施設の照明 LED 化を実施しました。

■更新施設 (令和 6 (2024) 年度)

施設名	更新台数	年間 CO ₂ 削減量 (t-CO ₂)	年間省エネ効果 (円/年)
明野小学校	446 台	14.49	960,218
拓勇小学校	275 台	7.98	526,844
ウトナイ小学校	248 台	5.98	393,654
緑陵中学校	281 台	8.86	588,403

4 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金

地域脱炭素移行・再エネ推進交付金は、環境省の「脱炭素先行地域づくり事業」と「重点対策加速化事業」の2つの事業で構成されています。

本市は令和5(2023)年度に「脱炭素先行地域」に選定され、令和6(2024)年度から交付金を活用し、勇払地域限定で一般家庭向けの再エネ設備などの導入補助事業を行っています。

また、令和4(2022)年度に、「重点対策加速化事業」に採択され、交付金を活用し、一般家庭・市内事業者向けの再エネ設備などの導入補助事業のほか、「公共施設へのPPAによる太陽光発電設備の導入」、「公共施設の照明LED化」を行っています。

(1) 脱炭素先行地域

「脱炭素先行地域」は、地域特性などに応じた先行的な脱炭素の取り組みを実行することにより、令和12(2030)年までに民生部門(家庭部門及び業務その他部門)の電力消費に伴うCO₂排出量実質ゼロの実現を目指す地域です。ダブルポートシティ苫小牧の次世代エネルギー供給拠点形成へ挑戦し、道内随一の工業都市の特徴を最大限活用するため、複数の施設に大規模なPVを設置し、産業部門のCO₂排出量を大幅に削減すると同時に、そこで得られる再エネ余剰電力と地域振興費を活用して、民生部門の脱炭素化と地域課題解決を図り、産業の取り組みが民生に資するモデルを構築していきます。



(2) 市民向け補助

ゼロカーボンハウス促進補助金

令和5年（2023）度からは「重点対策加速化事業」を活用し、重点的に太陽光発電設備（FIT 売電不可）、定置用リチウムイオン蓄電池、ZEH、ZEH+の補助を行ってきましたが、令和6年（2024）度からは、これまで市費及び北海道の補助金（住まいのゼロカーボン化推進事業）を活用していたエコキュートを、他の機器と比較しても需要が高いことから、ZEH 再エネ加速化補助（国費）へ移行し補助率の引き上げや新築住宅も対象にするなど補助内容を拡充しました。また、HEMS、V2H、給電装置、定置用リチウムイオン蓄電池については、引き続き市費及び北海道の補助金を一部活用し補助を行いました。

■ ZEH 再エネ加速化補助（国費）

補助対象機器	交付率	上限額
太陽光発電設備	7万円/kW	70万円
定置用リチウムイオン蓄電池	設置費用の1/3	なし
エコキュート	設置費用の1/4	18万円
ZEH	高断熱外皮、給湯・換気・空調設備にかかる経費分	55万円
ZEH+	高断熱外皮、給湯・換気・空調設備にかかる経費分	100万円

■ 省エネ機器促進補助（市費）

補助対象機器	交付率	上限額
HEMS	設置費用の1/10	4万円
V2H	設置費用の1/10	6万円
給電装置	設置費用の1/10	3万円
定置用リチウムイオン蓄電池	設置費用の1/10	12万円

■ 補助実績

(単位:件)

機種 年度	太陽光 発電	蓄電池	ZEH	ZEH+	エコ キュー	エコ ジョーズ	エコ フィール	HEMS	コレモ	V2H	給電 装置	計
H21 (2009)	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5
H22 (2010)	10	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	10
H23 (2011)	20	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	20
H24 (2012)	101	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	101
H25 (2013)	148	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	148
H26 (2014)	110	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	110
H27 (2015)	51	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	51
H28 (2016)	31	-	-	-	64	179	51	-	-	-	-	325
H29 (2017)	34	-	-	-	69	163	83	-	-	-	-	349
H30 (2018)	35	-	-	-	74	182	70	-	-	-	-	361
R1 (2019)	19	5	-	-	29	50	50	6	-	-	-	159
R2 (2020)	14	8	-	-	37	43	64	7	2	0	-	175
R3 (2021)	16	21	-	-	31	22	32	5	6	0	-	133
R4 (2022)	40	26	-	-	98	-	-	7	-	0	9	180
R5 (2023)	44*	59*	1*	6*	128	-	-	13	-	0	3	254
R6 (2024)	108*	119*	0*	2*	68	-	-	6	-	0	0	303
計	786	238	1	8	598	639	350	44	8	0	12	2,684

※ 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（重点対策加速化事業）を活用

勇払限定ゼロカーボンハウス促進補助金

令和6年（2024）度から「脱炭素先行地域づくり事業」を活用し、勇払地域の住民に対して太陽光発電設備、定置用リチウムイオン蓄電池、HEMS、エコキューの補助を行いました。

■ 補助内容

補助対象機器	補助額
ZEH+	最大100万円（千円未満切り捨て） (高断熱外皮、給湯設備、空調設備、換気設備に係る合計額)
太陽光発電設備	
定置用リチウムイオン蓄電池	設置費用の2/3以内 (千円未満切り捨て)
HEMS	
エコキュー	

■ 補助実績

(単位: 件)

機種 年度	ZEH+	太陽光 発電	蓄電池	HEMS	エコキュート	計
R6 (2024)	0	9	6	0	4	19
合計	0	9	6	0	4	19

(3) 事業者向け補助

苫小牧市ゼロカーボン推進事業（再エネ設備導入補助）

市内企業のゼロカーボンに係る取組支援及び再生可能エネルギーの普及促進を行うため、CO₂排出量削減に資する設備を導入する事業者に対して補助を行っています。補助メニューのうち、重点対策加速化事業を利用しているのは、再生可能エネルギーの導入に係る太陽光発電設備と蓄電池の導入補助です。令和5（2023）年度は2事業所から申請があり、太陽光発電設備と蓄電池をそれぞれ導入し、年間26t-CO₂の削減を見込むことができる設備を導入しました。

5 自然環境等と再エネ推進との調和に関する取組

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づき、2012年に再生可能エネルギーのFIT制度が開始されて以降、本市では太陽光を中心に再生可能エネルギー発電設備の導入が拡大しており、メガソーラーといった産業用太陽光発電（10kW以上）のポテンシャルが高く、FITの認定導入量が北海道内トップとなっています。

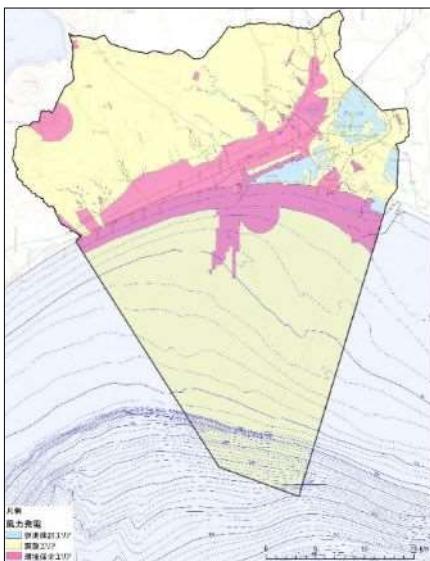
一方で、本市においては、これまで再エネ発電事業者による大きなトラブルはありませんでしたが、全国では再エネ発電事業者に関する地域トラブルが増えており、近年では、全国の自治体において、再エネの条例やガイドライン等の再エネ設備設置基準の制定が増加しています。

このため、本市においても、ゼロカーボンシティの実現に向けて、再生可能エネルギー発電設備の設置及び管理に関する一定のルールを作ることで、豊かな自然環境及び市民の安全で安心な生活環境の保全と地球温暖化防止対策となる再エネ発電事業推進の調和を図っていくための取組を行っています。

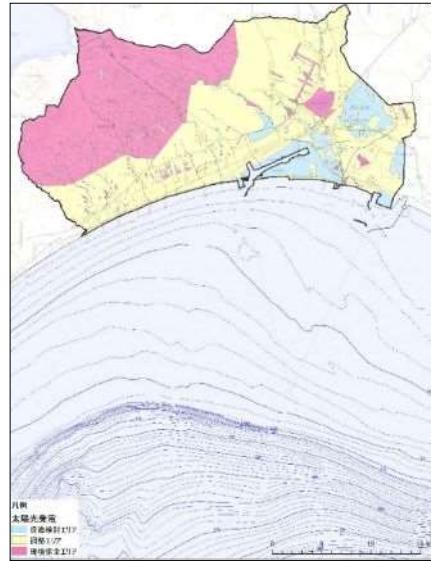
(1) 苫小牧市再生可能エネルギー適正導入支援マップ

令和6（2024）年3月、本市におけるゼロカーボンシティの実現に向けて、再エネの最大限の導入促進と自然環境や生活環境の保全とが両立し、調和のとれた再エネ施設の導入を支援することを目的とした「苫小牧市再生可能エネルギー適正導入支援マップ」を策定しました。

本マップでは、法令や環境・社会面から、再エネ施設の導入に際して保全や調整が必要となるさまざまな関連情報を地図上で重ね、既存の調整事項等を可視化しており、導入を促進しうる「促進検討エリア」、導入は可能であるが調整事項のある「調整エリア」、防災・環境保全を最優先とする「環境保全エリア」を示しています。また、各情報のエリア区分とその設定根拠、情報に関する問い合わせ・関係先等を整理し、市HPに公開しています。



▲風力発電



▲太陽光発電

【促進検討エリア】

(導入を促進しうるエリア)

- ・環境・社会面からの制約が少ないエリア

【調整エリア】

(環境、地域社会との調和を図ることで導入が可能なエリア)

- ・農地や保安林などの法的に許可あるいは届出等が必要とされているエリア（環境保全エリアを除く）
- ・自然環境や生活環境の保全を重視しているエリア
- ・先行利用者、管理者等の関係者との協議、合意形成を要するエリア

【環境保全エリア】

(防災・環境保全を最優先とするエリア)

- ・法令等により立地困難、重大な環境影響が懸念されるなど、防災、環境保全を最優先とするエリア



苫小牧市再生可能エネルギー適正導入支援マップ[®]

(市公式ホームページ)

(2) 苫小牧市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例

令和7（2025）年3月、「苫小牧市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例」が制定されました。本条例は、脱炭素社会の実現に向けて、本市行政区域内における再生可能エネルギー発電設備の設置及び管理に関し必要な事項を定めることにより、自然環境等の保全と再生可能エネルギー発電事業推進との調和を図ることを目的としています。なお、本条例の施行日は、令和7（2025年）6月1日となっています。

■条例の概要

項目（条）	主な内容
目的（第1条）	脱炭素社会の実現に向けて、苫小牧市の行政区域内における再生可能エネルギー発電設備（以下、「発電設備」という。）の設置及び管理に関し必要な事項を定めることにより、豊かな自然環境及び市民の安全で安心な生活環境の保全と地球温暖化防止対策となる再生可能エネルギー発電事業推進の調和を図ることを目的とする。
定義（第2条）	各種用語の定義付けを定める。 太陽光発電施設及び風力発電施設を対象とする。
責務及び協力（第3～6条）	市、事業者、土地所有者の責務、市民の協力を定める。
適用事業（第7条）	第8条から第17条までの禁止区域や届出等の規定が適用される再生可能エネルギー事業について、建築物の屋根、屋上、壁面への設置を除く、発電出力合計10キロワット以上とすることを定める。
禁止区域（第8～9条）	事業の禁止区域として、国有地、公有地のうち、砂防法による砂防指定地などの災害関係法令、自然公園法による特別地域などの自然環境にかかる法令や条例に定める一定の地区や区域などについて定める。
事前協議（第10条）	第12条の事業計画の届出前に、事業者は市に事前協議することを定める。
周辺関係者への説明（第11条）	第12条の事業計画の届出前に、事業者は周辺関係者に対し事業計画を説明し、理解が得られるよう努めることなどを定める。
届出等（第12～17条）	各種届出や維持管理状況等についての市への報告義務などを定める。
立入調査（第18条）	市の立ち入り調査権について定める。
指導、助言及び勧告（第19条）	市が事業者に対して必要な措置を講ずるよう指導又は助言を行うことできることを定める。

命令（第20条）	正当な理由なく勧告に従わない事業者に対し、事業の中止、又は、設備の除去や事業区域の原状回復等を命じことができることを定める。
公表（第21条）	第20条の命令をしたときには、当該事業者の氏名、住所、命令内容を公表できることを定める。

※条文については第8章（219頁）を参照してください。



苫小牧市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業
との調和に関する条例（再エネ条例）
(市公式ホームページ)

6 TEAM「ゼロカーボンいぶり@とまこまい」

TEAM「ゼロカーボンいぶり@とまこまい」では、市とともにゼロカーボンに取り組む企業・団体を募集し、“チームの一員”として官民が一体となって連携しながら、取り組みの裾野を広げています。令和6年度では新たに27事業所にご登録いただき、累計登録事業者数は43事業所となっています。

■TEAM「ゼロカーボンいぶり@とまこまい」 令和6年度 登録事業者（登録順）

No	事業者名	No	事業者名
1	マルトマ苫小牧卸売株式会社	15	フードテクノエンジニアリング株式会社
2	株式会社中村電気	16	株式会社レッドイーグルス北海道
3	北海道防疫燻蒸株式会社	17	北海道石灰化工株式会社
4	勝幸辰建設株式会社	18	日本CCS調査(株)苫小牧 CCS 実証試験センター
5	盛興建設株式会社	19	苫小牧港管理組合
6	株式会社日栄工業	20	道路建設株式会社
7	苫小牧国際コンテナターミナル株式会社	21	株式会社松本鉄工所
8	サニー事務器 株式会社	22	トヨタカローラ苫小牧株式会社
9	ミライホーム株式会社	23	アルファ計画株式会社
10	株式会社新興電気	24	苫小牧ガス株式会社
11	株式会社山口技研コンサルタント	25	岡谷岩井北海道株式会社
12	苫小牧電気工事業協同組合	26	岡谷エコ・アソート株式会社
13	王子サーモン株式会社 北海道工場	27	株式会社 Landeo 樽前事業所
14	苫小牧管工事業協同組合		



登録事業者の取り組みはこちら↑

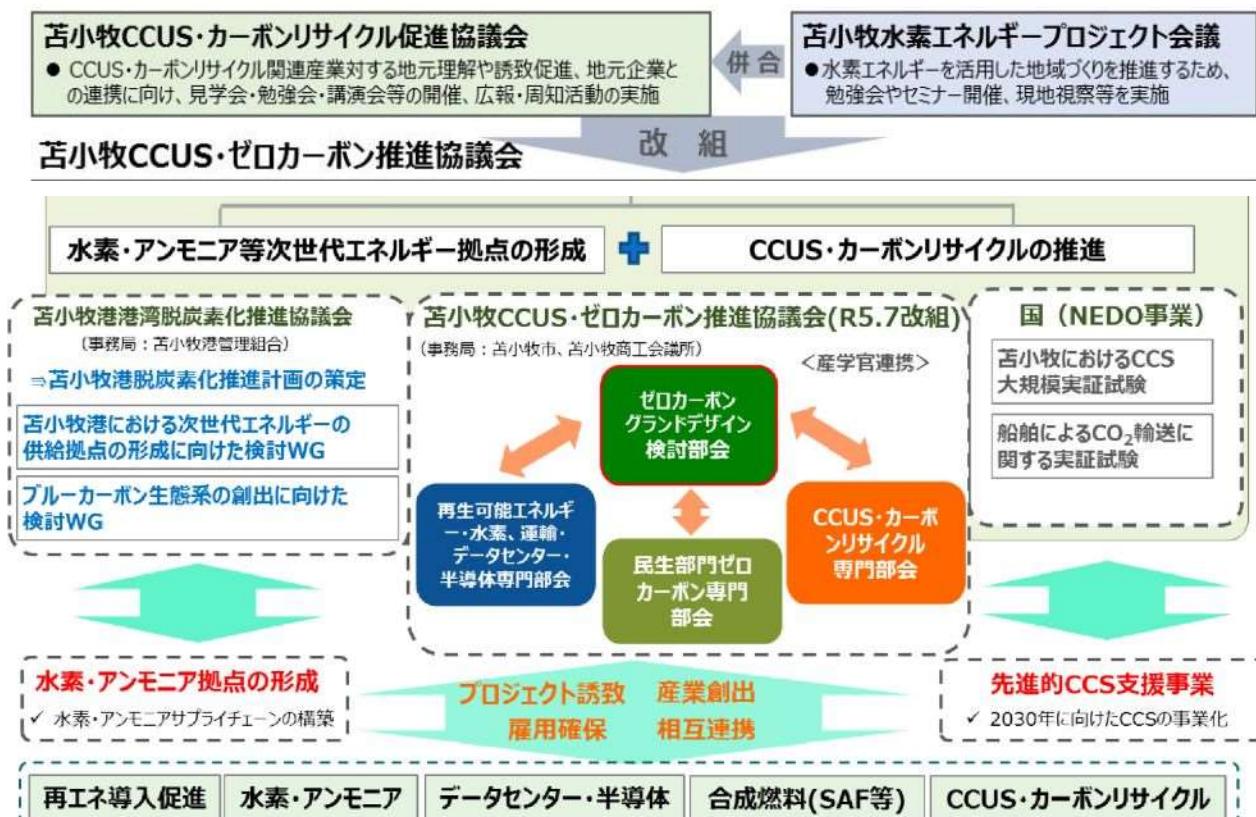
7 苫小牧 CCUS・ゼロカーボン推進協議会

平成 22 (2010) 年 4 月、CO₂地中貯留技術 (CCS) 実証試験の苫小牧地域誘致を目指し「苫小牧 CCS 促進協議会」が発足しました。実証試験地が苫小牧地区に決定後も、現場視察会や広報とまごまいへの掲載を通じて CCS の必要性や安全性を広く周知する活動などを行ってきました。

令和元 (2019) 年 11 月、苫小牧 CCS 大規模実証試験における目標である、累計 30 万トンの CO₂圧入が達成され、現在は圧入を停止しモニタリングが行われています。一方、国ではカーボンリサイクル事業の実施に向けた検討が行われ、これらの新たな動きを踏まえ、令和 2 (2020) 年 9 月に「苫小牧 CCUS・カーボンリサイクル促進協議会」へ改組しました。

令和 3 (2021) 年 10 月、ゼロカーボンシティへの挑戦と、地域の脱炭素化と産業振興の両立を目指し、地域一体となって取り組みを進めるため「苫小牧 CCUS・カーボンリサイクル促進協議会」と「苫小牧水素エネルギープロジェクト会議」を併合し、「苫小牧 CCUS・ゼロカーボン推進協議会」へ改組しました。また、各取り組みを集中的に協議する 3 つの専門部会を設け、具体的な案件について意見交換を行っております。

令和 5 (2023) 年 7 月には、ゼロカーボン産業都市の実現に向け、地域全体の取組方針、活動目標としての「グランドデザイン」の策定を目指し、新たな部会として「ゼロカーボングランドデザイン検討部会」が発足しました。本部会ではゼロカーボン実現の方策について、既存施設、資源の有効活用を図りながら、科学的、論理的、定量的に検討を行っており、令和 7 年 3 月には「グランドデザイン」の策定が完了しております。



■活動実績（令和6（2024）年度）

開催日	会議名	内容
6/26	苫小牧 CCUS・ゼロカーボン推進協議会 総会	<ul style="list-style-type: none"> 令和5年度の事業、決算についての報告 令和6年度の事業計画、予算について 各部会の開催状況についての報告
2/4	再生可能エネルギー・水素・運輸・データセンター・半導体専門部会	<p>GX オンラインセミナー「2025 年から取り組むGX」</p> <ul style="list-style-type: none"> ① GX2040 ビジョンについて ② 令和6年度補正予算における省エネ支援パッケージについて ③ 商工会議所 CO2 チェックシートと見える化サポートのご紹介 ④ 苫小牧市ゼロカーボン支援コンサルタント事業
2/19～2/21	スマートエネルギーWEEKへの出展	<ul style="list-style-type: none"> 苫小牧市で行われている CCS 大規模実証試験やゼロカーボンの取り組み、苫小牧市の立地に関する環境などを PR
3/8	CCS 講演会 「地球温暖化と CCS」	<ul style="list-style-type: none"> 地球温暖化と氷河に住む微生物 我が国の CCS 政策と苫小牧
3月	機関紙の発行 HP での公開	<ul style="list-style-type: none"> 協議会の活動内容や苫小牧地域の脱炭素の動きなどの PR
通年	パネル展や講演などの周知活動	<ul style="list-style-type: none"> パネル展 苫小牧西港フェリーターミナル、北海道庁、トヨタカローラ苫小牧ショールーム、北海道議会 展示会 環境広場さっぽろ、ビジネス EXPO 札幌 ゼロカーボン×ゼロごみ大作戦！FINAL！ 講演 苫小牧工業高等専門学校、室蘭工業大学、北海道大学 など
通年	モニターによる情報公開	<ul style="list-style-type: none"> 市庁舎に設置したモニターで、モニタリングデータを公開し、CCS 事業の PR
通年	ゼロカーボングランドランドデザイン検討部会	<ul style="list-style-type: none"> ゼロカーボングランドランドデザインの策定について <ul style="list-style-type: none"> ○ 8/19 第1回検討部会 ○ 11/18 第2回検討部会 ○ 3/24 第3回検討部会

8 寄附金

企業版ふるさと納税と指定寄附金もいただいたおり、令和6年度は、企業版ふるさと納税は5件、指定寄附金は1件の寄附をいただきました。

■ 「苫小牧ゼロカーボンシティプロジェクト」への寄附者（令和6（2024）年度）

寄附受領日	寄附者	寄附額	寄附種別
5/27	豊浦建設工業株式会社	500,000円	企業版ふるさと納税
5/29	株式会社北洋銀行	100,000円	指定寄附金
8/30	北海道パワーエンジニアリング株式会社	100,000円	企業版ふるさと納税
11/28	株式会社ビートトレーディング	非公表	企業版ふるさと納税
12/2	株式会社 STAYGOLD	100,000円	企業版ふるさと納税
3/10	札幌トヨタ自動車株式会社	5,000,000円	企業版ふるさと納税

9 環境教育副読本

地球温暖化や廃棄物などさまざまな環境問題への意識啓発として、小学4年生と中学1年生に環境教育副読本「ゼロカーボンとゼロごみのまち とまこまい」を配布しました。

令和7年度に発行する副読本からは、ペーパーレス化の取り組みや全児童生徒へタブレット端末が配布されている状況等を踏まえ、関係機関の負担軽減と児童・生徒への効率的な授業運営を目指してデジタル化しました。



第5節 ゼロカーボン×ゼロごみ大作戦！

1 背景

本市では、平成19（2007）年から5回にわたり、ごみの減量やリサイクルの推進を図ることを目的に、「053大作戦」を実施しました。また、令和3（2021）年には「ゼロカーボンシティへの挑戦」を宣言し、令和32（2050）年までにCO₂の排出量を実質ゼロにする取り組みを進めています。

これらの背景から、「第4次環境基本計画～第1期ゼロカーボン推進計画～」がスタートした令和5（2023）年度から2か年にわたり「CO₂CO₂（コツコツ） いこう♪ 次世代のために」をスローガンに「ゼロカーボン×ゼロごみ大作戦！」を展開しました。

2 目的・事業概要

「ゼロカーボンシティ」の実現には、市・事業者・市民の3者による協働が必要不可欠であり、省エネ・創エネをはじめ、ごみの減量やリサイクルの推進、自然環境の保全など、さまざまな観点によるアプローチが求められます。良好な地球環境を保全し、次世代の子どもたちに引き継ぐため、2か年にわたりまちぐるみで気候変動への対策に取り組みます。

【ゼロカーボン×ゼロごみ大作戦！4つの柱】

1 広げよう！ゼロカーボンとみんなの暮らし

私たちの身近なところから、2050年にCO₂の排出を実質ゼロにすることを目指す「ゼロカーボン」な暮らしを広げます。

ゼロカーボン講演会



気象予報士のくぼてんきさんによる地球温暖化をテーマにした市民向け講演会を開催

ゼロカーボン見学ツアー



ゼロカーボンに積極的に取り組む市内企業を見学

星澤幸子のECOクッキングショー



テレビでもおなじみの星澤幸子さんによる、省エネやフードロス削減につながるクッキングショーを開催

2 実現しよう！ゼロカーボン産業都市

ものづくり産業をはじめ多様な産業が集積する苫小牧市だからこそ、産業全体で「ゼロカーボン」を目指して、環境と経済の好循環を実現します。

ゼロカーボン支援コンサルティング事業



市内企業を対象に、省エネ診断や電力料金削減可能性分析等を行ったほか、省エネセミナーを開催

TEAM「ゼロカーボンいぶり@とまこまい」

市とともにゼロカーボンに取組む市内企業・団体を募集し、官民が一体となって連携しながら、取り組みの裾野を拡大

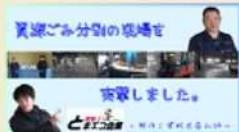


ゼロカーボン推進事業

市内企業を対象に、太陽光発電設備や省エネ設備の導入費用を補助

突撃！とま工コ企業

ゼロカーボンに取り組んでいる市内企業を公式YouTubeで紹介



3 目指そう！資源が循環する053のまち

廃棄物の適正処理、資源循環型社会の実現に向けて4Rの推進に取り組みます。

ゼロゴミッション



ゼロカーボン×ゼロごみ大作戦！祭り



JFEリサイクルプラザ苫小牧でお祭りを開催！ステージイベント、リサイクル自転車オークション、エコキャンドル作りやネイチャークラフトなどの様々な体験コーナーを実施

053の日

5月30日（ごみゼロの日）に合わせ、ごみ減量の啓発イベントをイオンモールで開催



4 守ろう！豊かな自然とみんなの未来

苫小牧は自然を身近に感じられる緑に囲まれたまちです。未来にこの素晴らしい環境を引き継ぐため、環境保全に取り組みます。

せせらぎスクール



児童を対象に、水生生物の採取や試薬による検査を通じた川の水質調査を実施

こころの授業



野鳥の営みや人間社会との関わり方について、ウトナイ湖野生鳥獣保護センター職員が解説

親子森林整備体験



間伐材による秘密基地作りや薪割り等の体験を通して、森林整備の大切さを学習

3 主な市民参加型事業について（令和6年度）

○ 530（ごみゼロ）の日イベント

実施日：5月30日、来場者数：500人、会場：イオンモール苫小牧

「530（ごみゼロ）」の日にちなみ、会場内では、「誰でもわかるゼロカーボン講座」や保冷剤を活用した消臭剤作り、エコドライブシミュレーターなどの体験ブースを設置し、ごみの減量や環境への負荷を減らすための取り組みなどを紹介するイベントを実施しました。



○ ゼロカーボン×ゼロごみ大作戦！祭り

実施日：7月7日、来場者数：900人、会場：JFEリサイクルプラザ苫小牧

館内ステージでは、リサイクル自転車オークションや環境戦隊053ファイブショー、ウトナイ湖野生鳥獣保護センターによる「こころの授業」などを、体験ブースではエコキャンドル作り、ネイチャークラフトなどを実施しました。

屋外ブースでは、キッチンカーや、複数のごみ処理事業者の協力のもと、ごみ分別・収集ができる体験ブースを設置しました。



○ ゼロカーボン講演会「気象予報士くぼてんきと考える地球温暖化

～未来へつなぐゼロカーボン～

実施日：9月15日、参加者：70人、会場：市民会館小ホール

気象予報士の「くぼてんき」さんをお招きし、楽しみながら地球温暖化やゼロカーボンを学べる講演会を開催いたしました。気象情報を根拠にした地球温暖化の原因や影響等や対策として家庭部門で身近にできる省エネ行動や再生エネの利用等について、紙芝居を交えながら学んでいただきました。



○ ゼロゴミッション～チームでごみを撤去せよ～

実施日：9月28日、参加者：43人、会場：北洋大学エリア

チーム対抗のごみ拾い大会を13チーム43名の市民の方に参加いただき、開催しました。

1時間で合計80.2kgのごみを回収し、楽しみながら街の美化活動に取り組んでいただきました。



○ リサイクル自由研究所

実施日：(夏) 8月21・22日／(冬) 1月9・10日、

参加者：230人、会場：各コミュニティセンター等

小学生を対象に夏休みと冬休みに牛乳パックやトイレットペーパーの芯、ペットボトルキャップなどの廃材を利用した工作教室を開催しました。身近なごみを利用し、楽しく工作にチャレンジしてもらうことで、ごみ減量やリサイクル意識の向上を図りました。



○ 食材もエネルギーもムダにしない！！星澤幸子のECO クッキングショー

実施日：2月8日、参加者：220人、会場：グランドホテルニュー王子

「どさんこワイド179」「どさんこキッチン」に毎日生出演し、料理を紹介して32年、テレビでもおなじみの「星澤幸子」先生をお招きし、省エネやフードロス削減につながる料理術を学べるクッキングショーを開催しました。



○ リサイクル工作コンテスト

募集期間：12月2日～2月28日、応募作品数：26点

苫小牧市内の小学生を対象に、いらなくなったら捨てられてしまうものをリサイクルした工作作品を募集しました。創意工夫を凝らした作品26点の応募があり、最優秀賞1点、優秀賞3点、環境衛生部長賞1点を選出しました。応募作品は「ゼロカーボン×ゼロごみ大作戦！FINAL！」の会場で展示しました。



○ ゼロカーボン×ゼロごみ大作戦！FINAL！

実施日：3月30日、来場者数：1,200人、会場：総合体育館

会場内ではゼロカーボンをはじめごみ問題や自然保護など、幅広い環境分野について、市民向けの体験ブースや先進技術の展示ブースを設置しました。会場の外ではEV（電気自動車）やFCV（水素自動車）などのエコカーの展示を行い、会場内の電力の一部やキッチンカーで使用する電力を全てエコカーから供給・給電しました。また、総合MCに本市出身のものまねタレント「あいきけんた」さんをお招きしたほか、とまこまい観光大使「門田しほり」さんによるコンサートを行いました。とまチョップをはじめとする多くのご当地キャラや環境戦隊053ファイブも登場しました。

会場内の展示ブース32者に、次世代自動車の展示やキッチンカーの出店では、16者にご協力をいただきました。



4 小中学校との連携事業（令和6年度）

「こどもたちが考えるゼロカーボン」をテーマに行われた「令和5年度未来創造こども会議」の中で、こどもたちから提案があった3つの取り組みを実施しました。

○ 市内全37小・中学校ゼロカーボン出前講座

受講者：3,841人

市内全ての小・中学校で出前講座を実施し、クイズなどを交えながら「楽しく、わかりやすく！」をモットーに地球温暖化の影響や市の取り組み、身近な省エネ行動など、ゼロカーボン全般について学んでもらいました。



○ CO₂CO₂（コツコツ）おうちで！ゼロカーボン！

対象：市内全児童・生徒 計約13,700人

夏休み・冬休み期間中に、児童・生徒が家庭に簡単にできるゼロカーボンの取り組みを実践し、合計で151t（一般家庭約30軒分の年間排出量に相当）のCO₂が削減されました。



○ ゼロカーボンスクール チャレンジ宣言！

「出前講座」、「CO₂CO₂おうちで！ゼロカーボン！」で学んだことを学校生活の中に取り入れ、市内全ての小・中学校、各校が「力を入れてチャレンジするゼロカーボンの取り組み」を市宣言しました。



全校分の宣言ムービーはこちら

5 全実施事業について（令和6年度）

■広げよう！ゼロカーボンとみんなの暮らし

No	事業名	実施日	人数、作品数ほか
1	エコドライブ情報局（6月、12月）	6月、12月	55人
2	未来創造こども会議	7月	19人
3	苫小牧市こども研修事業	7月	42人
4	ゆうふつ花火大会でブース出展	7/20	200人
5	“地域で学ぼう SDGs！夏休み1日自由研究	8/7	17人
6	ミライフェストへのブース出展	9/7、8	186人
7	食べるたいせつフェスティバルへのブース出展	9/14	200人
8	ゼロカーボン講演会（くぼてんき氏）	9/15	70人
9	親子で学ぶ！創・蓄・省エネルギー工作教室	9/28、29	41人
10	勇払公民館まつりでの風呂敷講座	10/6	20人
11	消費生活展へのブース出展	10/19	131人
12	ゼロカーボン見学ツアー	10/24、25	45人
13	備えるフェスタへの出展	11/4	100人
14	ゼロカーボンポスターコンテスト	12月～2月	27作品
15	ゼロカーボンアクションコンテスト	12月～2月	1作品
16	SDGsイベント「新春ゼロカーボンまつり」	1/7	200人
17	風呂敷講座	1/11	20人
18	ECO クッキングショー（星澤幸子氏）	2/8	220人
19	親子でエコ・クッキング教室	2/15	20人
20	出前講座	通年	5,343人
21	ゼロカーボンハウス促進補助金	通年	303件

■実現しよう！ゼロカーボン産業都市

No	事業名	実施日	人数、作品数ほか
1	CCUS・ゼロカーボン推進協議会（ゼロカーボン講演会）	6/26	約170人
2	ゼロカーボン支援コンサルティング事業（セミナー）	7/19、8/9	107人
3	突撃！とまエコ企業！	3月公開	1件
4	ゼロカーボン支援コンサルティング事業（コンサル）	通年	25件

5	ゼロカーボン推進支援事業	通年	10 件 (延べ)
6	TEAM 「ゼロカーボンいぶり」@とまこまい	通年	23 事業者(新規登録)

■ 目指そう！資源が循環する053のまち

No	事業名	実施日	人数、作品数ほか
1	みんなで広げよう GNT の輪～Let's 苫 DAN～ (ゼロカーボン Ver.)	3/30	
2	530の日イベント	5/30	500 人
3	春・秋の大掃除	4月、10月	208 団体 21,620 人
4	不法投棄地域合同パトロール	8/19	24 人、72.8kg
5	ゼロカーボン×ゼロごみ大作戦！祭り	7/7	900 人
6	ゼロゴミッション	9/28	43 人
7	リサイクル工作コンテスト	12/2～2/28	26 作品
8	フードドライブ (食品の寄付回収→フードバンクへ引渡し)	1/16～17	74 人
9	夏休み・冬休みリサイクル工作教室	8月、1月	230 人
10	ありがとう袋の配布拡大	通年	
11	SNS などによるリサイクル情報の発信	通年	
12	資源回収の推進	通年	
13	食品ロスの削減	通年	
14	053通信の全戸配布 (ごみカレンダーへ掲載)	通年	
15	ゼロごみ 053動画プロジェクト	通年	5 作品
16	環境戦隊053ファイブによる周知 (ゼロカーボン)	通年	
17	チャレンジ！ごみ減量 (イベント配布)	通年	
18	手前どり POP の推進 (小売り店連携)	通年	41 店舗
19	苫小牧式のごみステーションの検討	通年	
20	ばくりっこの開催	通年	2,693 人
21	プラスチック代替製品の利用促進 (イベント配布)	通年	
22	生ごみ3きり運動の推進 (イベント配布)	通年	
23	生ごみ堆肥化容器・電動生ごみ処理機購入、助成の普及推進	通年	
24	リサイクルハウス設置助成	通年	2 件 393 千円

■守ろう！豊かな自然とみんなの未来

No	事業名	実施日	人数、作品数ほか
1	北大研究林との協働事業（自然体験ツアー）	7/15	20人
2	せせらぎスクール	8/1	71人
3	親子森林整備体験～秘密基地をつくろう！～	中止	中止
4	エゾシカの有効活用（エゾシカ肉ペットフードの販売）	3/1～	
5	エゾシカ捕獲事業	通年	
6	こころの授業	通年	1,417人
7	自然環境保全地区の保全（樽前ガローの整備）	通年	
8	生物多様性地域戦略の制定（骨子案の作成）	通年	
9	バードウォッチング	通年	253人

6 総括

「CO₂CO₂（コツコツ）いこう♪ 次世代のために」をスローガンに、令和5（2024）年度と令和6（2025）年度の2か年で約130の事業を実施し、イベント等参加人数は7万人以上、コンテスト等応募作品数は200作品を超える、補助金等交付件数は600件以上となりました。

本大作戦事業は令和6年度をもちまして終了しますが、令和7年度以降につきましても、ゼロカーボン推進啓発事業としてイベントを継続し市民の意識醸成を図っていきます。

第4章 ゼロごみ

第1節 苫小牧市のごみ・リサイクル

1 基本理念

『053（ゼロごみ）のまち とまこまい』を基本理念とし、市民・事業者・市の三者が協働し、ごみの減量やリサイクルの推進を目指し事業を実施しています。

2 ごみ収集の体制と施設

家庭から出るごみを分別収集し、1年間に 31,745 t（令和6（2024）年度実績）のごみを処理しています。

（1）収集体制

市内ごみステーション 9,580 か所（令和7（2025）年3月31日現在）から「燃やせるごみ」「燃やせないごみ」「プラスチック」「缶・びん・ペットボトル・紙パック」「紙類」を収集しています。平成28（2016）年7月からは、ふくしのまちづくりの一環として、高齢者や障がい者の負担軽減などを目的として、市内的一部区域で戸別収集を開始しています。

また「せん定枝」「大型ごみ」は、電話申込みにより戸別収集しています。

（2）ふれあい収集

平成21（2009）年度から「ふれあい収集」を開始し、一人暮らしの高齢者や障がいのある方など、ごみを出すことが困難な方を対象に支援を行っています。なお、収集する際には安否確認の声掛けを行うなど、ふくし的な観点も備えた事業であります。

	R2	R3	R4	R5	R6
総世帯	703	738	771	788	806
開始世帯	173	207	221	214	225
終了世帯	157	172	188	197	207

（3）ごみ処理施設

沼ノ端クリーンセンター

焼却能力 105 t /日の焼却炉 2基により、「燃やせるごみ」の焼却処理を行っています。

また、処理能力 75 t /5h の破碎施設により、「燃やせないごみ」や「大型ごみ」を小さく粉碎し、再利用できる金属などは分別しています。

敷地内の埋立処分場（容量 89,500m³）では、沼ノ端クリーンセンターの焼却炉から排出される焼却灰などの埋立処理を行っています。

3 市が収集するごみ<家庭から出されるごみ>

料金	ごみの種類	ごみの内容など
有料	燃やせるごみ	台所のごみ、草・木類、布・革製品など（※ 指定ごみ袋を利用）
	燃やせないごみ	刃物、ガラス、金属類、石類、食器など（※ 指定ごみ袋を利用）
無料	有害ごみ	スプレー缶、卓上カセットボンベ、ライター、水銀式体温計、乾電池、モバイルバッテリーなど
	おむつ類	紙おむつ、布おむつ、尿取りパッド、おしり拭き、介護用清浄綿、ストーマ用装具など（ペット用を除く）
	缶	アルミ缶、スチール缶
	びん	ガラスびん
	ペットボトル	ペットボトル（キャップおよびラベルは外してプラスチックとして排出）
	紙パック	紙パック
	プラスチック	カップ、パック、トレイ、ボトル、ラベル、ネット、発泡スチロールなどのプラスチック（汚れを落としているものに限る）
	紙類	紙箱、紙芯、はがき、封筒、紙袋、包装紙、プリント用紙、紙製容器など
有料	大型ごみ	家具、寝具、自転車など（※ 電話申込のうえ、戸別収集）
無料	せん定枝	家庭の庭木をせん定した枝（※ 電話申込のうえ、戸別収集）

4 市が収集しないごみ

ごみの種類	処分の方法
事業活動に伴って出されるごみ	自己搬入か市の許可業者に依頼
オートバイ・ピアノ・耐火金庫・バッテリー・消火器・薬品類・ガスボンベ・ガソリン・廃油・危険物(多量のマッチ・花火など)・太陽光パネル	取扱店などに依頼
スプリング入りマットレスおよびソファー	市の許可業者に依頼
車のタイヤ	市の許可業者または販売店に依頼
家電リサイクル法対象品目(テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、エアコン、洗濯機、衣類乾燥機)	市の許可業者または販売店に依頼
家庭系廃パソコンのうち、パソコン本体、ノートパソコン、CRTディスプレイ(ブラウン管モニター)	メーカーまたはパソコン3R推進協会に依頼*

* 家庭系廃パソコンのうち、パソコン本体、ノートパソコンは、市内の公共施設に設置している「使用済み小型電子機器回収専用ボックス」でも回収しています。

5 ごみの量(令和6(2024)年度)

家庭ごみ

燃やせるごみ	22,303t(70.2%)
プラスチック	2,722t(8.6%)
びん、ペットボトル 缶、紙パック	2,152t(6.8%)
紙類	1,473t(4.6%)
燃やせないごみ	1,612t(5.1%)
大型ごみ	1,416t(4.5%)
せん定枝	68t(0.2%)
計	31,745t

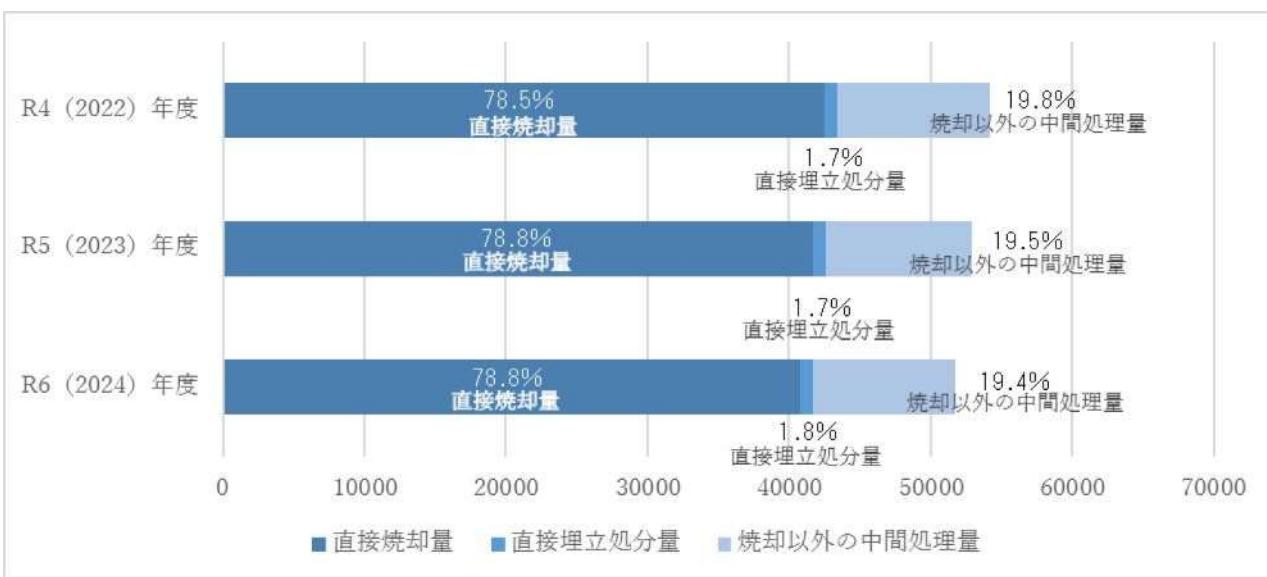
事業系ごみ

燃やせるごみ	18,462t(92.5%)
燃やせないごみ	1,083t(5.4%)
資源物など	421t(2.1%)
計	19,967t

※端数処理の関係から、合計値および割合が一致しない部分があります。

市民1人が1日に出す家庭ごみ

528g



■ 3か年ごみ処理量 (一般廃棄物のみ)

年度	直接焼却量	直接埋立処分量	焼却以外の中間処理量	計
R4(2022)	42,524t	913t	10,739t	54,176t
R5(2023)	41,666t	910t	10,315t	52,891t
R6(2024)	40,765t	913t	10,034t	51,712t

※端数処理の関係から、合計値および割合が一致しない部分があります。

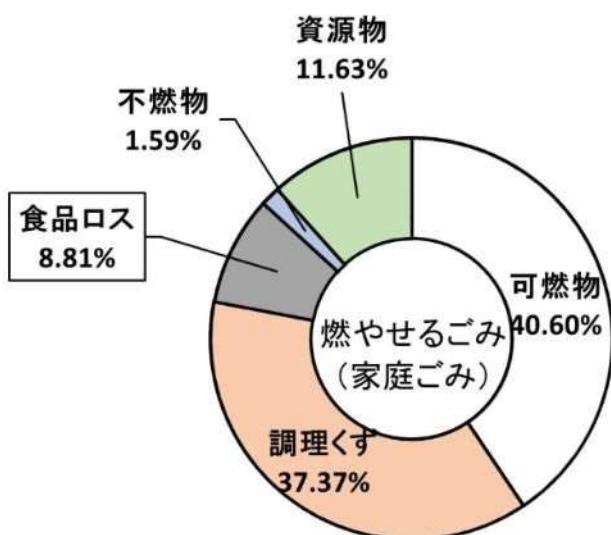
6 減免等支援事業

自然災害や火災などに伴い発生する罹災ごみは、手数料または費用の全部または一部を免除することができます。また、環境美化活動で集められたごみについては、ボランティア清掃用ごみ袋を無償で配布しています。さらに、おむつ類を利用される方の負担軽減を目的として、平成30年10月からおむつ類の無料収集を開始しています。

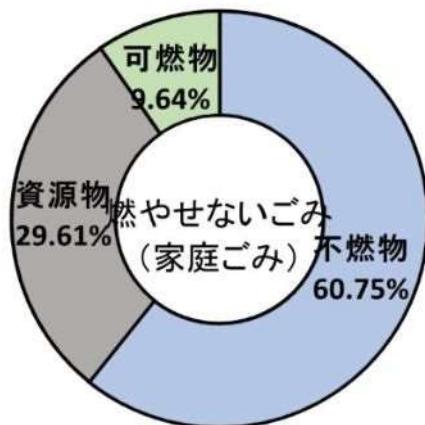
7 ごみの内訳

直近4年間（令和元年度、令和4年度、令和5年度、令和6年度）に実施したごみの組成割合は次のとおりとなっています。

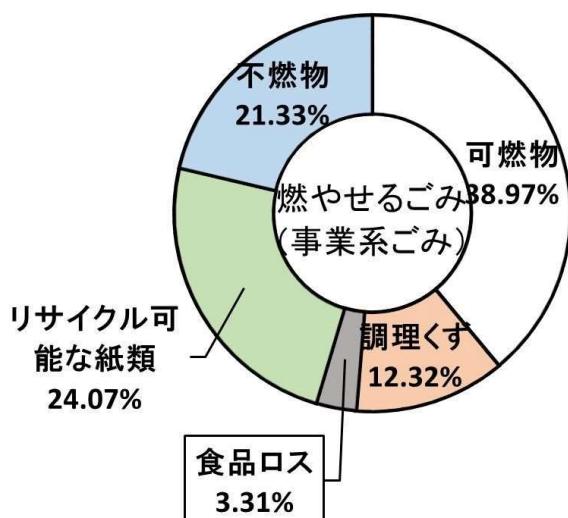
（1）燃やせるごみ（家庭ごみ）



（2）燃やせないごみ



（3）燃やせるごみ（事業系ごみ）



8 春・秋の大掃除および「ゼロごみの日」

環境美化および清掃意識の高揚を図ることを目的として、昭和 62（1987）年度から春・秋の大掃除月間中の日曜日を「まちをきれいにする日」と定めています。平成 24（2012）年度からは「ゼロごみの日」と改称し、町内会、企業、学校などが自主的・自発的に参加し、まちぐるみで一斉に付近の道路・公園・空き地などの清掃活動を行っています。

■ 参加者数（令和 6（2024）年度）

実施時期	参加人数	ごみの量
春（4月14日）	13,314 人	21,3t
秋（10月20日）	12,312 人	11,1t

9 ごみの広域処理

北海道が策定した「ごみ処理の広域化計画」に基づき平成 13（2001）年 7 月から安平・厚真行政事務組合（安平町・厚真町）のごみを受け入れ、処理しています。

10 その他

（1）ダイオキシン類対策

各焼却施設のダイオキシン類の測定結果は下記のとおりとなっています。

■ 焼却炉排ガス中のダイオキシン類の測定結果および焼却量（令和 6（2024）年度）

施設名	測定年月日	測定結果 (ng-TEQ/m ³ N)	法規制基準値 (ng-TEQ/m ³ N)	焼却量
沼ノ端クリーンセンター 1号炉	R6(2024).5.17	0.00028	1 以下	104.12t
	R7(2025).2.7	0.00025		101.96t
沼ノ端クリーンセンター 2号炉	R6(2024).8.7	0.0003	1 以下	104.73t
	R7.(2025).1.17	0.00025		104.44t

(2) ごみ有料化

平成 14 (2002) 年 1 月から大型ごみの有料化を実施し、平成 25 (2013) 年 7 月には料金の改定を行いました。また、同月から燃やせるごみと燃やせないごみの家庭ごみ有料化に伴い、5、10、20、30、40 リットルの 5 種類の有料指定ごみ袋を販売しています。

大型ごみ	処理料金は大きさに応じて 1m 以下のが 300 円、1m を超え 2m 以下のが 600 円の 2 段階 ※ 処理手数料シールは、1 枚 300 円で販売し、600 円の品目には 2 枚使用
燃やせるごみ 燃やせないごみ	指定ごみ袋容量 1 リットルにつき 2 円

(3) 事業系ごみの自己搬入

1 日平均 30 リットル未満の事業系一般廃棄物は、市が無料で収集運搬していましたが、平成 12 (2000) 年 7 月 1 日から全ての事業系一般廃棄物を許可業者収集または自己搬入として事業者の責任を明確にしたほか、全て有料としました。
(※市が徴収する処理料金は、10kg につき 140 円。)

(4) 排出マナーの徹底

収集車で「053の歌」を放送するなど排出マナーについて常時 P R しています。併せて、クリーンとまこまいの全戸配布や広報とまこまい、ごみ収集カレンダー、出前講座、オリジナルキャラクターの「環境戦隊053ファイブ」などによる取り組みを実施しています。

※ 環境戦隊053ファイブとは、本市のオリジナルヒーローであり、子ども達への環境教育の一環として、ごみの減量とリサイクルに加え、ポイ捨て禁止など環境美化に対する意識を醸成することを目的に活動しています。
保育園や幼稚園などで出前講座を行い、意識啓発に努めています。



(5) 苫小牧市ぽい捨てによる空き缶等の散乱の防止に関する条例の一部改正と P R

平成 10 (1998) 年 10 月に条例を施行し、市内全域において空き缶、吸殻などのぽい捨てを禁止しています。

また、平成 28 (2016) 年 4 月 1 日付で、土地所有者の責務の追加や、違反した者に対する指導・勧告および命令ができることとするなど、条例を一部改正しました。

なお、この条例の施行に伴い、5 月 30 日を「ごみゼロの日」とし、イベントの開催や新たなぽい捨て防止看板の設置を行い、ぽい捨て防止の促進と啓発活動に努めています。

1.1 資源リサイクルに関する各種施策

ごみとして捨てるものの中にはまだまだ使用できるものや、資源として回収できるものがたくさん含まれており、本市では、プラスチックや紙類を分別収集するなど、さまざまな施策を行っています。

また、町内会などの団体において、資源回収などの活動が積極的に行われており、その活動がより効率的かつ全市的に拡がるよう以下の取り組みを行っています。

(1) 集団回収活動

本市では、ごみの減量、リサイクルの推進を目的として、町内会・学校 P T A ・同好会などの市民団体が地域住民と協力して、資源物として再利用できるものを集め、回収業者に引き渡す集団回収活動を推進しています。

この集団回収活動の推進のため、平成 20 (2008) 年度から資源回収団体奨励金交付制度を実施し、集められた新聞、雑誌、ダンボールなどの対象品目は、苫小牧資源リサイクル協同組合加盟業者が回収後、その回収量に応じて 1 kg あたり 3 円の奨励金を交付しています。

■ 資源回収団体奨励金助成実績 (令和 6 (2024) 年度)

助成団体数	交付金額	資源回収量
190 団体	9,665,055 円	3,319t

(2) リサイクルハウス設置事業助成制度

市では、町内会などの団体が集団回収活動を行うに当たって、資源物を一時保管するための「リサイクルハウス」を設置することに対して、助成を行っています。

■リサイクルハウス設置事業助成実績

	令和6（2024）年度	累計
助成件数	0件	53件
交付金額	0円	9,838,600円

(3) 生ごみの減量・堆肥化

①生ごみ堆肥化容器および電動生ごみ処理機購入助成

家庭から排出される生ごみの自家処理を推進し、ごみの減量化・資源化を図るため、生ごみ堆肥化容器（コンポスト・密閉式容器）および電動生ごみ処理機購入者に対して助成を行っています。

■生ごみ堆肥化容器および電動生ごみ処理機購入助成実績（令和7（2025）年3月31日現在）

種類	助成個数		備考
	令和6 (2024)年度	累計	
生ごみ堆肥化容器	46個	9,940個	コンポスト45個、密閉式容器1個
電動生ごみ処理機	43台	592台	

②電動生ごみ処理機貸出事業

電動生ごみ処理機を貸し出し、その効果を実感してもらうことで処理機の普及を促進し、生ごみの自家処理（堆肥化）による減量を推進する事業を平成24（2012）年度から実施しています（貸出期間は最大1か月で、処理機5台を申込順に無料貸出）。

③苫小牧市生ごみ分解処理容器購入助成事業

一般家庭および事業者から発生する調理くず、食べ残しなどの生ごみを微生物などにより分解し、生ごみの減量化を推進するため、「キエ一口」と「トラッシュファミリー」の購入助成を平成30（2018）年6月から開始しました。

■ 苫小牧市生ごみ分解処理容器購入助成実績（令和7（2025）年3月31日現在）

種類	助成個数	
	令和6（2024）年度	累計
キエ一口	6個	46個
トラッシュファミリー	6個	166個



生ごみ堆肥化容器（コンポスト）



電動生ごみ処理機



キエ一口



トラッシュファミリー

(4) 抱点回収による減量化の取り組み

ごみの減量と資源の有効利用促進を図るため、市内公共施設やスーパーなどに回収拠点を設置し、リサイクルする事業を実施しています。

■ 抱点回収リサイクル品目と資源化量実績（令和6（2024）年度）

回収品目	解説	資源化量
古着・古布	家庭から排出される古着・古布について、平成21（2009）年度から抱点回収を行い、海外でリユースする事業を実施しています。	33.26t
廃食油	家庭から排出される廃食油について、平成19（2007）年11月から抱点回収を行い、車両用代替燃料としてリサイクルする事業を実施しています。	18.63t
古紙類	集団回収などに出せなかった、もしくは家庭内に保管場所がない主要古紙（新聞・雑誌・ダンボール）について、平成23（2011）年10月から公共施設に回収拠点（リサイクルボックス）を設置して、リサイクルする事業を実施しています。	129.35t
使用済み小型電子機器	家庭から排出される使用済み小型電子機器やその付属品について、平成24（2012）年4月から抱点回収を実施し、リサイクルする事業を実施しています。	28.23t
使用済み蛍光管	家庭から排出される使用済み蛍光管について、平成25（2013）年7月から抱点回収を実施し、リサイクルする事業を実施しています。	5.97t

(5) レジ袋削減に関する協定締結

平成20（2008）年5月に事業者と苫小牧消費者協会、苫小牧市の三者による協定を締結し、レジ袋削減に取り組んでいます。

■ レジ袋削減協定締結数（令和7（2025）年3月31日現在）

協定締結数
6事業者（25店舗）

(6) エコストア認定制度

市民・店舗・市の三者が一体となり、ごみの減量と循環型社会の構築を目指して、ノーレジ袋の推進やリサイクル商品の販売など環境負荷への低減を積極的に行っている店舗に対して苫小牧市が環境にやさしいお店として認定する制度を実施しています。

■エコストア認定店舗数（令和7（2025）年3月31日現在）

認定店舗数
62 店舗

(7) ペットボトルのキャップ回収

資源の有効利用と子どもたちに社会福祉貢献へ関心を持つてもらうことを目的に、平成19（2007）年8月から市内小中学校などを通じてペットボトルのキャップ回収をはじめました。

集めたキャップは、廃プラスチック業者に売却し、その収益を発展途上国へのワクチン購入事業に取り組んでいるNPO法人「世界のこどもにワクチンを日本委員会」へ寄付しています。

■ペットボトルキャップ回収量および寄付額（令和6（2024）年度）

キャップ回収量	寄付額
5,083kg	44,729円

(8) 使用済み割り箸リサイクル

平成19（2007）年6月から使用済み割り箸の回収をはじめました。市役所内から排出される割り箸などを製紙会社へ搬送し、資源として再利用しています。

■使用済み割り箸回収量（令和6（2024）年度）

回収量
63kg

(9) ごみの減量・リサイクルに対する意識の啓発

広報とまごまいや出前講座などを通して、ごみの減量・リサイクルの啓発に努めるとともに、小・中学生副読本をデジタル版として作成・配布し、次世代市民への環境教育を行っています。

■ ごみの減量・リサイクルに対する啓発（令和6（2024）年度）

実施内容	実績(実施回数・配布数など)
出前講座の開催	19回

(10) JFEリサイクルプラザ苫小牧の市民開放

平成11（1999）年4月にオープンした「JFEリサイクルプラザ苫小牧」では、家庭で不要になった家具・自転車などを修理・販売するとともに、紙すきをはじめ各種体験講座、リサイクルのイベントなどの実施、令和5（2023）1月から洋服などのリユース（交換）「ばくりっこ」の開設をし、ごみの減量、リサイクルの意識啓発を図っています。

■ JFEリサイクルプラザ苫小牧来館者数（令和6（2024）年度）

来館者数
26,924人

12 し尿処理

(1) し尿処理

本市のし尿収集は、昭和43年6月から民間事業者（2業者）へ業務委託しており、そのため、し尿を収集する際は、事前に委託業者への申込みが必要となります。

また、手数料については、下水道処理区域内（下水道管が敷設されていて、トイレの水洗化が可能な地区）は50ℓにつき322円、下水道処理区域外（トイレの水洗化が不可能な地区）は50ℓにつき244円であり、汲取量の確認後、「し尿処理券」の半券と引き替えに現金での支払いとなります。

(2) 処理槽汚泥等処理

処理槽の清掃および処理槽汚泥の汲取は、本市が許可した処理槽清掃業者（3業者）が行っており、手数料は50ℓにつき170円となっています。

(3) 処理槽設置整備事業補助金交付制度

本市では、一定の条件を満たす方を対象に、設置費用の一部を補助しています。なお、補助金交付額については、5人槽の場合は900,000円、7人槽の場合は1,100,000円、10人槽の場合は1,500,000円となります。

また、補助金を受けられる方で、設置費用を負担することが困難な方のために、最大60万円まで無利子で設置費用を貸付可能とする制度を設けています。

(4) 月別収集実績

①月別収集実績

（単位：kℓ）

月	下水道処理区域内			下水道処理区域外			合計		
	処理券	後納	計	処理券	後納	計	処理券	後納	計
4	12,6	0,0	12,6	913,3	108,4	1,021,7	925,9	108,4	1,034,3
5	18,5	0,0	18,5	910,0	45,7	955,7	928,5	45,7	974,2
6	12,8	0,0	12,8	932,1	65,9	998,0	944,9	65,9	1,010,8
7	14,3	0,0	14,3	1,010,2	48,3	1,058,5	1,024,5	48,3	1,072,8
8	12,7	0,0	12,7	923,3	151,5	1,074,8	936,0	151,5	1,087,5
9	13,5	0,0	13,5	899,9	88,7	988,6	913,4	88,7	1,002,1
10	13,1	0,0	13,1	930,9	116,1	1,047,0	944,0	116,1	1,060,1
11	11,1	0,0	11,1	799,1	77,6	876,7	810,2	77,6	887,8
12	10,6	0,0	10,6	786,4	88,1	874,5	797,0	88,1	885,1
1	5,4	0,0	5,4	672,1	23,4	695,5	677,5	23,4	700,9
2	7,7	0,0	7,7	580,2	47,9	628,1	587,9	47,9	635,8
3	9,6	0,0	9,6	718,5	55,3	773,8	728,1	55,3	783,4
計	141,9	0,0	141,9	10,076,0	916,9	10,992,9	10,217,9	916,9	11,134,8

②年度別収集実績

	人口 (人)	汲取 人口 * 1 (人)	合併処理 浄化槽人口 (人)	し尿処理量 (kℓ)	うち家 庭系 (kℓ)	浄化槽汚泥 処理量 (kℓ)	雑排水 処理量 (kℓ)
						浄化槽汚泥 処理量 (kℓ)	雑排水 処理量 (kℓ)
R2	169,808	349	1,224	11,759	728	3,683	376
R3	168,993	569	1,001	10,706	714	3,768	471
R4	167,503	317	489	11,172	715	3,639	491
R5	166,095	253	675	11,269	691	3,913	494
R6	165,590	264	518	11,134	700	3,953	476

※ 1 汲取人口は、行政区域人口 – 水洗化区域人口 – 净化槽処理人口で算出

※ 2 R4 年度からは実際の浄化槽人口を記載 (R3 年度までは人槽をもとに算出)

③浄化槽設置整備事業補助金交付制度による年度別浄化槽設置件数

	設置件数	貸付金利用	備考
R2	0 件	0 件	
R3	0 件	0 件	
R4	0 件	0 件	
R5	1 件	0 件	5 人槽
R6	0 件	0 件	

(5) 決算および原価計算

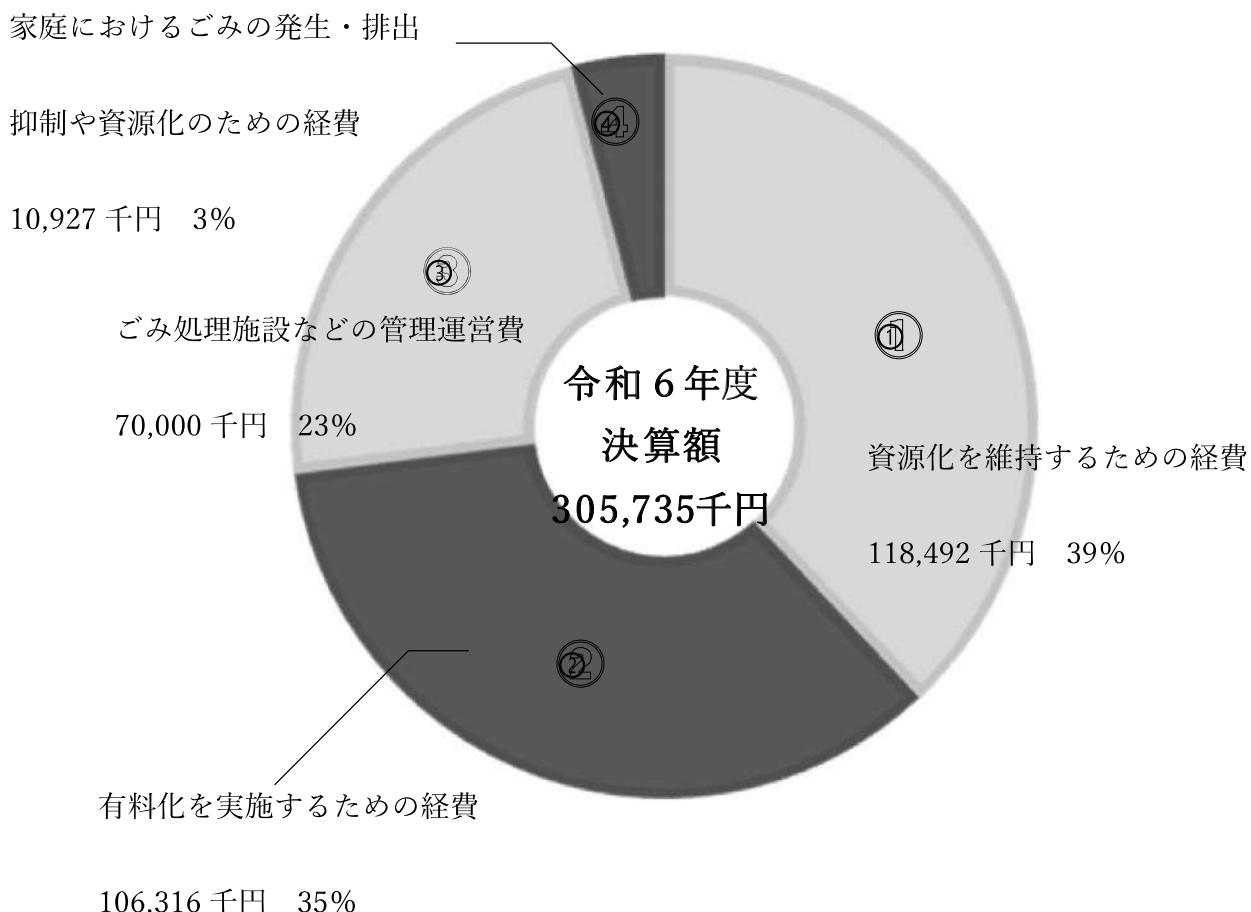
①令和6年度 清掃関係事業決算

(単位:千円)

歳入科目(充当事業別)	金額	歳出科目	金額
清掃総務費	1,644	清掃総務費	26,215
清掃費使用料	187	廃棄物減量等推進審議会委員経費	306
広告料収入	330	清掃庁舎管理運営経費	4,927
雑入	1,127	リサイクルプラザ管理運営経費	11,171
		ゼロカーボン×ゼロごみ大作戦!事業費	3,656
		一般廃棄物処理基本計画策定事業費	6,155
塵芥処理費	355,196	塵芥処理費	1,242,234
清掃費負担金	10,579	塵芥処理事業経費	815,220
清掃費使用料	9	清掃車両運行経費	12,673
清掃費手数料	243,319	資源物中間処理事業費	221,699
資源回収物売扱収入	77,500	資源リサイクル運動推進事業費	191,727
広告料収入	460	清掃統計処理システム事業費	915
日本容器包装リサイクル協会拠出金	23,252		
清掃総務費寄付金	0		
雑入	77		
清掃施設費	506,428	清掃施設費	821,223
清掃費負担金	33,702	沼ノ端クリーンセンター管理運営経費	481,564
清掃費手数料	223,638	埋立処分場管理運営経費	27,807
廃棄物処理施設使用料	851	清掃施設ダイオキシン類測定分析業務費	3,080
廃棄物処理施設整備基金運用利子	465	廃棄物処理施設整備基金積立金	100,465
資源回収物売扱収入	29,384	沼ノ端クリーンセンター整備事業費	208,307
余剰電力売電収入	62,188		
清掃処理施設整備事業債	156,200		
し尿処理費	69,236	し尿処理費	123,774
清掃費手数料	69,236	し尿処理経費	121,889
清掃費交付金	0	西町し尿処理施設改修事業費	1,885
浄化槽設置整備事業資金貸付金償還金	0	合併処理浄化槽設置整備事業費	0
職員費	153,673		
清掃費手数料	153,673		
小計	1,086,177	小計	2,213,446
一般財源	1,451,833	職員費	324,564
合計	2,538,010	合計	2,538,010

②令和6年度 家庭ごみ有料化に伴う収入使途

① 資源化を維持するための経費	118,492 千円
紙類の資源化	
せん定枝の資源化	
蛍光管の資源化	
プラスチック類の資源化	
② 有料化を実施するための経費	106,316 千円
指定ごみ袋製造業務	
指定ごみ袋等販売委託	
指定ごみ袋等流通管理委託	
指定ごみ袋等流通管理システム	
大型ごみ処理手数料経費	
ボランティア袋経費	
③ ごみ処理施設などの管理運営費	70,000 千円
廃棄物処理施設整備基金積立金	
④ 家庭におけるごみの発生・排出抑制や資源化のための経費	10,927 千円
集団回収促進事業	
リサイクルハウス設置助成事業	
生ごみ減量啓発事業	
合計	305,735 千円



③令和6年度 清掃事業部門別原価計算

			ごみ処理関係部門				リサイクル プラザ	し尿処理関係部門		指導 部門	管理 部門
			収集	焼却	資源化	埋立		収集	処理		
人件費	千円	直営	60,483	40,765	6,473	6,780	13,135		8,878	103,245	84,806
	千円	直営	88,866	155,457		11,280	892		60,524	33,148	17,477
	経費	委託	878,779	525,701	221,699	16,528	9,947	61,399			17,950
	千円	直営	4,338	248,693	1,918	40,731	8,912		5,872		4,213
	千円	直営		6,019		765				1,674	
	起債償還利子	直営									
	千円	直営	153,686	450,933	8,391	59,556	22,938		75,274	138,067	106,496
	部門別直接原価(A)	委託	878,779	525,701	221,699	16,528	9,947	61,399			17,950
	計		1,032,466	976,635	230,090	76,084	32,885	61,399	75,274	138,067	124,446
処理量(B)	* t,kl	直営	213	46,431		2,483			15,563		
		委託	29,315		2,410			11,135			
		計	29,527	46,431	2,410	2,483		11,135	15,563		
単位当り部門別直接原価(A/B)	円	直営	723,196						4,837		
		委託	29,977					5,514			
		計	34,966	21,034	95,456	30,644		5,514	4,837		
管理・指導部門配賦額(C)	千円	直営	205,222	8,795	12,243	6,379	23,067		6,807		
部門別総原価(D=A+C)	千円	直営	358,908	459,728	20,634	65,935	46,005		82,081		
		委託	878,779	525,701	221,699	16,528	9,947	61,399			
		計	1,237,688	985,430	242,333	82,463	55,952	61,399	82,081		
単位当たり部門別原価(D/B)	円	直営	1,688,901						5,274		
		委託	29,977					5,514			
		計	41,916	21,223	100,535	33,214		5,514	5,274		

* 処理量については、ごみ処理関係部門の単位を t、し尿処理関係部門を k_l とする

④原価計算年度別推移

			処理量 (t)			部門別総原価 (千円)			単位当たり 部門別原価(円)	
			直営	委託	計	直営	委託	計		
収集	R2	188	32,953	33,141	327,563	708,481	1,036,044	31,261		
		147	32,447	32,594	337,732	741,718	1,079,450	33,118		
		164	31,410	31,574	347,248	801,698	1,148,946	36,389		
		174	30,291	30,466	367,819	838,246	1,206,065	39,588		
		213	29,315	29,527	358,908	878,779	1,237,688	41,916		
	焼却	50,813		50,813	428,887	578,637	1,007,524	19,828		
		49,438		49,438	440,667	489,406	930,073	18,813		
		48,253		48,253	453,947	506,114	960,061	19,897		
		47,351		47,351	456,328	524,920	981,248	20,723		
		46,431		46,431	459,728	525,701	985,430	21,223		
資源化	R2		2,704	2,704	22,854	214,361	237,215	87,741		
			2,630	2,630	20,873	211,995	232,867	88,537		
			2,569	2,569	21,027	211,536	232,563	90,537		
			2,494	2,494	20,977	212,698	233,675	93,682		
			2,410	2,410	20,634	221,699	242,333	100,535		
	埋立	2,867		2,867	68,051	7,398	75,449	26,314		
		2,750		2,750	67,232	4,835	72,067	26,204		
		2,435		1,981	67,074	17,191	84,265	34,610		
		2,447		2,447	66,919	17,188	84,106	34,369		
		2,483		2,483	65,935	16,528	82,463	33,214		
			処理量 (kl)			部門別総原価 (千円)			単位当たり 部門別原価(円)	
			直営	委託	計	直営	委託	計		
し尿処理関係部門	収集	R2		11,759	11,759		64,947	64,947	5,523	
		R3		10,706	10,706		59,071	59,071	5,518	
		R4		11,172	11,172		61,539	61,539	5,508	
		R5		11,269	11,269		62,235	62,235	5,523	
		R6		11,135	11,135		61,399	61,399	5,514	
	処理	R2	15,818		15,818	85,431		85,431	5,401	
		R3	14,945		14,945	78,893		78,893	5,279	
		R4	15,303		15,303	81,395		81,395	5,319	
		R5	15,676		15,676	83,525		83,525	5,328	
		R6	15,563		15,563	82,081		82,081	5,274	

第2節 一般廃棄物処理実施計画

(資料1)

苫小牧市告示第 139 号

令和7年度 一般廃棄物処理実施計画

廃棄物の処理および清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号、以下「法」という。）第6条第1項の規定により、令和5年度の一般廃棄物処理実施計画を定め、苫小牧市廃棄物の処理および清掃に関する条例第14条第1項に基づき、下記のとおり告示する。

令和7年3月31日

苫小牧市長 金澤俊

記

第1章 一般廃棄物の発生量および処理量の見込み

1 計画期間 令和7年4月1日～令和8年3月31日

2 処理区域 苫小牧市全域

(収集対象人口：165,303人（令和7年2月末現在）)

3 処理計画量

(1) ごみ処理量 計 51,611t

家庭ごみ	燃やせるごみ	21,754t
	燃やせないごみ	1,687t
	資源物	7,127t
	大型ごみ	1,428t
	計	31,996t
自己搬入	燃やせるごみ	18,203t
	燃やせないごみ	1,000t
	資源物	118t
	大型ごみ	294t
	計	19,615t

入直ご接み搬	家庭系資源物	231t
	事業系資源物	10,281t
	計	10,512t

(2) 生活排水の適正処理の働きかけ

汚水処理人口普及率は99%以上で推移しているが、地域の環境保全および公衆衛生の向上を図るため、今後も合併処理浄化槽の普及を推進しながら、適正な処理を継続していく必要がある。

(し尿・浄化槽汚泥の処理量)

し	尿	9, 817 kℓ
淨 化 槽 汚 泥		5, 016 kℓ
計		14, 833 kℓ

4 関係を有する他の市町村からの受け入れ

(1) 法第7条第1項に基づき、再生利用を目的とするものに限り受け入れるものとする。なお、その種類および処理量の見込みは以下のとおり。

ブ ラ ス チ ッ ク	3 t
その 他 (紙くず、木くずなど)	878 t
計	881 t

(2) 北海道の策定した「ごみ処理の広域化計画」に基づき安平・厚真行政事務組合（構成町：安平町、厚真町）からの受け入れを行う。

燃 や せ る ごみ	1, 867 t
燃 や せ な い ごみ	99 t
資 源 物	485 t
計	2, 451 t

※処理計画量の見込みは、広域処理負担額計画書による

(3) 特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第17号）第17条に規定する指定取引場所として、本市に設置されるものは以下のとおり。

ロジスティード北日本株式会社 苫小牧物流センター	苫小牧市新開町3丁目7番1号
株式会社鈴木商会 道南支店苫小牧事業所	苫小牧市晴海町17番地の3

5 関係を有する他の市町村への搬出

法第3条第1項において「事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない」とされているが、当市の区域内で発生する下記の廃棄物は、区域内に適正処理が可能な施設がないことから、当該廃棄物の処理施設を有する市町村への搬出を行う。

搬 出 先	種 別	搬 出 量
北見市	蛍光管	6 t
	乾電池（蓄電池を含む）	38 t
千歳市	小動物（鹿）の死体	8 t
平取町外2町衛生施設組合 (積み替え保管場所：日高町)	小動物（鹿）の死体	23 t

第2章 一般廃棄物の排出の抑制および減量化の方策に関する事項

1 食品ロス削減運動事業

食品ロス削減のため、市内のコミュニティセンターなどで消費期限が2か月以上残る食品を集め、フードバンクに寄贈するフードドライブ事業を実施する。その他各種イベントにおいても、食品ロスの削減を呼びかける。

2 生ごみ堆肥化容器および電動生ごみ処理機購入者に対する助成制度

家庭から排出される生ごみの自家処理を推進し、ごみの減量・資源化を図るため、生ごみ堆肥化容器（コンポスト容器・密閉式容器）および生ごみ分解処理容器、電動生ごみ処理機購入者に対して助成金を交付する。

3 生ごみ分解処理容器購入助成事業

一般家庭および事業者から発生する調理くず、食べ残しなどの生ごみを微生物などにより分解し、生ごみの減量化を促進すべく、「キエーロ」と「トラッシュファミリー」の購入助成事業を実施する。

4 資源回収団体奨励金制度

集団回収活動の推進を図るため、新聞紙、雑誌、ダンボール、アルミ類および紙パックを対象に資源回収登録団体に対する奨励金制度を実施する。

5 リサイクルハウス設置助成事業制度

集団回収団体における、資源物の一時保管場所の確保および事業者が自主的に資源物を分別・保管し、リサイクルすることを促進するため、リサイクルハウス設置に係る助成制度を実施する。

6 事業系ごみの減量施策

事業系ごみの展開調査などを行い、必要に応じて減量計画書の提出を求めるほか、事業系ごみ分別・処理ガイドブックを活用し、事業者向けの出前講座や分別・処理説明会を開催し、ごみの適正な分別とリサイクルの推進を図る。

7 抱点回収による資源化促進事業

ごみ減量化、資源の有効利用促進を図るため、家庭用廃食油、古着・古布、古紙類（新聞紙・雑誌・ダンボール）および使用済み小型電子機器を市内公共施設、スーパー（家庭用廃食油のみ）、家電量販店（蛍光管のみ）またはホームセンター（蛍光管のみ）などに回収拠点を設置し、リサイクルする事業を実施する。

8 J F E リサイクルプラザ苫小牧の市民開放

ごみの減量とリサイクルに関する情報提供やごみ処理施設の見学受け付け・案内などを行う。このほか、牛乳パックからの手すきはがきづくりなどの体験学習や大型ごみとして出された家具や自転車を修理して販売する。

9 ごみ減量・リサイクルの意識啓発活動

広報とまこまい、クリーンとまこまいなどによる紙上啓発、出前講座・説明会、事業者への分別・減量指導、清掃施設見学会などを通じて積極的な市民へのごみ減量・リサイクルの意識啓発に努める。

また、小学生環境教育副読本および中学生副読本を活用した次世代市民向け講座を実施し、若い世代に対する意識啓発を促進する。

さらには、ごみ分別アプリやSNS（Instagram・YouTube）などによる意識啓発を促進する。

10 エコストア認定制度

市と市民と店舗の三者が一体となり、ごみ減量化と循環型社会の構築を目指してノーレジ袋の推進やリサイクル商品の販売など、環境負荷への低減を積極的に行っている店舗や事業者に対して、市が環境にやさしいお店として認定する制度を実施する。

11 ノーレジ袋・マイバッグ持参運動

市民、事業者、行政の協働による環境にやさしいライフスタイルの確立の一環として、マイバッグ持参・レジ袋削減に向けた取り組みを推進し、市民や事業者の理解と協力が得られるよう啓発活動を行う。

12 イベントごみ集積場機材貸出制度

町内会や自治会で実施するイベント会場において、ごみの散乱防止や正しい分別の促進を図るため、集積場機材の貸出しを行う。

13 資源物収集の継続実施と事業所における個人消費の取扱い

平成9年度から開始した缶・びん・飲料用紙パックの資源物収集、平成13年度から開始したペットボトルの資源物収集、平成22年度から開始したプラスチックならびに平成25年7月から開始した紙類およびせん定枝の資源回収を継続する。

また、事業所で個人が消費した缶・びん・飲料用紙パック、ペットボトル、プラスチックおよび紙類については、家庭から排出される基準に準じて排出されることを条件に搬入することができ、さらに事業者にも積極的に資源物の分別収集を行うよう指導する。

種 別	主 な 再 生 方 法
缶	アルミニウム缶、スチール缶をアルミニウム、鉄の原料として再生利用
びん	ガラスびんの原料（カレット）などとして再生利用
ペットボトル	繊維製品、容器などの原料として再生利用
紙パック	トイレットペーパーなどの原料として再生利用
プラスチック	プラスチックの原料として再生利用
紙類	固形燃料として再生利用
せん定枝	木質ボードの原料または固形燃料などとして再生利用

14 その他

平成19年度から環境教育の一環として行っている「ペットボトルキャップ集め」を実施する。回収されたペットボトルキャップの売却益を社会福祉貢献のため、認定NPO法人「世界の子どもにワクチンを日本委員会」へワクチン購入費として寄附する。

第3章 分別して収集するものとした一般廃棄物の種類および分別の区分

1 排出および処理の方法

種類	排出方法
一般家庭の日常生活から排出されるごみ ^{※1}	燃やせるごみ 有料指定ごみ袋に入れてステーションに排出（週2回）（有料）
	有害ごみ スプレー缶、携帯ポンベおよび電池（電子たばこなどの蓄電池内臓の製品を含む）と水銀体温計（水銀血圧計含む）を、それぞれ透明な別袋に入れてステーションに排出（週2回）（無料）
	おむつ類 透明な別袋に入れてステーションに排出（週2回）（無料）
	燃やせないごみ 有料指定ごみ袋に入れてステーションに排出（月1回）（有料）
	缶、びん、ペットボトル 透明な別袋に入れてステーションに排出（月2回）（無料）
	紙パック ひもで縛ってステーションに排出（月2回）（無料）
	プラスチック類 プラスチック製容器包装およびプラスチック単体は、透明な袋に入れてステーションに排出（週1回）（無料）
	紙類 透明な袋に入れてステーションに排出（月2～3回）（無料）
	せん定枝 1メートル以下に切りそろえ、1メートル以内のひもなどで縛って、指定された場所へ排出（※ ² ）（無料）
	大型ごみ 大型ごみ処理手数料シールを貼って指定された場所へ排出（※ ² ）または自己搬入（有料）
事業活動に伴い排出される一般廃棄物	燃やせるごみ 排出者自らまたは許可業者により沼ノ端クリーンセンターへ搬入し、焼却処理（有料）
	資源物 排出者自らまたは許可業者により沼ノ端クリーンセンターまたは中間処理施設場へ搬入し再生利用（無料） ※ 事業所から排出される紙類、個人消費に伴う資源（缶・びん・ペットボトル・紙パック）など

※¹ 一部地域では、燃やせるごみ、燃やせないごみ、資源の戸別収集を実施。

※¹ ステーションへの排出は、収集当日の午前8時45分までとする。

※² 大型ごみ・せん定枝収集センターに事前に申込みの上、指示に従って排出すること。

2 搬入禁止物および処理不適物（適正処理困難指定物含む）

家電リサイクル法に定めるもの	
エアコン、テレビ（ブラウン管、液晶、プラズマ、有機EL）、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機	販売店などに相談または指定取引所に持ち込み、適正に処理すること。
資源有効利用促進法に定めるもの	
パソコン、パソコン用ディスプレイ、ノートパソコンなど	メーカーまたはパソコン3R推進協会に相談し、適正に処理すること。
フロン排出抑制法に定めるもの	
フロン類を使用する製品	第一種フロン類充填回収業者に相談し、

	適正に処理すること。
苫小牧市廃棄物の処理および清掃に関する条例施行規則に定めるもの	
有害性のあるもの (例) バッテリー、毒性のある薬品（硫酸、塩酸、農薬）、刺激性スプレー（熊撃退スプレー、催涙スプレー）など	販売店などに相談し、適正に処理すること。
感染性のあるもの (例) 医療機関などから排出される注射器、注射針、血液の付着したガーゼなど	
爆発性のあるもの (例) ガスボンベ、消火器など	
引火性のあるもの (例) ガソリン、灯油、廃油、火薬など	
引火性のあるもの (例) 塗料、シンナーなど	
著しく悪臭を発するもの	脱臭などの措置を講じて、排出すること。
産業廃棄物 市の廃棄物処理施設では、処理が困難なもの (例) 廃タイヤ、耐火金庫、太陽光パネル、最大の辺または径がおおむね 150cm を超えるものなど	
苫小牧市廃棄物の処理および清掃に関する条例施行規則に定めるもの	
燃やせるごみのうち、最長の辺または径が 50cm を超えるもの。ただし、樹木の幹および枝については、径が 12cm 以下で、長さが 50cm を超えるもの。	破碎・切断などの措置を講じて、排出すること。
燃やせないごみのうち、おおむね縦 2m、横 1m および高さ 60cm の容器に収納できない形状のもの。 ただし、金属くずについては、次に掲げる形状のもの。 (1) 管状のもので、径が 5cm、長さが 2m を超えるもの (2) 棒状のもので、径が 1cm、長さが 40cm を超えるもの (3) 板状のもので、厚さが 1,6mm、各辺の長さが 40cm を超えるもの	破碎・切断などの措置を講じて、排出すること。
燃やせないごみのうち、既に破碎されたものまたは破碎することが困難なもの（破碎不適物）については、最大の辺または径がおおむね 150cm を超えるもの	最大の辺または径がおおむね 150cm を超えない破碎不適物は、廃棄物埋立処分場に搬入可能。
モーターまたはコンプレッサーが除去されていない冷蔵庫または洗濯機	家電リサイクル法対象外の品目に限る。
スプリング入りマットレスおよびソファー	

第4章 一般廃棄物の適正な処理およびこれを実施する者に関する基本的事項

施設名	所在地	受入時間と休業日
沼ノ端クリーンセンター	苫小牧市字沼ノ端2番地の25	受入時間 8:00～19:00 休業日 日曜日と1月1日から1月2日
柏原埋立処分場	苫小牧市字柏原13番地・221番地	受入時間 9:00～17:00 休業日 火・木・土・日曜日と1月1日から1月2日 ※ 沼ノ端クリーンセンターで受け付けが必要
西町し尿・雑排水処理施設	苫小牧市元町3丁目5番3号（西町下水処理センター内）	受入時間 8:30～16:30 休業日 土曜日、日曜日、国民の祝日および国民の休日、12月31日から1月3日
JFエリサイクル プラザ苫小牧	苫小牧市字沼ノ端2番地の25	開館時間 9:00～17:00 休館日 日曜日、国民の祝日および国民の休日、12月29日から1月3日

(資料2)

令和7年度 苫小牧市一般廃棄物収集運搬業・処分業許可業者一覧

【収集運搬業】

業者名	所在地	備考
(株)とませい	苫小牧市柳町2丁目2番8号	し尿汲取り委託 浄化槽清掃業許可
(株)苫小牧清掃社	苫小牧市字糸井402番地の14	し尿汲取り委託 浄化槽清掃業許可
ピケンビルサービス(株)	苫小牧市矢代町1丁目2番26号	
(有)協和清掃	苫小牧市北星町2丁目27番6号	
山本浄化興業(株)	苫小牧市字勇払165番地の4	浄化槽清掃業許可
北海道リサイクルセンター(株)	苫小牧市新開町4丁目4番12号	
(株)トマウエーブ	苫小牧市字勇払285番地の1	
(株)美備	苫小牧市泉町1丁目7番8号	
(有)エンジニアサービス	苫小牧市日吉町1丁目1番37号	

【処分業】

業者名	所在地	事業範囲
(株)苫小牧清掃社	苫小牧市字糸井402番地の14	伐根・伐木・伐開物・廃家電品・スプリング入りマットレス・紙くず・纖維くず・プラスチック・刈草・動物性残渣
(株)トマウエーブ	苫小牧市字勇払285番地の1	動植物性残さ、廃ゴムタイヤ・汚泥
(株)C&R	苫小牧市字静川5番地の4	すき取り物・伐採木・流木・木くず
(株)三光産業 苫小牧営業所	苫小牧市字勇払145番地の142	廃ゴムタイヤ
(株)久保田組 S&K環境ワクチンセンター 苫小牧事業所	苫小牧市字勇払265番地の32	可燃ごみ(食品残渣・廃飼料)
(株)イワクラ	苫小牧市晴海町23番地の1	伐採木・流木・せん定枝・木くず
(株)マテック 苫小牧支店	苫小牧市字弁天504番地17	耐火金庫・業務用冷蔵冷凍庫・冷凍庫及びフロン含有機器(サーバー類、除湿器等に限る)
JX金属苫小牧ケミカル(株)	苫小牧市字勇払152番地	薬品類

第5章 自然環境

第1節 苫小牧市の自然環境

1 概況

本市は、道央地区南部に位置し、北西側の樽前山を背に台地・丘陵・沖積低地からなる地形で太平洋に面し、全般に温暖で降雪も少なく、過ごしやすい気候となっています。

本市には、樽前山麓の広大な森林をはじめ、湖沼群や湿原、自然緑地などが広く分布しています。中でもウトナイ湖は、全国屈指の渡り鳥の中継地として知られており、国際的にも重要な湿地として平成3（1991）年12月12日にラムサール条約（正式名称：「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」昭和55（1980）年9月22日条約第28号）の湿地に登録されています。また、平成14（2002）年4月18日には、東アジア地域ガンカモ類重要生息地ネットワークに登録され、平成18（2006）年11月に東アジア・オーストラリア地域フライウェイパートナーシップが発足し、これに基づく重要生息地ネットワークに移行しました。

こうした豊かな自然環境は、野生生物の生息・生育の場であると共に、都市の環境保全や水源かん養などの機能を持ち、また、市民レクリエーションの場としても利用されています。

2 自然環境保全地区などの指定の現況

本市は、広く分布するすぐれた自然環境を有しており、北海道環境緑地保護地区、学術自然保護地区、鳥獣保護区などの指定を受けるほか、苫小牧市独自に自然環境保全地区を指定するなど、貴重な自然を将来にわたって保全するよう努めています。

（1）苫小牧市自然環境保全地区

良好な自然景観、良好な緑地を形成している区域および動植物の生息・生育地などのうち、自然的・社会的諸条件から、その保全を図ることが必要な地域を「苫小牧市自然環境保全条例」（昭和49（1974）年6月11日条例第12号）に基づき、保全地区として、現在5か所（延132.9ha）を指定しています。

① トキサタマップ湿原地区（面積45.5ha 市有地）

【昭和51（1976）年3月10日指定】



ウトナイ湖に直接流入するトキサタマップ川が湿原の中を流れ、アオサギ、コヨシキリなど数多くの野鳥が生息し、ハンノキ、キタヨシに代表される植生がみられるウトナイ湖西部に広がる低層湿原です。

②勇払川旧古川地区（面積 11.1ha 国有地・市有地）【昭和 51（1976）年 3月 10 日指定】



勇払川の河川改修で三日月形に残された部分とその周りの樹林地で、中には樹齢 200 年近い高さ 15m ほどのミズナラ、ハリギリなどがあり、今なお原始の姿を思わせます。

③樽前ガ口一地区（面積 8.6ha 国有地・私有地）【昭和 54（1979）年 4月 10 日指定】



樽前川の流域に形成されている両岸の切り立った岩壁には、エビゴケ、オオホウキゴケなど 60 種類以上のコケ類が「じゅうたん」を敷きつめたように張り付き、特異な景観を見せてています。また、水量も豊かで、ヤマセミ、キセキレイなどの溪流性の野鳥も見られます。

④ウトナイ沼南東部砂丘地区（面積 64.5ha 市有地・国有地）

【平成 2（1990）年 6月 15 日指定】



勇払原野の生い立ちを物語り、砂丘群が分布する地域で、高山性のハナゴケ類や海岸性のハマナス、低地性のハスカップ、草原性のエゾココメグサなどが混在した植生は特異な景観を見せており、学術的にも貴重な地区です。また、ウトナイ湖に隣接していることから、鳥類も非常に豊富です。

⑤沼ノ端拓勇樹林地区（面積 3.2ha 市有地）

【平成 7（1995）年 2月 21 日指定】



昭和初期以来、酪農を中心とした開拓地の防風林の一部で、ミズナラ、ハンノキなどの高木をはじめ、ノリウツギ、ハスカップなどの低木が見られる森林性に富んだ良好な樹林地です。市街地近郊にもかかわらず、自然の状態で残っている貴重な地区です。

(2) 北海道環境緑地保護地区など

「北海道自然環境等保全条例」に基づき、次の2か所（延122.9ha）が保護地区に指定されています。

また、北海道自然環境保全指針に基づき「すぐれた自然地域」7か所、「身近な自然地域」15か所が選ばれています。

①糸井環境緑地保護地区（面積67.9ha 市有地）

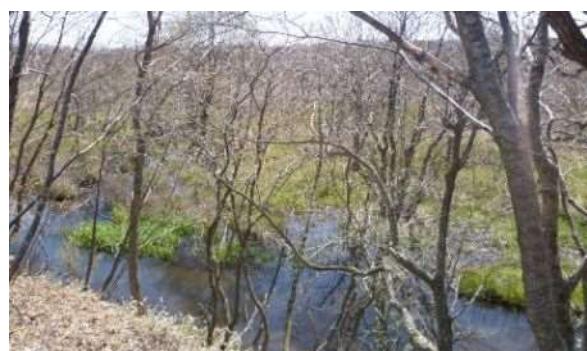
【昭和48（1973）年3月30日指定】



樽前山麓台地末端に位置し、ミズナラ、カシワなどの広葉樹天然林の樹林地で、市街地周辺の環境緑地として重要な地区です。

②勇払川学術自然保護地区（面積55.0ha 国有地・私有地）

【昭和48（1973）年3月30日指定】



勇払川流域の低湿地で、ハンノキ、ヨシなどの湿性樹が群落をなし、草原性の野鳥が多く見られ、学術上価値あるものとして保護することが必要な地区です。

③すぐれた自然地域

自然を構成する要素である植物、動物、地形・地質、景観などの規模や資質に着目すると、その原始性、希少性、学術性、景観美などにおいて、他の地域より比較的秀でている自然の地域です。

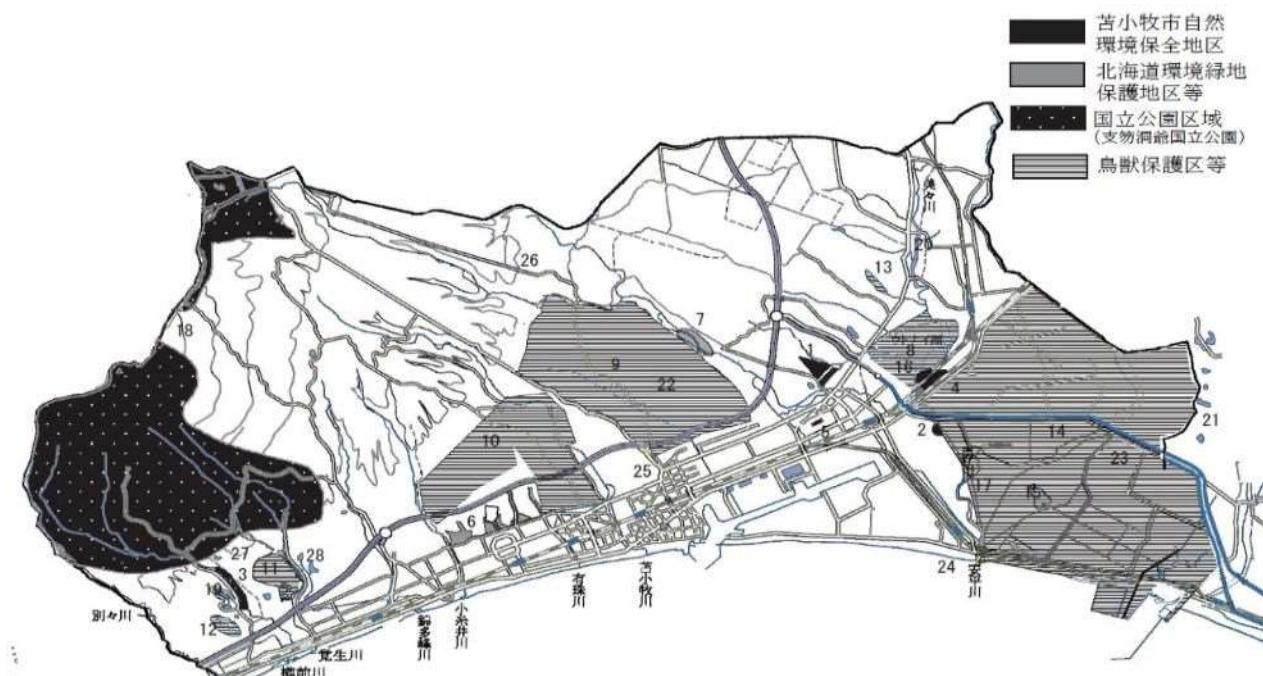
- ウトナイ湖周辺
- 美々川流域
- 勇払川流域
- 平木沼湖沼群
- 樽前山周辺
- 樽前湖沼群
- 北大苫小牧研究林

④ 身近な自然地域

都市近郊の樹林地、水辺、原野など居住地環境に比較的近く存在し、地域の住民が健康で快適な日常生活を営む上で貴重な存在となっている自然の地域です。

- 勇払川旧古川地区
- 王子山
- 樽前ガロー
- 緑のトンネル
- 沼ノ端拓勇樹林地区
- マッカ沼
- つた森山林
- トキト沼
- 勇払海岸
- 森田沼
- 丹治沼
- 錦大沼公園
- 北大苫小牧研究林
- 樽前大沼
- 緑ヶ丘公園

■ 苫小牧市自然環境保全地区等位置図



苫小牧市自然環境保全地区		鳥獣保護区など		すぐれた自然地域		身近な自然地域	
1	トキサタマップ 湿原地区	8	国指定ウトナイ湖 鳥獣保護区	16	ウトナイ湖周辺	23	つた森山林
2	勇払川旧古川地区*	9	北大苫小牧研究林 鳥獣保護区*	17	勇払川流域	24	勇払海岸
3	樽前ガロー地区*	10	王子山鳥獣保護区*	18	樽前山周辺	25	緑ヶ丘公園
4	ウトナイ沼 南東部砂丘地区	11	錦大沼鳥獣保護区*	19	樽前湖沼群	26	緑のトンネル
5	沼ノ端拓勇樹林地区*	12	樽前大沼特定獣具 使用禁止区域*	20	美々川流域	27	森田沼
北海道環境緑地 保護地区など		13	丹治沼特定獣具 使用禁止区域*	21	平木沼湖沼群	28	トキト沼・マッカ沼
6	糸井環境緑地 保護地区	14	苫東特定獣具 使用禁止区域	22	北大苫小牧研究林		
7	勇払川学術 自然保護地区	15	弁天沼特定獣具 使用禁止区域				

* 北海道自然環境保全指針に基づき「身近な自然地域」に指定されている。

3 野生鳥獣保護の現況

野生鳥獣は、自然を構成するひとつの大切な要素であり、人間と自然とのふれあいの中でも重要な役割を担っています。日本に生息する鳥獣は、鳥類約 630 種、哺乳類約 170 種ですが、ウトナイ湖周辺における鳥類は、その半数に近い約 270 種で、スズメ、ムクドリなどの都市性鳥類、オオジシギ、ヒバリなどの草原性鳥類、木オジロ、アオジなどの森林性鳥類などと多様です。哺乳類もヒグマ、キタキツネ、エゾシカなどが生息しています。

また、(公財)日本野鳥の会が、全国への呼びかけにより国内初のサンクチュアリ(野生生物が生息できるように保護されている地域)として、昭和 56 (1981) 年にウトナイ湖を中心とした周辺約 510ha を指定したのも、このような豊かな自然を守り育てていくためです。

(1) ウトナイ湖野生鳥獣保護センター

平成 14 (2002) 年 7 月に「ウトナイ湖野生鳥獣保護センター」を開設しました。

本センターは、将来にわたり国指定ウトナイ湖鳥獣保護区が鳥獣の良好な生息地として保全、維持され、人と野生生物との共生が図られるよう、環境省の「野生鳥獣との共生環境整備事業」により建設され、環境省と苫小牧市で共



同運営する施設です。本センターは、鳥獣保護区のビジターセンター的機能を有し、展示ホールにはウトナイ湖の生態系や渡り鳥の営み、生息環境などを数多くの展示や映像などで紹介するとともに、初心者が自然観察を楽しむ方法などをわかりやすく解説しています。また、自然観察を通じて自然保护や野生鳥獣との適正なふれあいを図る普及啓発事業をはじめ、鳥獣保護区周辺における傷病鳥獣の収容、治療、リハビリなどを行っています。

(2) 鳥獣保護区などの設定状況

野生鳥獣の保護、繁殖を図るため、生息環境の特性に応じ「鳥獣の保護および管理ならびに狩猟の適正化に関する法律」に基づく「鳥獣保護区」が 4 か所設定され、鳥獣の狩猟が禁止されています。

また、銃器を使用する狩猟は、特に危険を伴うことから、銃器による狩猟を禁止する「特定猟具使用禁止区域」が 3 か所設定されています。

■鳥獣保護区など指定一覧表

(令和6(2024)年3月31日現在)

名称	面積 (ha)	設定期間
国指定ウトナイ湖鳥獣保護区*	510	昭和57(1982)年03月31日～令和13(2031)年9月30日
王子山鳥獣保護区	1,263	昭和39(1964)年10月01日～令和06(2024)年9月30日
北大苫小牧研究林鳥獣保護区	2,715	昭和43(1968)年03月30日～令和7(2025)年9月30日
錦大沼鳥獣保護区	236	昭和53(1978)年03月30日～令和19(2037)年9月30日
丹治沼特定獣具使用禁止区域(銃器)	39	昭和39(1964)年10月01日～令和6(2024)年9月30日
樽前大沼特定獣具使用禁止区域(銃器)	48	昭和52(1977)年09月15日～令和9(2027)年9月30日
苫東特定獣具使用禁止区域(銃器)	8,019	令和3(2021)年10月01日～令和13(2031)年9月30日

*特別保護地区併設(510ha)

(3) 鳥獣保護の状況

衰弱、事故などにより負傷した野生鳥獣の保護取扱状況は、以下のとおりです。

■野生鳥獣の保護取扱状況

年度 区分	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)
鳥類	148	149	127	121	81	46	54	81	42
哺乳類	0	2	2	3	1	0	1	3	1
計	152	151	129	124	82	46	55	84	43

(注) 収容時死亡個体およびカラスなど有害鳥獣駆除分を除く。

(4) ウトナイ湖におけるハクチョウ類などの飛来

ウトナイ湖は、ハクチョウ類、ガン類、カモ類など渡り鳥の中継地であるとともに、越冬地でもあります。

同湖に飛来するハクチョウ類をカウント調査した結果と、昭和 52 (1977) 年秋から令和 7 (2025) 年春までの最高飛来数の推移は、以下のとおりです。

■ウトナイ湖におけるハクチョウ類の飛来数

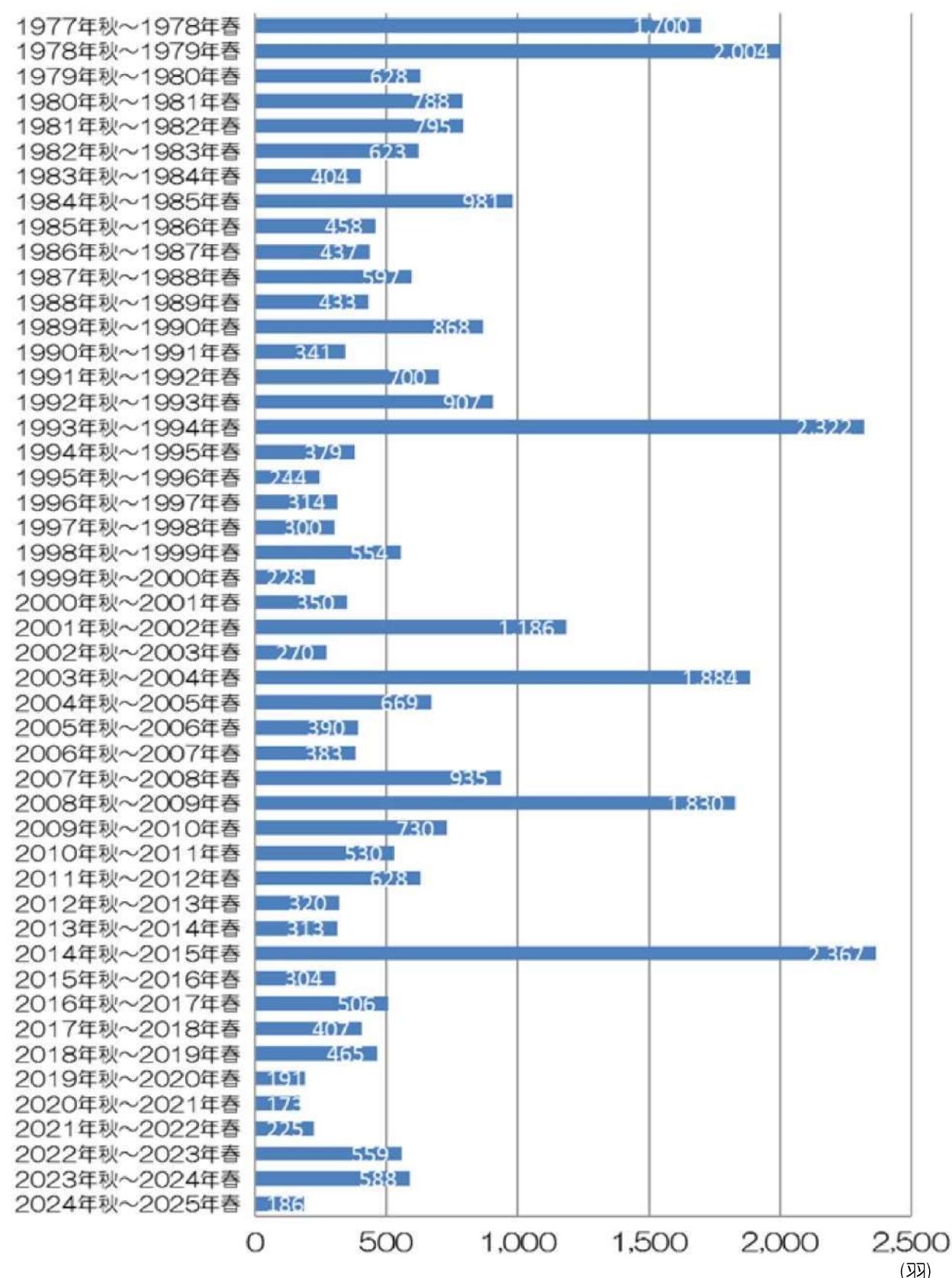
調査年		初飛来日	最高飛来数および飛来日		飛去日
H22・秋 (2010)	H23・春 (2011)	H22 (2010). 9.27	530 羽	H22 (2010). 10.16	H23 (2011). 5.11
H23・秋 (2011)	H24・春 (2012)	H23 (2011). 10.1	628 羽	H23 (2011). 10.15	H24 (2012). 4.21
H24・秋 (2012)	H25・春 (2013)	H24 (2012). 10.7	320 羽	H24 (2012). 10.18	H25 (2013). 5.5
H25・秋 (2013)	H26・春 (2014)	H25 (2013). 10.2	313 羽	H25 (2013). 10.9	H26 (2014). 5.3
H26・秋 (2014)	H27・春 (2015)	H26 (2014). 10.4	2,367 羽	H26 (2014). 10.17	H27 (2015). 4.23
H27・秋 (2015)	H28・春 (2016)	H27 (2015). 9.30	304 羽	H27 (2015). 12.10	H28 (2016). 4.20
H28・秋 (2016)	H29・春 (2017)	H28 (2016). 10.5	506 羽	H28 (2016). 10.23	H29 (2017). 5.4
H29・秋 (2017)	H30・春 (2018)	H29 (2017). 10.5	407 羽	H29 (2017). 10.13	H30 (2018). 4.30
H30・秋 (2018)	H31・春 (2019)	H30 (2018). 10.2	465 羽	H30 (2018). 10.18	H31 (2019). 4.21
R1・秋 (2019)	R2・春 (2020)	R1 (2019). 10.4	191 羽	R1 (2019). 10.25	R2 (2020). 4.19
R2・秋 (2020)	R3・春 (2021)	R2 (2020). 10.7	173 羽	R2 (2020). 10.15	R3 (2021). 4.23
R3・秋 (2021)	R4・春 (2022)	R3 (2021). 10.3	225 羽	R3 (2021). 10.7	R4 (2022). 4.28
R4・秋 (2022)	R5・春 (2023)	R4 (2022). 10.5	559 羽	R4 (2022). 10.15	R5 (2023). 5.12
R5・秋 (2023)	R6・春 (2024)	R5 (2023). 10.7	558 羽	R5 (2023). 10.19	R6 (2024). 4.29
R6・秋 (2024)	R7・春 (2025)	R6 (2024). 10.4	186 羽	R6 (2024). 11.16	R7 (2025). 4.27



＜市の鳥 ハクチョウ＞

平成 2 (1990) 年 9 月、市民が自然とふれあう機会を広げ、自然保護について理解を深めることを目的に苫小牧市の鳥を制定しました。

■ウトナイ湖におけるハクチョウ類の最高飛来数の推移



4 ウトナイ湖とラムサール条約

(1) ウトナイ湖

ウトナイ湖は、周囲 9km、面積 275ha、平均水深 0.6m の淡水湖で、美々川をはじめトキサタマップ川などの清流がそそぎ、湖の周辺には原野、湿原などの豊かな自然が形成されています。このことからウトナイ湖は、動植物の宝庫、野鳥の楽園ともいわれ、現在まで約 270 種の鳥類が確認され、バードウォッチングや自然散策、自然観察など四季折々の自然や野鳥とのふれあいが楽しめます。特にガン類、カモ類、ハクチョウ類などの渡り鳥にとっては重要な中継地であり、マガムラサキシギ、オオハクチョウやコハクチョウ（いずれも種名）の集団渡来地として国際的に知られています。昭和 57（1982）年ウトナイ湖とその周囲、面積 510ha は、国指定鳥獣保護区特別地区に定められ、平成 3（1991）年国内 4 番目のラムサール条約の登録湿地となりました。

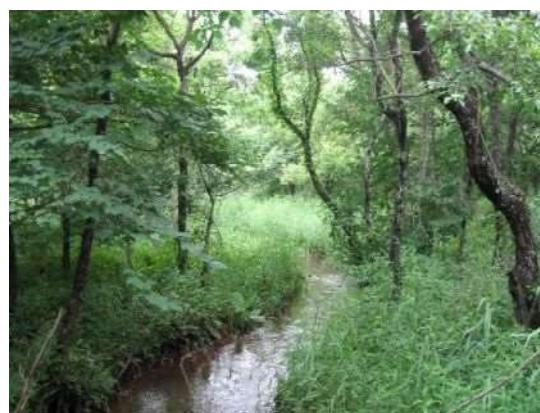


ウトナイ湖の位置とラムサール条約湿地の範囲(点線部分)

(2) ウトナイ湖サンクチュアリ

全国屈指の渡り鳥の中継地であるウトナイ湖の自然を残すため、(公財)日本野鳥の会が昭和 56（1981）年に周辺の原野や森林を含めた約 510ha を日本最初の野鳥の聖域・サンクチュアリに指定しました。

サンクチュアリには自然観察路や観察小屋が設けられており、四季を通じての野鳥観察や保護の拠点としてネイチャーセンターも設置されています。



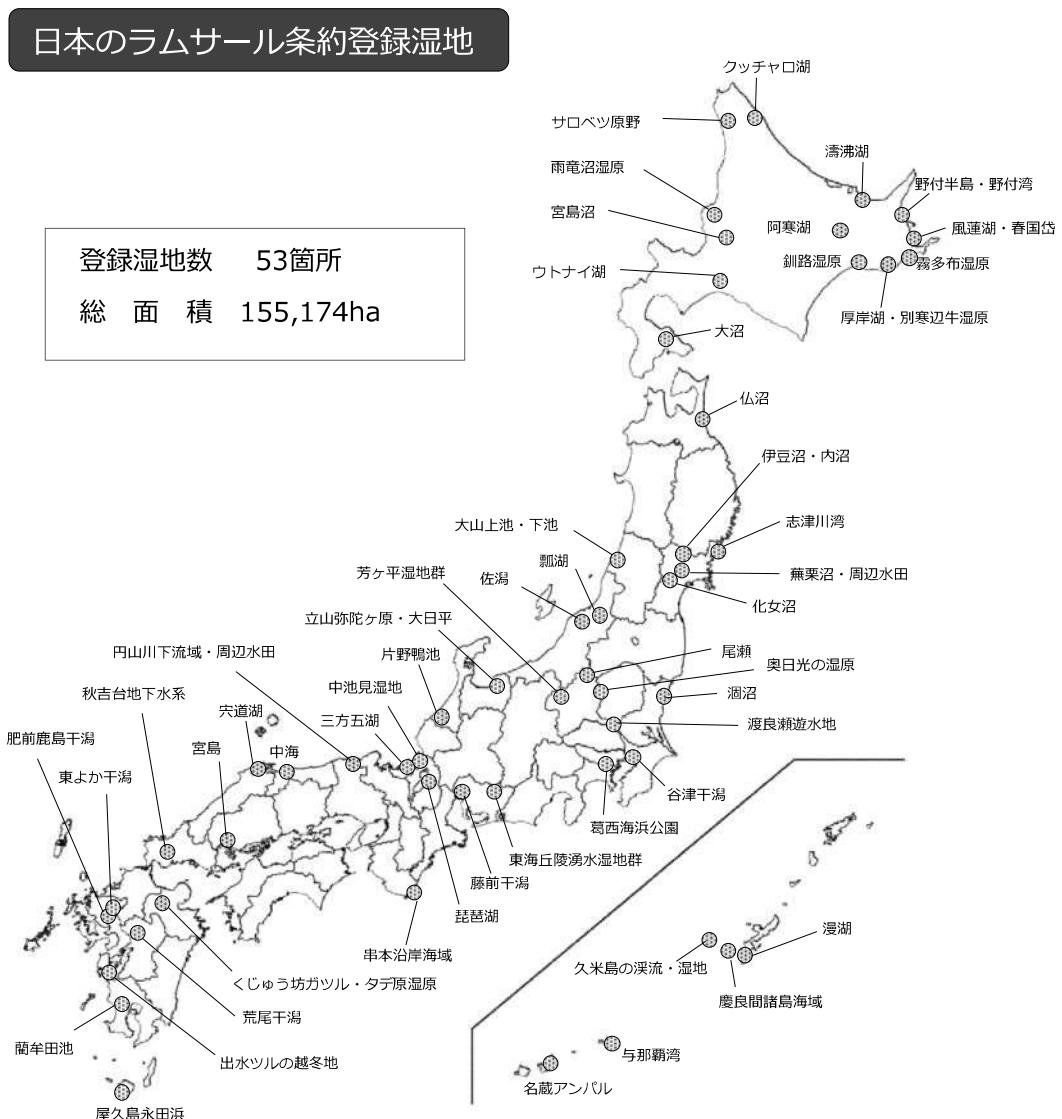
（3）ラムサール条約の概要

ラムサール条約は、正式名称を「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」といい、昭和46（1971）年にイランのラムサールで開催された国際会議で採択され、昭和50（1975）年に効力を発生しています。

この条約は、各締約国がその領土にある湿地を指定し、登録することによってその保全や適正利用を図り、湿地に生息する動植物、特に水鳥の保護を促進することを主な目的としています。また、条約の加入にあたっては、少なくとも 1 か所の湿地を指定し、登録することが義務付けられています。

令和7（2025）年3月現在、締約国は172か国、登録湿地は2,542か所になっています。日本は、昭和55（1980）年に釧路湿原が最初の登録地となり、53か所（面積155,174ha）の湿原が登録されています。

■ ラムサール条約湿地位置図



5 啓発事業

自然とのふれあいなどを通して自然環境に対する市民意識を高めることを目的に、次の啓発事業を実施しています。

(1) 自然ふれあい教室



本市周辺は、四季折々に野鳥、動植物、昆虫などさまざまな生物が観察されるなど、すばらしい自然を有しています。

こうした自然とのふれあいを通して自然環境に対する市民意識の高揚と啓発を目的として、ウトナイ湖サンクチュアリのレンジャーを講師に招き、市内の小中学校の児童および生徒・教職員・PTA を対象に自然全般に関する教室を実施しています。

■開催実績 (令和6(2024)年度)

実施日	学校名	学年	会場	受講 人数 (人)
5月29日	植苗小学校	3・4年生	ウトナイ湖サンクチュアリネイチャセタ-および自然観察路	9
6月18日(午前)	拓進小学校	4年生	ウトナイ湖サンクチュアリネイチャセタ-および自然観察路	31
6月18日(午後)	拓進小学校	4年生	ウトナイ湖サンクチュアリネイチャセタ-および自然観察路	29
合 計				69

(2) ハスカップつみ取り体験付自然観察バスツアー



苫小牧市では、ゼロカーボン×ゼロごみ大作戦の関連事業として、二酸化炭素の吸収源である森林、勇払原野の恵みでもあるハスカップなど、市内の良好な自然環境および資源を市民の皆様に体験していただく、「自然観察バスツアー」を開催しました。

<R6 (2024) 年7月15日(土)実施>
20名参加

(3) 苫小牧の自然写真・水鳥絵画展



身近な水鳥類や野生鳥獣、自然景観に関心を持ってもらうことを目的として、写真や絵画を募集し、ウトナイ湖野生鳥獣保護センター内にて展示会を開催しています。

<R6 (2024) 年度開催>
写真の部 10名 19点応募
絵画の部 40名 40点応募

(4) 野生動物に学ぶ救護セミナー



傷病鳥獣救護に必要な基礎知識や技術向上、市民への鳥獣保護思想の普及啓発を目的としたセミナーを実施しています。

<R6 (2024) 実施>
5月25日 32名参加
6月29日 38名参加
9月28日 42名参加
10月5日 51名参加

(5) こころの授業



ウトナイ湖野生鳥獣保護センターの獣医師が講師となり、小中学校に出向くなどにより行っています。

リハビリ中の傷病鳥とのふれあいや映像による学習により、生物の多様性、命の大切さ、自然環境保全の重要性を学ぶことを目的としています。

■開催実績 (令和6(2024)年度)

実施日	学校名	学年	クラス数	受講人数 (人)	授業回数 (回)
6月26日	拓進小学校	2年生	3	101	3
7月3日	西小学校	3年生	1	36	1
7月9日	拓勇小学校①	4年生	2	125	2
7月17日	拓勇小学校②	4年生	2		2
9月3日	ウトナイ小学校①	3年生	3	179	3
9月4日	ウトナイ小学校②	3年生	3		3
9月6日	日新小学校	3年生	1	35	1
9月18日	緑小学校	4年生	3	73	3
9月25日	勇払小学校	2年生	1	8	1
10月1日	東小学校	2年生	1	35	1
10月2日	明野小学校	3年生	1	37	1
10月16日	大成小学校	3・4年生	3	73	3
10月23日	植苗小学校	3・4年生	1	9	1
10月29日	泉野小学校①	3年生	2	121	2
10月30日	澄川小学校	3年生	3	80	3
11月6日	沼ノ端小学校	3年生	2	59	2
11月12日	豊川小学校	3年生	2	65	2
11月13日	泉野小学校②	4年生	2		2
11月20日	日新小学校	1・2年生	4	92	3
11月22日	北星小学校	3年生	2	49	2
11月27日	錦岡小学校	3年生	3	109	3
12月4日	若草小学校	3年生	1	37	1
12月10日	美園小学校	2年生	2	71	2
12月18日	糸井小学校	3年生	1	23	1
合 計				1417	48

6 自然環境の保全対策

(1) 条例による開発行為の規制

「苫小牧市自然環境保全条例」により、都市計画法に基づく開発行為、宅地造成および特定盛土等規制法に基づく宅地造成および 500 平方メートル以上の運動競技場などの建設、宅地造成や土地の開墾、樹木の伐採などで良好な生活環境を形成している緑地の保全に影響を及ぼすおそれのある開発行為は、市長の許可を受けることになっています。

(2) 産業廃棄物処理施設設置に対する指導

平成 3 (1991) 年 12 月に、産業廃棄物最終処分場の設置に伴う必要な指導事項を定め、適正処理の確保により自然環境および生活環境の保全を図ることを目的とした「産業廃棄物最終処分場設置に関する指導方針」を施行し、その後、法の改正に伴い、平成 12 (2000) 年 1 月には「苫小牧市産業廃棄物処理施設の設置等に関する指導指針」に改正して、指導を強化するとともに、設置者には公害防止協定の締結を義務づけています。

■公害防止協定一覧

(令和 7 (2025) 年 3 月 31 日現在)

締結事業者	締 結 日	設置・借受場所	施設の種類
北海道リサイクルセンター株式会社	平成 4 (1992) 年 3 月 16 日	字美沢 187 番 1	安定型および 焼却炉
株式会社 C & R	平成 14 (2002) 年 5 月 27 日	字静川 5 番 4	焼却施設
	平成 15 (2003) 年 2 月 5 日	字静川 2 番、3 番、 12 番 8	安定型
	平成 16 (2004) 年 7 月 16 日	字静川 2 番、3 番、 12 番 8	安定型
	令和 元 (2019) 年 9 月 20 日	字静川 12 番 11、12 番 14、 23 番 5、23 番 6	安定型および 管理型
	平成 15 (2003) 年 1 月 30 日	字柏原 3 番 29	安定型および 管理型
株式会社 ホクハイ	平成 15 (2003) 年 2 月 5 日	字静川 2 番、3 番、 12 番 8	安定型
株式会社 苫小牧解体建設	平成 15 (2003) 年 3 月 6 日	字樽前 292 番 1	安定型
株式会社 マテツ	平成 17 (2005) 年 9 月 20 日	字弁天 504 番 17	廃プラスチック 類の破碎施設
	平成 27 (2015) 年 7 月 9 日	厚真町字共和 114 番 7、 114 番 2	安定型および 管理型
共信建設株式会社	平成 25 (2013) 年 12 月 19 日	白老町字社台 374 番 6、 375 番 30、573 番	安定型
空知興産株式会社	平成 28 (2018) 年 8 月 3 日	字弁天 504 番 7、8	焼却施設および 破碎・減菌施設

(3) 生物多様性地域戦略策定事業

生物多様性基本法に基づき、本市の生物多様性の保全および持続可能な利用に係る考え方を明らかにするとともに、その実現に向けた施策により、市、事業者、市民および民間団体の連携・協働の下に、豊かな生物の多様性を保全し、その生態系サービスを将来にわたって享受できる自然と共生する社会の実現を図ることを目的に令和5年および令和6年の2か年で「苫小牧市生物多様性地域戦略」を策定します。令和6年度は、令和5年度に策定した骨子に令和6年7月に開催した市民や学生、企業などを対象としたワークショップでの意見や策定委員会における議論の結果を反映させた素案を作成しました。



戦略本編はこちらから



※ 生物多様性とは・・・

自然のなかでは、いろいろな生きものがくらしています。食べたり食べられたり、死んだり枯れて土に返れば植物の栄養になり、草や木が育ち、その草や木の実を他の生きものが食べる。このように、いろいろな生きものは互いにつながりながら生きています。いろいろな自然があって、さまざまな種類・大きさ・色・形などをした生きものがいることを「生物多様性」と言います。

第6章 公害防止 (環境の現況と対策)

第1節 大 気

1 概 况

大気汚染の主な原因は、固定発生源（工場や事業場、家庭の暖房など）や移動発生源（自動車など）のばい煙、粉じんなどの排出や他国からの越境汚染による影響などが挙げられます。

本市では、これらを未然に防止するため、市内 6 測定局で二酸化硫黄や窒素酸化物などの汚染物質を自動測定機により常時監視し、一部測定局ではダイオキシン類やベンゼンなど長期曝露により健康被害を及ぼすおそれのある物質（以下「有害大気汚染物質」）を定期的に測定することで、大気汚染の状況把握に努めています。

大気汚染の原因となる物質のうち、人の健康を保護し生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準（以下「環境基準」）が定められた物質の達成状況は、下表のとおりです。

光化学オキシダントのみ環境基準に適合しませんでしたが、当該物質は全国的に基準が満たされていないため、大陸からの越境汚染や気象変動などが要因であると考えられています。

この超過に対して、人の健康または生活環境に被害が生じるおそれのある場合の注意報や警報の発令および人的被害、苦情、問合せなどはありませんでした。

■ 環境基準達成状況（令和 6（2024）年度）

物質名	解説	評価
二酸化硫黄	高濃度で呼吸器に影響を及ぼすほか、森林や湖沼などに影響を与える酸性雨の原因物質になると言われています。	○
二酸化窒素	高濃度で呼吸器に影響を及ぼすほか、酸性雨および光化学オキシダントの原因物質になると言われています。	○
一酸化炭素	血液中のヘモグロビンと結合して酸素を運搬する機能を阻害し、人体に有害な影響を及ぼすと言われています。	○
浮遊粒子状物質	大気中に浮遊する粒径 $10\mu\text{m}$ 以下の粒子のことをいい、高濃度で肺や気管などに沈着して呼吸器に影響を及ぼすと言われています。	○
光化学オキシダント	光化学スモッグの原因となり、高濃度では粘膜を刺激し、呼吸器への影響を及ぼすほか、農作物など植物への影響も観測されています。	×
微小粒子状物質（PM2.5）	大気中に浮遊する粒径 $2.5\mu\text{m}$ 以下の微細な粒子のことで、肺の奥深くまで入りやすく、呼吸器や循環器への影響が懸念されています。	○
有害大気汚染物質	発がん性などを有し、低濃度であっても、長期的な摂取により健康影響が生じる恐れのある物質です。	○
ベンゼン		
トリクロロエチレン		
テトラクロロエチレン		
ダイオキシン類		
ジクロロメタン		

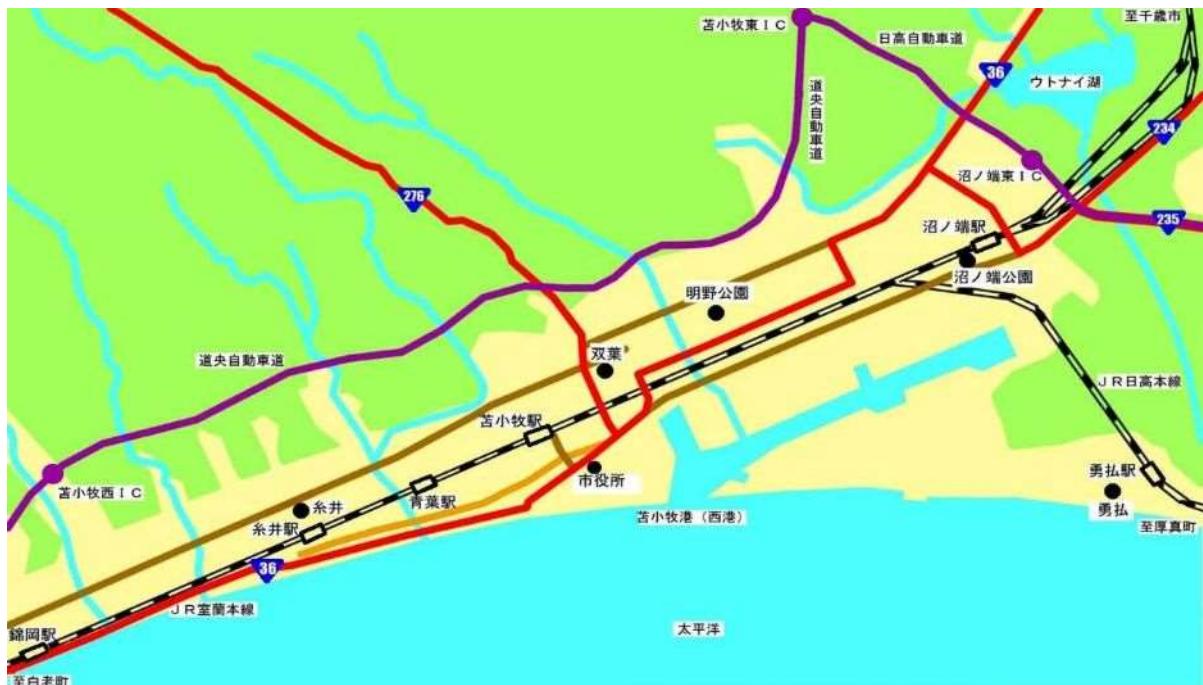
（注）評価欄の「○」は環境基準達成、「×」は環境基準未達成を表す。

※ 基準値および評価方法については、資料編(P.179～)をご覧ください。

2 測定地点および測定項目

本市では、市内6地点（一般環境測定局4局、自動車排出ガス測定局2局）で、大気汚染物質を常時監視しています。

■大気汚染物質測定地点図および測定項目



測定局名	測定項目																				
	窒素酸化物		一酸化窒素		二酸化窒素		一酸化炭素		浮遊粒子状物質		光化学オキシダント		炭水化素		微小粒子状物質		有害大気汚染物質		風向・風速		気温・湿度・日射量
二酸化硫黄	一酸化窒素	二酸化窒素	一酸化炭素	二酸化窒素	一酸化炭素	メタノン	二酸化炭素	メタノン	二酸化炭素	二酸化炭素	メタノン	メタノン	メタノン	メタノン	メタノン	メタノン	メタノン	メタノン	メタノン	メタノン	メタノン
双葉(一般環境)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
明野公園(一般環境)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
沼ノ端公園(一般環境)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
勇払(一般環境)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
糸井(自動車排ガス)	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-	-	○	○	-	-	-	-	-
市役所(自動車排ガス)	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

※「一般環境測定局」は、一般的な生活空間の大気汚染状況を測定しています。

※「自動車排ガス測定局」は、主要道路沿における自動車排ガスの影響を測定しています。

■有害大気汚染物質（優先取組物質）の測定地点および項目

（環境基準・指針値設定項目）

測定項目 測定局名	環境基準設定項目					指針値設定項目 ^{*1}									
	ベ ン ゼ ン	トリ クロ ロ ヒ チ レン	テ ト ラ ク ロ ロ ヒ チ レン	ダ イ オ キ シ ン 類	ジ ク ロ ロ メ タ ン	ア クリ ロ ニ トリ ル	塩 化 ヒ ニ ル モ ノ マ ー	ク ロ ロ ホ ル ム	1 , 3 - ジ ク ロ ロ エ タ ン	1 , 2 - ブ タ ジ エ ン	塩 化 メ チ ル	ア セ ト アル テ ヒ ド	二 ッ ケ ル 化 合 物	マ ン カ ン お よ び その 化 合 物	
明野公園(一般環境)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
沼ノ端公園(一般環境)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-	-
糸井(自動車排ガス)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-

*1 アクリロニトリルなど9物質については、健康リスクの低減を図る目標として指針値が定められています。

（その他の項目）

測定項目 測定局名	環境基準設定項目					指針値設定項目				
	ト ル ヒ ン	酸 化 ヒ チ レン	六 価 ク ロ ム	ホ ル ム アル テ ヒ ド	ベ ン ゾ [a] ヒ レン	ベ ン ゾ [a] ヒ レン	ベ ン ゾ [a] ヒ レン	ベ ン ゾ [a] ヒ レン	ベ ン ゾ [a] ヒ レン	ベ ン ゾ [a] ヒ レン
明野公園(一般環境)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
沼ノ端公園(一般環境)	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-
糸井(自動車排ガス)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○

■大気汚染常時監視システムと測定結果の公表について



【 市内大気汚染測定期 6 局で 24 時間常時測定 】

測定結果をゼロカーボン推進室親局に自動送信

ゼロカーボン推進室での状況監視

【測定データ（速報値）の公表】



苫小牧市「苫小牧市の大気環境」

■速報値については、パソコンやスマートフォンなどでご覧いただけます。

- ・苫小牧市「苫小牧市の大気環境」http://kankyochozen.bizmw.com/tomakomai_taiki/index.php
 - ・環境省「そらまめ君」<https://soramame.env.go.jp>
 - ・北海道の大気環境 <http://hokkaidotaiki25.jp>

3 測定結果

(1) 二酸化硫黄(SO₂)

高濃度になると呼吸器系に影響を及ぼすほか、森林や湖沼などに悪影響を与える酸性雨の原因物質であると報告されています。

【令和6（2024）年度の評価】

各測定局ともに環境基準に適合しています。

■二酸化硫黄(SO₂)の環境基準による評価結果（令和6（2024）年度）

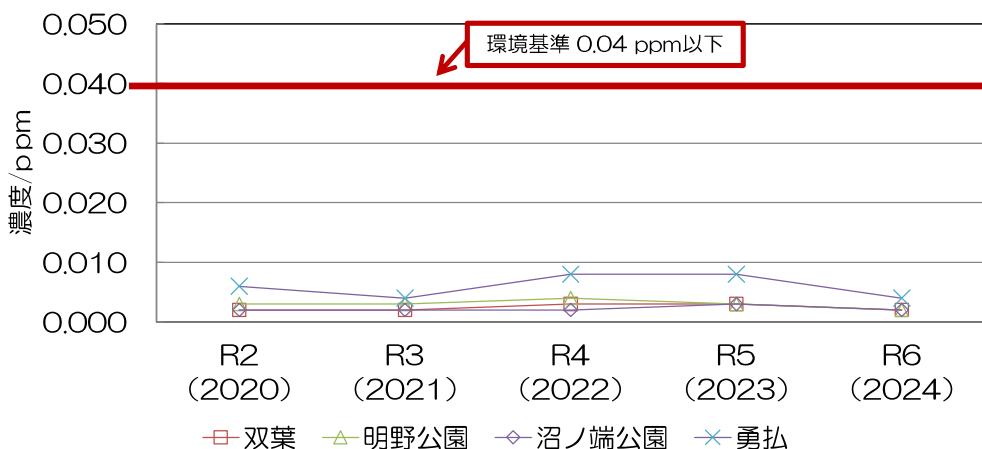
測定局名	短期評価				長期評価			(参考)最高値	
	1 時間値が0.1 ppm を超えた時間数		日平均値が0.04 ppm を超えた日数とその割合		1 日平均値の2%除外値	1 時間値が0.04 ppm を超えた日が2日以上連続したとの有無	環境基準達成状況 （達成○未達成×）	1時間値	日平均値
	時間	%	日	%	ppm	有・無		ppm	ppm
双葉	0	0.0	0	0.0	0.002	無	○	0.048	0.006
明野公園	0	0.0	0	0.0	0.003	無	○	0.054	0.006
沼ノ端公園	0	0.0	0	0.0	0.002	無	○	0.024	0.003
勇払	0	0.0	0	0.0	0.004	無	○	0.037	0.011

(環境基準評価の方法)

短期評価 1時間値の日平均値が0.04 ppm 以下であり、かつ、1時間値が0.1 ppm 以下であること。

長期評価 年間の日平均値の測定値について、測定値の高い方から2%の範囲内にあるものを除外した値が0.04 ppm 以下であり、かつ、日平均値が0.04 ppm を超える日が2日以上連続していないこと。

■経年変化(長期評価値)



(2) 二酸化窒素(NO₂)

高濃度になると呼吸器系に影響を及ぼすほか、酸性雨および光化学オキシダントの原因物質であると報告されています。

【令和6（2024）年度の評価】

各測定局ともに環境基準に適合しています。

■二酸化窒素(NO₂)の環境基準による評価結果（令和6（2024）年度）

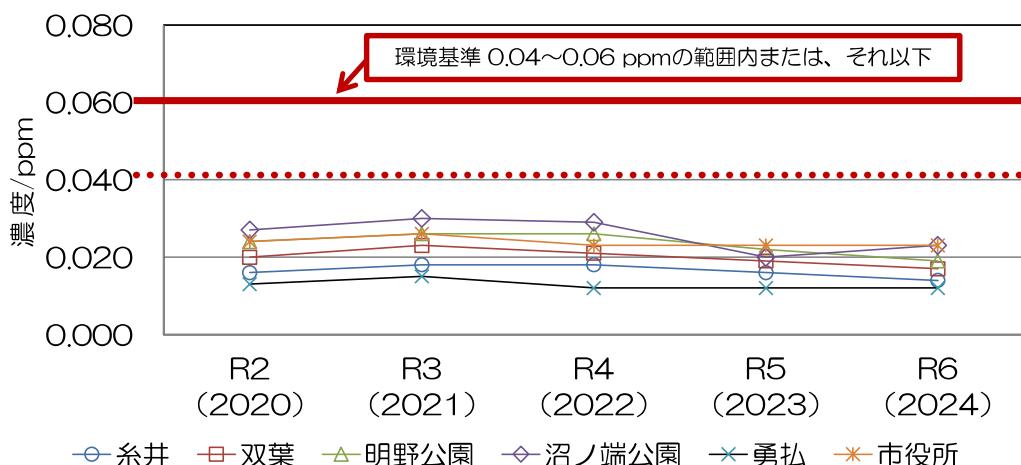
測定局名	短期評価		長期評価			(参考)最高値	
	日平均値が0.06 ppmを超えた日数とその割合		1日平均値の98%値	1日平均値の98%値が0.06 ppmを超えた日の有無	環境基準達成状況 (達成○未達成×)	1時間値	日平均値
	日	%	ppm	有・無		ppm	ppm
糸 井	0	0.0	0.016	無	○	0.045	0.021
双 葉	0	0.0	0.017	無	○	0.050	0.020
明 野 公 園	0	0.0	0.019	無	○	0.056	0.022
沼ノ端公園	0	0.0	0.023	無	○	0.058	0.026
勇 払	0	0.0	0.012	無	○	0.034	0.016
市 役 所	0	0.0	0.023	無	○	0.048	0.026

(環境基準評価の方法)

短期評価 1時間値の日平均値が0.04 ppmから0.06 ppmの範囲内、または、それ以下であること。

長期評価 年間の日平均値の測定値について、測定値の低い方から、98%に相当する値が0.04 ppmから0.06 ppmの範囲内、または、それ以下であること。

■経年変化(長期評価値)



(3) 一酸化炭素(CO)

血液中のヘモグロビンと結合して酸素を運搬する機能を阻害し、人体に有害な影響を及ぼすと報告されています。

【令和6（2024）年度の評価】

環境基準に適合しています。

■一酸化炭素(CO)の環境基準による評価結果（令和6（2024）年度）

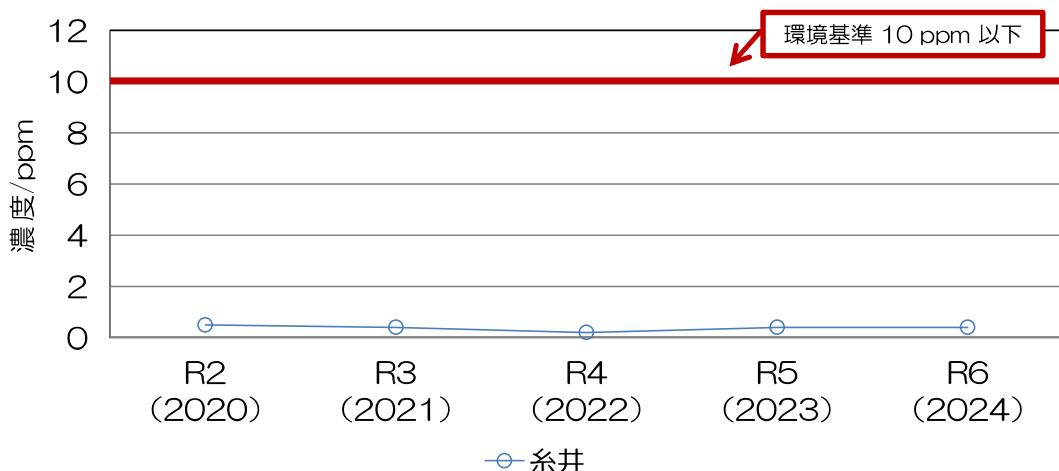
測定局名	短期評価				長期評価			(参考)最高値	
	1時間値の8時間平均値が20 ppmを超えた回数とその割合		1日平均値が10 ppmを超えた日数とその割合		1日平均値の2%除外値	1日平均値が10 ppmを超えた日が2日以上連続したとの有無	環境基準達成状況 (達成○ 未達成×)	1時間値	日平均値
	回	%	日	%	ppm	有・無		ppm	ppm
糸井	0	0.0	0	0.0	0.4	無	○	0.9	0.4

(環境基準評価の方法)

短期評価 1時間値の日平均値が10 ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20 ppm以下であること。

長期評価 年間の日平均値の測定値について、測定値の高い方から2%の範囲内にあるものを除外した値が10 ppm以下であり、かつ、1日平均値が10 ppmを超える日が2日以上連続していないこと。

■経年変化(長期評価値)



(4) 浮遊粒子状物質(SPM)

大気中に浮遊する粒径 10 μm 以下の粒子を指し、高濃度になると肺や気管などに沈着して呼吸器に悪影響を及ぼすと報告されています。

【令和6（2024）年度の評価】
各測定局ともに環境基準に適合しています。

■浮遊粒子状物質(SPM)の環境基準による評価結果（令和6（2024）年度）

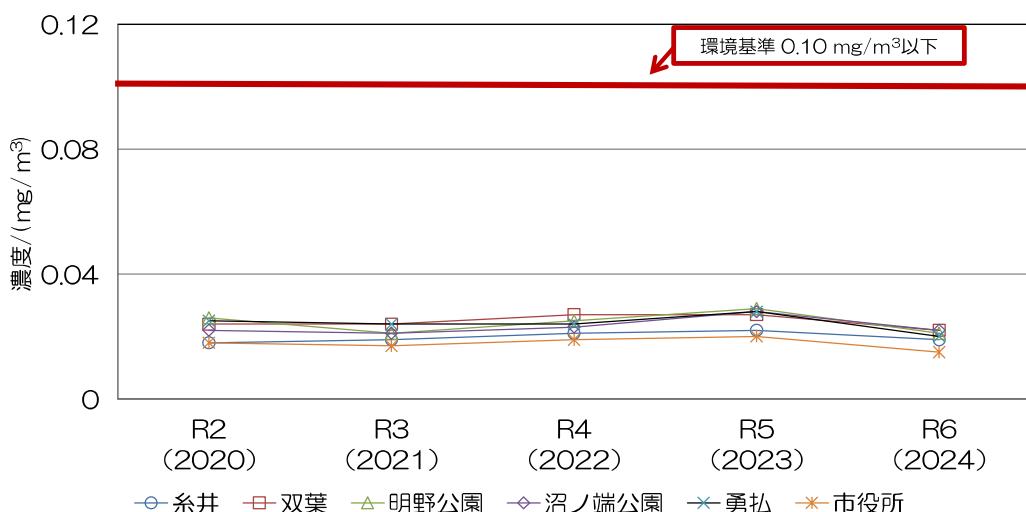
測定局名	短期評価				長期評価			(参考)最高値	
	1 時間値が 0.20 mg/m ³ を超えた時間数		1 日平均値が 0.10 mg/m ³ を超えた日数とその割合		1 日平均値の 2%除外値	1 日平均値が 0.10 mg/m ³ を超えた日が 2 日以上連続したことの有無	環境基準達成状況 〔達成○ 未達成×〕	1 時間値	日平均値
	時間	%	日	%	mg/m ³	有・無			
糸 井	0	0.0	0	0.0	0.019	無	○	0.058	0.028
双 葉	0	0.0	0	0.0	0.022	無	○	0.087	0.039
明 野 公 園	0	0.0	0	0.0	0.021	無	○	0.055	0.036
沼ノ端公園	0	0.0	0	0.0	0.022	無	○	0.063	0.033
勇 払	0	0.0	0	0.0	0.020	無	○	0.073	0.038
市 役 所	0	0.0	0	0.0	0.015	無	○	0.125	0.019

(環境基準評価の方法)

短期評価 1 時間値の日平均値が 0.10 mg/m³ 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20 mg/m³ 以下であること。

長期評価 年間の日平均値の測定値について、測定値の高い方から 2% の範囲内にあるものを除外した値が 0.10 mg/m³ 以下であり、かつ、日平均値が 0.10 mg/m³ を超える日が 2 日以上連続していないこと。

■経年変化(長期評価値)



(5) 光化学オキシダント(Ox)

光化学スモッグの原因であり、高濃度になると粘膜を刺激し、呼吸器系へ悪影響を及ぼすほか、農作物など植物への影響も報告されています。

【令和6（2024）年度の評価】

全測定局で環境基準未達成となっています。主な要因は、自然現象(季節風による成層圏オゾン層の沈降)や大陸からの越境汚染によるものと考えられています。なお、注意報などの発令に至る濃度は確認されておらず、市民などからの問合せも寄せられています。

■光化学オキシダント(Ox)の環境基準による評価結果（令和6（2024）年度）

測定局名	環境基準評価			(参考) 昼間の1時間値 が0.06 ppmを 超えた日数と その割合		注意報発令		(参考) 昼間の1時間値 が0.12 ppmを 超えた時間数と その割合	(参考) 昼間の1時間値 の最高値	(参考) 昼間の日 最高1時間 値の年 平均値
	時間	%	環境基準 達成状況 達成○ 未達成×			日	%			
	時間	%		日	%	時間	%	ppm	ppm	
双葉	40	0.73	×	11	3.01	0	0	0.076	0.041	
明野公園	29	0.53	×	9	2.47	0	0	0.074	0.041	
沼ノ端公園	27	0.50	×	6	1.64	0	0	0.070	0.041	
勇払	78	1.43	×	19	5.21	0	0	0.074	0.043	

(環境基準評価の方法)

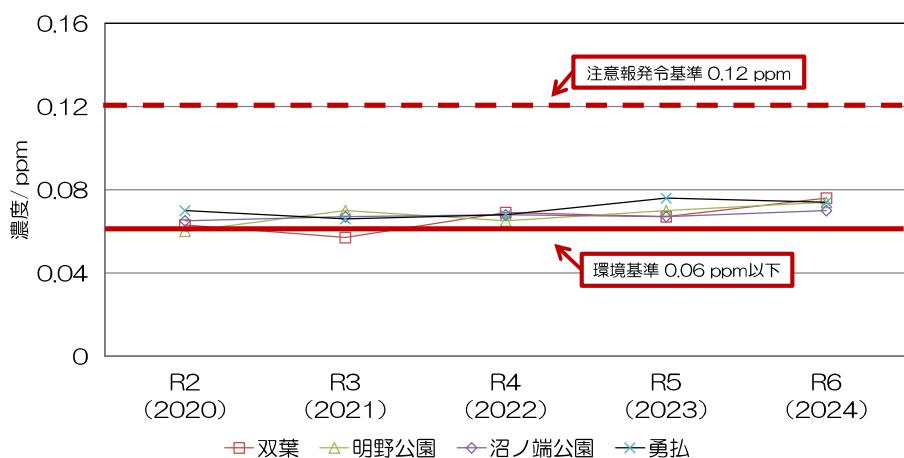
昼間(午前5時から午後8時まで)の1時間値が0.060 ppm以下であること。

(光化学オキシダントの緊急時発令基準)

環境基準とは別に、人の健康または生活環境に被害が生じる恐れのある場合、注意報や警報の発令基準が定められています。

注意予告 0.10 ppm • 注意報 0.12 ppm • 警報 0.24 ppm • 重大警報 0.40 ppm

■経年変化(昼間の1時間値の最高値)



(6) 炭化水素(HC)

炭化水素のうち非メタン炭化水素は、日中の光化学スモッグ発生の目安になるため、指針値が設定されています。

【令和6（2024）年度の評価】

指針値の超過が計2日確認されましたが、当該日において、人的被害、苦情および問合せはありませんでした。

■炭化水素(HC)濃度の測定結果（令和6（2024）年度）

測定期名	項目	年平均値	午前6時から午前9時までの3時間平均値						
			年平均値	最高値	最低値	0.20 ppmC を 超えた日数と その割合	指針値超過 (0.31 ppmC 超過)日数と その割合		
			ppmC	ppmC	ppmC	ppmC	日	%	日
沼ノ端公園	メタン	2.04	2.06	2.36	1.86	—	—	—	—
	非メタン 炭化水素	0.07	0.07	0.37	0.01	6	1.7	3	0.9

(指針値)
非メタン炭化水素について、午前6時から午前9時までの3時間平均値が、0.20～0.31 ppmCの範囲または、それ以下であること。

(7) 微小粒子状物質(PM2.5) ※PM2.5については次ページをご覧ください。

【令和6(2024)年度の評価】

各測定局ともに環境基準に適合しています。

■微小粒子状物質(PM2.5)の環境基準による評価結果(令和6(2024)年度)

測定局名	短期評価	長期評価	環境基準達成状況 (達成○ 未達成×)	(参考)最高値		注意喚起発令回数
	1日平均値の98パーセンタイル値	1年平均値		1時間値	日平均値	
	μg/m ³	μg/m ³		μg/m ³	μg/m ³	
糸井	10.9	4.3	○	33	18.8	0
沼ノ端公園	16.4	7.1	○	81	23.5	0

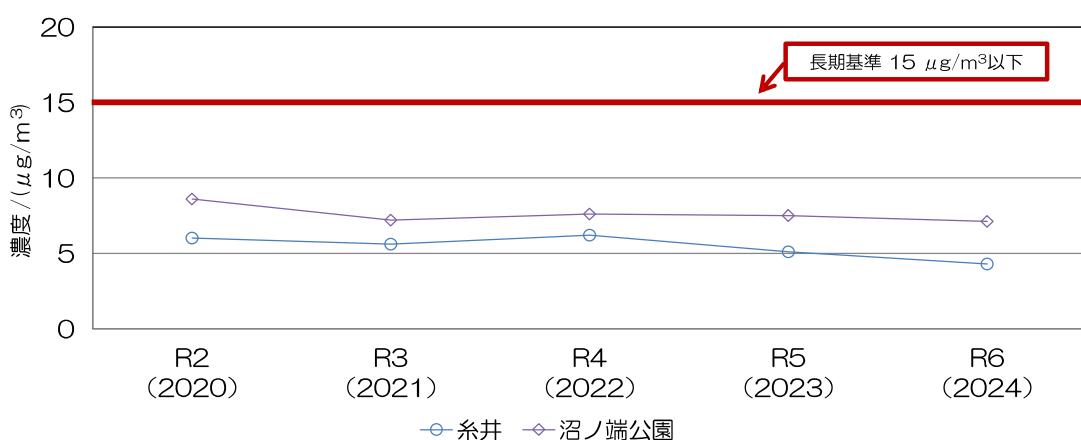
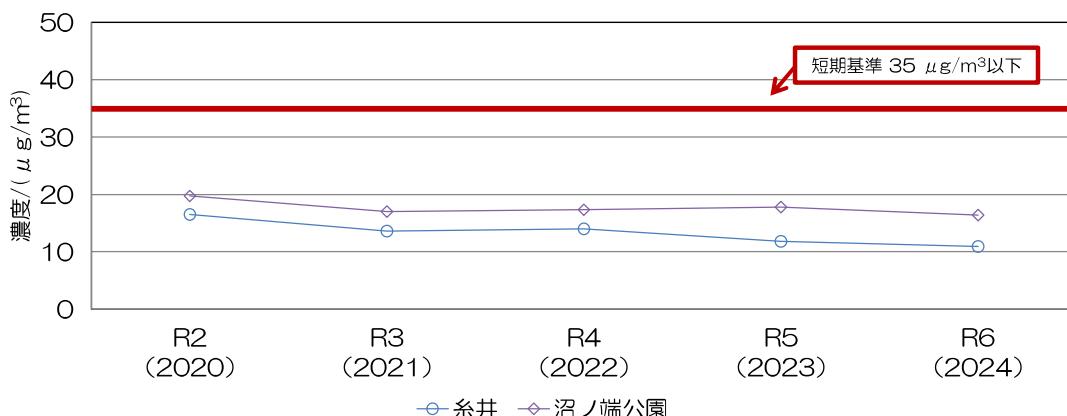
(環境基準評価の方法)

以下の短期基準および長期基準による評価を行い、両方を満たした場合に適合とする。

短期基準 年間の日平均値の測定値について、測定値の低い方から98パーセンタイルに相当する値が35 μg/m³以下であること。

長期基準 1年平均値が15 μg/m³以下であること。

■経年変化(上段:短期評価値 下段:長期評価値)



微小粒子状物質(PM2.5)について

■ PM2.5 とは?

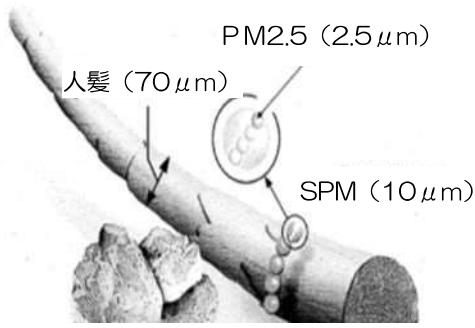
大気中に漂う粒径 2.5 μm (マイクロメートル)

以下の小さな粒子の総称です(1 μm =0.001 mm)。

PM2.5 は、粒径が非常に小さいため(髪の毛の

太さの 1/30 程度)、肺の奥深くまで入りやすく、

肺がん、呼吸器系および循環器系への影響が懸念されています。



■ どのような時に注意の呼びかけがあるの?(注意喚起の発令)

測定の結果、健康影響が生じる可能性が高くなると予測される水準(1 日平均値 70 $\mu\text{g}/\text{m}^3$)

を超えると判断した場合、本市から住民の皆様へ注意の呼びかけ(注意喚起)を行います。

注意喚起の判断基準は以下のとおりです。

午前 5 時～午前 7 時の 1 時間値の平均値が 85 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた場合、または、

午前 5 時～午後 0 時の 1 時間値の平均値が 80 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた場合

■もし、注意喚起が発令された場合、どうしたらいいの?

- 長時間に及ぶ激しい運動は控えましょう。
- 特に呼吸器や循環器などに疾患のある方、子どもや高齢者の皆様は、普段以上に気をつけて、体調に応じた行動をしましょう。
- 不要不急な外出を控えること、室内の窓の開閉を最小限にしましょう。
- すぐに健康影響が生じるものではありません。落ち着いて行動をしましょう。

■現在の状況については、パソコンやスマートフォンなどからご覧いただけます。

★ 注意喚起がされているか

市ゼロカーボン推進室ホームページ ※ 苫小牧市 PM2.5 で検索

★ 測定結果(速報値)

「苫小牧市の大気環境」

(http://kankyozen.bizmw.com/tomakomai_taiki/index.php) または  から

大気汚染物質広域監視システム「そらまめ君」(<https://soramame.env.go.jp/>)

「北海道の大気環境」(<http://hokkaidotaiki25.jp/>)でご覧いただくことができます。

★ 電話による問合せ(Tel0144-57-8806 市ゼロカーボン推進室)

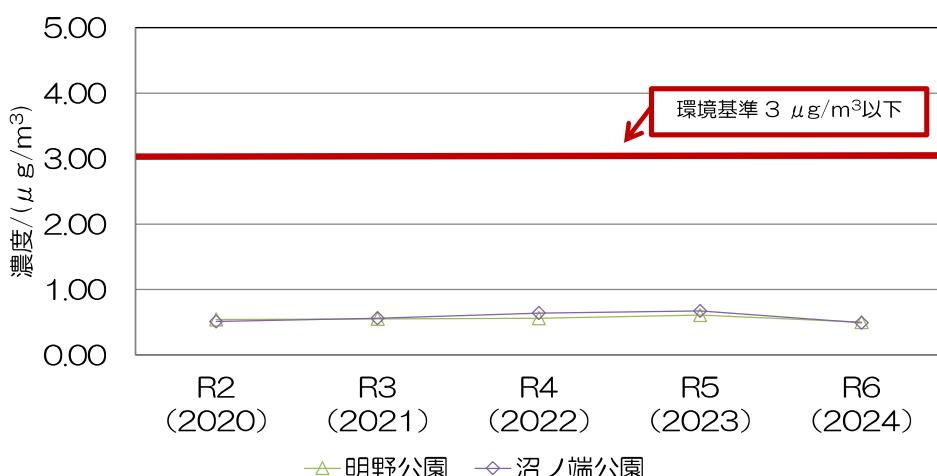
(8) 有害大気汚染物質 (令和6(2024)年度)

有害大気汚染物質の中でも優先的に対策が必要とされる物質（優先取組物質）として指定されている23物質について、測定を行っております。

■ベンゼン (環境基準:1年平均値が3 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること)

測定局名	R6(2024)年度の評価結果	年平均値($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	濃度範囲($\mu\text{g}/\text{m}^3$)
明野公園	○ 各測定局ともに環境基準を達成しています。	0.50	0.23~0.85
沼ノ端公園		0.50	0.18~0.96

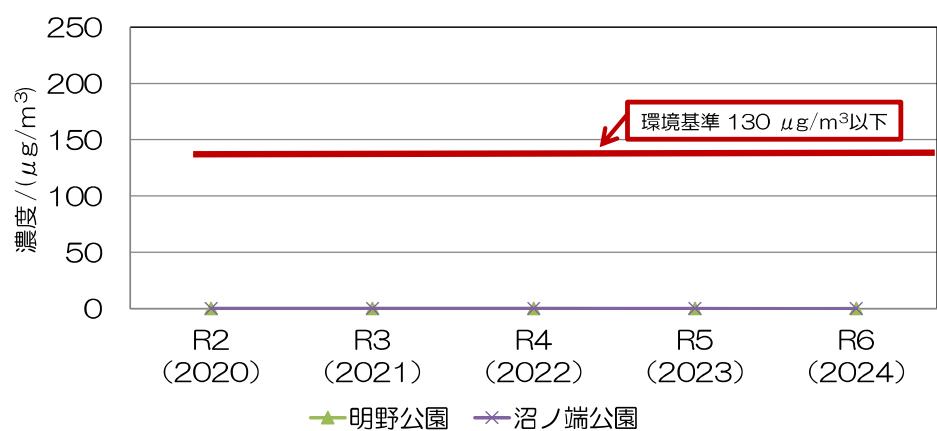
■経年変化(年平均値)



■トリクロロエチレン (環境基準:1年平均値が130 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること)

測定局名	R6(2024)年度の評価結果	年平均値($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	濃度範囲($\mu\text{g}/\text{m}^3$)
明野公園	○ 各測定局ともに環境基準を達成しています。	不検出	-
沼ノ端公園		不検出	-

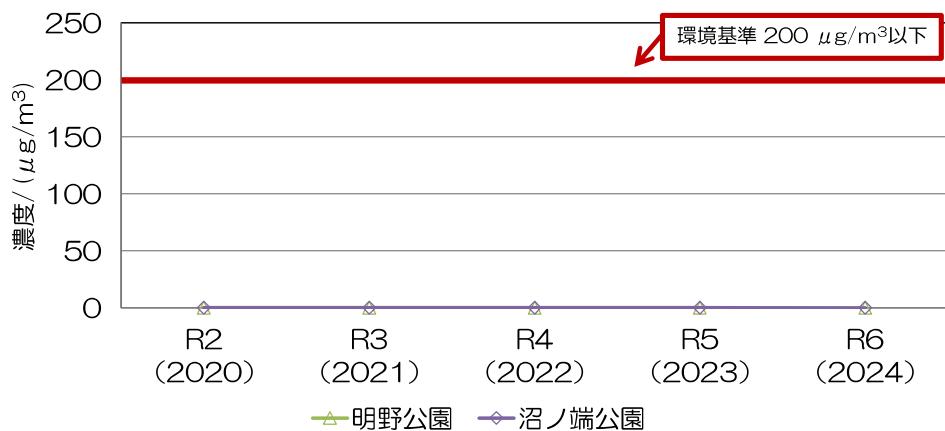
■経年変化(年平均値)



■テトラクロロエチレン (環境基準:1年平均値が200 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること)

測定局名	R6 (2024) 年度の評価結果	年平均値($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	濃度範囲($\mu\text{g}/\text{m}^3$)
明野公園	○ 各測定局ともに環境基準を達成しています。	0.009	不検出～0.015
沼ノ端公園		0.009	不検出～0.031

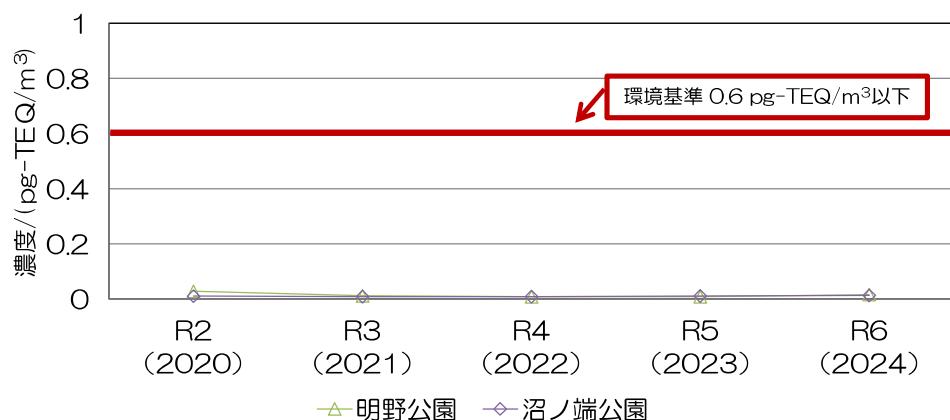
■経年変化(年平均値)



■ダイオキシン類 (環境基準:1年平均値が0.6 pg-TEQ/ m^3 以下であること)

測定局名	R6 (2024) 年度の評価結果	年平均値(pg-TEQ/ m^3)	濃度範囲(pg-TEQ/ m^3)
明野公園	○ 各測定局ともに環境基準を達成しています。	0.016	0.0057～0.026
沼ノ端公園		0.013	0.013

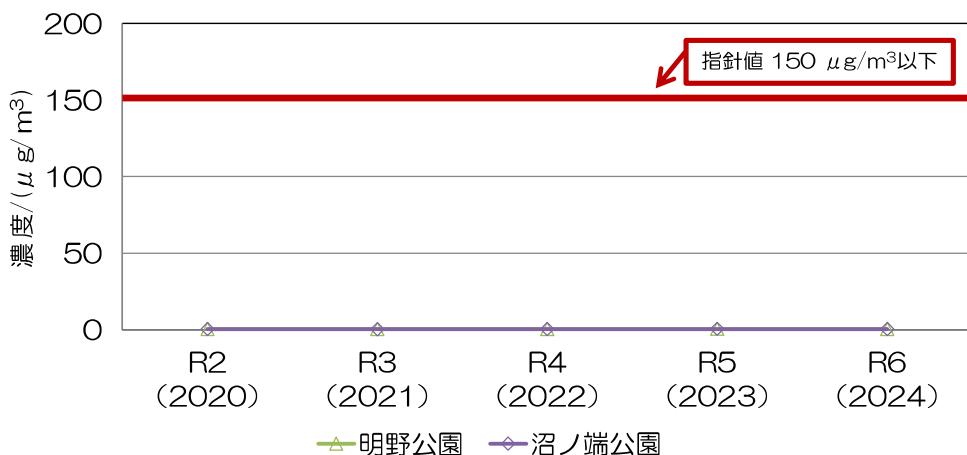
■経年変化(年平均値)



■ジクロロメタン (環境基準:1年平均値が $150 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること)

測定局名	R6 (2024) 年度の評価結果	年平均値($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	濃度範囲($\mu\text{g}/\text{m}^3$)
明野公園	○ 各測定局とともに環境基準を達成しています。	0.47	0.35~0.64
沼ノ端公園		0.48	0.38~0.75

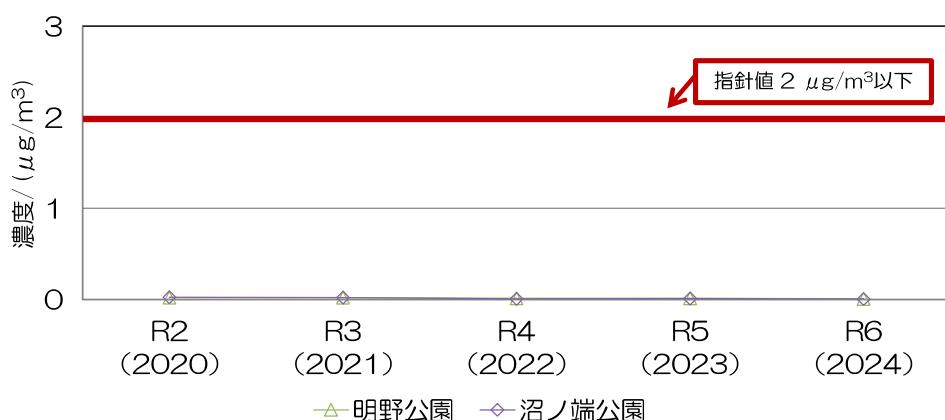
■経年変化(年平均値)



■アクリロニトリル (指針値:1年平均値が $2 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること)

測定局名	R6 (2024) 年度の評価結果	年平均値($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	濃度範囲($\mu\text{g}/\text{m}^3$)
明野公園	○ 各測定局とともに指針値を大きく下回っています。	0.006	不検出~0.017
沼ノ端公園		0.004	不検出~0.008

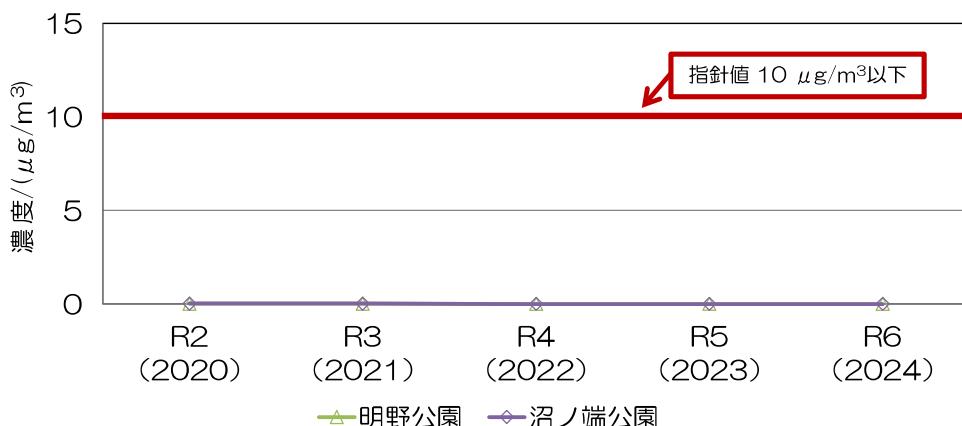
■経年変化(年平均値)



■塩化ビニルモノマー (指針値:1年平均値が $10\text{ }\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること)

測定局名	R6 (2024) 年度の評価結果	年平均値($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	濃度範囲($\mu\text{g}/\text{m}^3$)
明野公園	○ 各測定局ともに指針値を 大きく下回っています。	不検出	-
沼ノ端公園		不検出	-

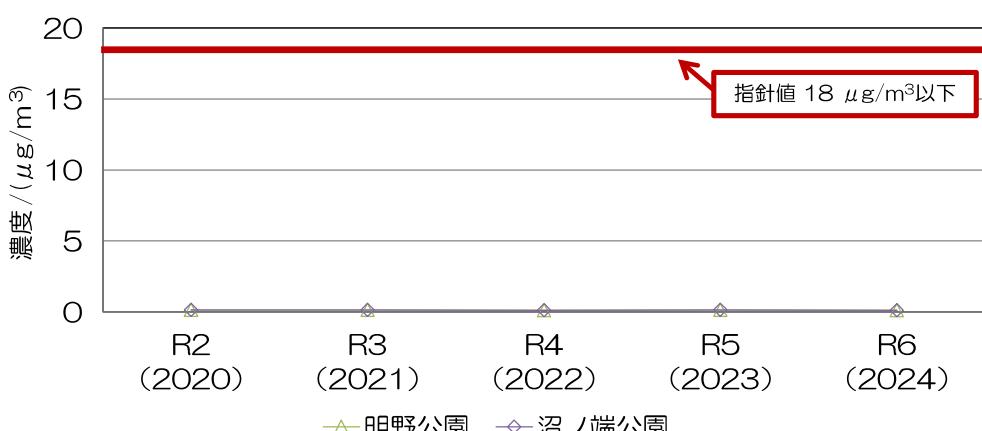
■経年変化(年平均値)



■クロロホルム (指針値:1年平均値が $18\text{ }\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること)

測定局名	R6 (2024) 年度の評価結果	年平均値($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	濃度範囲($\mu\text{g}/\text{m}^3$)
明野公園	○ 各測定局ともに指針値を 大きく下回っています。	0.11	0.86~0.12
沼ノ端公園		0.11	0.84~0.13

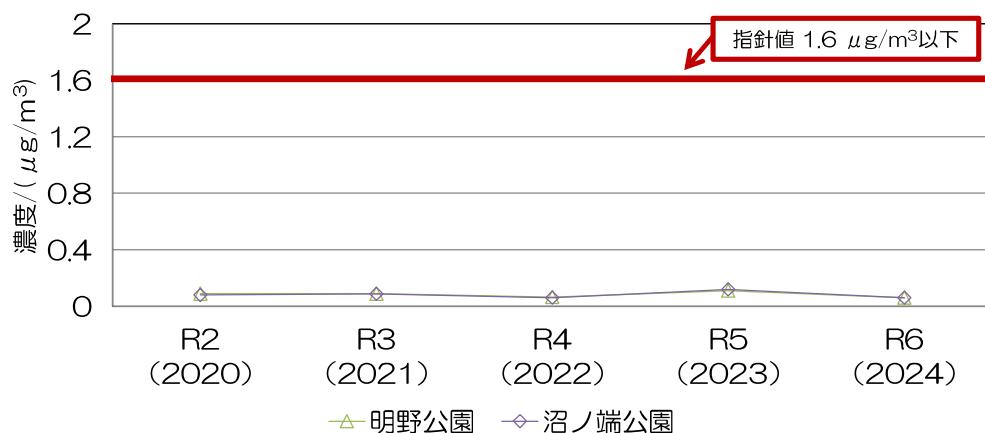
■経年変化(年平均値)



■ 1,2-ジクロロエタン (指針値:1年平均値が $1.6 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること)

測定局名	R6 (2024) 年度の評価結果	年平均値 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	濃度範囲 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)
明野公園	○ 各測定局とともに指針値を 大きく下回っています。	0.059	0.030~0.10
沼ノ端公園		0.061	0.030~0.11

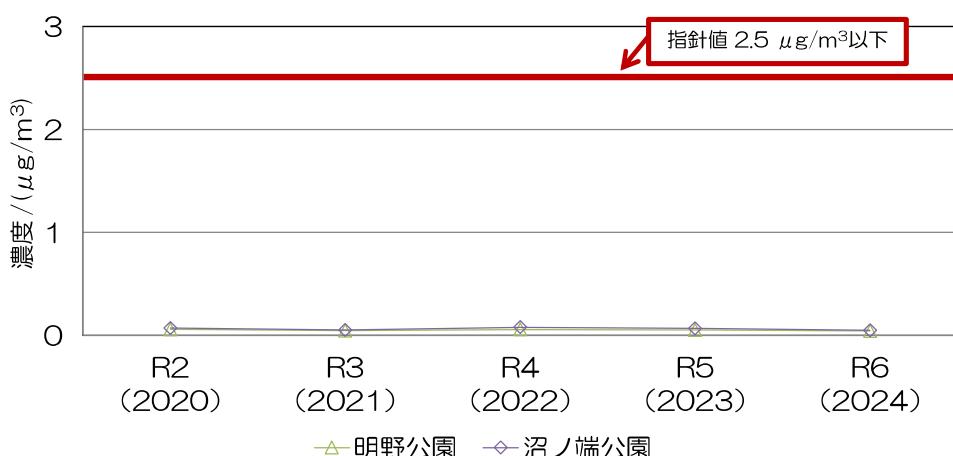
■ 経年変化(年平均値)



■ 1,3-ブタジエン (指針値:1年平均値が $2.5 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること)

測定局名	R6 (2024) 年度の評価結果	年平均値 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	濃度範囲 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)
明野公園	○ 各測定局とともに指針値を 大きく下回っています。	0.042	0.020~0.083
沼ノ端公園		0.048	0.015~0.075

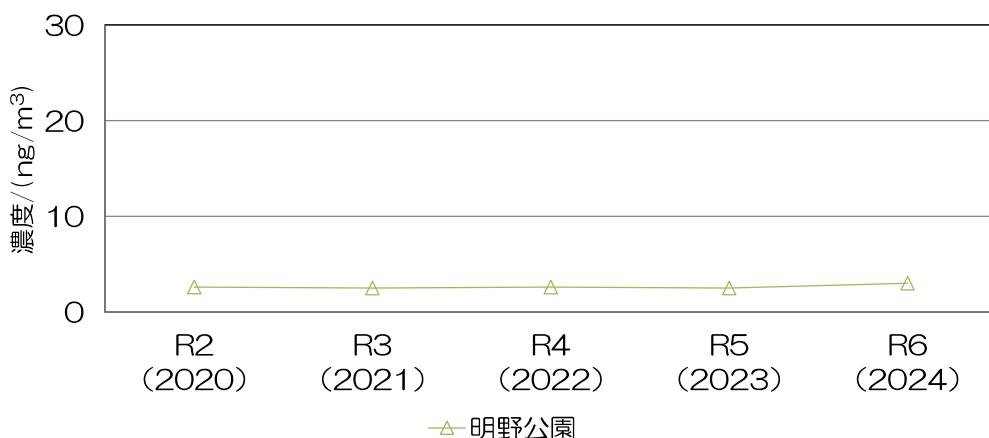
■ 経年変化(年平均値)



■ニッケル化合物 (指針値:1年平均値が25 ng/m³以下であること)

測定局名	R6 (2024) 年度の評価結果	年平均値(ng/m ³)	濃度範囲(ng/m ³)
明野公園	○ 測定結果が指針値を 大きく下回っています。	3.0	0.61~8.3

■経年変化(年平均値)



■水銀およびその化合物 (指針値: 1年平均値が40 ng/m³以下であること)

測定局名	R6 (2024) 年度の評価結果	年平均値(ng/m ³)	濃度範囲(ng/m ³)
明野公園	○ 測定結果が指針値を 大きく下回っています。	1.8	1.1~2.7

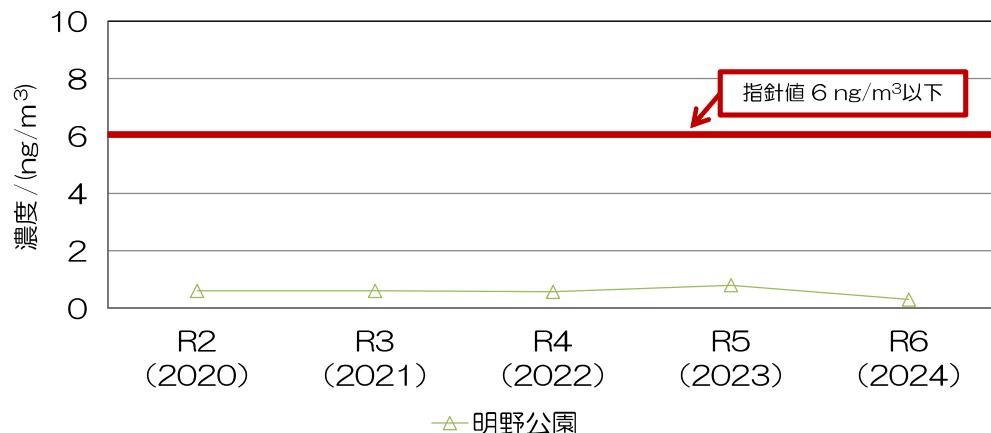
■経年変化(年平均値)



■ ひ素およびその化合物 (指針値:1年平均値が6 ng/m³以下であること)

測定局名	R6 (2024) 年度の評価結果	年平均値(ng/m ³)	濃度範囲(ng/m ³)
明野公園	○ 測定結果が指針値を 大きく下回っています。	0.34	0.10~0.89

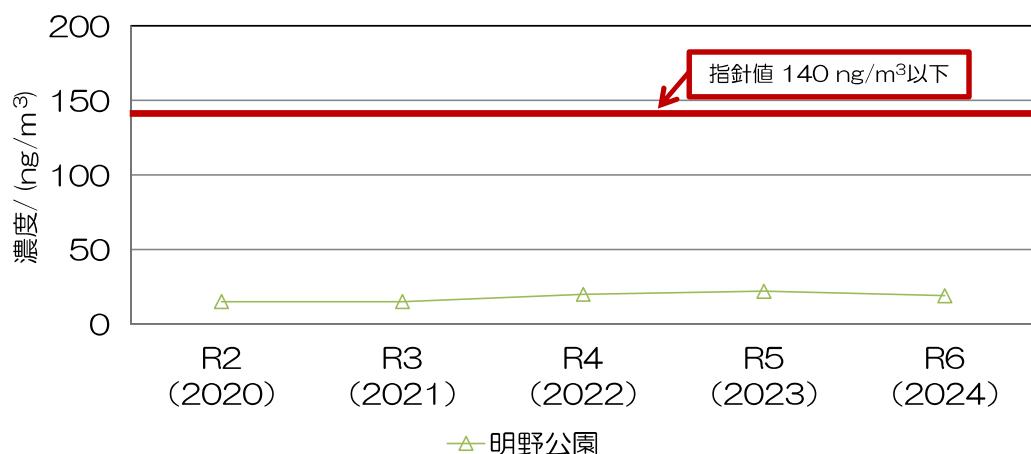
■ 経年変化(経年変化)



■ マンガンおよびその化合物 (指針値:1年平均値が140 ng/m³以下であること)

測定局名	R6 (2024) 年度の評価結果	年平均値(ng/m ³)	濃度範囲(ng/m ³)
明野公園	○ 測定結果が指針値を 大きく下回っています。	19	2.3~50

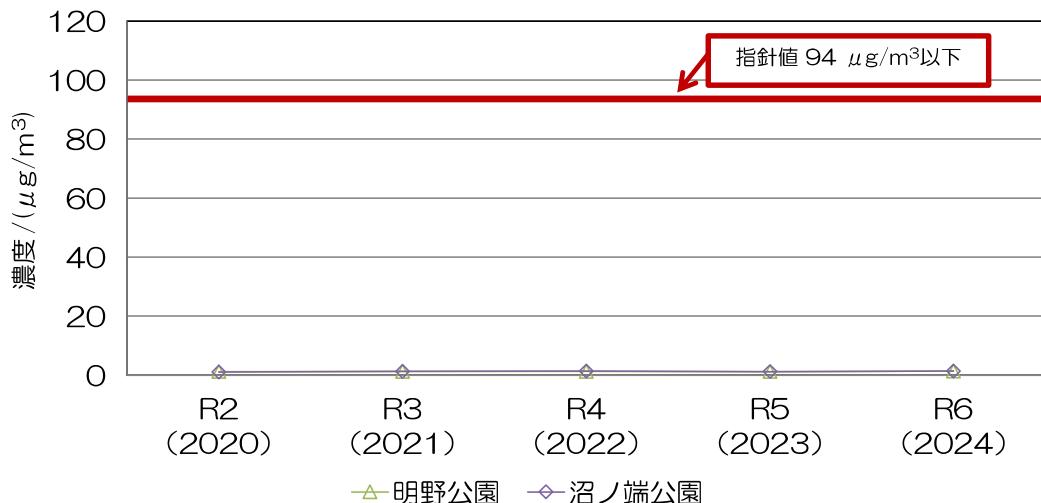
■ 経年変化(年平均値)



■ 塩化メチル(指針値:1年平均値が94 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること)

測定局名	R6 (2024) 年度の評価結果	年平均値($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	濃度範囲($\mu\text{g}/\text{m}^3$)
明野公園	○ 測定結果が指針値を 大きく下回っています。	1.4	1.2~1.9
沼ノ端公園			1.2~2.1

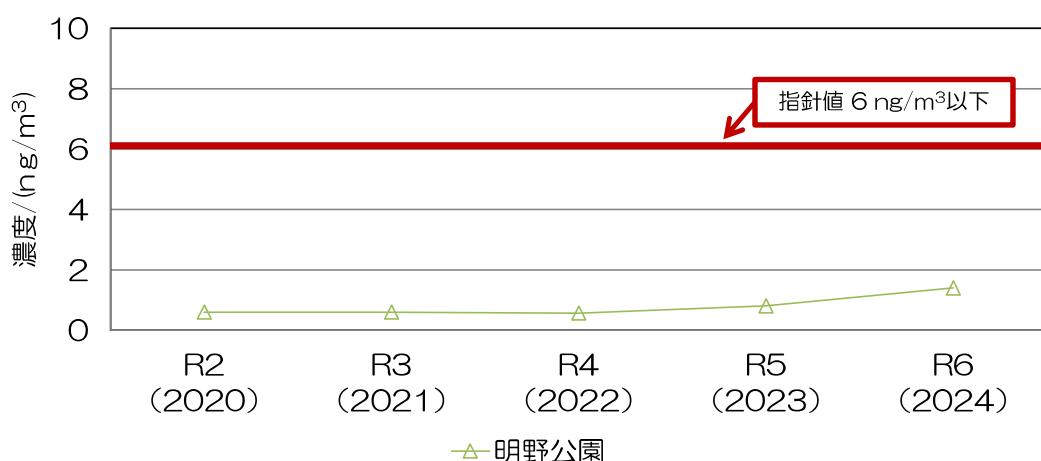
■ 経年変化(年平均値)



■ アセトアルデヒド(指針値:1年平均値が120 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること)

測定局名	R6 (2024) 年度の評価結果	年平均値($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	濃度範囲($\mu\text{g}/\text{m}^3$)
糸井	○ 測定結果が指針値を 大きく下回っています。	0.7	不検出~1.2
明野公園			0.45~4.6

■ 経年変化(年平均値)



■ トルエン

測定局名	年平均値(μg/m ³)	濃度範囲(μg/m ³)	備 考
明野公園	1.5	0.45~3.4	環境基準及び指針値の設定はありません。
沼ノ端公園	1.9	0.41~11	

■ 酸化工チレン

測定局名	年平均値(μg/m ³)	濃度範囲(μg/m ³)	備 考
明野公園	0.046	0.010~0.084	環境基準及び指針値の設定はありません。

■ クロム及びその化合物

測定局名	年平均値(ng/m ³)	濃度範囲(ng/m ³)	備 考
明野公園	3.0	0.20~8.3	環境基準及び指針値の設定はありません。

■ 六価クロム

測定局名	年平均値(ng/m ³)	濃度範囲(ng/m ³)	備 考
明野公園	0.10	0.0057~0.33	環境基準及び指針値の設定はありません。

■ ベリリウム及びその化合物

測定局名	年平均値(ng/m ³)	濃度範囲(ng/m ³)	備 考
明野公園	0.007	不検出~<0.02	環境基準及び指針値の設定はありません。

■ ベンゾ[a]ピレン

測定局名	年平均値(ng/m ³)	濃度範囲(ng/m ³)	備 考
明野公園	0.025	0.005~0.06	環境基準及び指針値の設定はありません。

■ ホルムアルデヒド

測定局名	年平均値(μg/m ³)	濃度範囲(μg/m ³)	備 考
糸井	1.2	0.32~4.1	環境基準及び指針値の設定はありません。
明野公園	1.2	<0.26~3.4	

4 大気汚染防止対策

大気汚染の主な原因は、固定発生源（工場・事業場など事業所の事業活動や家庭の暖房など）や移動発生源（車両・船舶など）から排出されるばい煙や粉じんなどが挙げられます。

これに加えて、近年、長期曝露により人の健康を損なうおそれがあるベンゼンやダイオキシン類などの有害大気汚染物質や越境汚染がもたらす微小粒子状物質（PM2.5）についても懸念されています。

（1）法令によるばい煙および一般粉じんの規制・指導

大気汚染防止法、北海道公害防止条例および苫小牧市公害防止条例では、事業場に設置されるボイラーや廃棄物焼却炉などのばい煙発生施設、土石堆積場などの粉じん発生施設のうち、一定規模以上のものに対して、新設や構造の変更などに際し事前の届出を義務付けているとともに、汚染物質の排出基準や施設の構造、使用および管理に関する基準により規制が行われています。

本市では、法令に基づく立入調査や測定調査を行い、基準に適合しない事業場に対しては、施設や維持管理の改善など必要な指導を行っています。

■大気汚染防止法に基づく立入調査結果（令和6（2024）年度）

調査事業場数 (施設数)	調査結果		
	排出基準違反	届出変更未届	自主測定未実施
27 事業場 (施設)	0 事業場	6 事業場	1 事業場

（2）公害防止協定の締結および指導

本市では法令に基づく規制に加えて、一定規模以上のばい煙や排水を排出する事業所と公害防止協定を締結し、法令に基づく基準値より厳しい排出基準（協定値）を定めることで、公害を未然に防止するよう取り組んでいます。

令和6（2024）年度は、全事業所で協定値および協定条項が遵守されていました。

■公害防止協定の遵守状況（令和6（2024）年度）

締結事業所数	協定値の遵守状況	協定条項の遵守状況
29 事業所	全事業所で遵守	全事業所で遵守

(3) 石綿(アスベスト)対策

平成元（1989）年に大気汚染防止法で特定粉じんとして指定された石綿（アスベスト）は、同法に基づき、特定粉じん発生施設に対する規制と建築物の解体などに伴う石綿の飛散防止を目的とした規制が行われています。

建築物などの解体、改修および補修など工事を行う場合は、当該建築物などに使用されている建材について石綿の有無を事前に調査する必要があります。また、この調査で石綿の含有が明らかとなつた場合は、解体などを行う前に当該建材を除去する必要があり、その除去対象となる建材の種類によっては、その作業が特定粉じん排出等作業に該当することとなります。特定粉じん排出等作業を実施する際は、作業実施の届出や作業中における作業基準の遵守などが義務付けられています。

令和6（2024）年度の本市における特定粉じん排出等作業の届出件数および立入現場数は以下のとおりとなっています。

■特定粉じん排出等作業に係る届出および立入検査（令和6（2024）年度）

届出件数	立入現場数	指導件数	備 考
26 件	54 件	2 件	* 令和4年度からは工場の届出も含みます。

第2節 水 質

1 概 况

水質汚濁の主な原因は、家庭から出る生活排水や工場排水です。

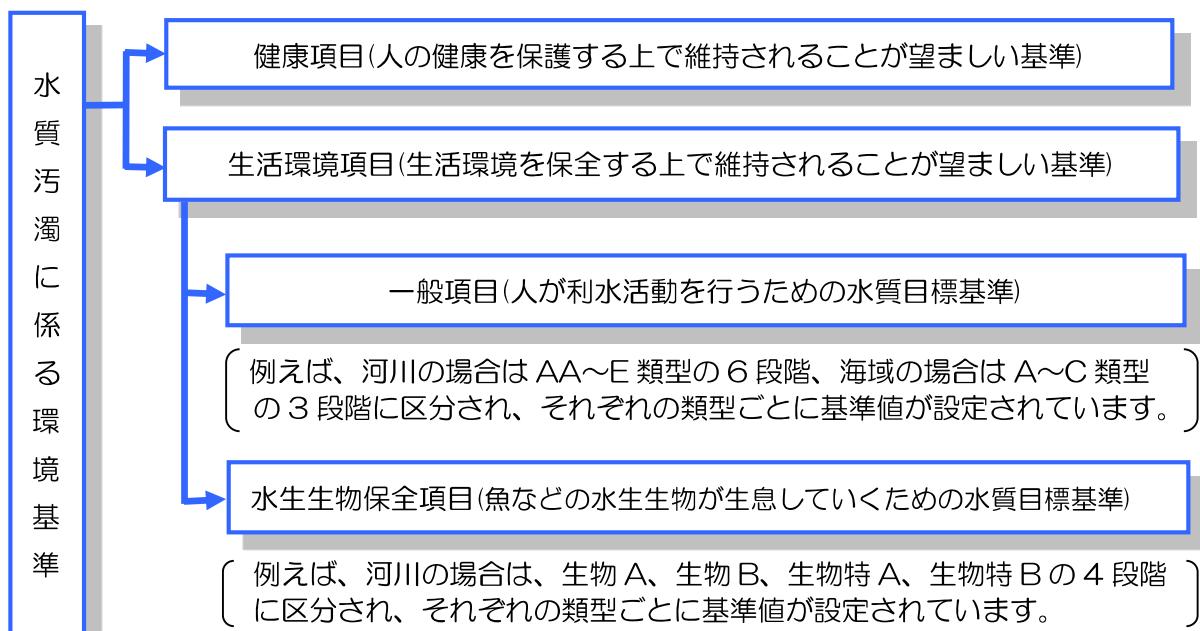
本市では公共下水道の整備普及が進んでおり、生活排水のほとんどを下水処理センターで処理してから、河川や海域などの公共用海域に放流しています。また、工場排水についても、ほとんどが工場内の処理施設で処理されてから、公共用海域に排出されています。

このように、水質汚濁を防止する取り組みが行われている一方で、水質環境が良好に推移しているか確認するためには調査が必要です。そこで、法律では、水質汚濁に係る環境基準が定められており、都道府県などがその達成状況を調査するよう定められています。水質汚濁に係る環境基準は、人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準である「人の健康保護に関する基準（健康項目）」と、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準である「生活環境の保全に関する基準（生活環境項目）」の2つが定められています。

さらに、生活環境項目では、人が利水活動を行うための水質目標として設定されている「一般項目」と、魚などの水生生物が生息していくための水質目標として設定されている「水生生物保全項目」に分けられ、利用目的などに応じた区分（類型）ごとに基準値が定められています。

北海道では、市内を流れる10河川および苫小牧海域について水質調査を行い、環境基準の適合状況を評価しています。

また、本市でも美々川周辺の水質調査を定期的に行い、公共用海域の水質状況の把握・監視を行っています。



※ 基準値については、資料編(P181～)をご覧ください。

■生活環境項目 (生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準)

物質名	解説	適用水域			
		河川	湖沼	海域	
一般項目	pH (水素イオン濃度指数)	水素イオン濃度指数のことで、pHが7未満の場合は酸性、7で中性、7を超えるとアルカリ性となります。酸性またはアルカリ性が強くなると、水利用の支障があるほか、水中に生息する生物に影響を及ぼす恐れがあります。	○	○	○
	BOD (生物化学的酸素要求量)	河川の有機物による水質汚濁の指標として用いられています。BODが高い状態が続くと、魚類などが生息できなくなる可能性があります。	○		
	COD (化学的酸素要求量)	湖沼および海域の有機性物質による水質汚濁の指標として用いられています。CODが高い状態が続くと、魚類などが生息できなくなる可能性があります。		○	○
	DO (溶存酸素量)	水中に溶けている酸素量を表します。酸欠状態が続くと、好気性微生物に代わって嫌気性微生物(空気を嫌う微生物)が増殖するようになり、有機物の腐敗が起こり、メタンやアンモニア、硫化水素が発生し悪臭の原因となります。	○	○	○
	SS (浮遊物質量)	水中に浮遊している物質の量のことで、一定量の水をろ過し、乾燥してその重量を測ることで表されます。数値が大きいほど水が濁っていることを示します。	○	○	
	油分 (ノルマルヘキサソル抽出物質量)	主として、無機性および有機性の油分による汚染の指標となります。			○
	大腸菌数	人の糞便中の大腸菌群の約90%を占めており、大腸菌群よりも信頼性の高い糞便汚染の指標です。	○	○	○
	全窒素	窒素やリンは、植物の生育に不可欠なものです が、大量の窒素やリンが内湾や湖に流入すると富栄養化が進み、植物プランクトンの異常増殖を引起こすとされています。湖沼におけるアオコや淡水赤潮の発生や、内湾における赤潮、青潮発生の可能性が高くなります。		○	○
	全リン			○	○
水生生物保全項目	全亜鉛	水生生物に対し、強い有害性が指摘されている物質で、水生生物の保全を目的に基準が設定されています。	○	○	○
	ノニルフェノール	(注) 平成26(2014年)3月25日に別々川、樽前川、覚生川、錦多峰川、小糸魚川、苫小牧川上流・下流(有珠川含む)、幌内川上流・下流、安平川、勇払川上流・下流、美々川の環境基準の類型指定がされました。	○	○	○
	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸およびその塩		○	○	○

■ 健康項目 (人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準)

物質名	解説	環境基準
カドミウム	充電式電池、塗料、メッキ工業など用途が広く、蓄積性があり、慢性中毒を引き起します。イタイイタイ病の原因物質とされています。	0.003mg/L 以下
全シアン	メッキ工業、化学工業などで使用されます。生体への蓄積性はないが、急性中毒を引き起します。	検出されないこと
鉛	鉛蓄電池、鉛管、ガソリン添加剤など用途が広く、生体への蓄積性があり、慢性中毒を引き起します。	0.01mg/L 以下
六価クロム	化学工業製品、メッキ剤などに使用されます。蓄積性があり、慢性中毒を引き起します。	0.02mg/L 以下
ひ素	重金属。半導体工業などに使用されます。蓄積性があり、慢性中毒を引き起します。	0.01mg/L 以下
総水銀	化学工業、蛍光灯、計器などに使用されます。環境中で有機水銀に転換する可能性があります。	0.0005mg/L 以下
アルキル水銀	蓄積性があり、水俣病の原因物質とされています。	検出されないこと
PCB	電気絶縁油、ノーカーボン複写機などに使用されます。蓄積性があり、慢性中毒を引き起します。	検出されないこと
ジクロロメタン	蓄積性はないが、発がん性の可能性があります。強浸透性のため、地下水への影響が問題となることがあります。	0.02mg/L 以下
四塩化炭素	頭痛、精神錯乱、酔作用、嘔吐、下痢、肝・腎障害などの毒性が強く、発がん性も疑われています。	0.002mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	塩化ビニルモノマーの製造原料で、他に樹脂原料、溶剤、洗浄剤などに使用されます。症状は四塩化炭素と類似し、発がん性も疑われています。	0.004mg/L 以下
1,1-ジクロロエタン	塩化ビニリデン樹脂の原料で、急性症状として酔作用や反復暴露では肝・腎障害のほか、発がん性の可能性が疑われています。	0.1mg/L 以下
ジ-1,2-ジクロロエタン	有機溶剤、染料抽出剤、有機合成原料で、中枢神経の抑制作用が主で肝・腎障害は少ないとされています。	0.04mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	金属洗浄剤やドライクリーニング用洗剤などに使用されます。毒性は低いとされています。	1mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	粘着剤、ラッカー、テフロンチューブ製造などに使用されます。中枢神経抑制と肝障害のほか、発がん性も疑われています。	0.006mg/L 以下
トリクロロエチレン	金属洗浄剤などに使用されます。目・鼻・のどの刺激や頭痛、酔作用があるとされ、慢性的には肝・腎障害のほか発がん性も疑われています。	0.01mg/L 以下
テトラクロロエチレン	ドライクリーニングの洗剤、金属洗浄、メッキ、殺虫剤などに使用されます。性状・毒性などはトリクロロエチレンとほぼ同じとされています。	0.01mg/L 以下
1,3-ジクロロプロパン	土壤燻蒸剤として使用されます。強い刺激作用があり、肝・腎障害のほか、発がん性が疑われています。	0.002mg/L 以下
チウラム	農薬として使用されます。中毒症状として咽頭痛、咳、痰、皮膚の発疹・痛痒感、結膜炎、腎障害などがあります。	0.006mg/L 以下
シマジン	農薬として使用されます。急性毒性はごく低く、変異原性や発がん性が疑われています。	0.003mg/L 以下
チオベンカルブ	農薬として使用されます。長期的影響により水生生物に強い毒性を示すことがあります。	0.02mg/L 以下
ベンゼン	工業用原料などに使用されます。発がん性があります。	0.01mg/L 以下
セレン	光電池、整流器、半導体、塗料など用途が広く、慢性中毒症状として顔面蒼白、貧血、皮膚・胃腸障害などがあります。	0.01mg/L 以下
硝酸性窒素および亜硝酸性窒素	電気メッキにおける洗浄剤や防錆剤、その他製品の触媒や化学肥料に使用されます。急性中毒を引き起します。	10mg/L 以下
ふつ素	高濃度のふつ素を含む水の摂取によって、斑状歯が発生するほか、ふつ素沈着症が生じます。	0.8mg/L 以下
ほう素	高濃度のほう素を含む水の摂取によって嘔吐、腹痛、下痢および吐き気などを生じます。	1mg/L 以下
1,4-ジオキサン	溶剤や化学製品や染料の原料として使用されます。発がん性があります。	0.05mg/L 以下

■ 環境基準と類型指定とは

環境基準のうち、健康項目（人の健康保護に関する基準）については、すべての水域に対し一律の基準が定められ適用されています。

一方、生活環境項目（生活環境の保全に関する基準）については、内閣総理大臣または都道府県知事が利用目的などを考慮し、基準を適用する水域を設定（類型指定）することとなっていきます（類型指定がされなければ、その水域には生活環境項目の環境基準は適用されません）。

利用目的ごとの類型区分と環境基準の一例は、以下のとおりです。

★ 類型ごとに国で環境基準を設定

■ 海域の環境基準例(国で設定)

類型	利用目的の適応性	基準値例 COD
A	・水産1級(マダイ、ブリ、ワカメなどの水産生物用及 び水産2級の水産生物用) ・水浴 ・自然環境保全(自然探勝などの環境保全)	2mg/L 以下
B	・水産2級(ボラ、ノリなどの水産生物用) ・工業用水	3mg/L 以下
C	・環境保全(沿岸の遊歩など含む日常生活において、不 快感を生じない限度)	8mg/L 以下

★ 都道府県知事が利用目的などを考慮し、

その水域の類型を指定



都道府県知事(類型の指定)

→ (例) この海域は、自然環境保全と水浴
の目的から「A類型」に指定

【参考】河川の類型の概要

類型	利用目的の適応性
AA	水道1級(ろ過などによる簡易な浄水操作を行うもの)、自然環境保全(自然探勝などの環境保全)
A	水道2級(沈殿ろ過などによる通常の浄水操作を行うもの) 水産1級(ヤマメ、イワナなどの水産生物用、水産2級および3級の水産生物用)、 水浴
B	水道3級(前処理などを伴う高度の浄水操作を行うもの) 水産2級(サケ科魚類およびアユなどの水産生物用、水産3級の水産生物用)
C	水産3級(コイ、フナなどの水産生物用) 工業用水1級(沈殿などによる通常の浄水操作を行うもの)
D	工業用水2級(薬品注入などによる高度の浄水操作を行うもの)、農業用水
E	工業用水3級(特殊の浄水操作を行うもの) 環境保全(日常生活で沿岸において不快感を生じない限度)

2 環境基準達成状況

水質汚濁に係る環境基準のうち、汚染の指標として代表的な評価方法である生物化学的酸素要求量 BOD および化学的酸素要求量 COD ならびに健康項目についての環境基準達成状況の評価は、以下のとおりです。

なお、北海道が実施した測定結果については、令和 6（2024）年度分が未確定のため、令和 5（2023）年度分の結果を掲載しています。

■ 市内河川の環境基準達成状況（令和 5（2023）年度）

（北海道調べ）

水 域 名	生物化学的酸素要求量 BOD	健康項目
別々川		
樽前川		
覚生川		
錦多峰川		
小糸魚川		
苫小牧川上流	○	○
苫小牧川下流		
幌内川上流	測定を行った全ての項目で環境基準を達成しています。	測定を行った全ての項目で環境基準を達成しています。
幌内川下流		
安平川		
勇払川上流		
勇払川下流		
美々川		

■ 苫小牧海域の環境基準達成状況（令和 5（2023）年度）

（北海道調べ）

水 域 名	化学的酸素要求量 COD	健康項目
苫小牧海域	○	○

（注）生物化学的酸素要求量 BOD および化学的酸素要求量 COD は、有機物による水質汚濁の指標であり、

年間の日間平均値の全データのうち、75%値のデータが環境基準を達成している場合は「環境基準達成」、それ以外は「環境基準未達成」とします。

3 河川の水質測定地点および測定結果

本市では、美々川水系 4 地点（美々川 3 地点、美沢川 1 地点）、北海道においては、環境基準の類型指定がされている別々川、樽前川、覚生川、錦多峰川、小糸魚川、苫小牧川、幌内川、安平川、勇払川、美々川の 10 河川計 20 地点の水質測定を行っています。

■ 河川環境基準の類型および調査地点位置図



河川調査地点名称			
① 第一美々橋	② 松美々橋	③ 合流点下流	④ 第二美々橋
① 別々橋	② 樽前橋	③ 覚生橋	④ 錦岡橋
⑤ 小糸魚橋	⑥ 王子専用取水口	⑦ 寿橋	⑧ 市浄水場幌内取水口
⑨ 港橋	⑩ 静川橋	⑪ 勇払橋	⑫ 夕振大橋
⑬ ウトナイ湖 ST-1	⑭ ウトナイ湖 ST-2	⑮ ウトナイ湖 ST-3	⑯ 室蘭本線橋梁
⑰ 沼の端橋	⑱ 松美々橋	⑲ 美々橋	⑳ 新植苗橋

■ 環境基準値(生活環境項目)

※苫小牧市該当分のみ抜粋

区分	類型	pH	BOD (mg/L)	DO (mg/L)	SS (mg/L)	大腸菌数 (CFU/100mL)
一般項目	AA	6.5 以上	1 以下	7.5 以上	25 以下	20 以下
	A	8.5 以下	2 以下			300 以下

(注) 大腸菌数は年間の全データのうち、90%値のデータで評価を行います。

(1) 美々川水系の水質測定結果 (令和6 (2025) 年度)

(苫小牧市調べ)

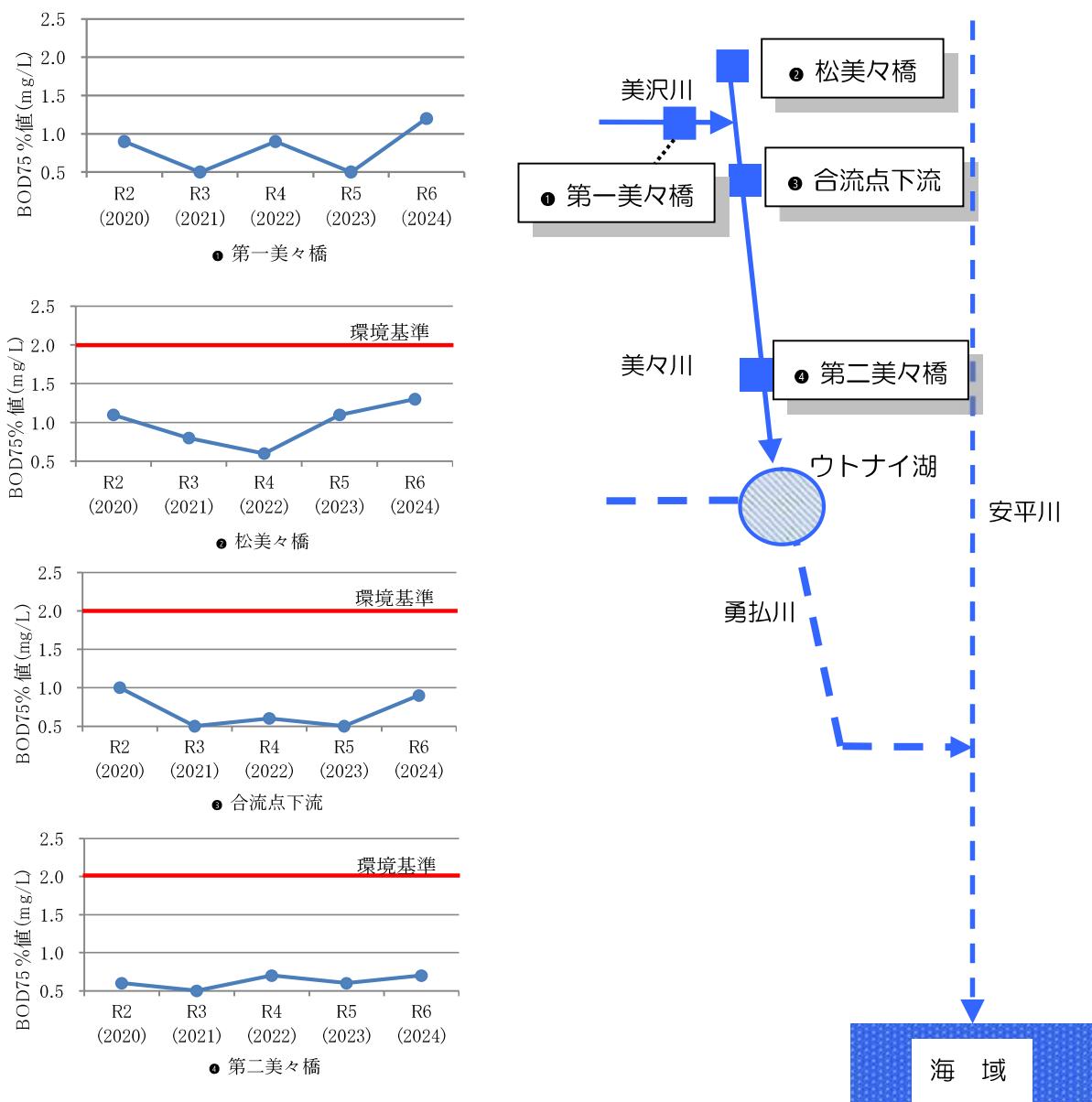
水域名	地点№ および 測定地点名	類 型	pH	BOD (mg/L)			DO (mg/L)	SS (mg/L)	大腸菌数 (CFU/100mL)	
				最大値	最小値	最大値			最大値	90% 値
美沢川	① 第一美々橋	-	7.1 6.8	1.2 <0.5	1.2	-	8.9 3.2	7 1	120 9	120
	② 松美々橋	A	7.1 6.9	1.3 <0.5	1.3	○	10 6.3	2 <1	164 7	164
美々川	③ 合流点下流	A	7.1 6.9	1.0 <0.5	0.9	○	10 5.3	4 1	100 7	100
	④ 第二美々橋	A	7.2 6.8	1.0 <0.5	0.7	○	11 7.7	7 1	100 3	100

(注) 美沢川は美々川の支流であり、類型指定がないため環境基準値は設定されていません。

評価欄の「○」は環境基準達成、「×」は環境基準未達成を表す。

■ 美々川水系の BOD(75%値)経年変化および測定地点概略図

(苫小牧市調べ)



(2) 河川の水質測定結果

■生活環境項目の水質測定結果(令和5(2023)年度)

(北海道調べ)

水域名	地点No.および 測定地点名	類 型	pH	BOD (mg/L)			DO (mg/L)	SS (mg/L)	大腸菌数 (CFU/100mL)		
				最大値 最小値	最大値 最小値	75% 値			最大値 最小値	最大値 最小値	90% 値
別々川	① 別々橋	AA	7.5 7.2	1.0 <0.5	1.0	○	13 9.5	7 2	170 12	170	
樽前川	② 樽前橋	AA	7.8 7.2	0.7 <0.5	0.5	○	13 9.6	10 1	280 6	280	
覚生川	③ 覚生橋	AA	7.4 7.1	0.8 0.6	0.7	○	12 8.7	7 1	230 6	230	
錦多峰川	④ 錦岡橋	AA	7.5 7.1	1.2 <0.5	0.6	○	10 8.7	5 1	86 6	86	
小糸魚川	⑤ 小糸魚橋	AA	7.6 7.2	0.8 <0.5	0.6	○	12 9.6	4 <1	160 14	160	
苫小牧川	⑥ 王子専用 取水口	AA	7.8 7.6	0.7 <0.5	0.6	○	12 9.5	3 <1	81 2	81	
	⑦ 寿橋	A	7.2 7.0	0.9 <0.5	0.7	○	10 8.8	9 2	380 4	380	
幌内川	⑧ 市浄水場 幌内取水口	AA	7.4 7.2	0.5 <0.5	<0.5	○	12 10	<1 <1	66 6	66	
	⑨ 港橋	A	6.9 6.7	0.8 <0.5	0.6	○	8.8 7.5	6 2	80 14	80	
安平川	⑩ 静川橋	A	7.5 7.2	1.8 0.9	1.6	○	13 7.8	17 6	340 94	340	
	⑪ 勇払橋	A	7.7 7.2	1.5 0.5	0.9	○	12 7.3	16 3	320 21	320	
勇払川	⑫ 夕振大橋	AA	7.5 7.3	0.9 <0.5	0.9	○	13 10	4 <1	410 <1	410	
	⑬ ウトナイ湖 ST-1	A	7.8 7.4	0.9 0.7	0.9	○	11 9.8	8 3	180 <1	180	
	⑭ ウトナイ湖 ST-2	A	8.6 7.6	2.3 0.8	1.6	○	12 10	10 2	40 <1	40	
	⑮ ウトナイ湖 ST-3	A	7.8 7.5	2.0 0.8	1.6	○	11 10	12 2	120 <1	120	
	⑯ 室蘭本線 橋梁	A	8.5 7.6	1.7 0.9	1.4	○	12 9.3	13 2	19 <1	19	
	⑰ 沼の端橋	A	8.1 7.4	1.5 0.6	1.4	○	13 8.8	11 1	22 <1	22	
	⑱ 松美々橋	A	7.2 7.1	1.2 0.7	0.9	○	11 7.4	5 1	70 3	70	
美々川	⑲ 美々橋	A	7.2 7.0	1.2 0.8	1.2	○	11 7.2	6 1	180 18	180	
	⑳ 新植苗橋	A	7.3 6.9	1.9 1.4	1.6	○	11 9.2	14 1	65 6	65	

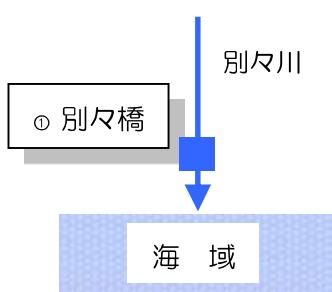
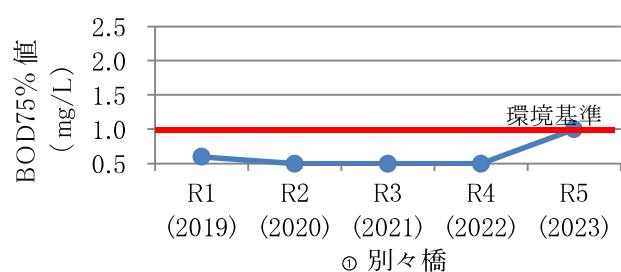
(注) 1 類型欄の下線(A・AA)は、環境基準地点(環境基準の維持達成状況を把握するための測定点)であることを示す。

なお、参考として、環境基準地点以外の評価も行っている。

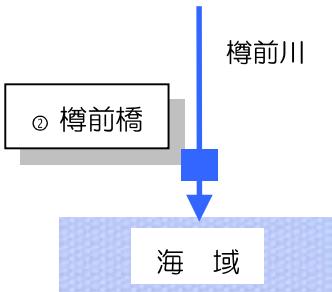
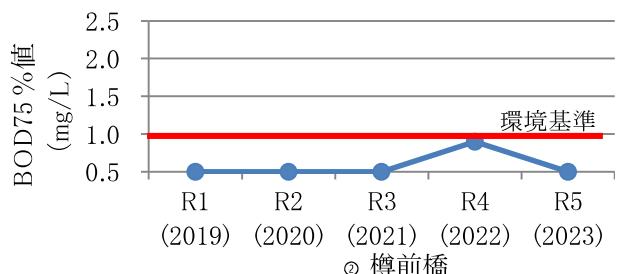
2 評価欄の「○」は環境基準達成、「×」は環境基準未達成を表す。

■別々川のBOD(75%値)経年変化および測定地点概略図

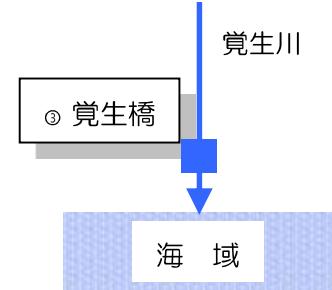
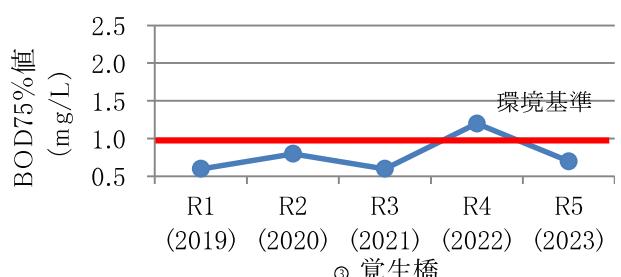
(北海道調べ)



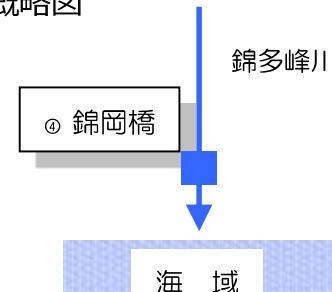
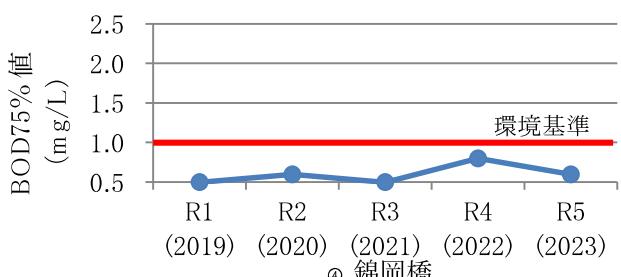
■樽前川のBOD(75%値)経年変化および測定地点概略図



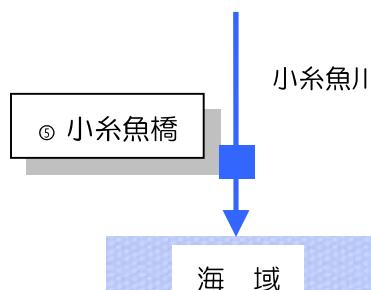
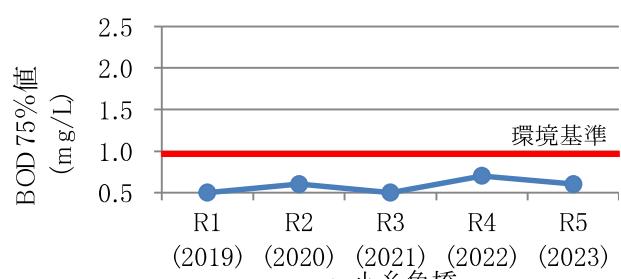
■覚生川のBOD(75%値)経年変化および測定地点概略図



■錦多峰川のBOD(75%値)経年変化および測定地点概略図

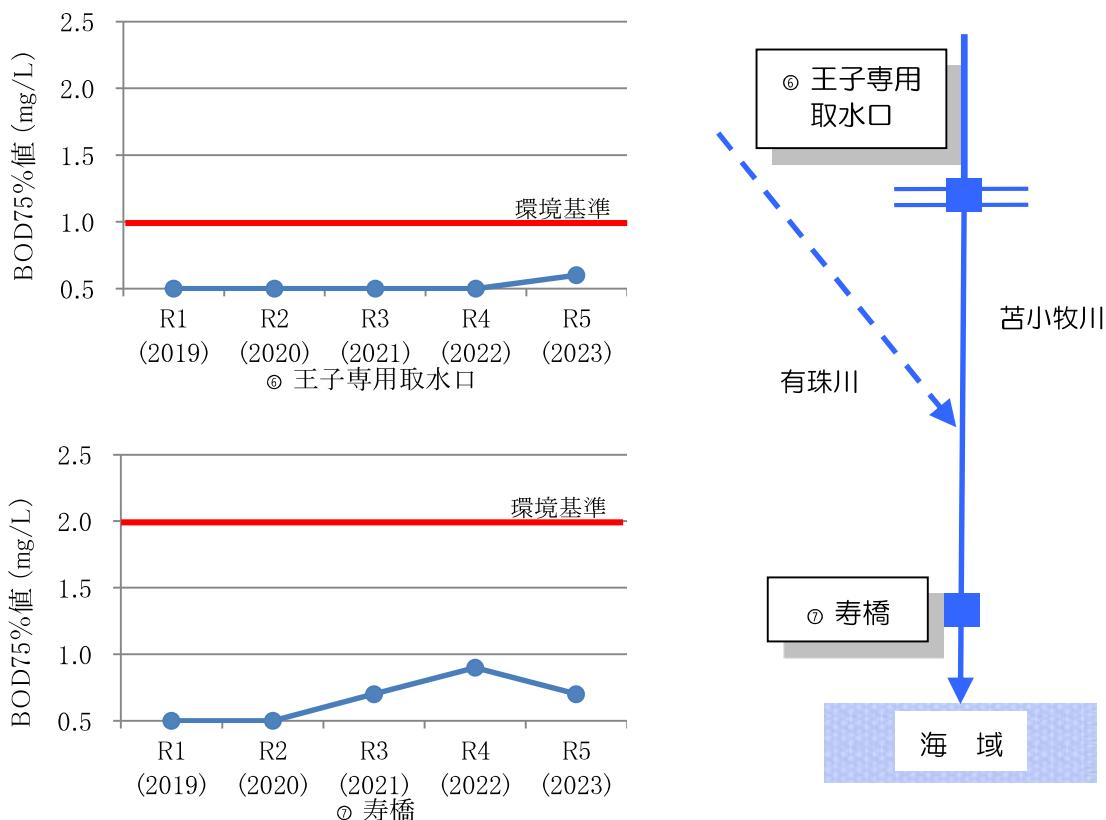


■小糸魚川のBOD(75%値)経年変化および測定地点概略図

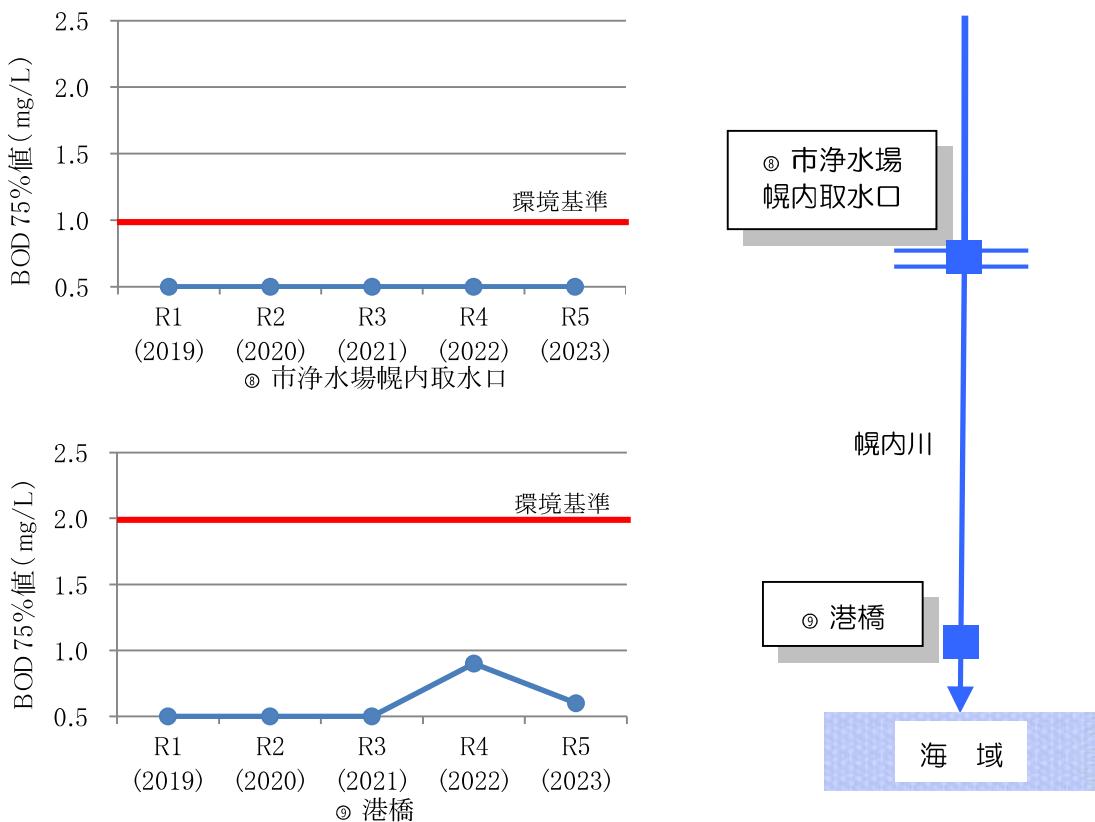


■ 苫小牧川のBOD(75%値)経年変化および測定地点概略図

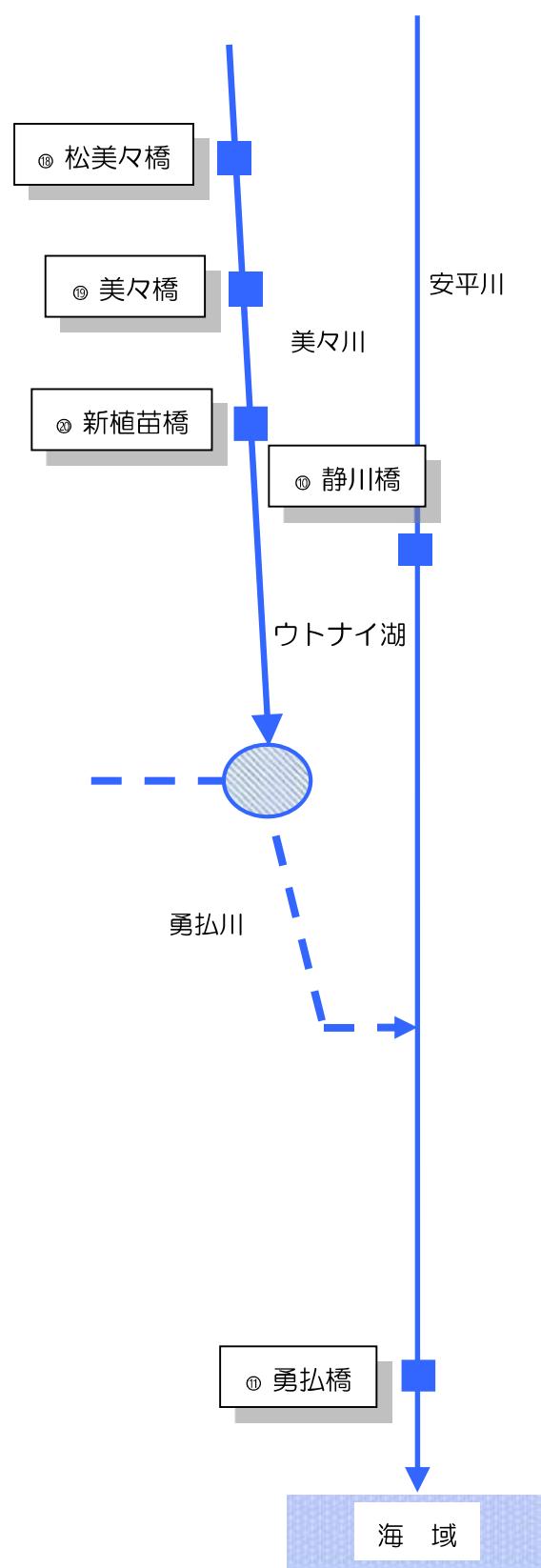
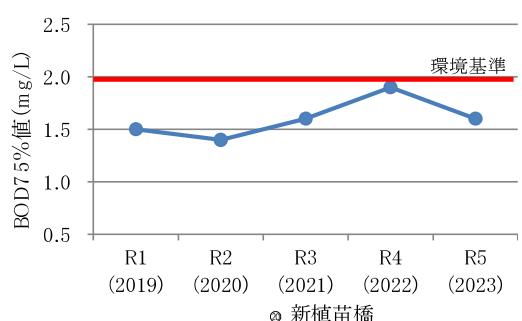
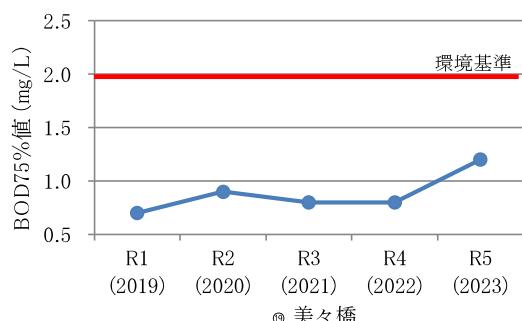
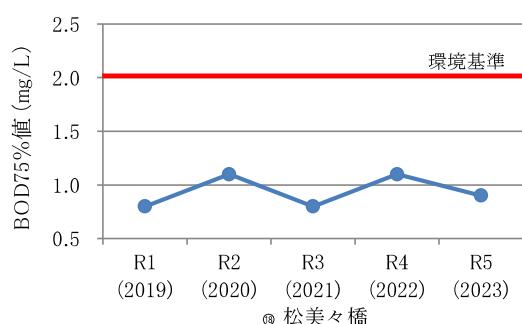
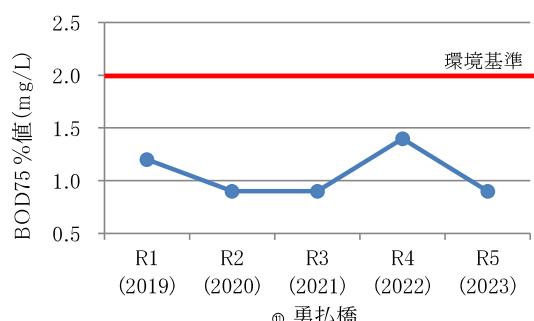
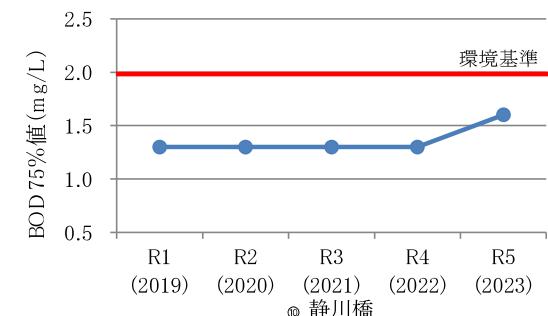
(北海道調べ)



■ 幌内川のBOD(75%値)経年変化および測定地点概略図

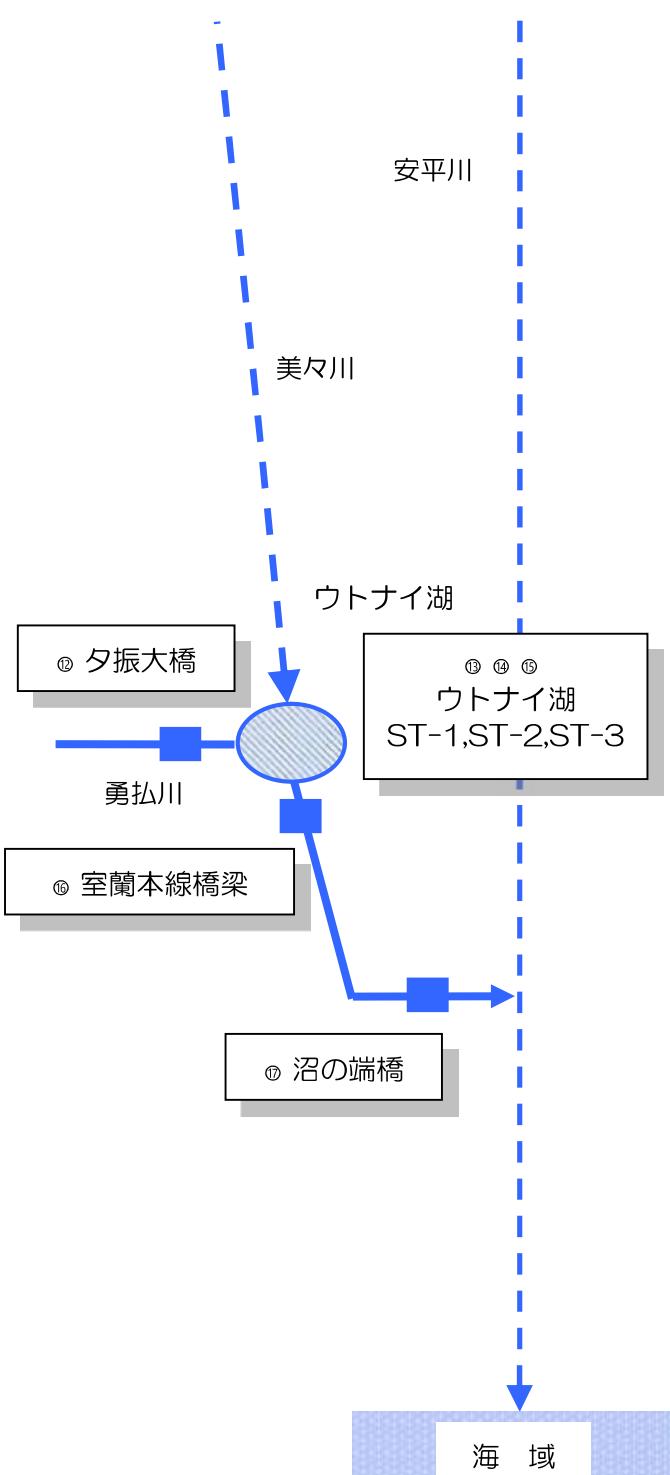
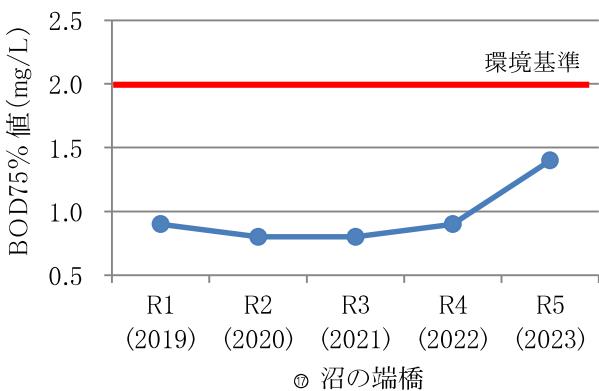
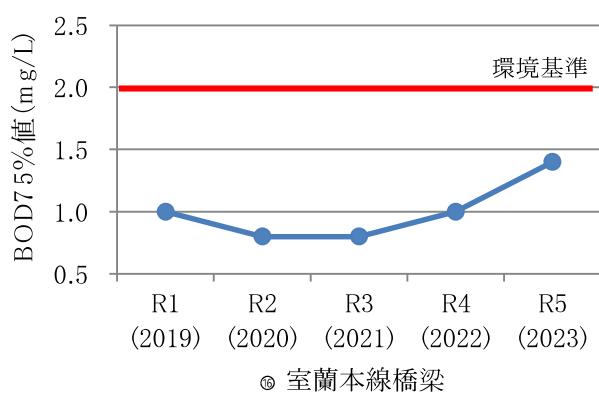
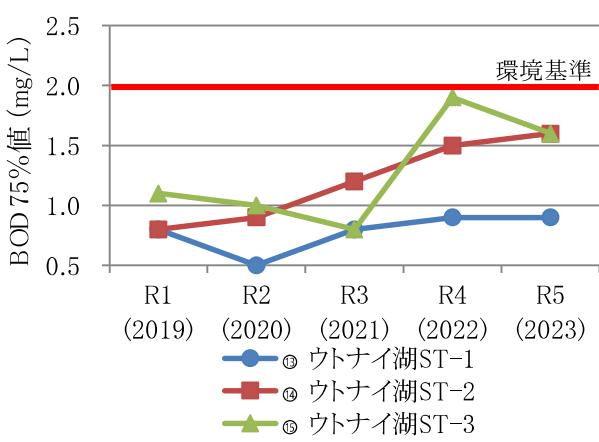
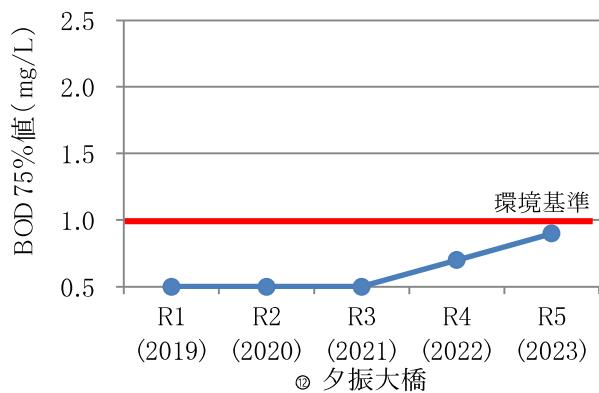


■ 安平川および美々川のBOD(75%値)経年変化および測定地点概略図 (北海道調べ)



■勇払川のBOD(75%値)経年変化および測定地点概略図

(北海道調べ)



■健康項目の測定結果 (令和5(2023)年度)

(北海道調べ) 単位: mg/L

項目 (環境基準)	別々川			幌内川		安平川			勇払川		美々川		
	別々橋	幌 橋	港 橋	勇払橋	ウトナイ港 ST-2	室蘭本線 橋梁	松美々橋	美々橋	新植苗橋	橋梁	松美々橋	美々橋	新植苗橋
カドミウム (0.003mg/L 以下)	—	<0.0003	<0.0003	—	<0.0003	—	—	—	<0.0003	—	—	<0.0003	
全シアン (検出されないこと)	—	—	—	<0.1	—	—	—	—	—	—	—	—	
鉛 (0.01mg/L 以下)	—	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	—	—	<0.005	—	—	<0.005	
六価クロム (0.02mg/L 以下)	—	—	—	<0.01	—	—	—	—	—	—	—	—	
ひ素 (0.01mg/L 以下)	—	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	—	—	<0.005	—	—	<0.005	
総水銀 (0.0005mg/L 以下)	—	<0.0005	<0.0005	—	<0.0005	—	—	—	<0.0005	—	—	<0.0005	
ジクロロメタン (0.02mg/L 以下)	—	—	—	<0.002	—	—	—	—	—	—	—	—	
四塩化炭素 (0.002mg/L 以下)	—	—	—	<0.0002	—	—	—	—	—	—	—	—	
1,2-ジクロロエタン (0.004mg/L 以下)	—	—	—	<0.0004	—	—	—	—	—	—	—	—	
1,1-ジクロロエチレン (0.1mg/L 以下)	—	—	—	<0.01	—	—	—	—	—	—	—	—	
ジス-1,2-ジクロロエチレン (0.04mg/L 以下)	—	—	—	<0.004	—	—	—	—	—	—	—	—	
1,1,1-トリクロロエタン (1mg/L 以下)	—	—	—	<0.001	—	—	—	—	—	—	—	—	
1,1,2-トリクロロエタン (0.006mg/L 以下)	—	—	—	<0.0006	—	—	—	—	—	—	—	—	
トリクロロエチレン (0.01mg/L 以下)	—	—	—	<0.001	—	—	—	—	—	—	—	—	
テトラクロロエチレン (0.01mg/L 以下)	—	—	—	<0.0005	—	—	—	—	—	—	—	—	
1,3-ジクロロプロパン (0.002mg/L 以下)	—	—	—	<0.0002	—	—	—	—	—	—	—	—	
チウラム (0.006mg/L 以下)	—	—	—	<0.0006	—	—	—	—	—	—	—	—	
シマジン (0.003mg/L 以下)	—	—	—	<0.0003	—	—	—	—	—	—	—	—	
チオベンカルブ (0.02mg/L 以下)	—	—	—	<0.002	—	—	—	—	—	—	—	—	
ベンゼン (0.01mg/L 以下)	—	—	—	<0.001	—	—	—	—	—	—	—	—	
硝酸性窒素および亜硝酸性窒素 (10mg/L 以下)	0.53	—	—	—	—	—	—	6.5	7.6	3.3	—	—	
1,4-ジオキサン (0.05mg/L 以下)	—	—	—	<0.005	—	—	—	—	—	—	—	—	

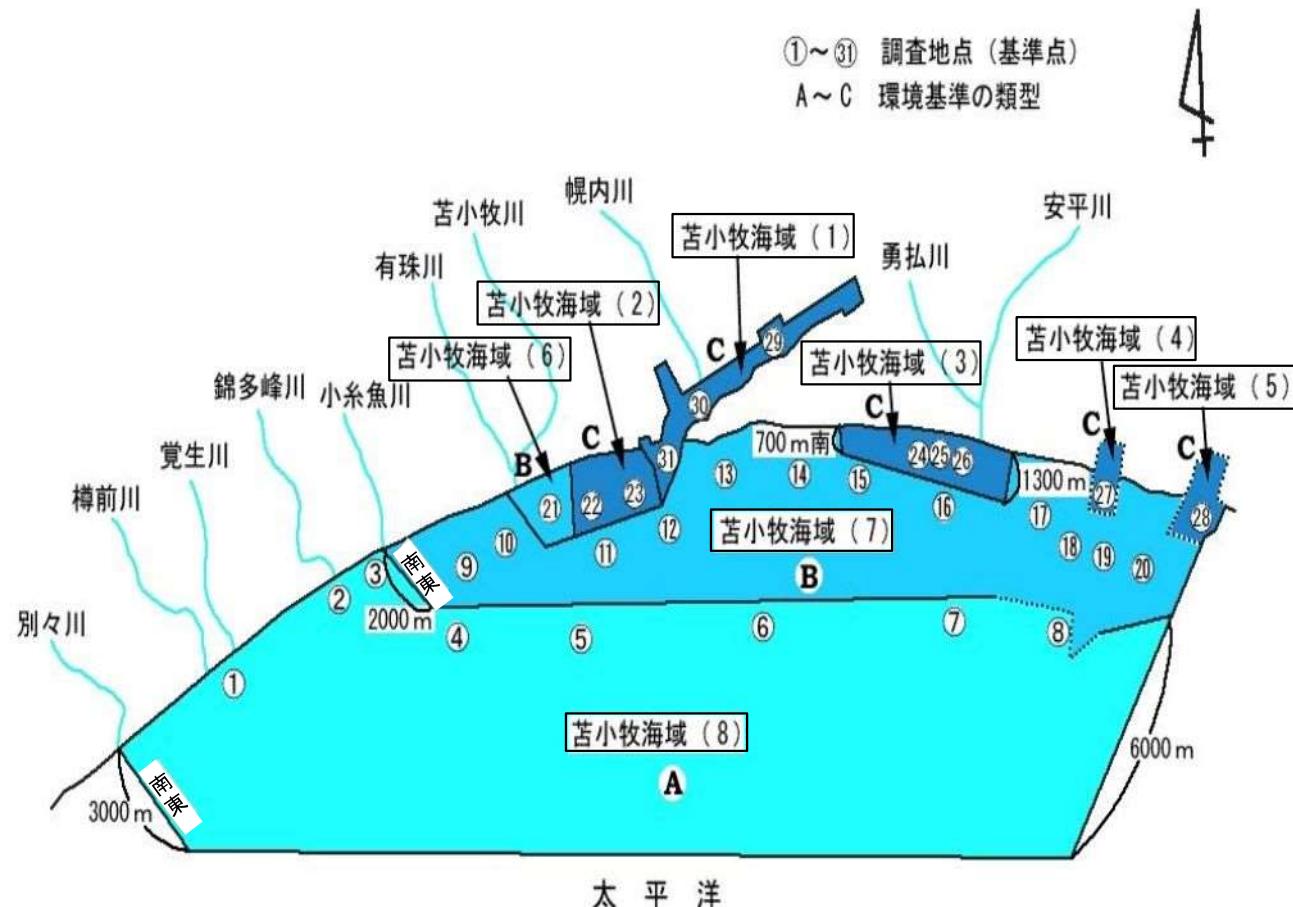
(注) 結果は最大値を表示。

4 海域の水質測定地点および測定結果

本市の海域は、以下のとおり 8 水域に分けて環境基準の類型指定がされています。

これらの海域内に、31か所の環境基準点が設定され、北海道が測定を行い、監視を行っています。

■ 苫小牧海域の環境基準の類型および調査地点位置図



■ 環境基準(生活環境項目)

区分	類型	pH	COD (mg/L)	DO (mg/L)	大腸菌数 (CFU/100mL)	n-ヘキサン抽出物質(油分など) (mg/L)
一般項目	A	7.8 以上	2 以下	7.5 以上	1,000 以下	検出されないこと
	B	8.3 以下	3 以下	5 以上	—	検出されないこと
	C	7.0 以上 8.3 以下	8 以下	2 以上	—	—

(1) 海域の水質測定結果

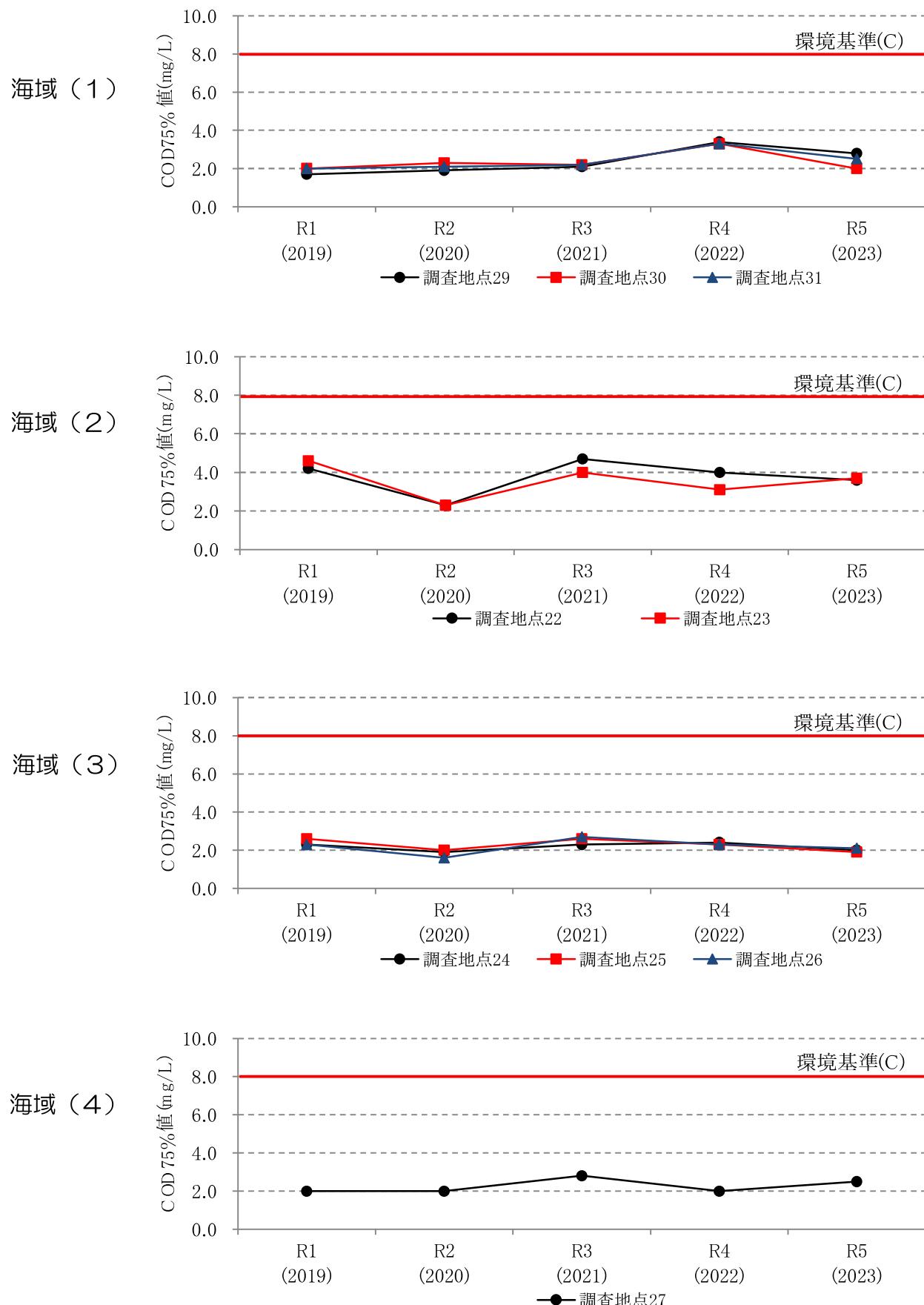
■生活環境項目の水質測定結果 (令和5(2023)年度) (北海道調べ)

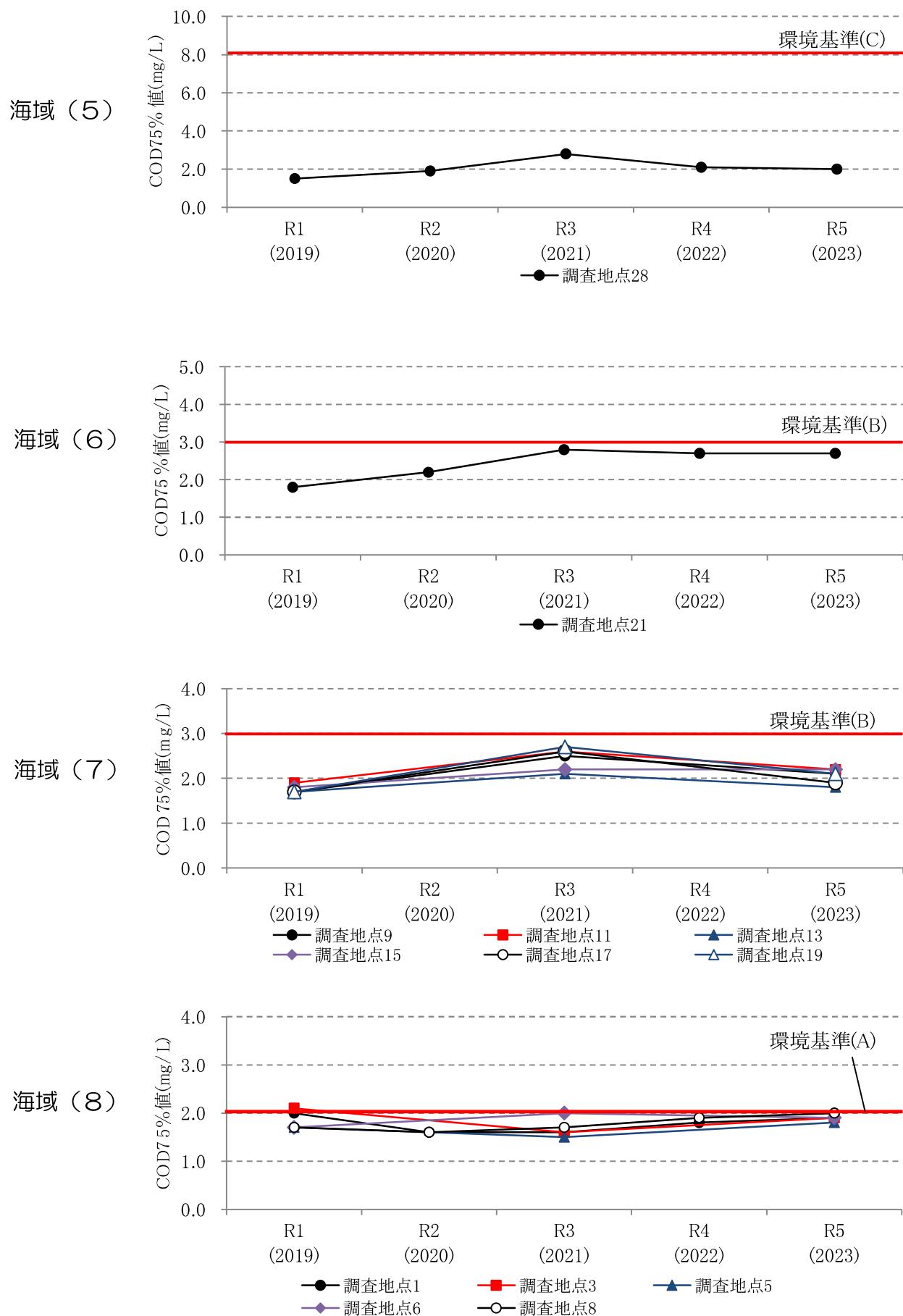
海域名	類型	地點	pH	COD (mg/L)			DO (mg/L)	大腸菌数 (CFU/100mL)		油分 (mg/L)
				最大値	最小値	最大値	75% 値	評価	最大値	最小値
苫小牧海域 (1)	C	29	8.1 7.9	3.6 1.7	2.8	○	11 8.0	—	—	—
		30	8.1 7.9	3.0 1.6	2.0	○	11 7.6	—	—	—
		31	8.1 7.9	3.1 1.6	2.5	○	11 7.3	—	—	—
苫小牧海域 (2)	C	22	8.1 7.8	7.9 1.8	3.6	○	11 7.3	—	—	—
		23	8.1 7.9	6.2 1.6	3.7	○	11 7.4	—	—	—
苫小牧海域 (3)	C	24	8.1 8.0	2.2 1.6	2.0	○	11 7.4	—	—	—
		25	8.1 7.9	2.0 1.6	1.9	○	11 7.5	—	—	—
		26	8.1 8.0	2.7 1.6	2.1	○	11 7.2	—	—	—
苫小牧海域 (4)	C	27	8.1 7.9	2.9 1.5	2.5	○	11 7.5	—	—	—
苫小牧海域 (5)	C	28	8.1 7.9	2.3 1.7	2.0	○	11 6.5	—	—	—
苫小牧海域 (6)	B	21	8.2 7.9	2.8 1.8	2.7	○	11 7.3	—	—	<0.5
苫小牧海域 (7)	B	9	8.2 7.9	2.9 1.7	2.1	○	11 7.6	—	—	<0.5
		11	8.2 7.9	2.7 1.5	2.2	○	10 7.3	—	—	<0.5
		13	8.1 8.0	2.7 1.5	1.8	○	10 7.4	—	—	<0.5
		15	8.1 8.0	2.7 1.5	2.2	○	11 7.4	—	—	<0.5
		17	8.1 7.9	2.4 1.5	1.9	○	11 7.4	—	—	<0.5
		19	8.2 7.9	3.3 1.5	2.1	○	11 7.3	—	—	<0.5
苫小牧海域 (8)	A	1	8.2 7.9	2.6 1.4	1.9	○	11 8.2	<1 <1	<1	<0.5
		3	8.2 7.9	2.6 1.5	1.9	○	11 7.7	<1 <1	<1	<0.5
		5	8.2 7.9	2.7 1.4	1.8	○	10 7.6	<1 <1	<1	<0.5
		6	8.2 7.9	2.9 1.1	1.9	○	10 7.3	<1 <1	<1	<0.5
		8	8.1 7.9	2.9 1.3	2.0	○	11 7.3	<1 <1	<1	<0.5

(注) 評価欄 「○」は環境基準達成、「×」は環境基準未達成を表す。

■ 苫小牧海域の COD(75%値) 経年変化

(北海道調べ)





■ 健康項目の測定結果 (令和5(2023)年度)

(北海道調べ) 単位: mg/L

項目 (環境基準)	海域(1)		海域(2)		海域(3)	
	地点 29	地点 30	地点 31	地点 22	地点 24	
カドミウム (0.003 mg/L 以下)	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	
全シアン (検出されないこと)	<0.1	—	<0.1	<0.1	<0.1	
鉛 (0.01 mg/L 以下)	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	
ヒ素 (0.01 mg/L 以下)	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	
総水銀 (0.0005 mg/L 以下)	<0.0005	—	<0.0005	<0.0005	<0.0005	
PCB (検出されないこと)	—	<0.0005	—	—	—	
1,3-ジクロロプロベン (0.002 mg/L 以下)	—	—	<0.0002	<0.0002	—	
チウラム (0.006 mg/L 以下)	—	—	<0.0006	<0.0006	—	
シマジン (0.003 mg/L 以下)	—	—	<0.0003	<0.0003	—	
チオベンカルブ (0.02 mg/L 以下)	—	—	<0.002	<0.002	—	
ベンゼン (0.01 mg/L 以下)	—	—	—	—	—	
1,4-ジオキサン (0.05 mg/L 以下)	—	<0.005	—	—	—	

項目 (環境基準)	海域(5)		海域(6)		海域(7)	
	地点 28	地点 21	地点 21	地点 13	地点 13	地点 13
カドミウム (0.003 mg/L 以下)	<0.0003	—	—	<0.0003	—	—
全シアン (検出されないこと)	<0.1	—	—	—	—	—
鉛 (0.01 mg/L 以下)	<0.005	—	—	<0.005	—	—
ヒ素 (0.01 mg/L 以下)	<0.005	—	—	<0.005	—	—
総水銀 (0.0005 mg/L 以下)	<0.0005	—	—	—	—	—
PCB (検出されないこと)	—	—	—	—	—	—
1,3-ジクロロプロベン (0.002 mg/L 以下)	—	<0.0002	—	—	—	—
チウラム (0.006 mg/L 以下)	—	<0.0006	—	—	—	—
シマジン (0.003 mg/L 以下)	—	<0.0003	—	—	—	—
チオベンカルブ (0.02 mg/L 以下)	—	<0.002	—	—	—	—
ベンゼン (0.01 mg/L 以下)	—	<0.001	—	—	—	—
1,4-ジオキサン (0.05 mg/L 以下)	—	—	—	—	—	—

(注) 全ての項目において、環境基準を達成。

5 水質汚濁の防止対策

(1) 水質汚濁防止法による規制・指導

公共用水域の水質を保全するため、水質汚濁防止法に定める特定施設を設置し、公共用水域に排水している事業所に対し、北海道が水質汚濁防止法に基づく規制・指導を行っています。これらの事業所には届出義務および排水基準の遵守義務があり、排水基準については水質汚濁防止法に定める一律排水基準のほか、西港内と幌内川に排水する場合は、北海道の「水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例（昭和47（1972）年4月3日条例第27号）」によりさらに厳しい基準が設定されています。

北海道が行う立入調査により、これら排水基準に適合しない場合は、事業所に対し排水処理施設の改善、維持管理の強化など、必要な措置を講じるよう指導しています。

(2) 公害防止協定による規制・指導

公共用水域に排水している事業所のうち、汚濁負荷量の大きい事業所と公害防止協定を締結し、排水先の水域および事業所規模などに応じ個別に排水量や協定値を定め、これを遵守するよう指導しています。

本市では、これら公害防止協定締結事業所に対して関係機関とともに立入調査を実施し、排水処理施設の維持管理状況、公害防止協定に定める協定値の遵守状況の確認を行っています。立入調査の結果については、以下のとおりです。

■公害防止協定の遵守状況（令和6（2024）年度）

締結事業所数	協定値の遵守状況	協定条項の遵守状況
22事業所	全事業所で遵守	全事業所で遵守

(3) 地盤沈下対策

本市は、工業用水法などの法令により地下水の揚水が規制される地域ではありませんが、地盤沈下の未然防止のため工業用水道の利用を促進し、やむを得ず地下水を使用する場合は、合理的な使用方法により揚水量を必要最低限とするよう指導しています。

また、苫小牧市公害防止条例で地下水採取に伴う地盤沈下防止に努めるよう定めています。

(4) 地下水汚染、土壤汚染対策

地下水汚染については、北海道が汚染の改善・防止のため「硝酸性窒素および亜硝酸性窒素に係る健全な水循環確保のための基本方針」およびこれに基づく実施要領を平成16（2004）年に策定し、対策の強化を図っています。

北海道が令和6（2024）年度に実施した地下水の測定計画に基づく調査では、市内2調査地点のうち1地点で硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、1地点でほう素が環境基準値を超過しました。これらの地点は、経年変化を監視する継続調査を行っており、基準超過の場合は北海道より、地下水利用者に対して注意喚起を行っています。

土壤汚染については、平成14（2002）年度に土壤汚染対策法が施行されて以来、「有害物質使用特定施設^{*}の使用の廃止時」、「土壤汚染の恐れがある一定規模以上の土地の形質変更時」および「土壤汚染により健康被害が生ずる恐れがあると知事が認めるとき」に、土地の調査や汚染除去などの措置を行うこととしています。

※有害物質使用特定施設とは、水質汚濁防止法第2条第2項に定めるカドミウムやシアンなどの有害物質を製造、使用、または処理を行う施設をいいます。

(5) ゴルフ場の農薬等使用に対する指導

ゴルフ場での農薬等使用については、河川や地下水の汚染が懸念されますが、本市では、平成元（1989）年度に施行した「ゴルフ場で使用される農薬等に関する環境保全指導要綱」に基づき、市内のゴルフ場に対し、農薬使用量の削減や農薬流出の未然防止に努めるよう指導しています。

第3節 騒音・振動

1 概 况

騒音は、人の感覚に直接影響を与える、いわゆる感覚公害として日常生活の快適さを損なうことで問題となることが多く、とりわけ各種公害の中でも日常生活に身近な問題として局所的および多発的に発生する傾向にあります。発生源としては工場、事業場、建設作業、自動車、航空機などの交通機関、飲食店、さらに私たちの家庭生活に至るまで多種多様となっています。

振動は、工場、事業場、建設作業、道路交通などから発生する振動が周辺住民の生活環境に影響を与えるものです。発生源が騒音とほぼ同じであるため、騒音とともに発生することが多くなっています。

本市では、市内の騒音・振動の状況を把握するため、環境騒音、自動車騒音・道路交通振動および航空機騒音を測定し、監視しています。測定の結果、一部の地点において環境基準の超過が確認されました。

■環境基準および要請限度との比較（令和6（2024）年度）

区分	時間帯	環境基準および要請限度の適否
環境騒音	昼間(6~22時)	○ 全ての測定地点で環境基準を達成しています。
	夜間(22~翌日6時)	
自動車騒音	昼間(6~22時)	△ 一部測定地点で環境基準の超過が確認されました。
	夜間(22~翌日6時)	
道路交通振動	昼間(8~19時)	○ 全ての測定地点で要請限度を達成しています。
	夜間(19~翌日8時)	
航空機騒音	全 日	○ 全ての測定地点で環境基準を達成しています。

「要請限度」とは

自動車騒音または道路交通振動を低減するため、測定結果に基づき、道路管理者に意見を述べ、北海道公安委員会に対して要請することができる判断基準となる値をいいます。

※ 基準値については、資料編（P.189～）をご覧ください。

2 環境騒音および自動車騒音・振動の状況

(1) 測定地点

環境騒音については、道路に面する地域以外の一般地域 6 地点、自動車騒音・道路交通振動については、国道・道道・市道合わせて 6 路線で測定を実施しました。

■環境騒音および自動車騒音・振動・交通量測定地点（令和 6（2024）年度）



環境騒音測定地点		自動車騒音・振動測定地点	
1 明徳町3丁目		A 日吉町2丁目 (国道36号)	
2 柏木町6丁目		B 一本松町5番地 (道道259号)	
3 東開町2丁目		C 新開町2丁目 (道道781号)	
4 元中野町3丁目		D 木場町3丁目 (道道781号)	
5 高砂町1丁目			
6 字勇払27番地			

(2) 測定結果

■ 環境騒音測定結果 (令和6(2024)年度)

単位:デシベル

№	地 点 名 (用途地域区分)	環境基準		測定結果		環境基準 達成状況		地域の 類型
		昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	
1	明徳町3丁目 (第一種中高層住居専用地域)	55	45	43	32	○	○	A
2	柏木町6丁目 (第一種中高層住居専用地域)	55	45	42	36	○	○	A
3	東開町2丁目 (第一種中高層住居専用地域)	55	45	45	35	○	○	A
4	元中野町3丁目 (第一種住居地域)	55	45	46	41	○	○	B
5	高砂町1丁目 (準工業地域)	60	50	49	45	○	○	C
6	字勇払27番地 (準工業地域)	60	50	46	39	○	○	C

(注) 測定値は時間帯区分ごとのなど価騒音レベルから算出。

■ 自動車騒音測定結果 (令和6(2024)年度)

単位:デシベル

№	道 路 名	測定地点	車線数 道路端 からの 距離(m)	環境基準 (要請限度)		測定結果		環境基準 達成状況	
				昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間
A	国道36号白老通(糸井-有明)	日吉町2丁目	4(0.0)			70	66	○	△
B	道道259号臨海北通(船見-東開)	一本松町5番地	8(0.0)	70	65	71	68	△	△
C	道道781号明野北通(住吉-新開)	新開町2丁目	6(0.0)	(75)	(70)	71	65	△	○
D	道道781号双葉三条通(清水-木場)	木場町3丁目	6(0.0)			69	62	○	○

(注) 1 測定地点は全て「幹線交通を担う道路に近接する空間」に該当する。

2 測定値は、2日間連続測定した時間帯区分ごとのなど価騒音レベルから算出。

3 環境基準達成状況欄で「○」は達成、「△」は環境基準値超過要請限度以内、「×」は環境基準値および要請限度値超過を表す。

4 昼間とは6時～22時、夜間とは22時～翌日6時をいう。

■ 道路交通振動測定結果 (令和 6 (2024) 年度)

単位:デシベル

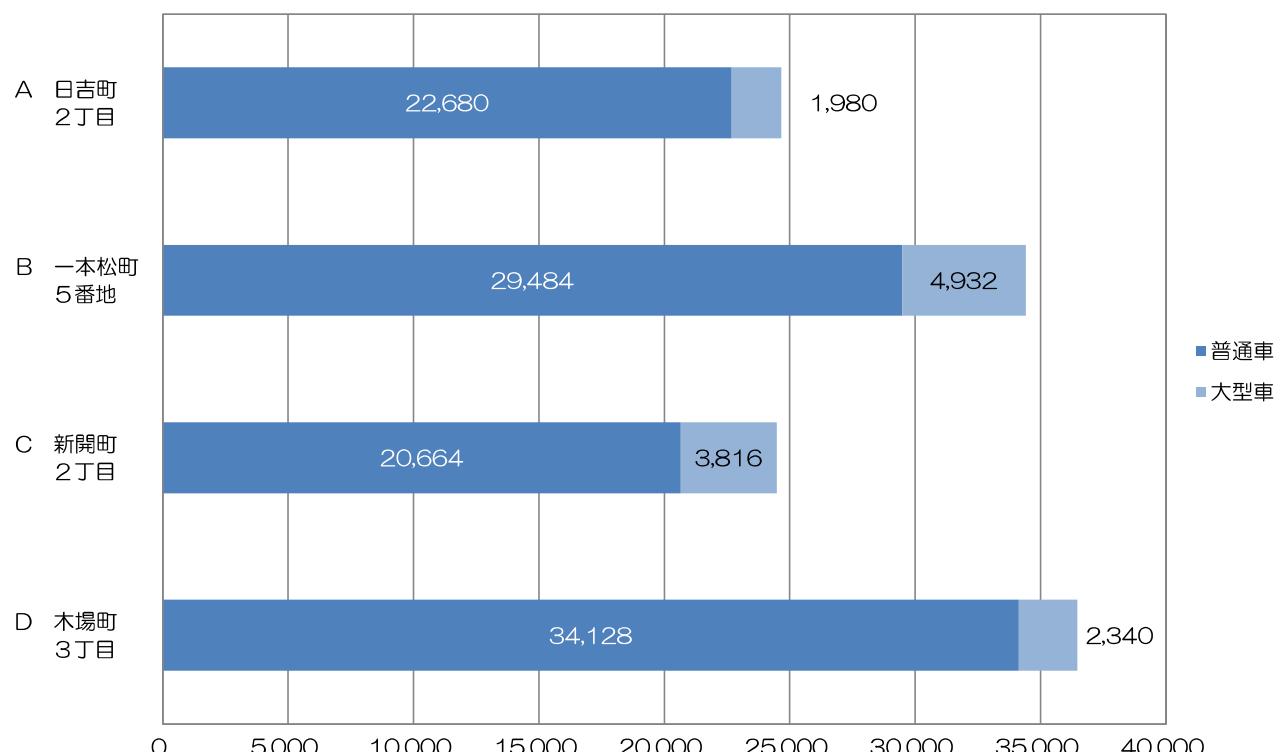
No	道路名	測定地点	要請限度		測定結果	
			昼間	夜間	昼間	夜間
A	国道 36 号白老通 (糸井-有明)	日吉町2丁目	70	65	52	43
B	道道 259 号臨海北通(船見-東開)	一本松町5番地	70	65	54	50
C	道道 781 号明野北通(住吉-新開)	新開町2丁目	70	65	54	46
D	道道 781 号双葉三条通(清水-木場)	木場町3丁目	65	60	45	31

(注) 1 振動の測定値は 80% レンジの上端値。

2 昼間とは 8 時～19 時、夜間とは 19 時～翌日 8 時をいう。

■ 交通量調査結果 (令和 6 (2024) 年度)

単位: 台



(注) グラフの値は、平日 12 時間交通量台数を表す。

■ 面的評価による自動車騒音環境基準適合状況（令和6（2024）年度）

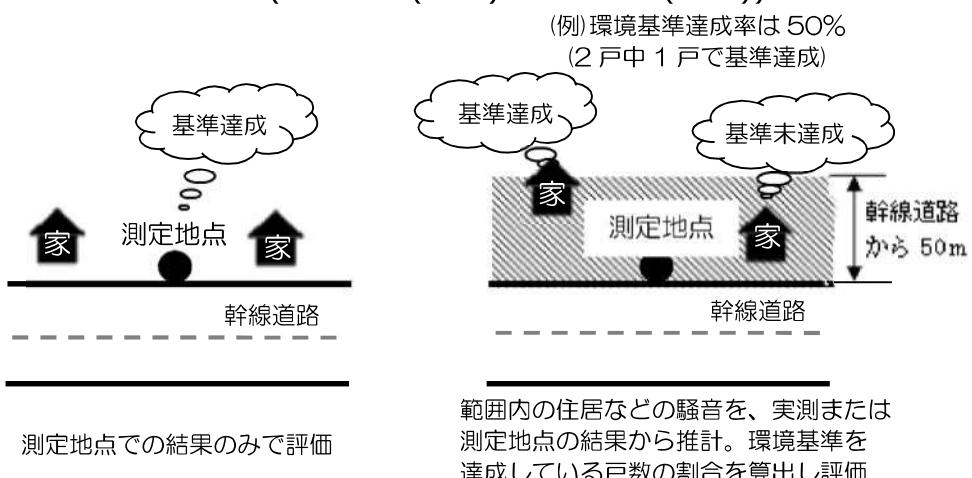
		評価区間延長距離(km)	評価区間数(区間)	評価対象戸数(戸)	評価結果			
					昼夜とも基準値以下(戸)	昼夜のみ基準値以下(戸)	夜のみ基準値以下(戸)	昼夜とも基準値超過(戸)
全体(割合)		116.8	60	16,195(100%)	15,552(96.0%)	213(1.3%)	246(1.5%)	184(1.1%)
道路別内訳	高速自動車道	5.8	3	18	4	0	0	14
	一般国道	31.7	14	2,798	2,681	9	4	104
	道道	40.5	14	4,233	3,904	50	218	61
	4車線以上の市道	38.8	29	9,146	8,963	154	24	5

※ 「面的評価」とは

面的評価とは、幹線道路に面した地域において、騒音の環境基準をどの程度満たしているかを示す自動車騒音の評価方法です。

幹線道路に面する地域での騒音を、道路端から50mの範囲にある全ての住居などを対象に、実測値や推計によって騒音レベルの状況を把握し、環境基準を達成している戸数の割合を算出して評価します。

■ 自動車騒音評価のイメージ(点的評価(左図)と面的評価(右図))



令和6（2024）年度は、区間延長 116.8 km、評価住戸数 16,195 戸についての評価を実施しました。

評価の結果、昼夜ともに環境基準を下回ったのは 15,552 戸で、96.0%が環境基準を

達成しています。

3 航空機騒音の状況

(1) 測定地点および測定結果

本市では、自衛隊が使用する千歳飛行場および民間航空機が使用する新千歳空港の航路下にある植苗、美沢、沼ノ端、勇払地区を中心に航空機騒音の影響下にあります。

北海道と本市では、新千歳空港の開港（昭和 63（1988）年 7 月）に伴い、オンラインによる航空機騒音常時監視体制の強化を順次行なながら市内 15 測定局（北海道 9 局、本市 6 局）で常時監視を行っています。

■ 航空機騒音常時監視地点および常時監視測定結果（令和 6（2024）年度）



単位:dB (デシベル)

苫小牧市測定 (Lden)				北海道測定 (Lden)							
No	測定局名	測定結果	評価	No	測定局名	測定結果	評価	No	測定局名	測定結果	評価
1	植苗会館局	49	○	A	植苗局	57	○	G	勇払局	50	○
2	丹治沼局	59	○	B	ウトナイ局	51	○	H	沼ノ端東雲局	54	○
3	琥珀荘局	51	○	C	美沢局	47	○	I	勇払東局	50	○
4	沼ノ端東局	54	○	D	湖畔局	58	○	【環境基準】			
5	沼ノ端局	51	○	E	斎藤宅局	45	○	沼ノ端局、ウトナイ局、植苗公園局			
6	糸井局	36	-	F	植苗公園局	53	○	57 上記以外			
											62

(注) 1 評価欄の「○」は環境基準達成、「×」は環境基準値超過、「-」は環境基準適用外を表す。

2 Lden(時間帶補正等価騒音レベル)は航空機騒音の評価指標で、各飛行機の聞こえ始めから聞こえ終わりまでの人が受ける騒音エネルギーを測定し、時間帯による補正を行った値をいう。

4 騒音・振動防止対策

(1) 事業所の騒音・振動防止対策

騒音・振動を発生する施設（特定施設）を設置する場合、「騒音規制法」、「振動規制法」及び「苫小牧市公害防止条例」に基づく規制基準を遵守する義務が課せられます。これに適合せず、周辺の生活環境が損なわれていると認められる場合は、必要に応じて作業方法や騒音・振動を防止する方法の改善など、適切な対策を講じるよう指導しています。

(2) 特定建設作業の騒音・振動防止対策

建設作業に使用する機械には衝撃力を利用するものがあり、これら機械を住宅地周辺で使用した場合は、その方法により騒音・振動の問題に発展しやすくなります。これらの対策として、騒音規制法及び振動規制法では、特に騒音等を発生させる機械を使用する作業を「特定建設作業」と定めており、事前の届出義務など規制を課しています。市では届出内容を確認するとともに、工事施工業者に対して、作業期間や内容など、周辺住民に十分な周知を行うよう指導しています。

(3) 自動車騒音・道路交通振動対策

自動車騒音については、昭和46（1971）年以降、「騒音規制法」や「中央公害対策審議会の答申」に基づき、自動車単体の対策が行われてきました。一方で、この他に道路構造や路面の損傷、交通流による影響なども騒音・振動の原因として考えられます。このことから、本市では、要請限度を超過した騒音・振動の結果が観測された場合、関係機関と協議するなどしてこれらの低減に資するよう努めています。

(4) 航空機騒音対策

新千歳空港における航空機の離発着に伴う騒音については、航空機の小型化や低騒音機の導入などの発生源対策がとられている他、防衛省では、「防衛施設周辺の生活環境の整備に関する法律」に基づき、千歳飛行場周辺の住宅や学校・病院などに対し防音工事を実施しています。

また、新千歳空港の24時間運用に伴う周辺地域対策として、北海道と本市では、空港周辺の住宅に対し防音工事を実施しています。

さらに、空港周辺地域の住民代表により構成される「苫小牧市航空機騒音対策協議会」（事務局：総合政策部まちづくり推進室空港政策課）が設置されており、航空機騒音軽減のため協議を行い、国などの機関へ要望活動を行っています。

平成19（2007）年からは、在日米軍再編に係る千歳基地への訓練移転が実施されており、本市では、訓練期間中に臨時測定地点を設け、訓練に伴う騒音発生状況を測定・監視しています。

第4節 悪臭

1 概況

(1) 悪臭防止法による規制

悪臭は、騒音や振動と同様に人の感覚に直接訴え、しかも微量でも感知される性質があるため、快適な生活環境を損なうものとして問題視されています。

悪臭防止法では、特定悪臭物質として22種類の物質が定められています。また、規制方法として事業場からの「排出濃度」で規制する方法、または嗅覚測定法により測定される悪臭の程度を表す「臭気指数」で規制する方法が定められています。このうち、本市では排出濃度規制を採用し、市内全域を最も厳しい濃度（臭気強度2.5相当）で規制しています。

■ 悪臭防止法で指定される特定悪臭物質(22物質)

	特定悪臭物質の物質名	主な発生源	規制対象		
			敷地界	気体排出口	排出水
1	アンモニア	畜産事業場、し尿処理場	○	○	
2	メチルメルカプタン	パルプ製造工場、し尿処理場	○		○
3	硫化水素	畜産事業場、パルプ製造工場、し尿処理場	○	○	○
4	硫化メチル	パルプ製造工場、し尿処理場	○		○
5	二硫化メチル		○		○
6	トリメチルアミン	畜産事業場、魚腸骨処理場	○	○	
7	アセトアルデヒド	化学工場、魚腸骨処理場	○		
8	プロピオンアルデヒド	塗装工場、印刷工場、魚腸骨処理場	○	○	
9	ノルマルブチルアルデヒド		○	○	
10	イソブチルアルデヒド		○	○	
11	ノルマルバレルアルデヒド		○	○	
12	イソバレルアルデヒド		○	○	
13	イソブタノール	塗装工場、印刷工場	○	○	
14	酢酸エチル		○	○	
15	メチルイソブチルケトン		○	○	
16	トルエン		○	○	
17	キシレン		○	○	
18	スチレン	化学工場、FRP製品製造工場	○		
19	プロピオン酸	畜産事業場	○		
20	ノルマル酪酸	畜産事業場、魚腸骨処理場	○		
21	ノルマル吉草酸		○		
22	イソ吉草酸		○		

※ 規制基準値については、資料編(P.194～)をご覧ください。

(2) 調査結果

本市では定期的に臭気パトロールを実施しています。また、臭気の状況に応じ、事業場の敷地境界または気体排出口において悪臭防止法に基づく特定悪臭物質濃度を測定しています。

令和 6 (2024) 年度は臭気パトロールを 4 回実施し、臭気が確認された地点については、特定悪臭物質の濃度測定を行いました。

■ 臭気パトロールの実施状況

実施年度	実施回数	調査地点数	調査地域
令和 6 (2024) 年度	4 回	8 地点	勇払方面、苫小牧市中心街
令和 5 (2023) 年度	4 回	8 地点	勇払方面、苫小牧市中心街
令和 4 (2022) 年度	4 回	8 地点	勇払方面、苫小牧市中心街

■ 事業所の敷地境界線における調査結果 (令和 6 (2024) 年度)

測定項目	(参考) 敷地境界 における 規制基準値 (ppm)	肥料製造 A 事業所	
		3月19日	評価
アンモニア	1	1.2	×
トリメチルアミン	0.005	0.013	×
プロピオニ酸	0.03	0.0008	○
ノルマル酪酸	0.001	0.0012	×
ノルマル吉草酸	0.0009	不検出	○
イソ吉草酸	0.001	不検出	○

(注) 評価欄「○」は規制基準適合、「×」は規制基準不適合を表す。

第5節 公害苦情

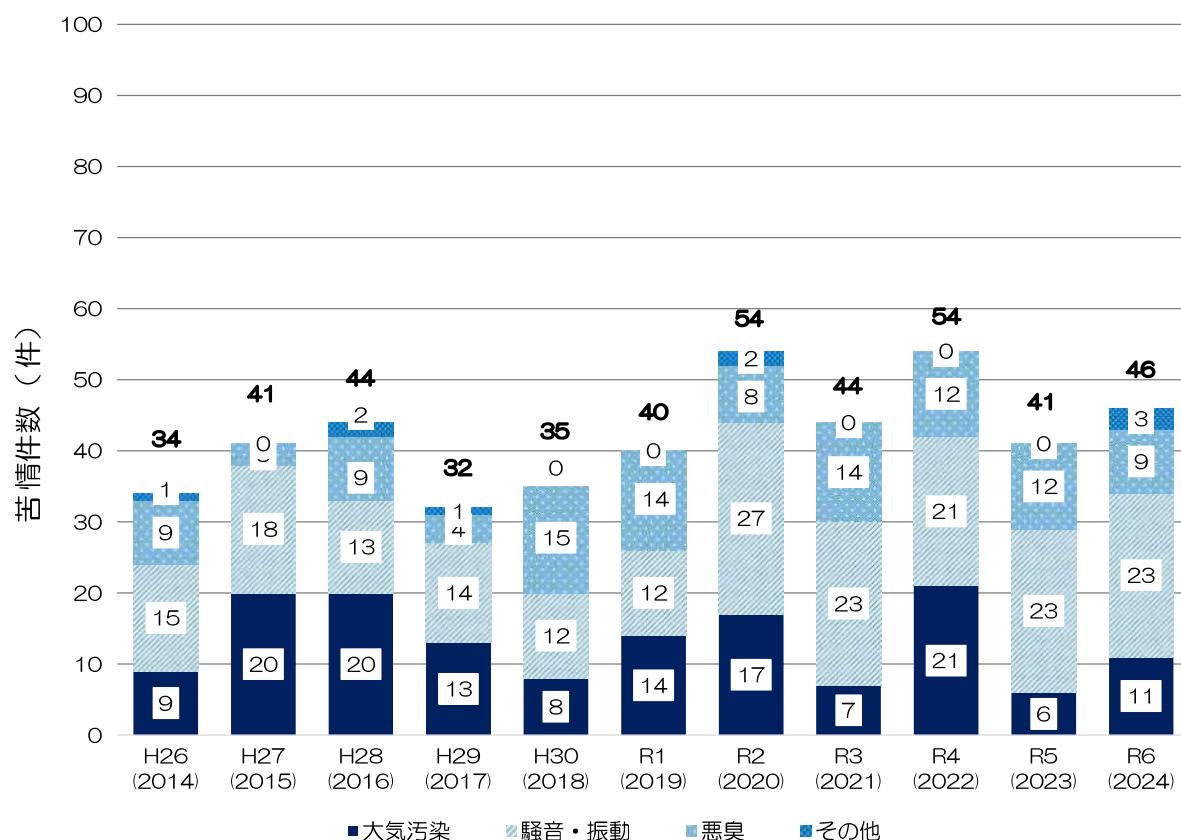
令和6（2024）年度における公害苦情処理件数は46件で、前年度より5件増となりました。

内訳は以下のとおりで、焼却時の煙や近所からの騒音、工場からの悪臭など、さまざまな相談が寄せられており、発生源の特定を行った上で、必要に応じて発生源者への指導や助言を行っています。

■公害苦情の種類別件数と主な申立内容（令和6（2024）年度）

公害の種類	件数	申立内容（一例）
大気汚染	11件	薪ストーブや野焼き行為の煙など
騒音・振動	23件	工事現場の騒音・振動、近所からの騒音、航空機騒音など
悪臭	9件	一般家庭、事業所からの臭気など
その他	3件	土壤汚染、廃棄物投棄など
合計	46件	—

■公害苦情の推移



■公害苦情相談の流れ

① 公害苦情の受付

★相談の受付および状況の聞き取りなど

② 原因究明

★現地調査および発生源者からの事情聴取

③ 解決策の検討

★公害防止・改善対策の検討

④ 改善指導・当事者間での解決への支援

★発生源者に対する助言・指導

★相談者への処理経過説明

(相談窓口)
苫小牧市ゼロカーボン推進室
(苫小牧市字沼ノ端2-25)
電話 57-8806(平日)
32-6111(休日)



相 談



相談内容に応じて
職員が現地調査を
行います。
被害状況を把握し
発生源や原因の究
明を行います。



発生源者への助言や指導、
相談者への処理経過説明
を行います。

公害資料編

第1節 環境基準

1 大気汚染に係る環境基準

昭和 48 年 05 月 08 日環境庁告示第 025 号
改正 平成 30 年 11 月 19 日環境省告示第 100 号

項目	基 準 値
二酸化硫黄	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。
二酸化窒素	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内またはそれ以下であること。
一酸化炭素	1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること。
浮遊粒子状物質	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m ³ 以下であること。
光化学オキシダント	1 時間値が 0.06ppm 以下であること。
ベンゼン	1 年平均値が 0.003mg/m ³ 以下であること。
トリクロロエチレン	1 年平均値が 0.13mg/m ³ 以下であること。
テトラクロロエチレン	1 年平均値が 0.2mg/m ³ 以下であること。
ジクロロメタン	1 年平均値が 0.15mg/m ³ 以下であること。
微小粒子状物質	1 年平均値が 15 μg/m ³ 以下であり、かつ、1 日平均値が 35 μg/m ³ 以下であること。

- (注) 1 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径 10μm 以下のものをいう。
- 2 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径 2.5μm の粒子を 50% の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。
- 3 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く）をいう。
- 4 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。
- 5 環境基準とは、環境基本法に基づき設定される、人の健康を保護し、および生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準をいう。

■ 大気汚染常時監視測定結果の評価方法

区分	評価方法	対象物質
短期評価	測定を行った日について、1時間値の1日平均値若しくは8時間平均値または1時間値を環境基準と比較し評価を行う。	二酸化窒素、微小粒子状物質を除く
長期評価	年間にわたる1日平均値の2%除外値（但し、環境基準を超える日が2日以上連續した場合は非達成とする）について評価を行う。	二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質
	年間にわたる1日平均値の98%値について評価を行う。	二酸化窒素

- (注) 1 「2%除外値」とは、1年間に得られた日平均値を値の高い方から低い方に順(降順)に並べたとき、高い方(最高値)から数えて、2%目の日数に1を加えた日数に該当する日平均値。例えば、365個の日平均値がある場合、高い方から数えて2%目に該当する7に1を加えた8番目の日平均値が2%除外値となる。
- 2 「98%値」とは、1年間に得られた日平均値(欠測日を除く)を、値の低い方から高い方に順(昇順)に並べたとき、低い方から数えて98%目に該当する日平均値。例えば、365個の日平均値がある場合、低い方から98%目に該当するのは、358番目の日平均値となる。

■ 微小粒子状物質測定結果の評価方法

区分	評価方法
短期基準による評価	年間98パーセンタイル値を日平均値として選択し評価を行う。
長期基準による評価	測定結果の1年平均値について評価を行う。

- (注) 「パーセンタイル値」とは、率(percent, %)と下からの順位(percentile)を意味する。

2 水質汚濁に係る環境基準

（1）人の健康の保護に関する環境基準

昭和 46 年 12 月 28 日環境庁告示第 59 号

改正 平成 31 年 3 月 20 日環境省告示第 46 号

改正 令和 3 年 10 月 7 日環境省告示第 62 号

項目	基 準 値	項目	基 準 値
カ ド ミ ウ ム	0.003mg/L 以下	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
全 シ ア ン	検出されないこと	トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
鉛	0.01mg/L 以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
六 価 ク ロ ム	0.02mg/L 以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
ひ 素	0.01mg/L 以下	チ ウ ラ ム	0.006mg/L 以下
総 水 銀	0.0005mg/L 以下	シ マ ジ ン	0.003mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと	チ オ ベ ナ カ ル ブ	0.02mg/L 以下
P C B	検出されないこと	ベ ン ゼ ン	0.01mg/L 以下
ジ ク ロ ロ メ タ ン	0.02mg/L 以下	セ レ ン	0.01mg/L 以下
四 塩 化 炭 素	0.002mg/L 以下	硝酸性窒素および亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	ふ つ 素	0.8mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下	ほ う 素	1mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下		

（注）1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る環境基準については、最高値とする。

- 「検出されないこと」とは、指定された測定方法により測定した場合において、その結果が当該測定方法の定量限界を下回ることをいう。
- 海域については、ふつ素およびほう素の基準値は適用しない。
- 硝酸性窒素および亜硝酸性窒素の濃度は、測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259、亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。

(2) 生活環境の保全に関する環境基準

① 河 川

項目 類型	利用目的の適応性	基 準 値				
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	溶存 酸素量 (DO)	浮遊 物質量 (SS)	大腸菌数
AA	・水道1級(ろ過などによる簡易な浄水操作を行うもの) ・自然環境保全(自然探勝などの環境保全)およびA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L 以下	7.5mg/L 以上	25mg/L 以下	200CFU /100mL 以下
A	・水道2級(沈殿ろ過などによる通常の浄水操作を行うもの) ・水産1級(ヤマメ、イワナなど貧腐水性水域の水産生物用ならびに水産2級および水産3級の水産生物用) ・水浴およびB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L 以下	7.5mg/L 以上	25mg/L 以下	300CFU /100mL 以下
B	・水道3級(前処理などを伴う高度の浄水操作を行うもの) ・水産2級(サケ科魚類およびアユなど貧腐水性水域の水産生物用および水産3級の水産生物用)およびC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L 以下	5mg/L 以上	25mg/L 以下	1,000CFU /100mL 以下
C	・水産3級(コイ、フナなど、 β -中腐水性水域の水産生物用) ・工業用水1級(沈殿などによる通常の浄水操作を行うもの)およびD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L 以下	5mg/L 以上	50mg/L 以下	—
D	・工業用水2級(薬品注入などによる高度の浄水操作を行うもの) ・農業用水およびEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L 以下	2mg/L 以上	100mg/L 以下	—
E	・工業用水3級(特殊の浄水操作を行うもの) ・環境保全(日常生活(沿岸の遊歩などを含む)において不快感を生じない限度)	6.0以上 8.5以下	10mg/L 以下	2mg/L 以上	ごみなどの浮遊が認められないこと	—

(注) 1 基準値は日間平均値とする。

2 BODの年間評価は75%水質値で評価する。

3 大腸菌数の年間評価は90%水質値で評価する。(湖沼、海域もこれに準ずる)

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基 準 値		
		全 亜 鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸およびその塩
生物A	イワナ、サケマスなど比較的低温域を好む水生生物およびこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）または幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物B	コイ、フナなど比較的高温域を好む水生生物およびこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特B	生物Aまたは生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）または幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下

(注) 基準値は年間平均値とする。

②湖 沼(天然湖沼および貯水量が1,000万立方メートル以上かつ水の滞留時間が4日間以上である人工湖)

項目 類型	利 用 目 的 の 適 応 性	基 準 値				
		水素イオン 濃度 (pH)	化 学 的 酸 素要求量 (COD)	溶 存 酸素量 (DO)	浮 遊 物質量 (SS)	大腸菌数
AA	<ul style="list-style-type: none"> ・水道1級(ろ過などによる簡易な浄水操作を行うもの) ・水産1級(ヒメマスなど貧栄養湖型の水域の水産生物用ならびに水産2級および水産3級の水産生物用) ・自然環境保全(自然探勝などの環境保全)およびA以下の欄に掲げるもの 	6.5以上 8.5以下	1mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1mg/L 以下	20CFU /100mL 以 下
A	<ul style="list-style-type: none"> ・水道2、3級(沈殿ろ過などによる通常の浄水操作または前処理などを伴う高度の浄水操作を行うもの) ・水産2級(サケ科魚類およびアユなど貧栄養湖型の水域の水産生物用)水浴およびB以下の欄に掲げるもの 	6.5以上 8.5以下	3mg/L 以下	7.5mg/L 以上	5mg/L 以下	300CFU /100mL 以 下
B	<ul style="list-style-type: none"> ・水産3級(コイ、フナなど富栄養湖型の水域の水産生物用) ・農業用水およびCの欄に掲げるもの 	6.5以上 8.5以下	5mg/L 以下	5mg/L 以上	15mg/L 以下	—
C	<ul style="list-style-type: none"> ・工業用水2級(薬品注入などによる高度の浄水操作を行うもの) ・環境保全(日常生活(沿岸の遊歩などを含む)において不快感を生じない限度) 	6.0以上 8.5以下	8mg/L 以下	2mg/L 以上	ごみなどの浮遊が認められないこと	—

(注) 1 基準値は日間平均値とする。

2 水産1級、水産2級および水産3級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。

3 大腸菌数の年間評価は90%水質値で評価する。

項目 類型	利 用 目 的 の 適 応 性	基 準 値	
		全 窒 素	全 リ ン
I	・自然環境保全およびⅡ以下の欄に掲げるもの	0.1mg/L 以下	0.005mg/L 以下
Ⅱ	・水道1,2,3級（特殊なものを除く） ・水産1種（サケ科魚類およびアユなどの水産生物用ならびに水産2種および水産3種の水産生物用） ・水浴およびⅢ以下の欄に掲げるもの	0.2mg/L 以下	0.01mg/L 以下
Ⅲ	・水道3級（特殊なもの）およびⅣ以下の欄に掲げるもの	0.4mg/L 以下	0.03mg/L 以下
Ⅳ	・水産2種（ワカサギなどの水産生物用および水産3種の水産生物用）およびVの欄に掲げるもの	0.6mg/L 以下	0.05mg/L 以下
V	・水産3種（コイ、フナなどの水産生物用） ・工業用水 ・農業用水 ・環境保全	1mg/L 以下	0.1mg/L 以下

(注) 1 基準値は年間平均値とする。

2 農業用水については、全リンの項目の基準値は適用しない。

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基 準 値		
		全 亜 鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸およびその塩
生物A	イワナ、サケマスなど比較的低温域を好む水生生物およびこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）または幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物B	コイ、フナなど比較的高温域を好む水生生物およびこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特B	生物Aまたは生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）または幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下

(注) 基準値は年間平均値とする。

③海 域

項目 類型	利用目的の適応性	基 準 値				
		水素イオン 濃度 (pH)	化学的 酸素要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数	n-ヘキサン 抽出物など (油分など)
A	・水産1級（マダイ、ブリ、ワカメなどの水産生物用および水産2級の水産生物用） ・水浴 ・自然環境保全（自然探勝などの環境保全）およびB以下の欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	2mg/L 以下	7.5mg/L 以上	300CFU /100mL 以下	検出され ないこと
B	・水産2級（ボラ、ノリなどの水産生物用） ・工業用水およびCの欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	3mg/L 以下	5mg/L 以上	—	検出され ないこと
C	・環境保全（沿岸の遊歩など含む日常生活において、不快感を生じない限度）	7.0以上 8.3以下	8mg/L 以下	2mg/L 以上	—	—

項目 類型	利 用 目 的 の 適 応 性	基 準 値	
		全 硝 素	全 リ ン
I	・自然環境保全およびII以下の欄に掲げるものの（水産2種および3種除く）	0.2mg/L 以下	0.02mg/L 以下
II	・水産1種（底生魚介類を含め、多様な水産生物がバランスよく、かつ、安定して漁獲される） ・水浴およびIII以下の欄に掲げるものの（水産2種および3種除く）	0.3mg/L 以下	0.03mg/L 以下
III	・水産2種（一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される）およびIVの欄に掲げるものの（水産3種除く）	0.6mg/L 以下	0.05mg/L 以下
IV	・水産3種（汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される） ・工業用水 ・生物生息環境保全（年間を通して底生生物が生息できる程度）	1mg/L 以下	0.09mg/L 以下

(注) 1 基準値は年間平均値とする。

2 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずる恐れがある海域について行う。

3 大腸菌数の年間評価は90%水質値で評価する。

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基 準 値		
		全 亜 鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸およびその塩
生物 A	水生生物の生息する水域	0.02mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.01mg/L 以下
生物 特 A	生物 A の水域のうち、水生生物の産卵場（繁殖場）または幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.01mg/L 以下	0.0007mg/L 以下	0.006mg/L 以下

3 土壤の汚染に係る環境基準

平成 03 年 8 月 23 日環境庁告示第 46 号

改正 令和 2 年 4 月 2 日環境省告示第 44 号

項目	基 準 値	項目	基 準 値	項目	基 準 値
カドミウム	0.003mg/L 以下	銅	土壤 125mg/kg 未満	1,3-ジクロロプロパン	0.002mg/L 以下
	米 0.4mg/kg 以下	ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	チウラム	0.006mg/L 以下
全 シ アン	検出されないこと	四 塩 化 炭 素	0.002mg/L 以下	シマジン	0.003mg/L 以下
有 機 リ ン	検出されないこと	塩化ビニルモノマー	0.002mg/L 以下	チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
鉛	0.01mg/L 以下	1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	ベンゼン	0.01mg/L 以下
六 値 ク ロ ム	0.05mg/L 以下	1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下	セレン	0.01mg/L 以下
ひ 素	0.01mg/L 以下	1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	ふっ素	0.8mg/L 以下
	土壤 15mg/kg 未満	1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下	ほう素	1mg/L 以下
総 水 銀	0.0005mg/L 以下	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下	1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと	トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下		
P C B	検出されないこと	テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下		

(注) 1 1mg/L は、検液中の濃度 (mg/kg は、農用地での米・土壤の濃度)。

2 カドミウム、鉛、六価クロム、ひ素、総水銀、セレン、ふっ素およびほう素に係る環境上の条件のうち検液中の濃度に係る値にあっては、汚染土壤が地下水水面から離れており、かつ、原状において当該地下水水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1L につき、0.01mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg および 1mg を超えていない場合には、それぞれ検液 1L につき 0.03mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg および 3mg とする。

3 「検出されないこと」とは、検液を定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

4 有機リンとは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトンおよび EPN をいう。

5 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、日本産業規格 K0125 の 5.1,5.2 または 5.3.2 より測定されたシス体の濃度と日本産業規格 K0125 の 5.1,5.2 または 5.3.1 より測定されたトランス体の濃度の和とする。

4 地下水の水質汚濁に係る環境基準

平成9年3月13日環境庁告示第10号

改正 令和2年3月30日環境省告示第35号

改正 令和3年10月7日環境省告示第63号

項目	基準値	項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L以下	クロロエチレン	0.002mg/L以下	シマジン	0.003mg/L以下
全シアン	検出されないこと	1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	チオベンカルブ	0.02mg/L以下
鉛	0.01mg/L以下	1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	ベンゼン	0.01mg/L以下
六価クロム	0.02mg/L以下	1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	セレン	0.01mg/L以下
ひ素	0.01mg/L以下	1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下	硝酸性窒素および亜硝酸性窒素	10mg/L以下
総水銀	0.0005mg/L以下	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下	ヨウ素	0.8mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下	ほう素	1mg/L以下
P C B	検出されないこと	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下
ジクロロメタン	0.02mg/L以下	1,3-ジクロロプロパン	0.002mg/L以下		
四塩化炭素	0.002mg/L以下	チウラム	0.006mg/L以下		

(注) 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る環境基準については、最高値とする。

2 「検出されないこと」とは、指定された測定方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

3 硝酸性窒素および亜硝酸性窒素の濃度は、測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259、亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。

4 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、シス体の濃度とトランス体の濃度の和とする。

5 ダイオキシン類に係る環境基準

平成11年12月27日環境庁告示第68号

改正 平成21年03月31日環境省告示第11号

媒体	基準値	備考
大気	0.6pg-TEQ/m ³ 以下	工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については適用しない
水質（水底の底質を除く）	1pg-TEQ/L以下	公共用水域および地下水について適用する
水底の底質	150pg-TEQ/g以下	公共用水域の底質について適用する
土壤	1,000pg-TEQ/g以下	廃棄物の埋立地その他の場所であって、外部から適切に区別されている施設に係る土壤については適用しない

(注) 1 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値(TEQ)とする。

2 大気および水質（水底の底質を除く。）の基準値は、年間平均値とする。

3 土壤にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壤中のダイオキシン類の量が250pg-TEQ/g以上の場合には、必要な調査を実施することとする。

6 騒音に係る環境基準

生活環境の保全および人の健康に関する環境基準は、地域の類型および時間の区分ごとに次に掲げるとおりである。

平成 10 年 9 月 30 日環境庁告示第 64 号

改正 平成 24 年 3 月 30 日環境省告示第 54 号

地域の類型	基 準 値	
	昼 間	夜 間
AA	50 デシベル以下	40 デシベル以下
A および B	55 デシベル以下	45 デシベル以下
C	60 デシベル以下	50 デシベル以下

(注) 1 時間の区分は、昼間を午前 6 時から午後 10 時までの間とし、夜間を午後 10 時から翌日の午前 6 時までの間とする。

- 2 AA を当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設などが集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。
- 3 A を当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。
- 4 B を当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。
- 5 C を当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業などの用に供される地域とする。

ただし、次表に掲げる地域に該当する地域（以下「道路に面する地域」という。）については、上表によらず次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

地 域 の 区 分	基 準 値	
	昼 間	夜 間
A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域および C 地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下

(注) 車線とは、1 縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

この場合において、幹線交通を担う道路に接近する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

基 準 値		
	昼 間	夜 間
70 デシベル以下		65 デシベル以下

(注) 個別の住居などにおいて騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては 45 デシベル以下、夜間にあっては 40 デシベル以下）によることができる。

7 騒音に係る環境基準の地域の類型を当てはめる地域の指定

騒音に係る環境基準の地域の類型を当てはめる地域を次のとおり指定する。

平成 25 年 3 月 27 日苫小牧市告示第 111 号

地域の類型	地 域 の 区 分
A	平成 25 年苫小牧市告示第 112 号により騒音規制法に基づく規制地域として指定された地域（以下「指定地域」という。）のうち、第 1 種区域及び第 2 種区域（第 2 種区域にあっては、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 8 条第 1 項第 1 号の規定により定められた第 1 種中高層住居専用地域及び第 2 種中高層住居専用地域に限る。）
B	指定地域のうち、第 2 種区域（A 類型を当てはめる地域を除く。）
C	指定地域のうち、第 3 種区域及び第 4 種区域

（注）地域の類型の分類は、騒音に係る環境基準について（平成 10 年環境庁告示第 64 号）の定めるところによる。

8 航空機騒音に係る環境基準

生活環境を保全し、人の健康の保護に資する上で維持することが望ましい航空機騒音に係る環境基準は、次のとおりとする。

昭和 48 年 12 月 27 日環境庁告示第 154 号 改正
平成 19 年 12 月 17 日環境省告示第 114 号

地域の類型	基 準 値
I	57 デシベル以下
II	62 デシベル以下

（注）1 平成 25 年度から航空機騒音に係る環境基準評価方法が、うるささ指数（WECPNL）から時間帯補正等価騒音レベル（Lden）に変更となった。
2 I をあてはめる地域は専ら住居の用に供される地域とし、II をあてはめる地域は I 以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域とする。

第2節 指針値・要請限度

1 大気汚染に係る指針値 (環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るために指針となる数値：指針値)

平成15年9月30日環境省通知

改正 令和2年8月20日環境省通知

項目	指針値
アクリロニトリル	1年平均値が $2\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。
塩化ビニルモノマー	1年平均値が $10\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。
水銀	1年平均値が $40\text{ngHg}/\text{m}^3$ 以下であること。
ニッケル化合物	1年平均値が $25\text{ngNi}/\text{m}^3$ 以下であること。
クロロホルム	1年平均値が $18\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	1年平均値が $1.6\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。
1,3-ブタジエン	1年平均値が $2.5\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。
ひ素およびその化合物	1年平均値が $6\text{ng}/\text{m}^3$ 以下であること。
マンガンおよびその化合物	1年平均値が $140\text{ngMn}/\text{m}^3$ 以下であること。
塩化メチル	1年平均値が $94\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。
アセトアルデヒド	1年平均値が $120\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。

(注) 指針値とは、有害性評価にかかるデータの科学的信頼性において制約がある場合も含めて検討された、環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るために指針となる数値であり、現に行われている大気モニタリングの評価に当たっての指針や事業者による排出抑制努力の指標としての機能を果たすことが期待されるものである。

2 水質汚濁に係る要監視項目および指針値

人の健康の保護に関連する物質ではあるが、公共用水域などにおける検出状況などからみて、直ちに環境基準とはせず、引き続き知見の集積に努める物質。

平成 05 年 04 月 28 日環境庁通知
改正 令和 02 年 05 月 28 日環境省通知

項目	公共用水域 指針値	地下水指針値	項目	公共用水域 指針値	地下水指針値
クロロホルム	0.06mg/L 以下	0.06mg/L 以下	イプロベンホス	0.008mg/L 以下	0.008mg/L 以下
トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	—	クロルニトロフェン	—	—
1, 2-ジクロロプロパン	0.06mg/L 以下	0.06mg/L 以下	トルエン	0.6mg/L 以下	0.6mg/L 以下
p-ジクロロベンゼン	0.2mg/L 以下	0.2mg/L 以下	キシレン	0.4mg/L 以下	0.4mg/L 以下
イソキサチオン	0.008mg/L 以下	0.008mg/L 以下	フタル酸ジエチルヘキシル	0.06mg/L 以下	0.06mg/L 以下
ダイアジノン	0.005mg/L 以下	0.005mg/L 以下	ニッケル	—	—
フェニトロチオン	0.003mg/L 以下	0.003mg/L 以下	モリブデン	0.07mg/L 以下	0.07mg/L 以下
イソプロチオラン	0.04mg/L 以下	0.04mg/L 以下	アンチモン	0.02mg/L 以下	0.02mg/L 以下
オキシン銅	0.04mg/L 以下	0.04mg/L 以下	塩化ビニルモノマー	0.002mg/L 以下	—
クロロタロニル	0.05mg/L 以下	0.05mg/L 以下	エピクロロヒドリン	0.0004mg/L 以下	0.0004mg/L 以下
プロピザミド	0.008mg/L 以下	0.008mg/L 以下	全マンガン	0.2mg/L 以下	0.2mg/L 以下
EPN	0.006mg/L 以下	0.006mg/L 以下	ウラン	0.002mg/L 以下	0.002mg/L 以下
ジクロルボス	0.008mg/L 以下	0.008mg/L 以下	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS) およびペルフルオロオクタン酸(PFOA)	0.00005mg/L 以下（暫定）*	0.00005mg/L 以下（暫定）*
フェノブカルブ	0.03mg/L 以下	0.03mg/L 以下			

* ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)およびペルフルオロオクタン酸(PFOA)の指針値については、この二つの合計値とする。

3 自動車騒音に係る要請限度

平成 12 年 3 月 2 日総理府令第 15 号

区域区分	時間の区分	
	昼間（6~22 時）	夜間（22~6 時）
a 区域および b 区域のうち 1 車線を有する道路に面する区域	65 デシベル	55 デシベル
a 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域	70 デシベル	65 デシベル
b 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域および c 区域のうち車線を有する道路に面する区域	75 デシベル	70 デシベル

(注) 上表に掲げる区域のうち幹線交通を担う道路に近接する区域（2 車線以下の車線を有する道路の場合は、道路の敷地境界から 15m、2 車線を越える車線を有する道路の場合は、道路の敷地の境界線から 20m までの範囲をいう。）に係る限度は、上表にかかわらず、昼間において 75 デシベル、夜間においては 70 デシベルとする。

a 区域：騒音規制法に基づく第 1 種区域・第 2 種区域

(第 2 種区域にあっては、都市計画法による第 1 種・第 2 種低層住居専用地域、第 1 種・第 2 種中高層住居専用地域に限る)

b 区域：騒音規制法に基づく第 2 種区域（A 区域を除く）

c 区域：騒音規制法に基づく第 3 種区域・第 4 種区域（両区域とも工業専用地域を除く）

4 道路交通振動に係る要請限度

昭和 63 年北海道告示第 317 号

区域の区分	時間の区分	
	昼間（8~19 時）	夜間（19~8 時）
第 1 種区域	65 デシベル	60 デシベル
第 2 種区域	70 デシベル	65 デシベル

(注) 第 1 種区域： 昭和 63 年北海道告示第 317 号（振動規制法に基づく特定工場などにおいて発生する振動および特定建設作業に伴って発生する振動を規制する地域の指定。以下「指定告示」という。）により指定された第 1 種区域とする。

第 2 種区域： 指定告示により指定された第 2 種区域とする。

第3節 悪臭物質と規制基準

1 臭気強度に対応する特定悪臭物質濃度

(単位:ppm)

臭 气 强 度 臭気の強さ 特定悪臭物質	1 やっと感 知できる に お い	2 何のにおい であるか がわかる 弱いにおい	2.5	3 楽に感知 でき る に お い	3.5	4 強 い におい	5 強烈な におい
アンモニア	0.1	0.6	1	2	5	10	40
メチルメルカブタン	0.0001	0.0007	0.002	0.004	0.01	0.03	0.2
硫化水素	0.0005	0.006	0.02	0.06	0.2	0.7	8
硫化メチル	0.0001	0.002	0.01	0.05	0.2	0.8	20
二硫化メチル	0.0003	0.003	0.009	0.03	0.1	0.3	3
トリメチルアミン	0.0001	0.001	0.005	0.02	0.07	0.2	3
アセトアルデヒド	0.002	0.01	0.05	0.1	0.5	1	10
プロピオンアルデヒド	0.002	0.02	0.05	0.1	0.5	1	10
ノルマルブチルアルデヒド	0.0003	0.003	0.009	0.03	0.08	0.3	2
イソブチルアルデヒド	0.0009	0.008	0.02	0.07	0.2	0.6	5
ノルマルバニルアルデヒド	0.0007	0.004	0.009	0.02	0.05	0.1	0.6
イソバニルアルデヒド	0.0002	0.001	0.003	0.006	0.01	0.03	0.2
イソブタノール	0.01	0.2	0.9	4	20	70	1,000
酢酸エチル	0.3	1	3	7	20	40	200
メチルイソブチルケトン	0.2	0.7	1	3	6	10	50
トルエン	0.9	5	10	30	60	100	700
スチレン	0.03	0.2	0.4	0.8	2	4	20
キシレン	0.1	0.5	1	2	5	10	50
プロピオン酸	0.002	0.01	0.03	0.07	0.2	0.4	2
ノルマル酪酸	0.00007	0.0004	0.001	0.002	0.006	0.02	0.09
ノルマル吉草酸	0.0001	0.0005	0.0009	0.002	0.004	0.008	0.04
イソ吉草酸	0.00005	0.0004	0.001	0.004	0.01	0.03	0.3

(注) 太線内は法の規制基準の範囲、臭気強度 2.5 は本市の規制基準を示している。

2 北海道の官能試験法による悪臭対策指導要綱による規制

北海道では、事業場から発生する悪臭により周辺の生活環境が損なわれている際の行政指導の効果的な推進を図るため、昭和 59（1984）年に「北海道の官能試験法による悪臭対策指導要綱」を制定した。

この要綱では、官能試験法（悪臭の程度を人の嗅覚により判定する試験法）により求められる臭気指数を指導基準値としており、本市における指導基準値は下表に示すとおりとなっている。

■要綱に基づく指導基準値

区 分	指導基準値（臭気指数）
敷地境界	10
気体排出口	30

（注） 気体排出口とは、大気中に悪臭を排出している煙突、換気口などの排出口をいう。

第4節 公害防止協定

1 締結状況(37社と締結)

(令和7(2025)年3月31日現在)

事業者名	協定の種別			協定締結年月 (1977年)	締結事業者の業種
	7者	3者	2者		
北海道電力(株)苫東厚真発電所	○			昭和52年09月 (1977年)	電力
北海道石油共同備蓄(株)北海道事業所	○			昭和55年04月 (1980年)	原油備蓄
(独)石油天然ガス・金属鉱物資源機構	○			昭和56年10月 (1981年)	原油備蓄
いすゞエンジン製造北海道(株)	○			昭和57年06月 (1982年)	自動車用エンジン製造
苫東コールセンター(株)浜厚真事業所	○			昭和58年07月 (1983年)	石炭取扱い
(株)サニックスエナジー苫小牧発電所	○			平成13年04月 (2001年)	電力
アイシン北海道(株)	○			平成18年07月 (2006年)	自動車用部品製造
(株)北海道ダイキアルミ苫小牧工場	○			平成19年09月 (2007年)	アルミニウム二次地金製造
合同酒精(株)苫小牧工場	○			平成20年03月 (2008年)	アルコール製造
(株)ダイナックス苫小牧地区工場	○			平成29年04月 (2017年)	自動車・船舶など部品製造
		○		令和6年2月 (2023年)	
苫東バイオマス発電合同会社	○			令和4年7月 (2022年)	電力
北海道パワーエンジニアリング(株)苫小牧共同火力発電所		○		昭和51年03月 (1976年)	電力
北海道電力(株)苫小牧発電所		○		昭和51年03月 (1976年)	電力
王子製紙(株)苫小牧工場		○		昭和51年03月 (1976年)	紙・パルプ製造
日本製紙(株)白老工場勇払		○		昭和51年03月 (1976年)	紙・パルプ・セルロースパウダー製造
出光興産(株)北海道製油所		○		昭和51年03月 (1976年)	石油精製
JX 金属苫小牧ケミカル(株)苫小牧工場		○		昭和51年03月 (1976年)	産業廃棄物処理
清水鋼鐵(株)苫小牧製鋼所		○		昭和51年03月 (1976年)	鋼材など製造
		○		平成21年06月 (2009年)	

事業者名	協定の種別			協定締結年月	締結事業者の業種
	7者	3者	2者		
北海道曹達(株)苫小牧工場		○		昭和51年03月 (1976年)	液体苛性ソーダ等製造
(株)イワクラ苫小牧臨海工場		○		昭和63年07月 (1988年)	パーティクルボード製造
			○	昭和55年11月 (1980年)	
トヨタ自動車北海道(株)		○		平成03年05月 (1991年)	自動車用部品製造
王子ネピア(株)苫小牧工場		○		平成06年05月 (1944年)	紙製造
石油資源開発(株)LNG プラント		○		平成19年07月 (2007年)	液化天然ガス製造
(株)鈴木商会 EZOECO 事業本部 MUC アルミリファイン		○		平成20年05月 (2008年)	アルミニウム二次地金製造
豊通スメルティングテクノロジー(株)		○		平成20年07月 (2008年)	溶融アルミニウム製造
苫小牧バイオマス発電(株)		○		平成27年01月 (2015年)	電力
勇払エネルギーセンター合同会社		○		令和元年10月 (2019年)	電力
北海道石灰化工(株)苫小牧工場		○		昭和53年01月 (1978年)	生石灰・消石灰製造
岩倉化学工業(株)		○		昭和56年05月 (1981年)	ホルマリン・接着剤製造
大成産業(株)苫小牧工場		○		昭和57年07月 (1982年)	木材加工品製造
(株)トマウェーブ苫小牧工場		○		平成09年04月 (1997年)	肥料製造・廃棄物処理
DIC 北日本ポリマ(株)北海道工場		○		平成10年09月 (1998年)	合成樹脂製造
日本軽金属(株)苫小牧製造所		○		平成14年04月 (2002年)	アルミニウム製品製造
新酸素化学(株)苫小牧工場		○		平成15年06月 (2003年)	過酸化水素水製造
光生アルミ北海道(株)		○		平成20年12月 (2008年)	アルミニウム製品製造
中部飼料(株)北海道工場		○		令和5年11月 (2023年)	飼料製造
(株)トウチュウ北海道工場		○		令和7年3月 (2024年)	鋳型用再生砂製造

2 協定値

（1）7者協定（事業者と北海道・苫小牧市・千歳市・安平町・厚真町・むかわ町が締結）

① 大気に係る協定値

（令和7（2025）年3月31日現在）

事業者名		硫黄酸化物 (m ³ N/h)	窒素酸化物 (m ³ N/h)	ばいじん (kg/h)	塩化水素 (kg/h)	ダイオキシン類 (ng-TEQ/m ³ N)
北海道電力(株) 苫東厚真発電所	1号機	152	184	39	—	—
	2号機	251	318	94	—	—
	4号機	103	106	22	—	—
いすゞエンジン製造北海道(株)		—	3.2	1.0	—	—
(株)サニックスエナジー 苫小牧発電所	1号機	9.0	38.3	7.65	79.5	0.1
	2号機	9.0	38.3	7.65	79.5	0.1
アイシン北海道(株)		—	10.3	5.5	—	—
(株)北海道ダイキ アルミ苫小牧工場	溶解炉	0.27	0.14	0.18	—	0.9
	回転炉	0.43	0.18	1.00	—	0.9
	5t 溶解炉	0.36	0.15	0.12	—	0.9
合同酒精(株)苫小牧工場		3.87	1.90	0.72	—	—
苫東バイオマス発電合同会社		22.4	36.2	40.3	—	—

（注） 大気協定値で示す「m³N」は、温度が0℃であって、圧力が1気圧の状況における量に換算した量。

② 水質に係る協定値

(令和7(2025)年3月31日現在)

事業者名	排水量 (m ³ /日)	pH	BOD (mg/L)		COD (mg/L)		SS (mg/L)		n-ヘキサン 抽出物質 (mg/L)	
			最大	日間平均	最大	日間平均	最大	日間平均	最大	日間平均
北海道電力(株) 苫東厚真発電所	4,100 (1,2,4号機合計)	6.0~ 8.0	—	—	17	—	17	—	1	—
北海道石油共同備蓄(株)北海道事業所	—	—	—	—	20	15	20	15	2	1
(独)石油天然ガス 金属鉱物資源機構	—	—	—	—	20	15	20	15	2	1
いすゞエンジン 製造北海道(株)	300~600 m ³ /日	6.0~ 8.0	25	20	25	20	25	20	5	4
苫東コールセンター(株) 浜厚真事業所	300m ³ /日 以下	6.0~ 8.0	60	50	60	50	60	50	5	4
サニックスエナジー 苫小牧発電所	254	5.8~ 8.6	—	—	30	—	25	—	1	—
アイシン北海道(株)	500	5.8~ 8.6	25	20	25	20	25	20	3	2
合同酒精(株) 苫小牧工場	9,573	5.0~ 9.0	—	—	20	—	30	—	10(植物) 3(鉱物)	—

事業者名	排水量 (m ³ /日)	pH	BOD (mg/L)		SS (mg/L)		n-ヘキサン 抽出物質 (mg/L)		大腸菌 群数 (個/cm ³)	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸および硝酸化合物 (mg/L)
			最大	日間平均	最大	日間平均	最大	日間平均		
(株)ダイナックス 苫小牧地区工場	4,000	5.8~ 8.6	80	70	80	70	5	—	3,000	10

(2) 3者協定 (事業者と北海道・苫小牧市が締結)

① 大気に係る協定値

(令和7(2025)年3月31日現在)

事業者名		硫黄酸化物 (m ³ N/h)	窒素酸化物 (m ³ N/h)	ばいじん (kg/h)	塩化水素 (kg/h)	ダイオキシン類 (ng-TEQ/m ³ N)
北海道パワーエンジニアリング(株) 苫小牧共同火力発電所	年平均排出量	290	88	11	—	—
	日平均排出量	415	125	15	—	—
北海道電力(株)苫小牧発電所	年平均排出量	170	110	10	—	—
	日平均排出量	215	138	13	—	—
王子製紙(株)苫小牧工場	年平均排出量	420	270	90	—	—
	日平均排出量	470	300	100	—	—
	1号スラッジ ボイラー	—	—	—	17	1.0
	6号ボイラー	—	—	—	330	0.1
出光興産(株)北海道製油所	年平均排出量	306	160	45	—	—
	日平均排出量	340	167	50	—	—
JX 金属苫小牧ケミカル(株) 苫小牧工場	年平均排出量	2.0	7.0	2.0	—	—
	日平均排出量	3.0	8.0	3.0	—	—
清水鋼鐵(株)苫小牧製鋼所	年平均排出量	1.7	1.3	2.0	—	—
	日平均排出量	2.0	1.5	2.5	—	—
北海道曹達(株)苫小牧工場	年平均排出量	1.61	4.85	1.94	—	—
	日平均排出量	1.62	4.96	1.96	—	—
	3号ボイラー	—	—	—	3.34	5

事業者名		硫黄酸化物 (m ³ N/h)	窒素酸化物 (m ³ N/h)	ばいじん (kg/h)	塩化水素 (kg/h)	ダイオキシン類 (ng-TEQ/m ³ N)
(株)イワクラ 苫小牧臨海工場	年平均排出量	1.2	5.2	7.8	—	—
	日平均排出量	1.7	8.1	13.0	—	—
トヨタ自動車北海道(株)	年平均排出量	15.3	22.7	19.7	—	—
	日平均排出量	25.1	29.7	28.5	—	—
王子ネピア(株)苫小牧工場	年平均排出量	—	7.1	2.4	—	—
	日平均排出量	—	7.1	2.4	—	—
石油資源開発(株) LNG プラント	年平均排出量	—	8.92	—	—	—
	日平均排出量	—	9.32	—	—	—
(株)鈴木商会 EZOECO 事業本部 MUC アルミリファイン	年平均排出量	1.42	1.46	6.26	—	—
	日平均排出量	反射炉	0.65	0.69	2.58	—
		3t回転炉	0.35	0.34	2.04	—
		5t回転炉	0.42	0.43	1.64	—
	日平均排出量	—	0.90	2.5	—	—
豊通スメルティング テクノロジー(株) 北海道工場	日平均排出量	No.1溶解保持炉	—	0.29	0.12	—
		No.2溶解保持炉	—	0.29	0.12	—
		No.3溶解保持炉	—	0.29	0.12	—
		集塵機	—	—	2.1	—
	年平均排出量	—	6.6	7.5	—	—
苫小牧バイオマス発電(株)	日平均排出量	—	7.1	8.2	—	—
	年平均排出量	—	68.0	46.0	—	—
勇払エネルギーセンター 合同会社	日平均排出量	—	85.0	51.0	—	—

② 水質に係る協定値

(令和7(2025)年3月31日現在)

事業者名	排水量 (千m ³ /日)	pH	COD (mg/L)			SS (mg/L)		n-ヘキサン 抽出物質 (mg/L)
			最大	日間平均	汚泥負荷量 (kg/日)	最大	日間平均	
北海道パワー エンジニアリング(株)	港内 1.9 太平洋 1.0	5.0~9.0 5.0~9.0	20 20	10 17	19 .17	20 20	15 17	5 5
王子製紙(株) 苫小牧工場	434	5.0~9.0	160	120	52,080	90	70	—
日本製紙(株) 白老工場勇払	118.0	5.0~9.0	160	100	11,800	90	60	—
出光興産(株) 北海道製油所	602.5	5.0~9.0	10	8	4,820	20	12	5
JX 金属苫小牧 ケミカル(株)	4	5.0~9.0	30	22	90	25	18	1.2
北海道曹達(株) 苫小牧工場	7.23	5.0~9.0	7	5	37	17	10	5
トヨタ自動車 北海道(株)	3	6.0~8.0	25	20	60	25	20	4
王子ネピア(株) 苫小牧工場	18	5.0~9.0	160	120	2,160	70	50	—

(3) 2者協定 (事業者と苫小牧市が締結)

① 大気に係る協定値

(令和7(2025)年3月31日現在)

事業者名		硫黄酸化物	窒素酸化物	ばいじん	ダイオキシン類 (ng-TEQ/m ³ N)
北海道石灰化工(株) 苫小牧工場	年間排出量	—	7,930 m ³ N/年	3,500 kg/年	—
	1時間値 メルツ炉	—	1.67 m ³ N/時	4.39 kg/時	—
	コマ炉	—	0.27 m ³ N/時	0.50 kg/時	—
大成産業(株) 苫小牧工場	年間排出量	—	1,600 m ³ N/年	12,500 kg/年	—
	1時間値	—	2.04 m ³ N/時	2.91 kg/時	—
(株)トマウェーブ 苫小牧工場	年間排出量	10,005 Nm ³ /年	6,641 m ³ N/年	8,516 kg/年	—
	1時間値	3.51 Nm ³ /時	2.11 m ³ N/時	2.70 kg/時	—
新酸素化学(株) 苫小牧工場	年間排出量	—	10,400 m ³ N/年	—	—
	1時間値	—	1.28 m ³ N/時	—	—
光生アルミニウム 北海道(株)	年間排出量	—	2,580 m ³ N/年	7,570 kg/年	—
	1時間値 2t溶解炉	—	0.40 m ³ N/時	1.19 kg/時	0.90
	1t溶解炉	—	0.31 m ³ N/時	0.56 kg/時	0.90
中部飼料(株) 北海道工場	年間排出量	—	4,223 m ³ N/年	20,526 kg/年	—
	1時間値	—	0.48 m ³ N/時	2.34 kg/時	—
(株)ダイナックス 苫小牧地区工場	年間排出量	—	29,025 m ³ N/年	23.1 t/年	—
	1時間値	—	3.36 m ³ N/時	2.67 kg/時	—
(株)トウチュウ 北海道工場	年間排出量	2,524 m ³ N/年	1,366 m ³ N/年	19,315 kg/時	—
	1時間値	0.54 m ³ N/年	0.29 m ³ N/年	4.17 kg/時	—

② 水質に係る協定値

(令和7(2025)年3月31日現在)

事業者名	排水量 (m ³ /日)	pH	BOD (mg/L)	COD (mg/L)	SS (mg/L)	n-ヘキサン 抽出物質 (mg/L)	フェノール類 (mg/L)	大腸菌数 (個/cm ³)
(株)イワクラ 苫小牧臨海工場	354	5.0~9.0	—	10	05	—	—	800
岩倉化学工業(株)	1,072	5.0~9.0	—	5	5	5	—	800
DIC 北日本ポリマ(株) 北海道工場	776	5.0~9.0	—	25	15	5	1	800
日本軽金属(株) 苫小牧製造所	9,000	5.0~9.0	—	20	30	5	—	800
清水鋼鐵(株) 苫小牧製鋼所	380	5.0~9.0	—	20	30	5	—	—

第7章 環境行政年表

苫小牧市環境白書
第7章 環境行政年表

年	月	日	内 容	市	道	国
昭和 37 (1962)			総務部庶務課に安全都市推進協議会事務局を設置	○		
昭和 38 (1963)	1		市内 5 か所で降下はいじん量を測定	○		
	9		市内 10 か所で二酸化鉛法による亜硫酸ガスの測定	○		
昭和 42 (1967)	8	3	公害対策基本法公布			○
昭和 43 (1968)	6	10	大気汚染防止法及び騒音規制法公布			○
昭和 44 (1969)	4	1	苫小牧市公害対策審議会条例公布及び施行	○		
	6		苫小牧市公害対策審議会発足	○		
	7		人口 10 万人となる	○		
	10		北海道公害防止条例の制定		○	
	12		騒音規制法の地域指定を受ける			○
昭和 45 (1970)	4		公害係が企画部防災課に新設される	○		
	6	1	苫小牧市公害防止施設整備促進要綱の策定	○		
	10		ハマナス・ハスカップの保護対策開始	○		
	12	25	水質汚濁防止法公布			○
	12	25	廃棄物処理法公布			○
昭和 46 (1971)	6	1	悪臭防止法公布			○
	7		機構改革により市民部公害課となる	○		
	10	21	北海道公害防止条例改正(全部)			○
昭和 47 (1972)	3	1	苫小牧市公害防止条例公布	○		
	3		航空機騒音測定開始	○		
	4	1	苫小牧幌内川に関する水質汚濁環境基準の類型指定告示			○
	5	30	悪臭防止法施行令、施行規則公布			○
	7		北海道知事より苫小牧市住民に公害監視委員委嘱			○
昭和 48 (1973)	3		北海道苫小牧公害防止センター設置	○		
	3	15	苫小牧川、苫小牧海域水質汚濁に係る環境基準の類型指定告示	○		
	5		昭和 48 年大気汚染健康調査実施	○		
	6		機構改革により環境部が新設され環境保全課、公害課の二課となる	○		
	6		第 1 回環境週間行事実施	○	○	○
	8		自動車騒音測定開始	○		
	10	5	公害健康被害補償法公布			○
	11		人間環境都市宣言	○		
	12		環境部に自然保護課が新設される	○		
昭和 49 (1974)	4	1	苫小牧地域の騒音に係る環境基準の地域類型指定告示			○
	6	11	苫小牧市自然環境保全条例公布	○		
	6	11	昭和 49 年度大気汚染健康調査実施	○		
	7	1	悪臭防止法の地域指定告示			○
	7		苫小牧市自然環境保全審議会発足	○		
	7		苫小牧市地域植生等調査実施	○		
	12		「苫小牧地域公害防止計画」閣議決定			○
昭和 50 (1975)	3	31	航空機騒音に係る環境基準の地域指定告示			○
	4	15	大気汚染防止法による硫黄酸化物の排出規制 K 値 = 6.42 に改正			○
	6		昭和 50 年度大気汚染健康調査実施	○		
	8		苫小牧市地域将来予測等自然環境調査開始	○		
	9		苫小牧市自然保護監視委員委嘱	○		
昭和 51 (1976)	3	1	北海道大気汚染緊急時対策実施要綱に基づく苫小牧市に係る大気汚染緊急時対策実施要領施行		○	

苫小牧市環境白書
第7章 環境行政年表

年	月	日	内 容	市	道	国
昭和 51 (1976)	3	10	勇払川旧古川及びトキサタマップ湿原自然環境保全地区指定公示	○		
	3	25	苫小牧地域公害防止計画に基づく公害防止 3 者協定締結(14 企業)	○	○	
	6	10	振動規制法の制定			○
	6		昭和 51 年度大気汚染健康調査実施	○		
	8		苫小牧東港区現地着工	○		
	9		苫小牧市航空機騒音対策協議会設置	○		
	9		苫小牧市自然保護監視員委嘱	○		
	10		改正悪臭防止法施行令施行(二硫化メチル等 3 物質の規則追加)			○
	8		樽前ガロ一環境調査	○		
	9	13	樽前大沼獣銃禁止区域設定告示		○	
昭和 52 (1977)	9	21	北海道電力(株)苫東厚真発電所公害防止 7 者協定締結	○	○	
	3	10	錦大沼鳥獣保護区設定告示			○
	3		振動規制法の地域指定告示			○
	4		苫小牧市自然環境保全基本方針決定	○		
	6		錦大沼公園環境調査	○		
	8		ウトナイ沼南東部環境調査	○		
	10	17	苫小牧市自然環境保全条例技術細目設定告示	○		
	12		白鳥生息実態調査	○		
	2		公害パトロールカーによる測定開始	○		
	3	18	「苫小牧地域公害防止計画」閣議決定			○
昭和 54 (1979)	4	10	樽前ガロ一自然環境保全地区指定告示	○		
	3		航空機騒音常時監視装置設置	○		
	4	1	北海道苫小牧地方環境監視センター設置		○	
	4	1	環境保全課と公害課が統合され公害対策課となる	○		
	4	1	北海道苫小牧公害防止センターの譲与を受け「苫小牧市公害防止センター」となる	○		
	4	1	市内 12か所の大気汚染測定期局テレメーターシステムによる常時監視	○		
	4	17	北海道石油共同備蓄(株)公害防止 7 者協定締結	○	○	
	4		人口 15 万人となる	○		
	6		錦大沼公園周辺湖沼群植生等調査	○		
	8		美々川流域底生動物調査	○		
昭和 55 (1980)	9	20	沼ノ端拓勇樹林自然環境保全地区指定告示	○		
	10		苫小牧東港に第一船が入港	○		
	5	22	岩倉化学工業(株)公害防止 2 者協定締結	○		
	5		将来予測継続調査観測点植生調査	○		
	5		トキサタマップ湿原自然環境保全地区植生調査(第 1 年次)	○		
	6		樽前地区(樽前大沼周辺)植生等調査	○		
	7	20	別々川、樽前川、覚生川、錦多峰川、小糸魚川、有珠川、安平川、勇払川及び厚真川の水質汚濁に係る環境基準の類型指定を受ける		○	
	7	20	苫小牧海域の水質汚濁に係る環境基準の類型指定告示		○	
	10	1	苫小牧東部石油備蓄(株)公害防止 7 者協定締結	○	○	
昭和 57 (1982)	3	4	美々川の水質汚濁に係る環境基準の類型指定告示	○		
	3	24	ウトナイ鳥獣保護区特別保護区設定告示(環境庁長官) (期間 1982.3.31~1991.10.31)			○
	3	25	振動規制法指定地域の一部変更			○
	5		原生植物実態調査(樽前、錦岡地区)	○		
	5		トキサタマップ湿原自然環境保全地区植生調査(第 2 年次)	○		
	5		樽前地区(トキト沼周辺)植生等調査	○		
	6	1	いすゞ自動車(株)北海道工場公害防止 7 者協定締結	○	○	
	6	7	第 10 回環境週間記念植樹会(於 勇払川旧古川自然環境保全地区)	○		
	7	5	大成産業(株)苫小牧工場公害防止 2 者協定締結	○		

苫小牧市環境白書
第7章 環境行政年表

年	月	日	内 容	市	道	国
昭和 58 (1983)	3	31	騒音規制法及び振動規制法の指定地域の一部変更			○
	7	11	苫東コールセンター(株)浜厚真事業所公害防止7者協定締結	○	○	
	11		環境部と衛生部を統合して環境衛生部、公害対策課と自然保護課自然保護係を統合して環境課とし、「苫小牧市公害防止センター」を「苫小牧市環境監視センター」に改称	○		
昭和 59 (1984)	4	1	大気汚染防止法に基づく政令市の指定を受ける			○
	4	18	ウトナイ沼自然環境調査(第1年次)	○		
	9	21	「苫小牧地域公害防止計画」地域指定除外を閣議決定			○
昭和 60 (1985)	5	10	ウトナイ沼自然環境調査(第2年次)	○		
	9	10	大気汚染防止法施行令及び同法施行規則の一部改正 (小型ボイラーの排出規制の制定)			○
昭和 62 (1987)	2	27	「苫小牧地域公害防止推進計画」の作成 (計画期間:1986~1990 年度)	○	○	
昭和 63 (1988)	2	1	大気汚染防止法施行令及び同法施行規則の一部改正 (ガスタービン・ディーゼル機関の排出規制の制定)			○
	7	15	(株)イワクラ苫小牧臨海工場公害防止3者協定締結	○	○	
平成元 (1989)	1	1	産業廃棄物の処理に係る指導指針策定			○
	1		パンケナイ川上流部森林調査	○		
	4		ウトナイ沼南東部自然環境調査	○		
平成 2 (1990)	2	1	苫小牧ゴルフ場開発に関する指導要綱の施行	○		
	4		改正悪臭防止法施行令施行(プロピオン酸等4物質の規制追加)			○
	6	15	ウトナイ沼南東部砂丘自然環境保全地区指定告示	○		
	9	23	苫小牧市の鳥「ハクチョウ」制定	○		
平成 3 (1991)	5	1	ゴルフ場の水質保全に関する運用方針作成	○		
	5	20	トヨタ自動車北海道(株)公害防止3者協定締結	○	○	
	10	31	国設ウトナイ湖鳥獣保護特別保護地区指定(更新)告示 (期間:1991.11.1~2011.9.30)			○
	11	1	ウトナイ湖ラムサール条約登録湿地指定告示			○
	12	1	産業廃棄物最終処分場設置に関する指導指針策定	○		
	12	12	ウトナイ湖ラムサール条約湿地に登録			条約常設委員会
平成 4 (1992)	2	28	「苫小牧地域公害防止推進計画」策定 (計画期間 1991~1995 年度)	○	○	
	4	10	機構改革により環境課が環境監視センターと自然保護課の二課となる	○		
	5		気候変動枠組条約採択			気候変動枠組条約
	9	4	産業廃棄物の処理に係る指導指針改正			○
	11	6	第2回ラムサール条約登録湿地関係市町村会議開催 (宮城県若柳町、築館町、迫町)			関係市町村
	12	22	「スパイクタイヤ粉じんの発生の防止に関する法律」に基づく地域指定を受ける(1993.3.1 施行)			○
平成 5 (1993)	5	1	産業廃棄物最終処分場設置に関する指導指針の改正 (2000.1.1 廃止)	○		
	7	30	(株)越村アルミ工業所苫小牧工場公害防止2者協定締結	○		
	11	19	環境基本法公布・施行			○
平成 6 (1994)	3		気候変動枠組条約発効			気候変動枠組条約
	4	1	改正悪臭防止法施行令施行 (トルエン等10物質の規制)			○
	5	19	木クシー(株)苫小牧工場公害防止3者協定締結	○	○	
平成 7 (1995)	2	21	沼ノ端拓勇樹林地区自然環境保全地区指定告示	○		
	4	1	改正悪臭防止法施行令施行(排出水に含まれる悪臭物質の規制基準の設定方法を定める)			○
	4	11	(1980年9月指定)沼ノ端拓勇樹林地区自然環境保全地区の指定解除	○		
	5	2	騒音規制法及び振動規制法に基づく規制地域の一部変更			○
	6	30	航空機騒音に係る環境基準のあてはめ地域一部変更			○
	10	18	第3回ラムサール条約登録湿地関係市町村会議開催(北海道浜頓別町)			関係市町村

苫小牧市環境白書
第7章 環境行政年表

年	月	日	内 容	市	道	国
平成 8 (1996)	4	1	産業廃棄物の処理に係る指導指針改正		○	
	4	30	騒音規制法及び振動規制法に基づく規制地域の一部変更			○
平成 9 (1997)	4		し尿処理手数料を下水道処理区域外 50 ℥ 244 円、処理区域内 50 ℥ 322 円とし、汚泥等処分手数料を 50 ℥ につき 170 円とした。	○		
	4	15	(株)トマウェーブ苫小牧工場公害防止 2 者協定締結	○		
	12	11	京都議定書採択			気候変動枠組条約
平成 10 (1998)	3	30	苫小牧市公害防止条例の一部改正(航空機騒音の追加)	○		
	4	1	行政組織の見直しとともに、保健衛生課衛生係と自然保護課を統合して環境生活課とし、環境監視センターを環境保全課に名称変更	○		
	6	17	産業廃棄物の処理に係る指導指針改正		○	
	9	30	北日本ディック(株)北海道工場公害防止 2 者協定締結	○		
	10	9	地球温暖化対策推進法公布			○
	10	23	第4回ラムサール条約登録湿地関係市町村会議開催(北海道苫小牧市)			関係市町村
平成 11 (1999)	4	1	騒音に係る環境基準の改正			○
	7	28	苫小牧市環境基本条例公布・施行	○		
	9	21	つた森山林銃猟禁止区域設定告示		○	
	12	22	第1回苫小牧市環境審議会開催(環境基本計画の策定諮問)	○		
平成 12 (2000)	1	1	産業廃棄物処理施設の設置等に関する指導指針策定	○		
	3	10	(仮称)苫小牧市環境基本計画を作る会会員募集	○		
	4	1	騒音規制法、騒音規制法施行令、騒音規制法施行規則の一部改正			○
	4	1	騒音規制法第 17 条第 1 項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める命令(要請限度)の改正			○
	6	2	苫小牧市環境を考える市民の会、会員に委嘱状交付	○		
	9	22	弁天沼鉛散弾規制地域設定告示		○	
平成 13 (2001)	4	1	まちづくり推進会議設置	○		
	4	1	一般環境大気「美沢・高丘測定局」の廃止	○		
	4	24	(株)サニックス苫小牧発電所公害防止 7 者協定締結	○	○	
	5	7	別々川・錦多峰川・幌内川の環境基準類型指定の改正告示		○	
	5	29	三市ヒグマ連絡協議会設置			関係市
	8	1	一般環境大気「糸井測定局」を「自動車排出ガス測定局」に変更	○		
平成 14 (2002)	4	1	日本軽金属(株)苫小牧製造所公害防止 2 者協定締結	○		
	4	2	樽前川、覚生川、小糸井川の環境基準類型指定の改正告示		○	
	4	18	ウトナイ湖「東アジア地域カンカモ類重要生息地ネットワーク」登録			国際湿地保全連合
	5		トキサタマップ湿原地区自然環境調査	○		
	6	17	ISO14001 認証取得に向け、市長が運用開始を宣言	○		
	7	28	ウトナイ湖野生鳥獣保護センターオープン			○
	12	20	ISO14001 認証登録	○		
平成 15 (2003)	1	27	苫小牧市グリーン購入推進方針制定	○		
	2	15	土壤汚染対策法の施行			○
	3	24	苫小牧市公共工事環境配慮指針制定	○		
	3	25	苫小牧市役所地球温暖化防止実行計画策定	○		
	3	31	苫小牧市環境基本計画策定	○		
	6	1	新酸素化学(株)苫小牧工場公害防止 2 者協定締結	○		
	7	1	騒音規制法及び振動規制法に基づく規制地域の一部変更			○
	7	27	環境教育推進法公布			○
平成 16 (2004)	4	1	苫小牧市環境基本計画推進会議発足	○		
	10	21	第6回ラムサール条約登録湿地関係市町村会議開催(新潟県新潟市)			関係市町村
平成 17 (2005)	2	16	京都議定書発効			気候変動枠組条約
	3	29	大気汚染常時監視データシステム更新	○		
	4	28	京都議定書目標達成計画閣議決定			○
	12	20	ISO14001 認証登録継続	○		

苫小牧市環境白書
第7章 環境行政年表

年	月	日	内 容	市	道	国
平成 18 (2006)	4		一般廃棄物収集運搬業許可等申請手数料等の改正	○		
	7	5	アイシン北海道(株)公害防止7者協定締結	○	○	
	11	6	ウトナイ湖「東アジア地域ガンカモ類重要生息地ネットワーク」から、「東アジア・オーストラリアフライウェイパートナーシップ(渡り性水鳥保全連携協力事業)」へ移行	9カ国政府を始め、国際機関等 16主体		
平成 19 (2007)	3	26	053大作戦実施本部設立総会	○		
	3	28	京都議定書目標達成計画改訂			○
	3	29	苫小牧市廃棄物減量等推進審議会 答申書	○		
	3	30	苫小牧市資源物分別拡大基本計画策定	○		
	7	11	エスケイ産業(株)勇払 LNG 製造所3者協定締結	○	○	
	9	4	(株)北海道ダイキアルミニ公害防止7者協定締結及び2者協定解除	○	○	
	12	1	航空機騒音テレメータシステム更新	○		
平成 20 (2008)	3		合同酒精(株)苫小牧工場7者協定締結	○	○	
	3		苫小牧市役所地球温暖化防止実行計画改訂(第二期)	○		
	5	14	「環境にやさしいライフスタイルの確立に向けたレジ袋削減に関する協定」を3社と締結	○		
	5	19	(株)鈴木商会苫小牧工場と公害防止3者協定締結	○	○	
	6	30	「環境にやさしいライフスタイルの確立に向けたレジ袋削減に関する協定」を3社と締結	○		
	7	10	(株)北海道スメリテイクノロジー苫小牧工場と公害防止3者協定締結	○	○	
	9		苫小牧市公害防止マニュアル作成	○		
	12	12	ISO14001認証登録継続	○		
	12	25	光生アルミニ北海道(株)と公害防止2者協定締結	○		
平成 21 (2009)	2		苫小牧市環境基本計画一部改訂	○		
	2		苫小牧市地球温暖化対策地域推進計画策定	○		
	2	20	(株)木の繊維苫小牧工場と公害防止2者協定締結	○		
	3	31	北海道地球温暖化防止対策条例公布		○	
	4	19	e c o ライフ大作戦～053ステージ2～キックオフイベント開催	○		
	6	1	清水鋼鐵(株)苫小牧製鋼所と公害防止2者協定締結	○		
平成 22 (2010)	3		苫小牧市一般廃棄物処理基本計画策定	○		
	4	20	「苫小牧 CCS 促進協議会」設立	○		
	8	5	第8回ラムサール条約登録湿地関係市町村会議(滋賀県高島市)	○		
	8	23	(株)ダイナックス苫小牧地区工場と公害防止2者協定締結	○		
	10	31	ISO14001認証登録返上	○		
平成 23 (2011)	3	28	苫小牧市廃棄物減量等推進審議会 答申「家庭ごみの有料化について」	○		
	4		苫小牧市役所工コオフィスプラン策定	○		
	6		「ごみ減量とリサイクル推進に対する基本的な考え方」取りまとめ	○		
	11	7	市内空間放射線量率の測定を開始	○		
	11		家庭ごみ有料化実施計画策定	○		
	11		紙類資源化実施計画策定	○		
	12		ウトナイ湖ラムサール条約登録湿地20周年	○		
平成 24 (2012)	2	24	苫小牧市廃棄物の処理及び清掃に関する条例改正案可決(家庭ごみ有料化)	○		
	3	28	053大作戦～ステージ3～イベント開催	○		
	3	30	地域の自主性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(第2次一括法)の施行に伴う苫小牧市告示	○		
	4		使用済み小型電子機器拠点回収開始	○		
	4		電動生ごみ処理機貸出制度開始	○		
	4		浄化槽設置費補助制度開始	○		
	4	14	053大作戦～ステージ3～オープニングイベント開催	○		
	7	28	ウトナイ湖野生鳥獣保護センター開設10周年	○		
	12	14	苫小牧市廃棄物の処理及び清掃に関する条例改正案可決(埋立焼却処分手数料改定)	○		

苫小牧市環境白書
第7章 環境行政年表

年	月	日	内 容	市	道	国
平成 25 (2013)	2	1	大気汚染沼ノ端公園測定局で微小粒子状物質（PM2.5）の測定を開始	○		
	2		苫小牧市第2次環境基本計画策定	○		
	2		苫小牧市地球温暖化対策地域推進計画を改訂（中間見直し）	○		
	3	31	大気汚染測定局5地点（錦岡、花園、矢代、旭、ウトナイ）廃止	○		
	4		し尿・雑排水等処理施設の運転管理民間委託	○		
	4	17	日本郵便㈱苫小牧郵便局と廃棄物の不法投棄撲滅に関する協定締結	○		
	6		第7期分別収集計画策定	○		
	6	30	053大作戦～ステージ3～ファイナルイベント開催	○		
	7	1	家庭系一般廃棄物有料化開始	○		
	7	1	事業系一般廃棄物有料化開始	○		
	7	1	大型ごみ処理手数料の料金改定	○		
	7	1	市内全域の紙類の資源物収集開始	○		
	7	1	蛍光管の拠点回収開始	○		
	7	1	せん定枝の資源物収集開始	○		
	8	9	北海道電力㈱苫小牧支店と廃棄物の不法投棄撲滅に関する協定締結	○		
	10	7	苫小牧市環境保全課廻移転(旭町→字沼ノ端)	○		
平成 26 (2014)	2	1	大気汚染常時監視測定局に市役所前(自動車排ガス局)を追加・測定開始	○		
	3	25	別々川、樽前川、覚生川、錦多峰川、小糸魚川、苫小牧川(有珠川含む)、幌内川、美々川、勇払川の水生生物の保全に係る環境基準の類型指定を受ける		○	
	5	13	日本CCS調査㈱と公害防止3者協定締結	○	○	
	9		不法投棄防止監視カメラの設置開始			
平成 27 (2015)	1	6	苫小牧バイオマス発電㈱と公害防止3者協定締結	○	○	
	4	4	053大作戦～ステージ4～オープニングイベント開催	○		
	4		環境美化活動助成金制度開始	○		
	4		第2期苫小牧市役所エコオフィスプラン策定	○		
平成 28 (2016)	3		一般廃棄物処理基本計画改定	○		
	3	27	053大作戦～ステージ4～ファイナルイベント開催	○		
	3		ぽい捨てによる空き缶等の散乱の防止に関する条例及び同条例規則一部改正	○		
	3	31	「環境にやさしいライフスタイルの確立に向けたレジ袋削減に関する協定」を1社と締結	○		
	4		転入者向けごみ分別相談会開始			
	6		第8期分別収集計画策定	○		
	7		資源物中間処理委託業務開始	○		
	7		家庭ごみの戸別収集試行開始	○		
平成 29 (2017)	3		「苫小牧市資源化センター」廃止	○		
	4	7	(㈱)ダイナックス苫小牧地区工場と公害防止7者協定締結及び2者協定解除	○	○	
	4		資源物中間処理の民間委託	○		
平成 30 (2018)	3		苫小牧市第3次環境基本計画策定(苫小牧市地球温暖化対策地域推進計画を統合)	○		
	4	1	大気汚染防止法の一部改正、水銀の排出規制を追加			○
	4	1	糸井清掃センター休炉	○		
	9	7	北海道胆振東部地震の発生に伴う市内災害ごみの受け入れ開始	○		
	9	14	北海道胆振東部地震の発生に伴う安平町・厚真町災害ごみの受け入れ開始	○		
	9	28	北海道胆振東部地震の発生に伴う市内災害ごみの受け入れ終了	○		
	10	1	有害ごみ及び資源物(缶・びん)の回収方法の変更及びおむつ類の無料回収開始	○		
平成 31 (2019)	1	8	北海道胆振東部地震の発生に伴う安平町・厚真町災害ごみの受け入れ終了	○		
	3	31	家庭ごみの戸別収集試行終了	○		
	4	1	糸井清掃センター廃炉	○		

苫小牧市環境白書
第7章 環境行政年表

年	月	日	内 容	市	道	国
令和 1 (2019)	10	30	勇払工エネルギーセンター合同会社と公害防止3者協定締結	○	○	
令和 2 (2020)	1	23	日本CCS株と公害防止3者協定解除	○	○	
	4	1	第3期苫小牧市役所エコオフィスプラン策定	○		
	4	1	053大作戦～ステージ5～開始	○		
	4	1	航空機騒音常時監視測定局に糸井局を追加・測定開始	○		
	9	16	「苫小牧CCS促進協議会」を「苫小牧CCUS・カーボンリサイクル促進協議会」へ改組	○		
	10	1	ごみ分別アプリ「053City」の配信	○		
	10	1	沼ノ端第2埋立処分場供用開始	○		
令和 3 (2021)	3		一般廃棄物処理基本計画改定	○		
	3	28	053大作戦～ステージ5～ファイナルイベント開催	○		
	4	1	大気汚染防止法の一部改正 アスベスト（石綿）の規制強化			○
	4	1	ネーミングライツ導入により、愛称が「JFEリサイクルプラザ苫小牧」となる	○		
	8	24	苫小牧市ゼロカーボンシティ宣言	○		
	10	14	「苫小牧CCUS・カーボンリサイクル促進協議会」に「苫小牧水素エネルギープロジェクト会議」を併合し、「苫小牧CCUS・ゼロカーボン推進協議会」へ改組	○		
令和 4 (2022)	1	14	ゼロカーボンシティの実現に向けたタスクフォース設置	○		
	3		苫小牧市再生可能エネルギー基本戦略策定	○		
	4	1	騒音規制法及び振動規制法に基づく規制地域の変更	○		
	4	1	改正大気汚染防止法一部施行 一定規模要件の解体等工事において石綿事前調査結果提出の義務化			○
	7	7	苫東バイオマス発電合同会社と3者協定締結	○	○	
令和 4 (2022)	10	1	水質汚濁に係る環境基準が「大腸菌群数」から「大腸菌数」へ変更			○
	10	1	大気汚染防止法施行規則一部改正 ボイラーに係る届出対象規模要件が変更			○
	10	1	苫小牧市公害防止条例施行規則一部改正 ボイラーに係る届出対象規模要件が変更	○		
	11	29	大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定 公益社団法人北海道産業資源循環協会日胆支部	○		
	11	30	ウッドファイバー株式会社と2者協定解除	○		
	12	12	一般廃棄物処理に係る相互支援等実施に関する協定 平取町外2町衛生組合	○		
	1		洋服等のリユース「ばくりっこ」（交換会）の開設	○		
令和 5 (2023)	2		苫小牧市災害廃棄物処理計画策定	○		
	3	31	苫小牧市第4次環境基本計画～第1期ゼロカーボン推進計画～策定	○		
	3	31	苫小牧市環境基本計画推進会議を苫小牧市環境審議会へ統合	○		
	4	1	第4期苫小牧市役所エコオフィスプラン策定	○		
	4	30	ゼロカーボン×ゼロごみ大作戦！～CO2CO2 いこう♪ 次世代のため に～キックオフイベント開催	○		
	10	1	改正大気汚染防止法一部施行 建築物に係る石綿事前調査結果について資格制度新設			○
	11	7	本市が第4回脱炭素先行地域（環境省）に選定	○		○
	11	9	クロム形態別測定法確立に伴う大気汚染常時監視事務処理基準改正			○
	11	17	中部飼料㈱北海道工場と公害防止2者協定締結	○		
	2	15	（株）ダイナックス苫小牧地区工場と公害防止2者協定締結	○		
令和 6 (2024)	4	1	機構改革に伴い環境保全課をゼロカーボン推進室に名称変更	○		
	3		一般廃棄物処理基本計画策定	○		
	3	19	（株）トウチュウ北海道工場と公害防止2者協定締結	○		
令和 7 (2025)	3	28	苫小牧市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例交付	○		

吉小牧市環境白書
第7章 環境行政年表

	3	30	ゼロカーボン×ゼロごみ大作戦！～CO2CO2 いこう♪ 次世代のため に～ファイナルイベント開催	○		
	3	30	ゼロカーボン×ゼロごみ大作戦！FINAL!開催	○		

第8章 条例・その他規則

苫小牧市環境基本条例

平成 11 年 7 月 28 日 条例第 16 号

目 次

前 文

第 1 章 総則(第 1 条－第 7 条)

第 2 章 環境の保全及び創造に関する基本的施策

第 1 節 基本方針及び環境基本計画(第 8 条・第 9 条)

第 2 節 環境の保全及び創造に関する施策等(第 10 条－第 23 条)

第 3 節 地球環境保全の推進(第 24 条)

第 3 章 苫小牧市環境審議会(第 25 条)

附 則

苫小牧市は、道央南部に位置し、四季を通じて比較的温暖で過ごしやすい地域であり、世界でも珍しい溶岩円頂丘がある樽前山とその山麓に広がる緑と清流や、渡り鳥の中継地として知られているウトナイ湖を有する勇払原野等の自然に恵まれている。

また、明治末期の製紙工場の立地を契機に工業都市として歩み始め、日本で初めての内陸掘込港と空港に近い利点を活かし、産業における拠点都市として北海道発展の一翼を担ってきた。

苫小牧市は、恵み豊かな自然を守り、育み、環境の保全と産業を両立させてきたまちとしての礎を次代に引き継ぐべく、「人間環境都市」を宣言し、今まで市民と郷土を大切にしたまちづくりを進めてきた。

しかしながら、生活様式の変化や事業活動の拡大に伴う環境への負荷が、身近な環境に様々な影響を及ぼし、私たちのまちのみならず、地球全体の環境をも脅かしつつある。

私たちは、今日、健康で文化的な生活に欠くことのできない良好な環境の恵みを享受する権利を有するとともに、こうした良好な環境を保全し、将来の市民へ引き継ぐ責務を負っている。

このため、すべての者が地球環境の中で生きるものの一員であるとの自覚を持ち、先人の知恵と歴史に学びながら、創意と工夫をこらし、相互の協調と環境の保全に関する活動への参加により、環境への負荷の少ないまちづくりを推進することが、私たちの使命である。

このような認識の下に、市民の総意として、人と自然が共生できる美しく住みよい苫小牧市の実現のため、この条例を制定する。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、良好な環境の保全(快適な環境の維持及び創造を含む。以下「環境の保全及び創造」という。)について、基本理念及び施策の基本となる事項を定めるとともに、市、事業者及び市民の責務を明らかにすることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものという。
- (2) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る 環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生じる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。)、土壤の汚染、騒音、振動、地盤の沈下(鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。)及び悪臭によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産及び人の生活に密接な関係のある動植物、その生育環境その他の自然環境を含む。以下同じ。)に係る被害が生じることをいう。

(基本理念)

第 3 条 環境の保全及び創造は、現在及び将来の市民が良好な環境の恵みを享受できるように適切に行わなければならない。

2 環境の保全及び創造は、市、事業者及び市民が、それぞれの責務を自覚し、自主的かつ積極的に、相互に協力し、及び連携して、環境の保全及び創造に関する活動が行われることにより、人と自然が共生し、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会が構築されるように推進されなければならない。

3 地球環境保全は、人類共通の課題であるとともに、市、事業者及び市民の課題であり、事業活動や日常生活において積極的に推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める環境の保全及び創造についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、実施する責務を有する。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生じる公害の防止又は自然環境の適正な保全に必要な措置を講じること等により、環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、事業者は、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(市民の責務)

第6条 市民は、基本理念にのっとり、日常生活に伴う環境への負荷の集積が環境の保全上の支障の一因であることを認識し、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(環境白書)

第7条 市長は、毎年、環境の状況、環境の保全及び創造に関して講じた施策等を明らかにした苫小牧市環境白書を作成し、公表しなければならない。

第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策

第1節 基本方針及び環境基本計画

(施策の基本方針)

第8条 市は、基本理念にのっとり、次に掲げる事項を基本方針として、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、実施するものとする。

(1) 市民の健康の保護、生活環境の保全及び自然環境の適正な保全がなされるように大気、水、土壤等を良好な状態に保持すること。

(2) 人と自然が共生する環境の保全及び創造のため、希少な野生動植物の保護その他生物の多様性の確保を図るとともに、森林、農地、水辺地等における多様な自然環境を保全すること。

(3) 潤い、安らぎ、ゆとり等の心の豊かさを感じられる快適な都市の形成を図るため、身近な自然との豊かな触れ合い等を推進すること。

(4) 廃棄物の減量、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用等を促進すること。

(環境基本計画)

第9条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全及び創造に関する基本的な計画(以下「環境基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全及び創造に関する長期的な施策の目標

(2) 環境の保全及び創造に関する施策の基本的事項

(3) 前各号に定めるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策の推進に必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、市民及び事業者の意見を反映させるために必要な措置を講じるとともに、苫小牧市環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、環境基本計画を策定したときは、速やかに環境基本計画を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

第2節 環境の保全及び創造に関する施策等

(環境影響評価の推進)

第10条 市は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業を行おうとする者が、自らあらかじめ、その事業の実施に係る環境への影響について調査、予測及び評価を行い、その結果に基づき、環境の保全について適正に配慮することができるよう必要な措置を講じるものとする。

(規制の措置)

第11条 市は、環境の保全及び創造上の支障を防止するため、公害の原因となる行為及び自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれのある行為等に関し必要な規制の措置を講じるものとする。

(経済的措置等)

第12条 市は、市民、事業者又はこれらの組織する民間の団体(以下「民間団体」という。)による環境への負荷の低減のための施設の

整備その他の環境の保全及び創造に関する活動が促進されるよう、助成その他の必要な措置を講じるように努めるものとする。

2 市は、環境への負荷の低減を図るため特に必要があるときは、市民又は事業者に適正な経済的負担を求める措置を講じるものとする。

(環境の保全及び創造に関する施設の整備等)

第13条 市は、下水道、廃棄物の公共的な処理施設、環境への負荷の低減に資する交通施設等の公共的施設の整備その他の環境の保全上の支障の防止に資する事業を推進するため、必要な措置を講じるものとする。

2 市は、公園、緑地その他の公共的施設の整備その他の自然環境の適正な整備及び健全な利用のための事業を推進するため、必要な措置を講じるものとする。

(資源の循環的な利用等の促進)

第14条 市は、環境への負荷の低減を図るため、市民及び事業者による廃棄物の減量、資源の循環的な利用及びエネルギーの有効利用が促進されるよう必要な措置を講じるものとする。

2 市は、環境への負荷の低減を図るため、市の施設の建設及び維持管理その他の事業の実施に当たっては、廃棄物の減量、資源の循環的な利用及びエネルギーの有効利用に努めるものとする。

(環境への負荷の低減に資する製品等の利用の促進)

第15条 市は、環境への負荷の低減に資する製品、原材料、役務等の利用が促進されるよう必要な措置を講じるものとする。

(環境への負荷の低減に関する協定の締結等)

第16条 市は、事業の実施に伴う環境への負荷の低減を図るため特に必要があるときは、環境への負荷の低減に関する協定の締結等必要な措置を講じるものとする。

(環境学習の推進)

第17条 市は、環境の保全及び創造について、市民及び事業者の理解を深め、これらの者による活動が促進されるよう、環境の保全及び創造に関する学習を推進するため必要な措置を講じるものとする。

(情報の提供)

第18条 市は、市民、事業者及び民間団体の環境の保全及び創造に関する活動の促進に資するため、環境の保全及び創造に関する情報を適切に提供するよう努めるものとする。

(情報の収集及び調査研究)

第19条 市は、環境の保全及び創造に関する情報の収集に努めるものとする。

2 市は、環境の保全及び創造に関する事項について必要な調査研究に努めるものとする。

(監視等の体制の整備)

第20条 市は、環境の状況を的確に把握するため、必要な監視、測定、検査等の体制の整備に努めるものとする。

(財政上の措置)

第21条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講じるように努めるものとする。

(施策の推進体制の整備)

第22条 市は、市の機関相互の緊密な連携及び施策の調整を図り、環境の保全及び創造に関する施策を推進するための体制を整備するものとする。

2 市は、環境の保全及び創造に関する活動を市民、事業者及び民間団体とともに推進するための体制を整備するよう努めるものとする。

(国及び他の地方公共団体との協力)

第23条 市は、環境の保全及び創造のために広域的な取組を必要とする施策については、国及び北海道その他の地方公共団体と協力して、その推進に努めるものとする。

第3節 地球環境保全の推進

(地球環境保全の推進)

第24条 市は、地球環境保全に資する施策を積極的に推進するものとする。

2 市は、国及び北海道その他の地方公共団体並びに市民、事業者及び民間団体と連携し、地球環境保全に関する国際協力の推進に努めるものとする。

第3章 苫小牧市環境審議会

(環境審議会)

第25条 市長の附属機関として、苫小牧市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

-
- 2 審議会は、市長の諮問に応じ、環境基本計画の策定及び変更並びに環境の保全及び創造に関する基本的事項について調査審議するほか、環境の保全及び創造に関し、市長に意見を述べることができる。
 - 3 審議会は、委員20人以内をもって組織する。
 - 4 委員は、環境の保全及び創造に関し、識見を有する者のうちから市長が委嘱する。
 - 5 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- (施行期日)
 - 1 この条例は、公布の日から施行する。
(苫小牧市公害対策審議会条例の廃止)
 - 2 苫小牧市公害対策審議会条例(昭和44年条例第6号)は、廃止する。
(苫小牧市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)
 - 3 苫小牧市特別職の職員の給与に関する条例(昭和29年条例第9号)の一部を次のように改正する。
(次のように略)
(苫小牧市公害防止条例の一部改正)
 - 4 苫小牧市公害防止条例(昭和47年条例第1号)の一部を次のように改正する。
(次のように略)

苫小牧市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例

令和6年3月28日 条例第10号

(目的)

第1条 この条例は、脱炭素社会の実現に向けて、苫小牧市の行政区域内における再生可能エネルギー発電設備の設置及び管理に関する必要な事項を定めることにより、豊かな自然環境及び市民の安全で安心な生活環境（以下「自然環境等」という。）の保全と地球温暖化防止対策となる再生可能エネルギー発電事業推進との調和を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 再生可能エネルギー発電設備 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）

第2条第3項に定める再生可能エネルギー源のうち太陽光又は風力を電気に変換する設備及びその附属設備をいう。

(2) 再生可能エネルギー発電事業 再生可能エネルギー発電設備の設置（設置するために行う樹木の伐採、土地の造成等による地形の変更を含む。）及び当該設備による発電を行う事業をいう。

(3) 事業区域 再生可能エネルギー発電事業の用に供する土地の区域をいう。

(4) 事業者 再生可能エネルギー発電事業を行う者をいう。

(5) 土地所有者等 事業区域に係る土地の所有者、占有者及び管理者をいう。

(6) 周辺関係者 再生可能エネルギー発電事業に伴って生活環境等に一定の影響を受けると認められる者をいう。

(市の責務)

第3条 市は、第1条の目的を達成するため、この条例の適正かつ円滑な運用を図るよう必要な措置を講じなければならない。

2 市（市が事業者の構成員となる場合を含む。）が行う再生可能エネルギー発電事業については、この条例の趣旨を尊重し、自然環境等の保全に努め、周辺関係者の理解を求める努力を怠ってはならない。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、再生可能エネルギー発電事業の実施に当たり、関係法令及びこの条例を遵守し、災害の防止、景観及び自然環境等への配慮を十分に行うとともに、周辺関係者と良好な関係を保つよう努めなければならない。

2 事業者は、地域と共生した再生可能エネルギー発電事業の実施を図るために必要な措置を講じなければならない。

3 事業者は、地域との共生に支障を生じさせないよう、再生可能エネルギー発電事業を実施する間、再生可能エネルギー発電設備及び事業区域内を常時安全かつ良好な状態に維持管理しなければならない。

(土地所有者等の責務)

第5条 土地所有者等は、再生可能エネルギー発電事業により、自然環境若しくは景観を損ない、又は災害若しくは生活環境への被害等が発生することのないよう、事業区域に係る土地を適正に管理しなければならない。

(市民の協力)

第6条 市民は、第1条の目的を達成するため、市が実施する施策及び第3条第1項に規定する必要な措置に協力するよう努めるものとする。

(適用を受ける事業)

第7条 次条から第17条までの規定は、再生可能エネルギー発電設備の出力の合計が10キロワット以上の再生可能エネルギー発電事業に適用する。ただし、建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1項に規定する建築物の屋根、屋上又は壁面に再生可能エネルギー発電設備を設置するものについては適用しない。

(禁止区域)

第8条 市長は、災害の防止、自然環境等の保全又は地域と共生した再生可能エネルギー発電事業の実施を図るため、特に必要と認められる区域を禁止区域として指定する。

2 事業者は、前項の規定により指定した区域を事業区域に含めてはならない。ただし、事業区域及びその周辺区域の状況等により明らかに支障がないと市長が判断した場合は、この限りでない。

(区域の指定)

第9条 前条の禁止区域は、次の各号に定める国有地又は公有地とする。

(1) 砂防法（明治30年法律第29号）第2条の規定により指定された砂防指定地

(2) 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項の規定により指定された地すべり防止区域

- (3) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により指定された急傾斜地崩壊危険区域
- (4) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により指定された土砂災害特別警戒区域
- (5) 自然公園法（昭和32年法律第161号）第21条第1項の規定により指定された特別保護地区及び自然公園法施行規則（昭和32年厚生省令第41号）第9条の12第1号に規定する第1種特別地域
- (6) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第1項の規定により指定された特別保護地区
- (7) 北海道自然環境等保全条例（昭和48年北海道条例第64号）第22条第1項の規定により指定された環境緑地保護地区、自然景観保護地区及び学術自然保護地区
- (8) 苫小牧市自然環境保全条例（昭和49年条例第12号）第7条第1項の規定により指定された自然環境保全地区
- (9) 森林法（昭和26年法律第249号）第25条及び第25条の2の規定により指定された保安林
- (10) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域（風力をエネルギー源とした再生可能エネルギー事業のうちブレードを設置する場合に限る。）
- (11) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める区域

（事前協議）

第10条 事業者は、第12条第1項又は第3項の届出をしようとするときは、あらかじめ規則で定めるところにより、再生可能エネルギー発電事業の実施に関する計画（以下「事業計画」という。）について市長と協議しなければならない。

2 市長は、前項の協議があったときは、事業者に対し、必要な指導又は助言をすることができる。

（周辺関係者への説明）

第11条 事業者は、前条第1項の協議が終了し、次条第1項の届出をしようとするときは、あらかじめ当該事業区域の周辺関係者に対し、説明会を開催する等事業計画の周知について必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、前項の周知を行うに当たっては、事業計画の内容について周辺関係者の理解が得られるよう努めなければならない。

3 事業者は、第1項の措置を行ったときは、規則で定めるところによりその結果を市長に届け出なければならない。

（届出）

第12条 事業者は、再生可能エネルギー発電事業を実施しようとする場合は、再生可能エネルギー発電設備の設置工事に着手する日の60日前までに、事業計画に前条の周知状況を記録した書類を添えて、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

2 事業計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 事業者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 設置工事の着手予定日及び完了予定日
- (3) 事業区域の所在地、面積及び事業完了時における土地の形状
- (4) 再生可能エネルギー発電設備の種別、規模及び発電出力
- (5) 再生可能エネルギー発電設備の維持管理計画（再生可能エネルギー発電事業の廃止後において行う措置を含む。）
- (6) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項及び市長が必要と認める事項

3 第1項に定める届出をした事業者は、当該届出に係る事業計画を変更しようとするときは、変更する日の60日前までに変更後の事業計画を、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

4 市長は、届出を受けた事業計画が他の市町村の区域の生活環境等に影響を及ぼすおそれがあると認めるときは、関係する市町村長及び行政機関の長に対し、その旨を通知し、意見を求めることができる。

（工事完了等の届出）

第13条 前条の届出をした事業者は、当該届出に係る再生可能エネルギー発電設備の設置工事が完了したとき又は当該工事を中止したときは、速やかに、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項に定める完了の報告があったときは、速やかに、第12条第1項及び第3項に規定する届出の内容に適合しているかどうかについて確認し、規則で定めるところにより、その結果を事業者に通知しなければならない。

（維持管理に関する報告）

第14条 事業者は、再生可能エネルギー発電設備の稼働状況、保守点検その他維持管理の実施状況について、規則で定めるところ

ろにより、市長に報告しなければならない。

(再生可能エネルギー発電事業の承継)

第15条 事業者から再生可能エネルギー発電事業の譲渡、相続、売買、合併又は分割によりその地位を承継した者は、承継した日から起算して14日以内に市長にその旨を届け出なければならない。

(廃止の届出)

第16条 事業者は、再生可能エネルギー発電事業を廃止しようとするときは、廃止しようとする日の30日前までに規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

2 事業者は、前項で届け出た再生可能エネルギー発電設備を廃止するときは、当該設備の解体、撤去、廃棄その他必要な措置を速やかに講じなければならない。

3 事業者は、前項の措置が完了したときは、完了した日から起算して30日以内に規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

(報告の徴収)

第17条 市長は、この条例の施行に関し必要があると認めるときは、事業者に対し、再生可能エネルギー発電事業に関する報告又は資料の提出を求めることができる。

(立入調査)

第18条 市長は、この条例の施行に関し必要な限度において、市の職員に事業者の事務所、事業所若しくは事業区域に立ち入り、必要な調査をさせ、又は関係者に質問させることができる。

2 前項の立入調査を行う市の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(指導、助言及び勧告)

第19条 市長は、必要があると認めるときは、事業者に対して、必要な措置を講じよう指導又は助言を行うことができる。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、事業者に対して、期限を定めて必要な措置を講じよう勧告することができる。

(1) 事業者が第4条の責務を怠り、事業区域外に被害を与えたとき又は被害を与えるおそれがあるとき。

(2) 事業者が第12条第1項又は第3項の届出を行わず、又は虚偽の届出等をしたとき。

(3) 事業者が第12条第1項又は第3項の届出をする前に設置工事に着手したとき。

(4) 事業者が第13条第1項の届出を行わず、又は虚偽の届出をしたとき。

(5) 事業者が第16条第1項若しくは第3項の届出を行わず、又は虚偽の届出をしたとき。

(6) 事業者が第17条の報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。

(7) 事業者が前条第1項の立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき、又は質問に答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

(8) 事業者が前項の指導又は助言に正当な理由なく従わなかったとき。

(命令)

第20条 市長は、前条第2項の勧告を受けた事業者が、正当な理由なく勧告に従わない場合は、当該事業者に対し、事業の中止を命じ、又は相当の期限を定めて、再生可能エネルギー発電設備の除去、事業区域の原状回復その他違反を是正するための必要な措置をとることを命じることができる。

(公表)

第21条 市長は、前条の命令をしたときは、当該事業者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）並びに当該命令の内容を公表することができる。

2 市長は、前項の公表を行う場合は、あらかじめ事業者に対してその理由を通知し意見を述べる機会を与えなければならない。

(委任)

第22条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の規定は、この条例の施行の日以後にその設置工事に着手する再生可能エネルギー発電事業について適用する。

3 前項の規定にかかわらず、第14条から第21条までの規定は、再生可能エネルギー発電設備を設置し、又は再生可能エネルギー

一発電設備の設置工事に着手した時期にかかわらず、第7条に該当する再生可能エネルギー発電事業の全ての事業者について適用する。

4 この条例の施行の際現に設置又は設置工事に着手している再生可能エネルギー発電設備がその増設若しくは更新をすることにより、第7条に該当することとなるときは、附則第2項の規定にかかわらず、この条例の規定を適用する。

5 第12条各項に規定する届出及びこれらに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、同条各項の規定の例により行うことができる。

苫小牧市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例施行規則

令和6年5月30日 規則第19号

(趣旨)

第1条 この規則は、苫小牧市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例（令和7年条例第10号。以下「条例」という。）の施行に關し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(禁止区域の指定)

第3条 条例第9条第11号に規定する区域は、別表に掲げる区域とする。

(事前協議)

第4条 条例第10条第1項の規定による協議は、再生可能エネルギー発電事業計画に係る事前協議書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて行うものとする。

- (1) 位置図
- (2) 事業区域図
- (3) 事業計画案に係る平面図
- (4) 事業区域内の土地の公図
- (5) 周辺関係者リスト
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(周辺関係者への説明)

第5条 条例第11条第1項の規定による周辺関係者への周知について、説明会を開催するときは、開催する日時及び場所を定め、開催の2週間前までに周辺関係者に通知しなければならない。

2 条例第11条第3項の規定による届出は、事前周知結果報告書（様式第2号）に、次に掲げる書類を添えて行うものとする。

- (1) 周知に使用し、又は配布した資料の写し
 - (2) 周知を行った地域の範囲を示した図面
 - (3) 周知のための説明会を開催した場合にあっては、次に掲げるもの
- ア 説明会の開催場所及び参加者数
- イ 説明会の議事録
- ウ 説明会を開催した状況を確認することができる写真
- エ 説明会に出席した周辺関係者の名簿の写し
- (4) 周辺関係者からの意見及び要望の内容並びにそれに対する事業者の対応方針
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(届出)

第6条 条例第12条第1項の規定による届出は、再生可能エネルギー発電事業届出書（様式第3号）に、次に掲げる書類を添えて行うものとする。

- (1) 事業計画書（様式第4号）
- (2) 事業区域等状況調書（様式第5号）
- (3) 位置図及び事業区域図
- (4) 現況平面図及び現況写真
- (5) 配置図（土地利用計画図）
- (6) 再生可能エネルギー発電設備の構造図
- (7) 維持管理に関する計画書（様式第6号）
- (8) 撤去及び処分に関する計画書（様式第7号）
- (9) 事業区域内の土地に係る登記事項証明書、賃貸借契約書その他の土地の権利関係が分かる書類の写し
- (10) 周辺関係者への周知状況を記録した書類
- (11) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定により届出書を受理したときは、その内容を確認し、再生可能エネルギー発電事業届出書受理書（様式第8号）を交付する。

3 条例第12条第3項の規定による変更の届出は、再生可能エネルギー発電事業変更届出書（様式第9号）に、第1項各号に掲げる書類のうち変更に係る書類を添えて行うものとする。ただし、次に掲げる軽微な変更については変更の届出を要しないものとする。

(1) 条例第12条第2項第2号に掲げる事項の変更。ただし、設置工事の着手予定日を、再生可能エネルギー発電事業届出書を提出した日から60日を経過する日より前の日に変更することはできないものとする。

(2) 条例第12条第2項第3号に掲げる事項の変更のうち、事業区域の面積を変更する行為であって、当該行為により事業区域の面積が変更前の事業区域の面積より減少する変更

(3) 前各号に掲げるもののほか、市長が認める変更

(工事完了の届出)

第7条 条例第13条第1項の規定による届出は、再生可能エネルギー発電設備設置工事完了（中止）届出書（様式第10号）に、工事の状況が分かる写真を添えて行うものとする。

2 条例第13条第2項の規定による通知は、再生可能エネルギー発電設備設置工事完了確認結果通知書（様式第11号）によるものとする。

(維持管理に関する報告)

第8条 条例第14条の規定による報告は毎年度行うこととし、再生可能エネルギー発電事業維持管理実施状況等報告書（様式第12号）に、再生可能エネルギー発電設備及び事業区域内の状況が確認できる写真を添えて、維持管理を行った年度の翌年度の5月末日までに行うものとする。

(再生可能エネルギー発電事業の承継)

第9条 条例第15条の規定による届出は、再生可能エネルギー発電事業承継届出書（様式第13号）により行うものとする。

(廃止の届出)

第10条 条例第16条第1項の規定による届出は、再生可能エネルギー発電事業廃止届出書（様式第14号）により行うものとする。

2 条例第16条第3項の規定による届出は、再生可能エネルギー発電事業廃止完了届出書（様式第15号）に次の書類を添えて、当該再生可能エネルギー事業の廃止が完了した日から30日以内に行うものとする。ただし、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則（平成24年経済産業省令第46号）第11条の規定による届出を行う事業者にあっては、当該届出が担当経済産業局に受理された日から30日以内に届け出るものとする。

(1) 再生可能エネルギー設備の撤去の状況が分かる写真

(2) 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則第11条の規定による届出を行う事業者にあっては、経済産業局に提出し、受理された「再生可能エネルギー発電事業廃止届出書」の写し

(3) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(身分証明書)

第11条 条例第18条第2項の身分を示す証明書は、身分証明書（様式第16号）によるものとする。

(指導、助言及び勧告)

第12条 条例第19条第1項の規定による指導又は助言は、指導・助言通知書（様式第17号）によるものとする。

2 条例第19条第2項の規定による勧告は、勧告書（様式第18号）によるものとする。

(命令)

第13条 条例第20条の規定による命令は、事業中止（是正措置）命令書（様式第19号）によるものとする。

(公表)

第14条 条例第21条第2項の規定による意見を述べる機会の付与は、意見を述べる機会の付与通知書（様式第20号）によるものとする。

2 事業者は、条例第21条第2項の規定により意見を述べようとするときは、公表に関する意見書（様式第21号）によるものとする。

(雑則)

第15条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和7年6月1日から施行する。

別表（第3条関係）

区域の名称	対象区域
禁止区域	(1) 特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約（ラムサール条約）第2条1の規定により指定された湿地の区域 (2) 林野庁保護林制度に基づく保護林 (3) 市長が特に必要と認める区域

※以下について、掲載割愛

様式第1号（第4条関係）、様式第2号（第5条関係）、様式第3号（第6条関係）、様式第4号（第6条関係）、様式第5号（第6条関係）、様式第6号（第6条関係）、様式第7号（第6条関係）、様式第8号（第6条関係）、様式第9号（第6条関係）、様式第10号（第7条関係）、様式第11号（第7条関係）、様式第12号（第8条関係）、様式第13号（第9条関係）、様式第14号（第10条関係）、様式第15号（第10条関係）、様式第16号（第11条関係）、様式第17号（第12条関係）、様式第18号（第12条関係）、様式第19号（第13条関係）、様式第20号（第14条関係）、様式第21号（第14条関係）、

苫小牧市廃棄物の処理及び清掃に関する条例

平成5年3月9日 条例第2号

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、廃棄物の排出を抑制し、再利用を促進とともに、廃棄物を適正に処理し、併せて生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図り、市民の健康で快適な生活を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)の例による。

(市民の責務)

第3条 市民は、廃棄物の排出を抑制し、再利用の可能な物の分別、不用品の活用、再生品の使用等により再利用を図り、その生じた廃棄物をなるべく自ら処分すること等により、廃棄物の減量に努めなければならない。

2 市民は、廃棄物の減量その他その適正な処理に関し市の施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、その事業系廃棄物(事業活動に伴って生じた廃棄物をいう。以下同じ。)を自らの責任において適正に処理しなければならない。

2 事業者は、廃棄物の発生を抑制し、再利用を促進すること等により、廃棄物の減量に努めなければならない。

3 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となった場合においてその適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。

4 事業者は、廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関し市の施策に協力しなければならない。

(市の責務)

第5条 市は、廃棄物の発生を抑制し、再利用を促進すること等により廃棄物の減量を推進するとともに、

廃棄物の適正な処理を図らなければならない。

2 市は、廃棄物の処理に関する事業の実施に当たっては、処理施設の整備及び作業方法の改善を図る等その能率的な運営に努めなければならない。

3 市は、再利用等による廃棄物の減量及び適正な処理に関する市民の自主的な活動を支援するよう努めなければならない。

4 市は、廃棄物の排出を抑制し、及びその適正な処理を確保するため、これらに関する市民及び事業者の意識の啓発を図るよう努めなければならない。

第2章 廃棄物の減量

(市民による廃棄物の減量)

第6条 市民は、使い捨て容器の使用等を自粛し、及び集団回収等の再利用を促進するための市民の自主的な活動に参加すること等により、廃棄物の減量及び資源の有効利用に努めなければならない。

(事業者による廃棄物の減量)

第7条 事業者は、再利用の可能な物の分別の徹底を図る等再利用を促進するために必要な措置を講じること等により、その事業系廃棄物を減量しなければならない。

2 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、再生資源及び再生品を利用するよう努めるとともに、製品の修理体制の確保等廃棄物の発生の抑制に必要な措置を講じるよう努めなければならない。

3 事業者は、その包装、容器等については、再利用の可能なものを使用し、及び過大又は過剰なものになることを抑制するよう努めるとともに、市民がその購入する商品の包装、容器等を不要とするときは、その回収等に努めなければならない。

(市長による廃棄物の減量)

第8条 市長は、廃棄物の処理施設での資源回収等を行うとともに、物品の調達に当たっては再生品を使用すること等により自ら廃棄物の減量に努めなければならない。

(減量計画作成の指示)

第9条 市長は、必要と認めるときは、多量の事業系一般廃棄物(事業系廃棄物のうち、産業廃棄物以外の廃棄物をいう。以下同じ。)を生じる事業者に対し、当該事業系一般廃棄物の減量に関する計画の作成を指示することができる。

2 前項の規定により指示を受けた事業者は、速やかに当該指示に係る計画を作成し、市長に提出しなければならない。

(指導又は助言)

第 10 条 市長は、廃棄物の減量を促進するため必要と認めるときは、市民及び事業者に対し、指導又は助言を行うことができる。

第3章 廃棄物の適正処理

第1節 適正処理困難物の抑制

(製品、容器等の開発等)

第 11 条 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となった場合に適正な処理が困難にならないような製品、容器等の開発を行うとともに、その製品、容器等に係る廃棄物の適正な処理の方法についての情報を提供するようにしなければならない。

(適正処理困難物の指定)

第 12 条 市長は、製品、容器等のうち、市の廃棄物の処理施設及び処理技術に照らし廃棄物となった場合においてその適正な処理が困難となる物(以下「適正処理困難物」という。)を指定することができる。

(適正処理困難物の回収等)

第 13 条 市長は、適正処理困難物の製造、加工、販売等を行う事業者に対し、その適正処理困難物の回収等に関し必要な協力を求めることができる。

2 市民は、前項の事業者が適正処理困難物を回収しようとするときは、これに協力しなければならない。

第2節 一般廃棄物の処理

(一般廃棄物処理計画)

第 14 条 市長は、一般廃棄物の処理に関する計画(以下「一般廃棄物処理計画」という。)を定め、その基本的事項を告示しなければならない。

2 前項の基本的事項に変更があったときは、その都度変更の内容を告示しなければならない。

(市長が処理する一般廃棄物)

第 15 条 市長は、一般廃棄物処理計画に従い、家庭廃棄物(一般家庭の日常生活に伴って生じた廃棄物をいう。以下同じ。)を収集し、運搬し、及び処分しなければならない。

2 市長は、家庭廃棄物の処理に支障がないと認めるときは、事業系一般廃棄物を収集し、運搬し、及び処分することができる。

3 市長は、前 2 項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる一般廃棄物(し尿を除く。)については、特別な理由があると認める場合を除き、収集及び運搬を行わないものとする。

(1) 事業系一般廃棄物(次号及び第 3 号に掲げる一般廃棄物を除く。)

(2) 净化槽(浄化槽法(昭和 58 年法律第 43 号)第 2 条第 1 号に規定する浄化槽をいう。以下同じ。)に係る汚泥

(3) 汚水

4 前項第 1 号に掲げる事業系一般廃棄物については、市の設置する廃棄物の処理施設に搬入しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。この場合において、市長は、廃棄物の適正な処理を確保するため必要があるときは、条件を付することができる。

5 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の承認をしないことができる。

(1) 第 20 条第 1 項の受入基準に適合しないと認めるとき。

(2) 事業者自ら処分することが適当であると認めるとき。

(3) その他廃棄物の適正な処理を確保するため適当でないと認めるとき。

(一般廃棄物の処理に関する協力義務)

第 16 条 土地又は建物の占有者(占有者がない場合は、管理者とする。以下「占有者等」という。)は、自ら処分しない一般廃棄物については、一般廃棄物処理計画に従い、その一般廃棄物を分別し、各別の容器等に収納して所定の収集場所に持ち出す等市長が行う一般廃棄物の処理に協力しなければならない。

2 占有者等は、前項の一般廃棄物の排出に当たっては、一般廃棄物が飛散し、流出し、及びその悪臭が発散しない方法により行い、収集場所の清潔の保持に努めなければならない。

3 占有者等は、一般廃棄物の収集場所の設置等に関し、市長に協力するよう努めなければならない。

(排出禁止)

第 17 条 占有者等は、市長が行う一般廃棄物の収集に際して、第 15 条第 3 項の規定により市長が収集及び運搬を行わない一般廃棄物のほか、次の各号に掲げる一般廃棄物を排出してはならない。

(1) 特別管理一般廃棄物

(2) 毒性、感染性、爆発性、引火性のある物等危険性のある物又は著しく悪臭を発する物

(3) 適正処理困難物

(4) 前3号に掲げるもののほか、一般廃棄物の処理施設の機能に支障が生じる物

2 占有者等は、前項各号に掲げる一般廃棄物を処分しようとするときは、市長の指示に従わなければならない。

(事業系一般廃棄物の自己処理の基準等)

第18条 事業者は、その事業系一般廃棄物を自ら処理するときは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号。以下「令」という。)第3条又は第4条の2に定める基準に従わなければならない。

2 事業者は、その事業系一般廃棄物の処理に当たっては、再生、破碎等の処理を行うことにより、その減量を図らなければならない。

(事業系一般廃棄物の運搬場所等の指示)

第19条 市長は、必要と認めるときは、事業者に対し、その事業系一般廃棄物を運搬すべき場所及びその運搬の方法等を指示することができる。

(一般廃棄物の受入基準)

第20条 一般廃棄物を市が設置する廃棄物の処理施設に運搬する者は、規則で定める一般廃棄物の受入基準に従わなければならない。

2 市長は、前項の者が同項の受入基準に従わないときは、その一般廃棄物の受入れを拒否することができる。

第3節 産業廃棄物の処理

(産業廃棄物の処理)

第21条 市長は、一般廃棄物の処理に支障がないと認めるときは、一般廃棄物と併せて処理することができる産業廃棄物等で規則で定めるものの処分を行うことができる。

(準用)

第22条 第15条4項及び第5項、第19条並びに第20条の規定は、産業廃棄物の処理、受入等について準用する。

第4節 手数料等

(廃棄物の処理に関する手数料等)

第23条 市長は、別表1左欄に掲げる廃棄物の処理をするときは、廃棄物の処理の区分に応じそれぞれ同表右欄に定める手数料又は費用を徴収する。

2 市長は、災害その他特別の事情があると認めるときは、前項の手数料又は費用の全部又は一部を免除することができる。

3 第1項の手数料及び費用の徴収方法は、規則で定める。

(一般廃棄物処理業許可申請等手数料)

第24条 別表2左欄に掲げる許可等の申請をする者は、当該申請の際に、許可等の区分に応じそれぞれに同表右欄に定める手数料を納入しなければならない。

2 既納の手数料は還付しない。

第4章 生活環境影響調査書の縦覧等

(縦覧等の対象となる一般廃棄物処理施設)

第24条の2 法第9条の3第2項(同条第8項において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定による生活環境影響調査書(同条第1項に規定する調査の結果を記載した書類をいう。以下同じ。)の公衆への縦覧及び意見書(同条第2項に規定する意見書をいう。以下同じ。)を提出する機会の付与の対象となる一般廃棄物処理施設は、令第5条第1項に規定するごみ処理施設のうち焼却施設及び同条第2項に規定する一般廃棄物の最終処分場とする。

(縦覧の告示)

第24条の3 市長は、法第9条の3第2項の規定により生活環境影響調査書を公衆の縦覧に供しようとするときは、次に掲げる事項を告示しなければならない。

(1) 縦覧の場所及び期間

(2) 法第8条第2項第2号から第5号までに掲げる事項

(3) 意見書を提出することができる旨並びにその提出先及び提出期限

(縦覧の場所及び期間)

第24条の4 前条第1号の縦覧の場所は、一般廃棄物処理施設の設置に関する事務を主管する組織のある事務所その他市長が必要と認める場所とする。

2 前条第1号の縦覧の期間は、前条の規定による告示の日から1月間とする。

(意見書の提出先及び提出期限)

第24条の5 第24条の3第3号の意見書の提出先は、前条第1項に規定する事務所とする。

2 第24条の3第3号の意見書の提出期限は、前条第2項の規定による縦覧の期間が満了する日の翌日から起算して2週間を経過する日までとする。

第5章 清潔の保持等

(土地及び建物の清潔の保持)

第25条 占有者等は、その土地又は建物の清潔を保つように努めなければならない。

2 占有者等は、市長が定める計画に従い、大掃除を実施しなければならない。

(公共の場所の清潔の保持等)

第26条 何人も、公園、広場、道路、河川、港湾、キャンプ場その他の公共の場所に紙くず、空き缶、吸殻その他の廃棄物を捨て、又はその飼育する動物のふんを放置すること等により当該公共の場所を汚してはならない。

2 前項に規定する公共の場所の管理者は、その管理する場所の清潔を保つよう努めるとともに、生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

3 土木工事、建築工事その他の工事に伴って土砂、廃材等を生じさせる者は、土砂、廃材等を適正に管理して、第1項に規定する公共の場所に土砂、廃材等が飛散し、及び流出しないようにしなければならない。

第6章 廃棄物減量等推進審議会

(廃棄物減量等推進審議会)

第27条 法第5条の7の規定に基づき苫小牧市廃棄物減量等推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、委員20人以内で組織する。

3 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験者

(2) 民間諸団体の代表者

(3) 前2項に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

4 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

5 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 前各号に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第7章 雜則

(報告)

第28条 市長は、法第18条に規定するもののほか、この条例の施行に必要な限度において、占有者等その他の関係者に対し、廃棄物の処理に関して必要な報告を求めることができる。

(立入検査)

第29条 市長は、法第19条第1項に規定するもののほか、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、必要と認める場所に立ち入り、廃棄物の処理に関して帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

(清掃指導員)

第30条 市長は、法第19条第1項及び前条の規定による立入検査並びにこの条例に定める事項の指導を行わせるため、市職員のうちから清掃指導員を任命する。

2 清掃指導員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人から請求があったときはこれを提示しなければならない。

(委託)

第31条 市長は、この条例に規定する廃棄物の処理に関する業務の一部を委託することができる。

(委任)

第32条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、規則で定める日(平成5年6月1日)から施行する。

2 この条例による改正後の苫小牧市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第23条及び別表1の規定中埋立焼却処分手数料及び産業廃棄物処分費用に関する部分は、この条例の施行の日以後の搬入(市長が収集し、及び運搬する事業系一般廃棄物については、当該収集及び運搬に係る申込み。以下同じ。)に係る事業系一般廃棄物又は産業廃棄物の処分について適用し、同日前の搬

入に係る事業系一般廃棄物又は産業廃棄物の処分については、なお、従前の例による。

(苫小牧市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

3 苫小牧市特別職の職員の給与に関する条例(昭和 29 年条例第 9 号)の一部を次のよう改正する。

(次のように略)

附 則 (平成 5 年 12 月 17 日条例第 27 号改正)

1 この条例は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

2 この条例による改正後の苫小牧市廃棄物の処理及び清掃に関する条例別表 1 の規定中し尿処理手数料及び汚泥等処分手数料に関する部分は、この条例の施行の日以後の申込みに係るし尿処理手数料及び同日以後の搬入に係る汚泥等処分手数料について適用し、同日前の申込みに係るし尿処理手数料及び同日前の搬入に係る汚泥等処分手数料については、なお、従前の例による。

附 則 (平成 7 年 12 月 27 日条例第 32 号改正)

1 この条例は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

2 この条例による改正後の苫小牧市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(以下「改正後の条例」という。)別表 1 の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の廃棄物の処理(収集及び運搬の場合は、収集の申込み。以下同じ。)に係る手数料及び費用について適用し、施行日前の廃棄物の処理に係る手数料及び費用については、なお、従前の例による。

3 改正後の条例別表 2 の規定は、施行日以後の一般廃棄物収集運搬業、一般廃棄物処分業又は浄化槽清掃業の許可及びその更新並びにこれらに係る許可証の再交付の申請(以下「一般廃棄物処理業の許可等の申請」という。)に係る手数料について適用し、施行日前の一般廃棄物処理業の許可等の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

附 則 (平成 9 年 3 月 31 日条例第 6 号改正)

1 この条例は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

2 この条例による改正後の苫小牧市廃棄物の処理及び清掃に関する条例別表 1 の規定中し尿処理手数料及び汚泥等処分手数料に関する部分は、この条例の施行の日以後の申込みに係るし尿の収集、運搬及び処分に係る手数料並びに同日以後の搬入に係る汚泥又は汚水の処分に係る手数料について適用し、同日前の申込みに係るし尿の収集、運搬及び処分に係る手数料並びに同日前の搬入に係る汚泥又は汚水の処分に係る手数料については、なお従前の例による。

附 則 (平成 10 年 12 月 21 日条例第 25 号改正)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 11 年 12 月 28 日条例改正第 21 号改正抄)

この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 12 年 3 月 27 日条例第 12 号改正)

この条例は、規則で定める日(平成 12 年 7 月 1 日)から施行する。

附 則 (平成 12 年 12 月 28 日条例第 38 号改正)

1 この条例は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

2 この条例による改正後の苫小牧市廃棄物の処理及び清掃に関する条例別表 1 の規定中埋立焼却処分手数料及び産業廃棄物処分費用に関する部分は、この条例の施行の日以後の搬入に係る一般廃棄物又は産業廃棄物の処分に係る手数料又は費用について適用し、同日前の搬入に係る一般廃棄物又は産業廃棄物の処分に係る手数料又は費用については、なお従前の例による。

附 則 (平成 13 年 9 月 28 日条例第 17 号改正)

1 この条例は、規則で定める日(平成 14 年 1 月 1 日)から施行する。

2 この条例による改正後の苫小牧市廃棄物の処理及び清掃に関する条例別表 1 (大型ごみの処理手数料に関する部分に限る。)の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の廃棄物の収集の申込みに係る手数料について適用する。

3 施行日前の申込みに係る廃棄物の収集及び運搬については、なお従前の例による。

附 則 (平成 15 年 9 月 30 日条例第 24 号改正)

この条例は、平成 15 年 12 月 1 日から施行する。ただし、第 27 条第 1 項の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 17 年 12 月 29 日条例第 37 号改正)

1 この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

2 この条例による改正後の苫小牧市廃棄物の処理及び清掃に関する条例別表 2 の規定は、この条例の施行の日以後の一般廃棄物収集運搬業、一般廃棄物処分業又は浄化槽清掃業の許可及びその更新並びにこれらに係る許可証の再交付の申請(以下「一般廃棄物処理業の許可等の申請」という。)に係る手数料について適用し、同日前の一般廃棄物処理業の許可等の申請に係る手数料

については、なお従前の例による。

附 則 (平成 20 年 9 月 30 日条例第 31 号改正)
(施行期日)

1 この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)
2 この条例による改正後の苫小牧市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(以下「改正後の条例」という。)別表 1 の規定中埋立焼却処分手数料及び産業廃棄物処分費用に関する部分は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の搬入に係る第 15 条第 3 項第 2 号に掲げる事業系一般廃棄物(し尿を除く。)又は大型ごみ(以下「事業系一般廃棄物等」という。)若しくは産業廃棄物の処分に係る手数料又は費用について適用し、施行日前の搬入に係る事業系一般廃棄物等又は産業廃棄物の処分に係る手数料又は費用については、なお従前の例による。

(平成 21 年度における埋立焼却処分手数料の特例)

3 施行日から平成 22 年 3 月 31 日までの間に搬入した事業系一般廃棄物等に係る改正後の条例別表 1 の規定の適用については、同表中「220 円」とあるのは、「160 円」とする。

附 則 (平成 24 年 3 月 4 日条例第 1 号改正)
1 この条例は、平成 25 年 7 月 1 日から施行する。

2 この条例による改正後の苫小牧市廃棄物の処理及び清掃に関する条例別表 1 の規定中大型ごみ処理手数料に関する部分は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の大型ごみの収集の申込みに係る手数料について適用し、施行日前の大型ごみ収集の申込みに係る手数料については、なお従前の例による。

附 則 (平成 24 年 12 月 20 日条例第 36 号改正)
1 この条例は、平成 25 年 7 月 1 日から施行する。
2 この条例による改正後の苫小牧市廃棄物の処理及び清掃に関する条例別表 1 の規定中埋立焼却処分手数料に関する部分は、この条例の施行の日以後の搬入に係る第 15 条第 3 項第 1 号に掲げる事業系一般廃棄物(し尿を除く。)又は大型ごみ(以下「事業系一般廃棄物等」という。)の処分に係る手数料について適用し、同日前の搬入に係る事業系一般廃棄物等の処分に係る手数料については、なお従前の例による。

別表 1(第 23 条関係)

廃棄物の処理の区分	手 数 料 等	
	種 別	金 額
燃やせるごみ及び燃やせないごみの収集、運搬及び処分	ごみ処理手数料	1 リットルにつき 2 円
大型ごみの収集、運搬及び処分	大型ごみ処理手数料	次の各号に掲げるものの区分に応じ、当該各号に定める額 (1) 最大の辺又は径が 100 センチメートル以下のもの 1 単位につき 300 円 (2) 前号のもの以外のもの 1 単位につき 600 円

し尿の収集、運搬及び処分	し尿処理手数料	次の各号に掲げる区域の区分に応じ、当該各号に定める額 (1) 下水道法(昭和33年法律第79号) 第2条第8号に規定する処理区域 50リットルにつき 322円 (2) 前号の区域以外の区域 50リットルにつき 244円
燃やせるごみ及び燃やせないごみ、第15条第3項第1号に掲げる事業系一般廃棄物(し尿を除く。)又は大型ごみの処分	埋立焼却処分手数料	10キログラムにつき 140円
浄化槽に係る汚泥又は汚水の処分	汚泥等処分手数料	50リットルにつき 170円
産業廃棄物の処分	産業廃棄物処分費用	市長が別に定める額

備考

- この表において、「燃やせるごみ及び燃やせないごみ」とは、家庭廃棄物のうち、し尿、大型ごみ、浄化槽に係る汚泥又は汚水及び資源物(アルミ缶、スチール缶、ペットボトルその他規則で定めるもの)を除いたものをいう。)
- この表において、「大型ごみ」とは、電気器具、家具等の家庭廃棄物で第17条第1項の規定により排出することができない一般廃棄物以外の耐久消費財その他の固体廃棄物(最大の辺又は径が規則で定める指定ごみ袋に収納することができない200センチメートル以下の固体廃棄物で重量が100キログラム未満のものに限る。)をいう。
- し尿処理手数料及び汚泥等処分手数料の額を計算する場合において、当該廃棄物が50リットル未満であるときは50リットルとし、50リットルを超える場合で50リットル未満の端数があるときはこれを切り捨てる。
- 埋立焼却処分手数料の額を計算する場合において、当該廃棄物が10キログラム未満であるときは10キログラムとし、10キログラムを超える場合で10キログラム未満の端数があるときはこれを10キログラムとする。
- この表において、「1単位」とは、形状、排出の常態等を考慮して規則で定める単位をいう。

別表2(第24条関係)

許可等の区分	手数料	
	種別	金額
法第7条の第1項の一般廃棄物収集運搬業の許可又は同条第2項の当該許可の更新	一般廃棄物収集運搬業許可等申請手数料	1件につき 10,000円
法第7条第6項の一般廃棄物処分業の許可又は同条第7項の当該許可の更新	一般廃棄物処分業許可等申請手数料	1件につき 10,000円
浄化槽法第35条第1項の浄化槽清掃業の許可	浄化槽清掃業許可申請手数料	1件につき 10,000円
一般廃棄物収集運搬業若しくは一般廃棄物処分業又は浄化槽清掃業に係る許可証の再交付	許可証再交付手数料	1件につき 5,000円

苫小牧市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則

平成5年5月10日 規則第21号

(趣旨)

第1条 この規則は、苫小牧市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(平成5年条例第2号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条 削除

(適正処理困難物の指定等の告示)

第3条 条例第12条の適正処理困難物を指定し、又はこれを解除したときは、その旨を告示するものとする。

第3条の2 削除

(廃棄物の搬入の承認)

第4条 条例第15条第4項の承認を受けようとする者は、あらかじめ廃棄物搬入承認申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定は、条例第21条の規定により処理することができる産業廃棄物等について準用する。

第5条 削除

(廃棄物の処理施設及び受入基準)

第6条 市が設置する廃棄物の処理施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 苫小牧市沼ノ端クリーンセンター 苫小牧市字沼ノ端2番地の25
- (2) 苫小牧市廃棄物埋立処分場 苫小牧市字柏原13番地
- (3) 苫小牧市西町下水道処理センター 苫小牧市元町3丁目5番3号

2 条例第20条の規定で定める廃棄物の受入基準は、別表のとおりとする。

(規則で定める産業廃棄物等)

第7条 条例第21条の規定で定める産業廃棄物等は、災害により発生した産業廃棄物等のうち次の各号に掲げるものとする。

- (1) 紙くず、木くず及び食品製造業において使用した動物又は植物に係る固形状の不要物
- (2) 金属くず
- (3) ガラスくず及び陶磁器くず
- (4) ゴムくず及び廃プラスチック類
- (5) 工作物の除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物(建築廃材を含む。)

(ごみ処理手数料の徴収)

第7条の2 ごみ処理手数料は、燃やせるごみ及び燃やせないごみを収集し、運搬し、及び処分しようとする際に、市長が定めるところにより徴収する。

2 市長は、ごみ処理手数料を納付した者に指定ごみ袋(様式第1号の2)を交付する。

(大型ごみ処理手数料の徴収)

第7条の3 大型ごみ処理手数料は、大型ごみを収集し、運搬し、及び処分しようとする際に、市長が定めるところにより徴収する。

2 市長は、大型ごみ処理手数料を納付した者に大型ごみ処理手数料シール(様式第1号の3)を交付する。

(廃棄物処分手数料等の徴収)

第8条 埋立焼却処分手数料及び汚泥等処分手数料並びに産業廃棄物処分費用(以下「廃棄物処分手数料等」という。)は、搬入の際に徴収するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者は、廃棄物処分手数料等後納承認申請書(様式第2号)により市長の承認を受けて、各月分の廃棄物処分手数料等をその翌月の20日までに納入することができる。

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第7条第1項の許可を受けた者
- (2) 国又は他の地方公共団体
- (3) その他市長が特に認める者

(条例別表1備考第1項の規則で定めるもの等)

第8条の2 条例別表1備考第1項の規則で定めるものは、プラスチック、紙類、びんその他市長が定めるものとする。

2 条例別表1備考第2項の規則で定める指定ごみ袋は、第7条の2第2項の指定ごみ袋とする。

3 条例別表1備考第5項の規則で定める1単位は、電気こたつ、布団、ゴルフ用具セット、スキー用具、テント、物干し台、物干しづ

おその他の形状、排出の常態等により 1 式、1 組等として取り扱うことが適當であると市長が認める物について、その形状、排出の常態等を考慮して市長が別に定めるところによるものとする。この場合において、収集、運搬及び処分に係る大型ごみが、1 単位とされた物の一部を構成する物であるとき、又は 1 単位とされた数量に満たないときであっても、これを 1 単位とみなす。

(手数料の免除)

第9条 条例第 23 条第 2 項の規定によるごみ処理手数料、大型ごみ処理手数料及び廃棄物処分手数料等の免除は、別に定める基準に該当する場合に行うものとする。

(生活環境影響調査書の縦覧に係る遵守事項)

第9条の2 条例第 24 条の2の生活環境影響調査書(以下「調査書」という。)を縦覧する者は、次に掲げる事項を守らなければならぬ。

- (1) 調査書を縦覧場所から持ち出さないこと。
- (2) 調査書を汚損し、若しくは損傷し、又は調査書に文字等を記載する等の行為をしないこと。
- (3) 他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (4) 係員の指示があった場合には、それに従うこと。

2 前項の規定に違反した者に対しては、その縦覧を中止させ、又は禁止することができる。

(意見書の記載事項)

第9条の3 条例第 24 条の2の意見書には、氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)、住所及び生活環境の保全上の見地からの意見を記載しなければならない。

(一般廃棄物収集運搬業及び処分業の許可等の申請)

第10条 法第 7 条第 1 項若しくは第 6 項の許可又は同条第 2 項若しくは第 7 項の許可の更新を受けようとする者は、一般廃棄物収集運搬業・処分業許可申請書(様式第 3 号)を提出しなければならない。

2 前項に規定する許可又は許可の更新をしたときは、一般廃棄物収集運搬業・処分業許可証(様式第 4 号)を交付するものとする。

(浄化槽清掃業の許可の申請)

第11条 浄化槽法(昭和 58 年法律第 43 号)第 35 条第 1 項の許可を受けようとする者は、浄化槽清掃業許可申請書(様式第 5 号)を市長に提出しなければならない。

2 前項に規定する許可の有効期間は、2 年間とする。

3 第 1 項に規定する許可をしたときは、浄化槽清掃業許可証(様式第 6 号)を交付するものとする。

(許可証の再交付)

第12条 一般廃棄物収集運搬業者、一般廃棄物処分業者及び浄化槽清掃業者は、第 10 条第 2 項又は前条第 3 項の規定により交付を受けた許可証を紛失し、又は破損したときは、速やかにその再交付を受けなければならない。

(廃棄物減量等推進審議会)

第13条 苫小牧市廃棄物減量等推進審議会(以下「審議会」という。)に会長及び副会長各 1 人を置き、委員の互選により選出する。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

第14条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決するものとし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第15条 前 2 条に規定するもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

(雑則)

第16条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 5 年 6 月 1 日から施行する。

(苫小牧市分課規則の一部改正)

2 苫小牧市分課規則(昭和 38 年規則第 18 号)の一部を次のように改正する。

(次のように略)

(苫小牧市会計規則の一部改正)

3 苫小牧市会計規則(昭和 39 年規則第 17 号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(苫小牧市し尿処理券規則の一部改正)

4 苫小牧市し尿処理券規則(昭和 39 年規則第 30 号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則(平成 6 年 3 月 10 日規則第 3 号改正)

この規則は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 10 年 3 月 30 日規則第 13 号改正)

この規則は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 10 年 12 月 21 日規則第 54 号改正)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 11 年 3 月 31 日規則第 14 号改正)

1 この規則は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

2 苫小牧市清掃センター規則(昭和 48 年規則第 24 号)は廃止する。

附 則(平成 12 年 1 月 19 日規則第 1 号改正)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 12 年 3 月 31 日規則第 6 号改正)

この規則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 12 年 6 月 29 日規則第 33 号改正)

この規則は、平成 12 年 7 月 1 日から施行する。

附 則(平成 12 年 12 月 28 日規則第 45 号改正)

この規則は、平成 13 年 1 月 6 日から施行する。

附 則(平成 13 年 12 月 28 日規則第 48 号改正)

この規則は、平成 14 年 1 月 1 日から施行する。

附 則(平成 15 年 11 月 14 日規則第 41 号改正)

この規則は、平成 15 年 12 月 1 日から施行する。

附 則(平成 17 年 4 月 1 日規則第 17 号改正)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 21 年 3 月 31 日規則第 12 号改正)

この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 25 年 3 月 31 日規則第 15 号改正)

1 この規則は、平成 25 年 7 月 1 日から施行する。

2 この規則の施行の際現に改正前の苫小牧市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則の規定に基づき交付されている大型ごみ処理手数料シールは、当分の間、使用することができる。

附 則(平成 31 年 3 月 29 日規則第 9 号改正)

この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和元年 12 月 13 日規則第 18 号改正)

この規則は、令和元年 12 月 14 日から施行する。

附 則(令和 2 年 3 月 31 日規則第 7 号改正抄)

1 この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 3 年 7 月 31 日規則第 16 号改正抄)

1 この規則は、令和 3 年 8 月 1 日から施行する。

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前のそれぞれの規則の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この規則による改正後のそれぞれの規則の様式によるものとみなす。

3 この規則の施行の際現に旧様式により作成されている用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

廃棄物の処理 施設	受入基準
苫小牧市沼ノ 端クリーンセンタ ー	<p>(1) 可燃性又は不燃性の一般廃棄物であること。</p> <p>(2) 可燃性の一般廃棄物については、次の基準に適合すること。</p> <p>ア 最長の辺又は径が 50 センチメートル以下であること。ただし、樹木の幹及び枝については、径が 12 センチメートル以下で長さが 50 センチメートル以下のものであること。</p> <p>イ <u>条例第 17 条第 1 項各号</u>に掲げる一般廃棄物が含まれていないこと。</p> <p>(3) 不燃性の一般廃棄物については、次の基準に適合すること。</p> <p>ア おおむね縦 2 メートル、横 1 メートル及び高さ 60 センチメートルの容器に収納できる形状であること。ただし、金属くずのうち次に掲げる形状のものについては、それぞれに掲げるものであること。</p> <p>(ア) 管状のもの 径が 5 センチメートル以下で長さが 2 メートル以下のもの</p> <p>(イ) 棒状のもの 径が 1 センチメートル以下で長さが 40 センチメートル以下のもの</p> <p>(ウ) 板状のもの 厚さが 1.6 ミリメートル以下で各辺の長さが 40 センチメートル以下のもの</p> <p>イ <u>条例第 17 条第 1 項各号</u>に掲げる一般廃棄物が含まれていないこと。</p> <p>ウ モーター又はコンプレッサーが除去されていない冷蔵庫又は洗濯機が含まれていないこと。</p> <p>エ スプリングが除去されていないマットレス、ソファ、ベットその他これらに類する物が含まれていないこと。</p>
苫小牧市廃棄 物埋立処分場	<p>(1) 不燃性の一般廃棄物であること。</p> <p>(2) 次に掲げる廃棄物のいずれかであること。</p> <p>ア 既に破碎されたもの。</p> <p>イ 破碎することが困難である等の理由により他の廃棄物の処理施設で処理することが適切でないもの。</p> <p>(3) 最大の辺又は径がおおむね 150 センチメートル以下であること</p> <p>(4) <u>条例第 17 条第 1 項各号</u>に掲げる一般廃棄物が含まれていないこと。</p>
苫小牧市西町 下水処理センタ ー	<p>次の各号に適合するし尿、汚泥(条例第 15 条第 3 項第 3 号の汚泥をいう。以下同じ。)又は汚水であること。</p> <p>(1) し尿と汚泥又は汚水とが分別されていること。</p> <p>(2) カドミウム等人の健康又は生活環境に係る被害を生じるおそれのある物質が含まれていないこと。</p>

苫小牧市一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格に関する条例

平成 24 年 12 月 20 日 条例第 37 号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。)第 21 条第 3 項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。

- (1) 技術士法(昭和 58 年法律第 25 号)第 2 条第 1 項に規定する技術士(化学部門、上下水道部門又は衛生工学部門に係る第 2 次試験に合格した者に限る。)
- (2) 技術士法第 2 条第 1 項に規定する技術士(前号に該当する者を除く。)であつて、1 年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの
- (3) 2 年以上法第 20 条に規定する環境衛生指導員の職にあつた者
- (4) 学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)に基づく大学(短期大学を除く。次号において同じ。)又は旧大学令(大正 7 年勅令第 388 号)に基づく大学の理学、薬学、工学若しくは農学の課程において衛生工学(旧大学令に基づく大学にあっては、土木工学。次号において同じ。)若しくは化学工学に関する科目を修めて卒業した後、2 年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (5) 学校教育法に基づく大学又は旧大学令に基づく大学の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学及び化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、3 年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (6) 学校教育法に基づく短期大学(同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。)若しくは高等専門学校又は旧専門学校令(明治 36 年勅令第 61 号)に基づく専門学校の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学(旧専門学校令に基づく専門学校にあっては、土木工学。次号において同じ。)若しくは化学工学に関する科目を修めて卒業した(同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。)後、4 年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (7) 学校教育法に基づく短期大学(同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。)若しくは高等専門学校又は旧専門学校令に基づく専門学校の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学及び化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した(同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。)後、5 年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (8) 学校教育法に基づく高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令(昭和 18 年勅令第 36 号)に基づく中等学校において土木科、化学科若しくはこれらに相当する学科を修めて卒業した後、6 年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (9) 学校教育法に基づく高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令に基づく中等学校において理学、工学、農学に関する科目若しくはこれらに相当する科目を修めて卒業した後、7 年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (10) 10 年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (11) 前各号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると市長が認める者

附 則

この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 31 年 3 月 27 日条例第 3 号改正)

この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

苫小牧市し尿処理券規則

昭和 39 年 9 月 21 日 規則第 30 号

(趣旨)

第 1 条 苫小牧市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(平成 5 年条例第 2 号。以下「条例」という。)第 23 条第 1 項及び別表 1 の規定によりし尿処理手数料(以下「手数料」という。)を徴収するために発行するし尿処理券(以下「処理券」という。)については、別に定めがあるものを除くほか、この規則の定めるところによる。

第 2 条 削除

(手数料の徴収方法)

第 3 条 手数料の徴収は、し尿の収集の際に条例別表 1 の規定による手数料の額に相当する処理券をもつて行う。ただし、処理券をあらかじめ購入することが困難な場合その他特別の事情があると市長が認めた場合は、この限りでない。

2 紙尿処理券の様式は第 1 号様式による。

(減免)

第 4 条 市長は、前条の規定にかかわらず、条例第 23 条第 2 項の規定に該当すると認める者に対しては、処理券に「減額」又は「無料」の表示をした減額処理券又は無料処理券を交付することがある。

(領収書の不発行)

第 5 条 処理券を売却したとき、又は処理券により納付した手数料については、領収書を発行しない。ただし、市長が必要と認めた場合は、この限りでない。

(無効の処理券)

第 6 条 次の各号の一に該当する処理券は、無効とする。

- (1) 著しく汚染又は損傷しているもの
- (2) 使用前に切取線を切り離したもの
- (3) その他正当な使用と認められないもの

(処理券の売りさばき)

第 7 条 処理券は、市の事務所又は市長の指定する売りさばき人(以下「売りさばき人」という。)において売りさばくものとする。

(売りさばき人の指定)

第 8 条 売りさばき人の指定を受けようとする者は、指定申請書(第 3 号様式)を提出し、市長の指定を受けなければならない。

(売りさばき人の表示)

第 9 条 前条の規定により売りさばき人の指定を受けた者は、標札(第 4 号様式)を公衆の見やすい場所に掲示しなければならない。

(処理券の交付)

第 10 条 処理券は、現金と引換に交付する。ただし、市長が特別の事情があると認めたときは、期限を定めて、後納払により交付することができる。

(売りさばき手数料)

第 11 条 売りさばき人に対しては、売りさばき手数料を交付する。

2 前項の売りさばき手数料の額は、前条の規定により納付した金額の 100 分の 7.7 に相当する額とする。この場合において、その額に 1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(売りさばき人の義務)

第 12 条 売りさばき人は、売りさばきに支障のないように処理券を常備しなければならない。

2 売りさばき人は、汚染又は損傷等のある処理券を売りさばき、又は譲渡してはならない。

(処理券の交換)

第 13 条 市長は、売りさばき人が買い受けた処理券であって、売りさばき人の責に帰すべき理由によらない汚染又は損傷等があると認めたときは、他の処理券と交換することができる。

2 前項の規定により、処理券の交換を受けようとする者は、交換申請書(第 5 号様式)を市長に提出しなければならない。

(処理券の買戻し)

第 14 条 売りさばき人又は市民に売り渡した処理券の買戻しは、行なわない。ただし、業務の廃止その他市長が止むを得ない事情があると認めたときは、この限りでない。

(売りさばき人の指定変更等)

第15条 売りさばき人において、次の各号の一に該当する理由が生じたときは、その理由の生じた日から30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 売りさばき人が死亡したため、相続人が継続して業務を行なうとき。
- (2) 業務を廃止し、又は中止せざるを得なくなったとき。
- (3) 売りさばき所の所在地を変更しようとするとき。

2 市長は、前項の規定に違反した者又は継続して業務を行なわせることが不適当な明らかな理由がある者に対しては、いつでもその指定を取り消すことができる。

(売りさばき人の指定等の告示)

第16条 市長は、第8条の規定により売りさばき人を指定したとき、又は前条の規定により売りさばき人に変更が生じ、若しくは指定を取り消したときは、その旨を告示するものとする。

(補則)

第17条 この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和42年3月7日規則第3号改正)

この規則は、公布の日から施行し、昭和41年4月1日から適用する。

附 則(昭和42年4月1日規則第10号改正)

この規則は、昭和42年4月1日から施行する。

附 則(昭和43年5月1日規則第24号改正)

この規則は、昭和43年6月1日から施行する。

附 則(昭和44年4月1日規則第15号改正)

1 この規則は、昭和44年4月1日から施行する。

2 個の規則の施行前に徴収し、又は徴収すべきであつたごみ処理手数料については、なお従前の例による。

3 この規則の施行前に購入したごみ処理券は、この規則の施行の日から昭和44年5月31日までの間は、次の各号に掲げる金額で市において買い戻すものとする。

(1) 売りさばき人が市から購入し、未だ売りさばいていないごみ処理券 券面記載金額に100分の95を乗じて得た金額

(2) 売りさばき人以外の者が売りさばき人から購入したごみ処理券 券面記載金額

4 前項の規定によりごみ処理券の買戻しを受けようとする者は、その旨を前項の期間中に市長に申し込まなければならない。

附 則(昭和46年7月1日規則第31号改正)

この規則は、公布の日から施行し、昭和46年6月1日から適用する。

附 則(昭和47年4月1日規則第3号改正)

この規則は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則(昭和49年3月25日規則第3号改正抄)

1 この規則は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則(昭和50年10月14日規則第43号改正)

1 この規則は、昭和50年10月15日から施行する。

2 この規則の施行の日前に売りさばき人が購入したし尿処理券で売りさばいていないものについては、昭和50年10月15日から同月31日までの間に限り、売りさばき人の請求に基づき、券面記載金額の100分の93を乗じて得た額により買戻すものとする。

附 則(昭和52年3月15日規則第4号改正)

1 この規則は、昭和52年4月1日から施行する。

2 個の規則の施行の日前に売りさばき人が購入したし尿処理券で売りさばいていないものについては、昭和52年4月1日から同月15日までの間に限り、売りさばき人の請求に基づき、券面記載金額に100分の93を乗じて得た額により買戻すものとする。

附 則(昭和57年7月10日規則第35号改正)

1 この規則は、昭和57年8月1日から施行する。

2 この規則の施行の日前に売りさばき人が購入したし尿処理券で売りさばいていないものについては、昭和57年8月2日から同月16日までの間に限り、売りさばき人の請求に基づき、券面記載金額に100分の93を乗じて得た額により買戻すものとする。

附 則(昭和59年3月8日規則第7号改正)

この規則は、昭和 59 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 61 年 3 月 28 日規則第 5 号改正)

1 個の規則は、昭和 61 年 4 月 1 日から施行する。

2 この規則の施行の日前に売りさばき人が購入したし尿処理券で売りさばいていないものについては、昭和 61 年 4 月 1 日から同月 15 日までの間に限り、売りさばき人の請求に基づき、券面記載金額に 100 分の 93 を乗じて得た額により買い戻すものとする。

附 則(平成元年 4 月 21 日規則第 19 号改正)

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正後の苫小牧市し尿処理券規則第 11 条第 2 項及び附則第 2 項の規定は、平成元年 4 月 1 日以後のし尿処理券の売りさばきに係る売りさばき手数料について適用し、同日前のし尿処理券の売りさばきに係る売りさばき手数料については、なお従前の例による。

附 則(平成 5 年 5 月 10 日規則第 21 号改正抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成 5 年 6 月 1 日から施行する。

附 則(平成 6 年 3 月 10 日規則第 4 号改正)

1 この規則は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

2 この規則の施行の申込みに係るし尿処理手数料の徴収については、この規則による改正後の苫小牧市し尿処理券規則第 1 号様式の規定にかかわらず、この規則による改正前の苫小牧市し尿処理券規則第 1 号様式によるし尿処理券によるものとする。

附 則(平成 9 年 3 月 31 日規則第 9 号改正)

1 この規則は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

2 この規則による改正後の苫小牧市し尿処理券規則(以下「改正後の規則」という。)第 11 条第 2 項の規定は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後のし尿処理券の売りさばきに係る売りさばき手数料について適用し、施行日前のし尿処理券の売りさばきに係る売りさばき手数料については、なお従前の例による。

3 施行日前の申込みに係るし尿処理手数料の徴収については、改正後の規則第 1 号様式の規定にかかわらず、この規則による改正前の苫小牧市し尿処理券規則第 1 号様式によるし尿処理券によるものとする。

附 則(平成 11 年 3 月 31 日規則第 13 号改正抄)

1 この規則は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 26 年 3 月 31 日規則第 7 号改正)

1 この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

2 この規則による改正後の苫小牧市し尿処理券規則第 11 条第 2 項の規定は、この規則の施行の日以後のし尿処理券の売りさばきに係る売りさばき手数料について適用し、同日前のし尿処理券の売りさばきに係る売りさばき手数料については、なお従前の例による。

苫小牧市ぽい捨てによる空き缶等の散乱の防止に関する条例

平成 10 年 7 月 7 日 条例第 17 号

(目的)

第1条 この条例は、ぽい捨てによる空き缶等の散乱の防止に関し、市、事業者、市民等及び土地所有者等の責務を明らかにするとともに、ぽい捨ての禁止及び空き缶等の回収等について定めることにより、清潔で美しい街づくりを推進し、快適な生活環境の保全と良好な都市環境の形成を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 空き缶等 飲料等を収納していた缶、瓶その他の容器又はたばこの吸い殻、チューインガムのかみかす、紙くずその他これらに類するものをいう。

(2) ぽい捨て 空き缶等をみだりに投棄することをいう。

(3) 市民等 市民、市内に滞在する者又は市内を通過する者をいう。

(4) 土地所有者等 土地を所有し、占有し、又は管理する者をいう。

(市の責務)

第3条 市は、ぽい捨てによる空き缶等の散乱の防止に関する施策を総合的に実施するものとする。

2 市は、ぽい捨てによる空き缶等の散乱の防止について、事業者、市民等及び土地所有者等に対して意識の啓発を図るとともに、これらのもので組織する団体の自主的活動を支援しなければならない。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、ぽい捨てによる空き缶等の散乱の防止について、消費者に対する意識の啓発その他必要な措置を講じるとともに、市の施策に協力しなければならない。

(市民等の責務)

第5条 市民等は、屋外で生じさせた空き缶等を持ち帰り、又は回収容器(空き缶等を回収するための容器をいう。以下同じ。)等に適切に収納し、空き缶等の散乱の防止に努めるとともに、ぽい捨てによる空き缶等の散乱の防止に関する市の施策に協力しなければならない。

(土地所有者等の責務)

第6条 土地所有者等は、その所有し、占有し、又は管理する土地における空き缶等の散乱の防止に努めるとともに、ぽい捨てによる空き缶等の散乱の防止に関する市の施策に協力しなければならない。

(関係機関との連携)

第7条 市長は、空き缶等の散乱の防止について、関係機関と連携して、その推進を図るとともに、必要があると認めるときは、関係機関に対して適切な措置を講じるよう協力を要請するものとする。

(ぽい捨ての禁止)

第8条 何人も、空き缶等のぽい捨てをしてはならない。

(空き缶等の回収等)

第9条 飲料等を販売する者(以下「販売業者」という。)は、空き缶等(飲料等を収納していた缶、瓶その他の容器に限る。次項において同じ。)の回収容器の設置その他のぽい捨てを防止するための適当な措置を講じなければならない。

2 販売業者は、空き缶等を回収したときは、当該空き缶等を自らの責任において適正に処理しなければならない。この場合において、販売業者は、回収した空き缶等の資源化に努めなければならない。

(指導、勧告及び命令)

第10条 市長は、第8条の規定に違反してぽい捨てをした者又は前条第1項の規定に違反して同項の措置を講じず、若しくは同条第2項の規定に違反して回収した空き缶等を適正に処理していない者に対し、当該違反行為を中止し、又は是正に必要な措置を講じるよう指導若しくは勧告をることができる。

2 市長は、前項の規定による勧告を受けた者が、正当な理由がなく当該勧告に従わないときは、その者に対し、期限を定めて、当該勧告に従うべきことを命じることができる。

(立入調査)

第11条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、市長の指定する職員に、事業者又は土地所有者等の土地又は建物に立ち入り、必要な事項を調査させることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、規則で定める日(平成10年10月1日)から施行する。

附 則(平成28年3月23日条例第13号改正)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

苫小牧市ぼい捨てによる空き缶等の散乱の防止に関する条例施行規則

平成 10 年 9 月 10 日 規則第 42 号

(趣旨)

第1条 この規則は、苫小牧市ぼい捨てによる空き缶等の散乱の防止に関する条例(平成 10 年条例第 17 号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(身分証明書)

第2条 条例第 11 条第 12 項の身分証明書は、様式によるものとする。

(雑則)

第3条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規則は、平成 10 年 10 月 1 日から施行する。

2 苫小牧市行政組織規則(平成 10 年規則第 18 号)の一部を次のように改正する。

(次のように略)

附 則(平成 28 年 3 月 31 日規則第 13 号改正)

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

苫小牧市リサイクルプラザ苫小牧条例

平成 11 年 3 月 24 日 条例第 17 号

(設置)

第1条 廃棄物の再利用及び再生利用並びに減量(以下「廃棄物の再利用等」という。)について、市民の意識の啓発を図るとともに、市民による自主的活動の支援等を行い、資源循環型社会の形成に資するため、苫小牧市リサイクルプラザ苫小牧(以下「プラザ」という。)を苫小牧市字沼ノ端 2 番地の 25 に設置する。

(定義)

第2条 プラザは、廃棄物の再利用等に関する次の事業を行う。

- (1) 市民の体験学習に関すること。
- (2) 講座、研修会等の開催に関すること。
- (3) 市民による自主的活動の場の提供及び支援に関すること。
- (4) 再生品の展示及び提供に関すること。
- (5) 図書、資料等の収集及び閲覧等に関すること。
- (6) その他市長が必要と認める事業

(使用許可)

第3条 プラザを使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の許可(以下「使用許可」という。)をする場合において、プラザの管理運営上必要があると認めるときは、条件を付することができる。

3 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、使用許可をしてはならない。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) プラザの施設、設備、備品等を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (3) その他プラザの管理運営上適当でないとき。

(目的外使用等の禁止)

第4条 使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、使用許可を受けた目的以外にプラザを使用し、又はプラザを使用する権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(行為の制限)

第5条 使用者は、使用許可において市長が認めたときを除き、プラザにおいて次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 特別な設備をし、又は既存の設備を変更する行為
- (2) 物品の販売、寄附の要請その他これらに類する行為
- (3) その他プラザの管理運営上の支障となる行為で規則で定めるもの

(使用許可の取消し等)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用許可を取り消し、若しくは使用許可の条件を変更し、又はプラザの使用を制限し、若しくは停止することができる。

- (1) 使用者がこの条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 使用者が使用許可の条件に違反したとき。
- (3) 使用者が使用許可に関し不正の行為をしたとき。
- (4) プラザの管理運営上支障があるとき。

(原状回復の義務)

第7条 使用者は、プラザの使用を終えたとき又は使用許可を取り消されたときは、直ちに使用場所を原状に回復して返還しなければならない。

(損害賠償の義務)

第8条 プラザの施設、設備、備品等を損傷し、又は滅失した者は、市長の定めるところにより、その損害を賠償しなければならない。ただし、その者の責めに帰することができないと市長が認める場合は、この限りでない。

(指定管理者による管理)

第9条 市長は、プラザの管理運営上必要があると認めるときは、指定管理者(地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に、プラザの管理に関する業務のうち、次に掲げるものを行わせることができる。

-
- (1) 第2条各号に規定する事業の計画及び実施に関する業務
 - (2) プラザの使用許可及びその取消し等に関する業務
 - (3) プラザの維持管理に関する業務
 - (4) その他プラザの管理運営上必要と認める業務

2 指定管理者に前項第2号に掲げる業務を行わせる場合における第3条、第5条及び第6条の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、プラザの管理運営について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成17年6月29日条例第19号改正抄)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

苫小牧市リサイクルプラザ苫小牧条例施行規則

平成 11 年 3 月 30 日 規則第 8 号

(趣旨)

第1条 この規則は、苫小牧市リサイクルプラザ苫小牧条例(平成 11 年条例第 7 号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(開館時間)

第2条 苫小牧市リサイクルプラザ苫小牧(以下「プラザ」という。)の開館時間は、午前 9 時から午後 5 時までとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

(休館日)

第3条 プラザの休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、休館日を変更し、又は臨時に休館することができる。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日

(3) 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで

(一般使用)

第4条 プラザの一般使用(次条第 1 項に規定する専用使用以外の使用をいう。以下同じ。)は、当該一般使用をしようとする者が条例第 3 条第 3 項各号のいずれかに該当する場合を除き、許可するものとする。

2 条例第 5 条各号に掲げる行為をしようとする場合は、その旨及び当該行為(以下「特別の設備の設置等」という。)の内容を使用前に申し出なければならない。

(専用使用)

第5条 プラザの専用使用(プラザの一部を専用することをいう。以下同じ。)の許可を受けようとする者は、使用許可申請書(様式)を館長に提出しなければならない。ただし、館長が特に認めるときは、この限りでない。

2 前条第 2 項に規定する場合は、同項に規定する事項を前項の申請書に記載しなければならない。

3 館長は、プラザの専用使用を許可したときは、使用許可書を申請者に交付する。

4 プラザの専用使用の許可を受けた者は、使用の際に使用許可書を係員に提示しなければならない。

(特別の設備の設置等)

第6条 第 4 条第 2 項に規定する事項を、同項の規定により申し出て、又は前条第 1 項の申請書に記載してプラザの一般使用又は専用使用の許可を受けた者は、特に指示がある場合を除き、当該申出又は記載に係る特別の設備の設置等をすることができる。

(遵守事項)

第7条 プラザにおいては、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 無断で看板、ポスター等を掲示しないこと。

(2) 指定の場所以外で喫煙し、飲食し、又は火気を使用しないこと。

(3) 備付物品等の取扱い及び整理を適切に行うこと並びに無断で備付物品等を移動しないこと。

(4) 暴行、粗暴な言動等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。

(5) プラザの清潔を保つこと。

(6) その他係員の指示した事項

(入館の制限)

第8条 館長は、次のいずれかに該当する者に対し、プラザへの入館を拒否し、又はプラザからの退館を命じることができる。

(1) 泥酔者

(2) 動物(盲導犬を除く。)を連れ、又は他人の迷惑となるような物を携帯している者

(3) その他プラザの管理運営上適当でないと認めた者

(指定管理者による管理)

第9条 条例第 9 条第 1 項の規定により指定管理者にプラザの管理を行わせる場合における第 5 条及び第 8 条の規定の適用については、これらの規定中「館長」とあるのは「指定管理者」と、第 5 条第 1 項中「使用許可申請書(様式)」とあるのは「使用許可申請書」とする。

(雑則)

第 10 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 18 年 3 月 31 日規則第 19 号改正)

この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 25 年 3 月 31 日規則第 13 号改正)

この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年 3 月 31 日規則第 6 号改正)

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 3 年 3 月 31 日規則第 8 号改正抄)

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

苫小牧市自然環境保全条例

昭和 49 年 6 月 11 日 条例第 12 号

目 次

前 文

第 1 章 総則(第 1 条—第 5 条)

第 2 章 自然環境保全基本方針(第 6 条)

第 3 章 自然環境保全地区等(第 7 条—第 15 条)

第 4 章 緑化の推進(第 16 条—第 19 条)

第 5 章 自然環境保全審議会(第 20 条)

第 6 章 補則(第 21 条—第 29 条)

第 7 章 罰則(第 30 条—第 34 条)

附 則

郷土の自然環境を保全することは、今日の重要な課題である。

われわれは、いまこそ、自然がもたらす貴重な価値に思いをいたし、その恵沢を永遠に享受できるよう、自然の保護と緑の育成を市民共通の責務として最善の努力を尽くさなければならない。

ここに、自然環境の保全を人間環境都市創造の基調として、無秩序な開発を防止するとともに、自然に恵まれた快適な生活環境をつくりあげるため、この条例を制定する。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、自然環境保全法(昭和 47 年法律第 85 号)その他の法令と相まって、苫小牧市における自然環境の保全と回復育成(以下「自然環境の保全」という。)を総合的に推進し、もつて市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(市の責務)

第 2 条 市は、市政全般にわたり自然環境の適正な保全について特に配慮するとともに、自然環境の保全のための基本的かつ総合的な施策を策定し、これを実施しなければならない。

2 市は、前項の施策を策定し、これを実施するために、次の各号に掲げる措置を講ずるよう努めなければならない。

(1) 隣接する他の地方公共団体と協力し、自然環境の保全に関する広域的施策の推進を図ること。

(2) 自然の積極的な造成、保護及び利用に関する施設の整備の推進を図ること。

(3) 自然環境保全に関する知識の普及、情報の提供及び意識の高揚を図ること。

(4) 自然環境保全に関する市民の意見及び提案を尊重するとともに、自然保護団体の育成その他市民が行なう自主的活動の助長を図ること。

(5) 自然環境保全に関する科学的な調査及び研究を行ない、これらに関する資料を適切に保存すること。

(事業者の責務)

第 3 条 事業者は、その事業活動にあたって自然環境が適正に保全されるよう必要な措置を講ずるとともに、市が実施する自然環境の保全に関する施策に積極的に協力しなければならない。

(市民の責務)

第 4 条 市民は、自然環境が適正に保全されるよう自ら努めるとともに、市が実施する自然環境の保全に関する施策に協力しなければならない。

(財産権の尊重及びその他公益との調整)

第 5 条 自然環境の保全にあたっては、関係者の所有権その他の財産権を尊重するとともに、地域の保全その他の公益との調整に留意しなければならない。

2 市は、地域の開発及び整備その他の自然環境に影響を及ぼすと認められる施策の策定及びその実施に当つては、自然環境の適正な保全について十分配慮しなければならない。

第 2 章 自然環境保全基本方針

(自然環境保全基本方針)

第 6 条 市長は、自然環境の保全を図るための基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針には、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 自然環境の保全に関する基本構想

(2) 自然環境保全地区、保存樹木及び保存樹林の指定、その他これらに関する基本的な事項

(3) 緑化の推進に関する基本的な事項

(4) 前3号に掲げるもののほか自然環境の保全に関する重要な事項

3 市長は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、苫小牧市自然環境保全審議会の意見を聞かなければならない。

4 市長は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、基本方針の変更について準用する。

第3章 自然環境保全地区等

(自然環境保全地区の指定)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当する土地の区域のうち、自然的・社会的諸条件からみて、その区域における自然環境の保全を図ることが特に必要なものを自然環境保全地区(以下「保全地区」という。)として指定することができる。

(1) 森林、山岳、草生地、丘陵、渓谷、湖沼、湿原、河川、海浜等が所在し、良好な自然景観を形成している土地の区域

(2) 動物の生息地(繁殖地又は渡来地を含む。)、植物の生育地又は地形若しくは地質の所在地(特異な自然の現象を生じている土地を含む。)

(3) 市街地及びその周辺地域のうち、良好な緑地を形成している土地の区域

2 前項の保全地区の地域には、自然環境保全法第14条第1項の原生自然環境保全地域及び同法第22条第1項の自然環境保全地域、自然公園法(昭和32年法律第161号)第2条第1号の自然公園の区域並びに北海道自然環境等保全条例(昭和48年北海道条例第64号)第14条第1項の道自然環境保全地域及び同条例第22条第1項の環境緑地保護地区等の区域は含まれないものとする。

3 市長は、保全地区の指定をしようとするときは、あらかじめ、苫小牧市自然環境保全審議会の意見を聞かなければならない。この場合においては、第10条第1項に規定する保全地区に関する保全計画案についても、あわせて、その意見を聞かなければならない。

4 市長は、保全地区を指定しようとするときは、あらかじめ、規則の定めるところにより、その旨を告示し、その案を当該告示の日から30日間公衆の縦覧に供しなければならない。

5 前項の規定による告示があつたときは、当該地区に係る市民及び利害関係人は、同項の縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された案について、市長に意見書を提出することができる。

6 市長は、前項の規定により縦覧に供された案について異議がある旨の意見書の提出があつたとき、又は当該指定に関し広く意見を聞く必要があると認めたときは、公聴会を開催するものとする。

7 市長は、保全地区を指定するときは、その旨及びその区域を告示しなければならない。

8 保全地区の指定は、前項の規定による告示によつてその効力を生ずる。

9 第3項前段、第7項及び前項の規定は保全地区の指定の解除及びその区域の変更について、第3項後段及び第4項から第6項までの規定は保全地区の区域の拡張について、それぞれ準用する。

10 保全地区として指定された土地の所有者又は占有者は、当該保全地区の指定の解除又は区域の変更について市長に申し出ることができる。

11 市民は、保全地区として指定を受けるべき土地があると認めるときは、保全地区の指定について市長に申し出ることができる。

(保存樹木及び保存樹林の指定)

第8条 市長は、樹木又は樹林のうち、良好な都市環境を維持するために必要なものを保存樹木又は保存樹林(以下「保存樹」という。)として指定することができる。

2 市長は、保存樹を指定しようとするときは、あらかじめ、当該樹木又は樹林の所有者又は利害関係人の同意を得ておかなければならない。

3 前条第3項前段、第7項、第8項、第10項及び第11項の規定は、保存樹の指定及び指定の解除について準用する。

(標識の設置)

第9条 市長は、保全地区又は保存樹(以下「保全地区等」という。)を指定したときは、当該地区内又は所在地内にその旨を表示した標識を設置するものとする。

2 保全地区等の土地又は樹木の所有者又は占有者は、正当な理由がない限り、前項の標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。

3 何人も、第1項の規定により設けられた標識を市長の承諾を得ないで移転し若しくは除去し、又は汚損し、若しくは損壊してはならない。

(保全地区に関する保全計画)

第 10 条 保全地区に関する保全計画は、市長が決定する。

2 保全地区に関する保全計画には、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 保全すべき自然環境の特質その他当該地区における自然環境の保全に関する基本的な事項

(2) 当該地区における自然環境の保全のための規制に関する事項

(3) 当該地区における自然環境の保全のための施設に関する事項

3 市長は、保全地区に関する保全計画を決定したときは、その概要を告示しなければならない。

4 第 7 条第 3 項前段及び前項の規定は保全地区に関する保全計画の廃止及び変更について、第 7 条第 4 項から第 6 項までの規定は保全地区に関する保全計画の決定及び変更(第 2 項第 2 号に掲げる事項に係る変更に限る。)について、それぞれ準用する。

(保全事業の執行)

第 11 条 保全地区等に関する保全事業は、市が執行する。

2 市長は、保全事業を効果的に執行するため必要があるときは、保全地区等の土地若しくは樹木の所有者若しくは占有者に対し協力を求め、又は保全事業の執行の一部を委任することができる。

(保全地区における行為の制限)

第 12 条 保全地区において、次の各号に掲げる行為は、あらかじめ、市長の許可を受けなければ、してはならない。

(1) 建築物その他の工作物を新築し、改築し、又は増築すること。

(2) 宅地を造成し、土地を開墾し、その他土地の形質を変更すること。

(3) 動物を捕獲し、又は動物の卵を採取すること。

(4) 木竹等を伐採し、移植し、又は採取すること。

(5) 鉱物を採掘し、又は土石類を採取すること。

(6) 水面を埋め立て、又は干拓すること。

(7) 河川、湖沼又は湿原等の水位又は水量に増減を及ぼすこと。

(8) 湖沼又は湿原の周辺 1 キロメートル以内において、これらに流水が流入する水域又は水路に汚水又は廃水を排出すること。

(9) 広告物その他これに類するものを掲出し、又は設置すること。

2 前項の許可の基準は、規則で定める。

3 第 1 項の許可には、当該保全地区における自然環境の保全のために必要な限度において、条件を附すことができる。

4 保全地区が指定され、又はその区域が拡張された際、当該保全地区内において第 1 項に掲げる行為に着手している者は、その指定又は区域の拡張の日から起算して 6 月間は、同項の規定にかかわらず、引き続き当該行為をすることができる。

5 前項に規定する者が同項の期間内に当該行為について市長に届け出たときは、第 1 項の許可を受けたものとみなす。

6 次の各号に掲げる行為については、第 1 項の規定は適用しない。

(1) 保全事業の執行として行なう行為

(2) 通常の管理行為又は軽易な行為で規則で定めるもの

(3) 非常災害のために必要な応急措置として行なう行為

(保存樹に係る行為の制限)

第 13 条 保存樹の現状を変更する行為をしようとする者は、あらかじめ、市長にその旨を届け出なければならない。ただし、保存樹が指定された際、既に着手している行為については、この限りでない。

2 市長は、前項の規定による届出があつた場合において、当該保存樹の指定の目的を達成するために必要があると認めるときは、その届出をした者に対し、必要な指導、助言又は勧告をすることができる。

(中止命令)

第 14 条 市長は、保全地区等における自然環境の保全のために必要があると認めるときは、第 12 条第 1 項の規定に違反し、若しくは同条第 3 項の規定により許可に附された条件に違反した者又は前条第 1 項の規定による届出をしない者に対し、その行為の中止を命じ、又は相当の期間を定めて原状回復を命じ、若しくは原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

(国等に関する特例)

第 15 条 国その他の公共団体又は規則で定める公団等(以下「国の機関等」という。)が行なう行為については、第 12 条第 1 項の許可を受けることを要しない。この場合において、当該国の機関等は、その行為をしようとするときは、あらかじめ、市長に協議しなければならない。

2 国の機関等は、第 13 条第 1 項の規定により届出を要する行為をしようとするときは、当該規定による届出の例により、市長にその旨を通知しなければならない。

3 市長は、前項の規定による通知があつた場合において、自然環境の保全のために必要があると認めるときは、当該国の機関等に対し、自然環境の保全のためにとるべき措置について協議を求めるものとする。

第4章 緑化の推進

(緑化の推進)

第 16 条 市長は、良好な生活環境の確保を図るため、自然的・社会的諸条件に応じた緑化の推進に関する計画を作成しなければならない。

2 緑化の推進に関する計画には、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 緑化計画の目標
- (2) 緑地の配置、造成及び利用に関する事項
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、緑化の推進のために必要な事項

3 市長は、緑化の推進に関する計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 市長は、緑化の推進のために必要があると認めるときは、国の機関等又は土地の所有者その他の関係者に対して、緑化の推進のために必要な措置を講ずるよう要請することができる。

(公共施設等の緑化)

第 17 条 市は、良好な生活環境の確保を図るため、自ら設置し、又は管理する道路、河川、公園、学校、病院、庁舎等の公共施設について、植樹等により緑化を積極的に行なうものとする。

2 市長は、緑化の推進を図るため、苗木の確保と供給について必要な措置を講じなければならない。

(緑地保全のための開発行為の規制)

第 18 条 宅地の造成その他土地の形質を変更する行為(以下「開発行為」という。)のうち、良好な生活環境を形成している緑地の保全に影響を及ぼすおそれのあるもので、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、市長の許可を受けなければ、してはならない。

1 (1) 都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 29 条第 1 項の規定による許可(都市計画区域に係るものに限る。)を受けなければならない開発行為

(2) 宅地造成等規制法の一部を改正する法律(令和 4 年法律第 55 号)附則第 2 条第 1 項の規定によりなお従前の例によることとされる工事等の規制に係る許可を受けなければならない宅地造成に関する工事

- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、緑地の保全に影響を及ぼすおそれのある開発行為で規則で定めるもの

2 前項の許可の基準は、規則で定める。

3 第 1 項の許可には、当該地域における緑地の保全に必要な限度において、条件を附すことができる。

4 国の機関等が行なう開発行為については、第 1 項の規定は適用しない。

(中止命令)

第 19 条 市長は、当該開発行為地域における緑地の保全のために必要があると認めるときは、前条第 1 項の規定に違反し、又は同条第 3 項の規定により許可に附された条件に違反した者に対し、その行為の中止を命じ、又は相当の期間を定めて原状回復を命じ、若しくは原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

第5章 自然環境保全審議会

(自然環境保全審議会)

第 20 条 市長の附属機関として、苫小牧市自然環境保全審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、この条例によりその権限とされた事項及び市長が諮問する自然環境の保全に関する重要な事項を調査、審議する。

3 審議会は、自然環境の保全に関し必要と認める事項を市長に建議することができる。

4 審議会は、委員 18 人以内で組織する。

5 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

6 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7 特別の事項を調査、審議するため必要があるときは、審議会は専門委員を置くことができる。

8 専門委員は、当該専門事項に関する調査、審議が終了したときは、解任されるものとする。

9 審議会の委員及び専門委員は、自然保護に関し学識経験のある者から市長が任命し、又は委嘱する。

10 第 4 項から前項までに定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第6章 補則

(自然保護監視員)

第21条 市長は、自然環境の保全のために必要な監視及び指導を行なわせるため、自然保護監視員を置くものとする。

2 自然保護監視員に関し必要な事項は、規則で定める。

(報告及び検査)

第22条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、第12条第1項若しくは第18条第1項の許可を受けた者に対し、当該行為の実施状況その他必要な事項について報告を求め、又はその職員に保全地区若しくは開発行為を行なつてゐる土地の区域内の土地若しくは建物内に立ち入り、第12条第1項各号若しくは第18条第1項各号に掲げる行為の実施状況を検査させ、若しくはこれらの行為の自然環境等に及ぼす影響を調査させることができる。

2 前項の職員は、その身分を証する証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

(違反行為の公表)

第23条 市長は、この条例の規定に違反して著しく自然環境を破壊している者があるときは、その違反の事実及び違反者の氏名を公表するものとする。

(原因者負担)

第24条 第12条第1項各号に掲げる行為により自然環境が破壊され、保全事業の執行が必要となつた場合は、その原因となつた行為について費用を負担する者が自らの責任と負担において、自然環境の保全のための保全事業を行なわなければならない。

2 前項の規定は、第18条第1項各号に掲げる開発行為により自然環境等を破壊した場合の原因者負担について準用する。

(実地調査)

第25条 市長は、保全地区等の指定若しくはその区域の拡張、保全計画の決定若しくは変更又は保全事業の執行に関し、実地調査のため必要があるときは、その職員に他人の土地に立ち入り、標識を設置させ、測量させ、又は実地調査の障害となる木竹若しくはかき、さく等を伐採させ、若しくは除去させることができる。

2 市長は、その職員に前項の規定による実地調査をさせようとするときは、あらかじめ、土地の所有者及び占有者並びに木竹又はかき、さく等の所有者にその旨を通知しなければならない。

3 第1項の職員は、その身分を証する証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

4 土地の所有者若しくは占有者又は木竹若しくはかき、さく等の所有者は、正当な理由がない限り、第1項の規定による立入りその他の行為を拒み、又は妨げてはならない。

(損失の補償)

第26条 市は、第12条第1項の許可を得ることができないため、同条第3項の規定により許可に条件が附されたため、又は前条第1項の規定による職員の行為によって損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失を補償する。

(援助等)

第27条 市長は、この条例により指定された保全地区等の土地又は樹木の所有者に対し、自然環境の保全のために特に必要と認めるときは、規則で定めるところにより援助等の措置を講ずることができる。

(農林漁業者への配慮)

第28条 市長は、自然環境の保全のための施策を実施するにあたつては、当該地域で農林漁業等を経営する者の生業安定等に必要な施策を行なうことにより、当該地域の保全に努めなければならない。

(規則への委任)

第29条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第7章 罰則

(罰則)

第30条 第14条又は第19条の規定による命令に違反した者は、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

第31条 次の各号の一に該当する者は、6月以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金に処する。

(1) 第12条第1項又は第18条第1項の規定に違反した者

(2) 第12条第3項又は第18条第3項の規定により許可に附された条件に違反した者

第32条 次の各号の一に該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

(1) 第13条第1項の規定による届出をせず、又は偽りの届出をした者

(2) 第22条第1項の規定による報告をせず、若しくは偽りの報告をし、又は同項の規定による立入検査若しくは立入調査を拒み、若しくは妨げた者

(3) 第25条第4項の規定に違反して、同条第1項の規定による立入りその他の行為を拒み、又は妨げた者

第33条 第9条第2項又は同条第3項の規定に違反した者は、10万円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第34条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関して第30条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本条の罰金刑を科する。

附 則(抄)

1 この条例は、公布の日から起算して6月をこえない範囲内において規則で定める日(昭和49年12月10日)から施行する。ただし、第2章及び第5章並びに附則第2項の規定は、公布の日から施行する。

附 則(平成4年3月31日条例第8号改正)

この条例は、平成4年5月1日から施行する。

附 則(平成13年9月28日条例第22号改正)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和5年3月17日条例第1号改正)

この条例は、令和5年5月26日から施行する。

附 則(令和7年3月28日条例第2号改正抄)

(施行期日)

1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。

(罰則の適用等に関する経過措置)

2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ、又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。)第2条の規定による改正前の刑法(明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。)第12条に規定する懲役(以下「懲役」という。)(有期のものに限る。以下この項において同じ。)又は旧刑法第13条に規定する禁錮(以下「禁錮」という。)(有期のものに限る。以下この項において同じ。)が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑とする。

(人の資格に関する経過措置)

4 拘禁刑に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ、又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者とみなす。

苫小牧市自然環境保全条例施行規則

昭和 49 年 12 月 10 日 規則第 43 号

目 次

- 第1章 総則(第1条)
- 第2章 自然環境保全地区等(第2条～第12条)
- 第3章 緑化の推進(第13条～第18条)
- 第4章 雜則(第19条～第21条)

附 則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、苫小牧市自然環境保全条例(昭和49年条例第12号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 自然環境保全地区等

(保全地区の指定基準)

第2条 条例第7条第1項の規定による自然環境保全地区(以下「保全地区」という。)の指定は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める面積の土地の区域について行うものとする。

- (1) 条例第7条第1項第1号の土地の区域 おおむね5ヘクタール以上
- (2) 条例第7条第1項第2号の土地の区域 おおむね1ヘクタール以上
- (3) 条例第7条第1項第3号の土地の区域 おおむね0.5ヘクタール以上

(指定等の案の告示)

第3条 条例第7条第4項(同条第9項において準用する場合を含む。)の規定による告示は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 保全地区的名称
- (2) 保全地区(区域の拡張の場合にあつては、当該拡張に係る部分)に含まれる土地の区域
- (3) 保全地区的指定又は区域の拡張の案の縦覧場所

2 条例第10条第4項において準用する条例第7条第4項の規定による告示は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 保全計画の決定又は変更の案の概要
- (2) 保全計画の決定又は変更の案の縦覧場所

(公聴会)

第4条 市長は、条例第7条第6項(同条第9項及び条例第10条第4項において準用する場合を含む。)の規定により、公聴会を開催しようとするときは、日時、場所及び公聴会において意見を聴こうとする案件を告示するとともに、当該案件に関し意見を聴く必要があると認めた者(以下「公述人」という。)にその旨を通知するものとする。

2 前項の告示は、公聴会の日の3週間前までに行うものとする。

3 公聴会は、市長又はその指名する者が議長として主宰する。

4 公聴会においては、議長は、まず公述人のうち異議がある旨の意見書を提出した者その他意見を聴こうとする案件に対して異議を有する者に異議の内容及び理由を陳述させなければならない。

5 公述人は、発言しようとするときは、議長の許可を受けなければならない。

6 議長は、特に必要があると認めるときは、公聴会を傍聴している者に発言を許すことができる。

7 公述人及び発言を許された者は、意見を聴こうとする案件の範囲を超えて発言してはならない。

8 公述人及び発言を許された者が、前項の範囲を超えて発言し、又は不穏当な言動をしたときは、議長は、その発言を禁止し、又は退場を命ずることができる。

9 議長は、公聴会の秩序を維持するため必要があると認めるときは、その秩序を妨げ、又は不穏当な言動をした者を退去させることができる。

10 議長は、公聴会の終了後遅滞なく公聴会の経過に関する重要な事項を記載した調書を作成しなければならない。

(保存樹の指定基準)

第5条 条例第8条第1項の規定による保存樹の指定は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める基準に適合するものにつ

いて行うものとする。

(1) 保存樹木

ア 樹木の状態が健全で、かつ、美観上すぐれていること。

イ 次のいずれかに該当するものであること。

(ア) 幹の周囲が地上 15 メートルの高さで 90 センチメートル(目通り直径 30 センチメートル)以上であること。

(イ) 樹木の高さが 6 メートル以上であること。

(ウ) はん登性樹木で、枝葉の面積が 10 平方メートル以上であること。

(2) 保存樹林

ア 樹林を形成している樹木が健全で、かつ、美観上すぐれていること。

イ 次のいずれかに該当するものであること。

(ア) 樹林の規模がおおむね 500 平方メートル以上であること。

(イ) いけがき又は並木で、その長さが 30 メートル以上であること。

(標識及び指定証)

第6条 条例第9条第1項に規定する標識は、様式第1号による。

2 条例第7条第1項及び条例第8条第1項の規定により保全地区又は保存樹を指定したときは、保全地区(保存樹)指定証(様式第2号)を保全地区等に係る土地(保存樹に係る場合にあつては、樹木又は樹林)の所有者に対し交付するものとする。

(保全地区における行為の許可申請)

第7条 条例第12条第1項の規定による許可の申請は、保全地区内行為許可申請書(様式第3号)を提出して行うものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる図面を添えなければならない。ただし、行為の内容により必要がないと認められる図面については、この限りでない。

(1) 行為地の位置を明らかにした縮尺 2500 分の 1 以上の地形図

(2) 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺 500 分の 1 以上の概況図及び天然色写真

(3) 行為の規模、構造及び施行方法を明らかにした縮尺 1000 分の 1 以上の平面図、立面図、断面図、構造図及び意匠配色図

(4) 行為終了後における行為地及びその付近の地形及び植生の復元計画を明らかにした縮尺 1000 分の 1 以上の図面

(保全地区における行為の許可基準)

第8条 条例第12条第1項の規定による許可は、別表第1に定める基準に適合していると認めると行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる行為については、当該行為の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれがないと認めるときは、許可するものとする。

(1) 災害防止のため必要やむを得ない行為

(2) 法令に基づく行政庁の勧告に応じて行う行為

(保全地区内における既着手行為の届出)

第9条 条例第12条第5項の規定による届出は、保全地区内既着手行為届出書(様式第4号)を提出して行うものとする。

2 前項の届出書には、第7条第2項各号に掲げる図面を添えなければならない。

(保全地区内における許可を要しない行為)

第10条 条例第12条第6項第2号の規則で定める行為は、別表第2に定めるものとする。

(保存樹に係る行為の届出)

第11条 条例第13条第1項の規定による届出は、保存樹行為届出書(様式第5号)を提出して行うものとする。

2 前項の届出書には、行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺 500 分の 1 以上の図面を添えなければならない。

(公団等)

第12条 条例第15条第1項の規則で定める公団等は、次に掲げるものとする。

(1) 都市基盤整備公団

(2) 日本道路公団

(3) 緑資源公団

(4) 日本鉄道建設公団

(5) 地域振興整備公団

(6) 水資源開発公団

- (7) 労働福祉事業団
- (8) 雇用・能力開発機構
- (9) 簡易保険福祉事業団
- (10) 環境事業団
- (11) 中小企業総合事業団
- (12) 年金福祉事業団
- (13) 北海道住宅供給公社
- (14) 公有地の拡大の推進に関する法律(昭和47年法律第66号)第10条の規定に基づき設立された土地開発公社

第3章 緑化の推進

(開発行為の許可申請)

第13条 条例第18条第1項の規定による許可の申請は、開発行為許可申請書(様式第6号)を提出して行うものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる図面を添えなければならない。ただし、行為の内容により必要がないと認められる図面については、この限りでない。

- (1) 行為地の位置を明らかにした縮尺25000分の1以上の地形図
- (2) 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺5000分の1以上の概況図及び天然色写真
- (3) 行為の規模、構造及び施行方法を明らかにした縮尺1000分の1以上の平面図、立面図、断面図、構造図及び意匠配色図
- (4) 行為終了後における行為地及びその付近の地形及び植生の復元計画を明らかにした縮尺1000分の1以上の図面
- (5) 行為終了後における行為地及びその付近の施設の使用、管理及び配置を明らかにした縮尺1000分の1以上の図面

(許可を要する開発行為)

第14条 条例第18条第1項第3号の規則で定める開発行為は、次の各号に掲げる行為で、その行為(第3号に規定する土石類の採取及び第5号に掲げる行為を除く。)に係る土地の面積が500平方メートル以上のものとする。

- (1) ゴルフ場、ゴルフ練習場、スキー場、スケート場、フィールド、アーチエリー場、車両競走場、乗馬場、射撃場、キャンプ場、テニス場、野球場その他の運動競技場又は野外レクリエーション施設の建設
- (2) 宅地(工場用地を含む。)の造成又は土地の開墾のための行為
- (3) 鉱物の採掘又は土石類の採取若しくはたい積
- (4) 前各号に定める行為のほか、木竹の伐採を伴う行為
- (5) 条例第18条第1項により許可を受けた行為を変更する行為

2 次の各号に掲げる行為は、前項の開発行為から除くものとする。

- (1) 法令又は法令に基づく行政庁の処分により義務として行わなければならない行為
- (2) 非常災害のために必要な応急措置として行う行為並びに災害防止又は災害復旧のために必要な行為
- (3) 緑地の保護又は回復のために行う行為
- (4) 別表第2に定める行為(前3号に掲げる行為を除く。)
- (5) 条例の施行日前に着手している行為

(開発行為の許可基準)

第15条 条例第18条第2項の許可の基準は、次のとおりとする。

(1) 開発行為の規模、構造及び施行方法が、当該行為の行われる土地及びその周辺の土地の緑地の保護及び回復に対する影響が少ないとすること。

(2) 建築物、工作物その他の施設を建設する場合にあつては、建設後の施設の使用及び管理が当該土地及びその周辺の土地の緑地の保護及び回復を配慮し、必要な措置がとられていること。

(3) 開発行為の施行のために建設された施設の撤去後の緑地の回復について必要な措置がとられていること。

(4) 条例第16条の緑化の推進に関する計画に定める事項に適合すること。

2 前項各号に掲げる基準を適用するについての技術的細目は、市長が別に定める。

(許可標識の掲示)

第16条 条例第18条第1項の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る開発行為に関する工事に着手したときは、当該工事の現場の見やすい場所に第18条の規定による検査済証の交付を受ける日まで許可標識(様式第7号)を掲示しておかなければならぬ。

(開発行為の着手等の届出)

第17条 条例第18条第1項の規定による許可を受けた者は、次の各号に掲げる場合は、開発行為届出書(様式第8号)を提出して行うものとする。

- (1) 開発行為の着手又は完了をしたとき。
- (2) 開発行為の着手又は完了の時期を変更しようとするとき。
- (3) 開発行為を1月以上中止し、又は当該中止に係る開発行為を再開しようとするとき。
- (4) 開発行為を廃止しようとするとき。
- (5) 開発行為に係る工事施行者を変更しようとするとき。

2 条例第18条第1項の規定による届出は、第1号に係るものにあつては当該着手又は完了の日から1週間以内に、第2号から第5号までに係るものにあつては当該変更等をしようとする日の1週間前までに行わなければならない。

(完了検査、検査済証の交付)

第18条 市長は、開発行為の完了の届出があつた場合は、遅滞なく当該開発行為が条例第18条第1項の許可の内容に適合しているかどうかについて検査するものとする。

2 前項の検査の結果条例第18条第1項の許可の内容に適合していると認めたときは、開発行為検査済証(様式第9号)を当該開発行為の許可を受けた者に交付するものとする。

第4章 雜則

(自然保護監視員)

第19条 条例第21条第1項に規定する自然保護監視員(以下「監視員」という。)は、自然保護に関し知識及び経験のある者から市長が任命する。

- 2 監視員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 監視員が欠けた場合における補欠の監視員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 市長は、監視員が職務の遂行に堪えないと認める場合又は監視員としてふさわしくない行為があつたと認められる場合は、解任することができる。
- 5 監視員は、身分証明書(様式第10号)を携帯し、関係人に掲示しなければならない。

(身分証明書)

第20条 条例第22条第2項又は条例第25条第3項の規定により当該職員の携帯する身分証明書は、様式第11号による。

(援助等)

第21条 条例第27条の規則で定める援助等の措置は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 所有者に対する当該土地に係る苫小牧市税条例(昭和25年条例第24号)の規定による固定資産税及び都市計画税相当額以内の助成金の交付
- (2) 当該土地を賃借している者に対する賃借料相当額以内の助成金の交付
- (3) 補植、薬剤散布、施肥及び支柱、さく等の設置

附 則

この規則は、昭和49年12月10日から施行する。

附 則(昭和53年9月1日規則第32号改正)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和56年10月26日規則第39号改正)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和62年5月1日規則第14号改正)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成11年3月31日規則第13号改正抄)

- 1 この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成12年3月31日規則第6号改正)

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成12年9月6日規則第36号改正)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成12年12月28日規則第45号改正)

この規則は、平成 13 年 1 月 6 日から施行する。

附 則(平成 17 年 3 月 31 日規則第 13 号改正)

この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 2 年 3 月 31 日規則第 9 号改正抄)

1 この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 2 年 11 月 30 日規則第 25 号改正)

この規則は、令和 2 年 12 月 1 日から施行する。

附 則(令和 3 年 7 月 31 日規則第 16 号改正抄)

(施行期日)

1 この規則は、令和 3 年 8 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前のそれぞれの規則の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この規則による改正後のそれぞれの規則の様式によるものとみなす。

3 この規則の施行の際現に旧様式により作成されている用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則(令和 6 年 3 月 25 日規則第 6 号改正)

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1(第 8 条関係)

種 別		基 準
建築物その他の新築、改築又は増築(以下「新築等」という。)	1 建築物	<p>1 新築の場合</p> <p>(1) 当該新築が、次のいずれかの土地を敷地として行われること(当該新築が、自己の居住の用に供するために行われる場合、当該保全地区内に存した建築物であつて災害により滅失したもののは復旧のために行われる場合又は当該保全地区内に居住する者の災害からの避難のために行われる場合を除く。)</p> <p>ア 保全地区が指定され、又はその区域が拡張された日の前日から起算して 6 月前において現に建築物の敷地であった土地</p> <p>イ 保全地区が指定され、又はその区域が拡張された際</p> <p>ウ 現に存する建築物の敷地である土地</p> <p>エ ア又はイの土地に隣接する土地</p> <p>(2) 当該建築物の高さが、10 メートル(当該新築が次に掲げる場合であつて、従前の建築物の高さが 10 メートルを超えるときは、従前の建築物の高さ)を超えないこと。</p> <p>ア 現に存する建築物の建替えのために行われる場合</p> <p>イ 保全地区が指定され、又はその区域が拡張された日の前日から起算して 6 月前に除却した建築物の建替えのために行われる場合</p> <p>ウ 災害により滅失した建築物の復旧又は災害からの避難のために行われる場合</p> <p>(3) 当該建築物の敷地内における建築物の床面積(建築基準法施行令(昭和 25 年政令第 338 号)第 2 条第 1 項第 3 号に規定する床面積をいい、同令第 1 条第 2 号に規定する地階の床面積は、算入しない。以下同じ。)の合計が、200 平方メートル(当該新築が(2)のウの場合であつて、従前の建築物の床面積の合計が 200 平方メートルを超えるときは、従前の建築物の床面積の合計)を超えないこと(当該新築が(1)のア又はイの土地において行われる場合を除く。)。</p> <p>(4) 当該新築の方法並びに当該建築物の形態及び用途が、新築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれのがないこと。</p>
	2 改築の場合	<p>(1) 当該改築後の建築物の高さが、10 メートル(改築前の建築物の高さが 10 メートルを超えるときは、改築前の建築物の高さ)を超えないこと。</p>

		<p>(2) 当該改築の方法並びに改築後の建築物の形態及び用途が、改築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないとこと。</p> <p>3 増築の場合</p> <p>(1) 当該増築後の建築物の高さが、10 メートル(増築前建築物の高さが 10 メートルを超えるときは、増築前の建築物の高さ)を超えないこと。</p> <p>(2) 当該増築後の建築物の敷地内における建築物の床面積の合計が、200 平方メートルを超えないこと。ただし、当該増築が次のいずれかの土地において行われる場合にあつては、この限りでない。</p> <p>ア 保全地区が指定され、又はその区域が拡張された日の前日から起算して 6 月前において現に建築物の敷地であつた土地</p> <p>イ 保全地区が指定され、又はその区域が拡張された際現に新築の工事中の建築物の敷地であつた土地</p> <p>(3) 当該増築の方法並びに増築後の建築物の形態及び用途が、増築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないとこと。</p>
2 仮設の工作物		<p>1 当該新築等後の工作物の構造が、容易に移転し、又は除却することができるものであること。</p> <p>2 当該新築等の方法並びに当該新築等後の工作物の規模、形態及び用途が、新築等の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないとこと。</p>
3 地下に設ける工作物及び自然環境 保全法施行規則(昭和 48 年総理府令第 62 号)第 17 条第 1 号ハの(イ)から(コ)までに掲げる工作物並びに条例第 12 条の許可を受けた行為を行うための工作物		当該新築等の方法並びに当該新築等後の工作物の規模、形態及び用途が、新築等の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないとこと。
4 その他の工作物		<p>1 当該新築等後の工作物の高さが、10 メートル(増築及び改築の場合で、増築又は改築前の工作物の高さが 10 メートルを超えるときは、増築又は改築前の工作物の高さ)を超えないこと。</p> <p>2 当該新築等(改築を除く。)後の工作物の水平投影面積が、200 平方メートル(増築の場合で、増築前の工作物の水平投影面積が 200 平方メートルを超えるときは、増築前の工作物の水平投影面積)を超えないこと。</p> <p>3 当該新築等の方法並びに新築等後の工作物の形態及び用途が、新築等の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないとこと。</p>
宅地を造成し、土地を開墾し、その他土地の形質を変更すること。		<p>当該土地の形質の変更が、次のいずれかに該当し、かつ、変更の方法及び規模が、変更を行う土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないとこと。</p> <p>(1) 土地を開墾すること。</p> <p>(2) 工作物でない道又は河川その他の公共の用に供する水路の設置又は管理のために土地の形質を変更すること。</p> <p>(3) 教育又は試験研究のために土地の形質を変更すること。</p> <p>(4) 文化財保護法(昭和 25 年法律第 214 号)第 92 条第 1 項に規定する埋蔵文化財の調査の目的で、土地の発掘のために土地の形質を変更すること。</p> <p>(5) 工作物の新築等、鉱物の採掘又は土石類の採取に関連して土地の形質を変更すること。</p>

動物を捕獲し、又は動物の卵を採取すること。		次のいずれかに該当すること。 (1) 試験研究、教育又は学術研究として行うためであること。 (2) 条例第12条第1項の許可を受けた行為を行うためであること。
木竹等を伐採すること。		当該行為の方法及び規模が、それらの行為の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないと。
鉱物を採掘し、又は土石類を採取すること。		当該行為が次のいずれかに該当し、かつ、行為の方法及び規模が、行為を行う土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないと。 (1) 河川その他の公共の用に供する水路の区域内において土石類を採取すること。 (2) 水又は温泉をゆう出させるために土石類を採取すること。 (3) 調査研究及び教育又は試験研究のために鉱物を採掘し、又は土石類を採取すること。 (4) 建築物等の新築等のための地質調査のために鉱物を採掘し、又は土石類を採取すること。 (5) 露天掘りでない方法により鉱物を採掘し、又は土石類を採取すること。
水面を埋め立て、又は干拓すること。 河川湖沼又は湿原等の水位又は水量に増減を及ぼすこと。		当該行為の方法及び規模が、行為を行う土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないと。
湖沼又は湿原の周辺1キロメートル以内においてこれらに流水が流入する水域又は水路に汚水又は廃水を排出すること。		当該行為の方法及び規模並びに当該汚水又は廃水の状態が、当該湖沼又は湿原の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないと。
広告物その他これに類するものを提出し、又は設置すること。		当該行為の方法及び規模が、行為を行う土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の景観に支障を及ぼすおそれが少ないと。

別表第2(第10条関係)

種 別	許可を要しない行為
1 建築物その他の工作物を新築し、改築し、又は増築すること。	<p>1 森林の保護のための標識を設置し、又は野生鳥獣の保護増殖のための標識、巣箱、給餌台若しくは給水台を設置すること。</p> <p>2 砂防法(明治30年法律第29号)第2条の規定により指定された土地、海岸法(昭和31年法律第101号)第3条に規定する海岸保全区域、地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)第3条に規定する地すべり防止区域、河川法(昭和39年法律第167号)第6条第1項に規定する河川区域又は急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条に規定する急傾斜地崩壊危険区域の管理のために標識、くい、警報器、雨量観測施設、水位観測施設その他これらに類する工作物を設置すること。</p> <p>3 測量法(昭和24年法律第188号)第10条第1項に規定する測量標又は水路業務法(昭和25年法律第102号)第5条第1項に規定する水路測量標を設置すること。</p> <p>4 漁港及び漁場の整備等に関する法律(昭和25年法律第137号)第3条第1号に掲げる施設、同条第2号イ、ロ、ハ、ル若しくはヲに掲げる施設(同号ハに掲げる施設については、公共施設用地に限る。)、保全地区が指定され、若しくはその区域が拡張された際現に同法第66条の規定により漁港施設とみなされた施設であつて条例第12条第1項の規定による許可を受けて設置されたものを改築し、又は増築すること。</p> <p>5 漁港及び漁場の整備等に関する法律第34条に規定する漁港管理規程に基づき標識を設置すること。</p> <p>6 沿岸漁業の生産基盤の整備及び開発を行うために必要な沿岸漁業の構造の改善に関する事業に係る施設を改築し、又は増築すること。</p> <p>7 海洋水産資源開発促進法(昭和46年法律第60号)第7条に規定する沿岸水産資源開発計画に基づく事業に係る増殖又は養殖のための施設を改築し、又は増築すること。</p> <p>8 道路(道路法(昭和27年法律第180号)第2条第1項に規定する道路を除く。)を改築すること。(舗装、こう配の緩和、線形の改良その他道路の現状に著しい変更を及ぼさないものに限る。)。</p> <p>9 信号機、防護さく、土留擁壁その他道路、鉄道、軌道又は索道の交通の安全を確保するための施設を改築し、又は増築すること(信号機にあつては、新築することを含む。)。</p> <p>10 鉄道、軌道若しくは索道の駅舎又は自動車若しくは船舶による旅客運送事業の営業所若しくは待合所において、駅名板、停留所標識又は料金表、運送約款その他これらに類するものを表示した施設を設置すること。</p> <p>11 鉄道、軌道又は索道のプラットホーム(上家を含む。)を改築し、又は増築すること。</p> <p>12 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(昭和45年法律第136号)第3条第14号に規定する廃油処理施設を改築し、又は増築すること。</p> <p>13 航海標識その他船舶の交通の安全を確保するための施設を改築し、又は増築すること。</p> <p>14 船舶又は積み荷の急迫した危難を避けるための応急措置として仮設の工作物を新築すること。</p> <p>15 航空法(昭和27年法律第231号)第2条第5項に規定する航空保安施設を改築し、又は増築すること。</p> <p>16 郵便差出箱、集合郵便受箱、信書便差出箱、公衆電話施設又は電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第141条第3項に規定する陸標を改築し、又は増築すること。</p> <p>17 電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路又は空中線系(その支持物を含む。)を改築し、又は増築すること(改築又は増築後において、高さが20メートルを超えるものとなる場合における改築又は増築を除く。)。</p> <p>18 気象、地象、地動、地球磁気、地球電気又は水象の観測のための施設を改築し、又は増築すること。</p> <p>19 送水管、ガス管、電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路その他これらに類する工作物を道路に埋設すること。</p> <p>20 社寺境内地又は墓地において鳥居、燈ろう、墓碑その他これらに類するものを新築し、改築し、又は増築すること。</p> <p>21 消防又は水防の用に供する望楼又は警鐘台を改築し、又は増築すること。</p> <p>22 建築物の存する敷地内において、次に掲げる工作物を新築し、改築し、又は増築すること((1)から(3)まで、又は(8)に掲げる工作物の改築又は増築にあつては、改築又は増築後において(1)から(3)まで、又は(8)に掲げるものとなる場合における改築又は増築に限る。)。</p>

	<p>(1) 高さが 5 メートル以下であり、かつ、床面積の合計が 30 平方メートル以下であるきん舎又は畜舎</p> <p>(2) 空中線系(その支持物を含む。)その他これに類するもので、高さが 20 メートル以下のもの</p> <p>(3) 当該建築物の高さを超えない高さの物干場</p> <p>(4) 旗ざおその他これに類するもの</p> <p>(5) 門、へい、給水設備又は消火設備</p> <p>(6) 建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)第 2 条第 3 号に規定する建築設備</p> <p>(7) 地下に設ける工作物(建築物を除く。)</p> <p>(8) 高さが、5 メートル以下のその他の工作物(建築物を除く。)</p> <p>23 条例第 12 条第 1 項の規定による許可を受けた行為又は本表に掲げる行為を行うための仮設の工作物(宿舎を除く。)を当該行為に係る工事敷地内において新築し、改築し、又は増築すること。</p> <p>24 法令の規定により又は保安の目的で標識を設置すること。</p> <p>1 建築物の敷地内において、土地の形質を変更すること。</p> <p>1 市長が保全地区ごとあらかじめ指定した動物を捕獲し、又は動物の卵を採取すること。</p> <p>1 建築物の存する敷地内において、高さ 10 メートル以下の木竹等を伐採すること。</p> <p>2 自家の生活の用に充てるために木竹を折伐(単木折伐に限る。)すること。</p> <p>3 森林の保育のために下刈りし、つる刈りし、又は間伐すること。</p> <p>4 枯損した木竹等又は危険な木竹等を伐採すること。</p> <p>5 測量、実地調査又は施設の保守の支障となる木竹等を伐採すること。</p> <p>1 建築物の敷地内において、鉱物を採掘し、又は土石類を採取すること。</p> <p>2 鉱業法(昭和 25 年法律第 289 号)第 5 条に規定する鉱業権の設定されている土地の区域内において、鉱物の採掘のための試すいを行うこと。</p> <p>3 国又は地方公共団体の試験研究機関が、試験研究のために鉱物を採掘し、又は土石類を採取すること(あらかじめ、市長に通知したものに限る。)。</p> <p>4 学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 1 条に規定する大学における教育又は学術研究のために鉱物を採掘し、又は土石類を採取すること(あらかじめ、市長に通知したものに限る。)。</p> <p>1 建築物の敷地内の池沼等を埋め立てること。</p> <p>1 建築物の敷地内の池沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。</p> <p>2 田畠内の池沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。</p> <p>3 保全地区が指定され、又はその区域が拡張された際にその新築、改築又は増築に着手していた工作物を操作することにより河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。</p> <p>1 砂防法第 1 条に規定する砂防設備から汚水又は廃水を排出すること。</p> <p>2 森林法(昭和 26 年法律第 249 号)第 41 条第 1 項又は第 3 項の規定により行う保安施設事業に係る施設から汚水又は廃水を排出すること。</p> <p>3 海岸法第 2 条第 1 項に規定する海岸保全施設から汚水又は廃水を排出すること。</p> <p>4 地すべり等防止法第 2 条第 3 項に規定する地すべり防止施設から汚水又は廃水を排出すること。</p> <p>5 河川法第 3 条第 2 項に規定する河川管理施設から汚水又は廃水を排出すること。</p> <p>6 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第 2 条第 2 項に規定する急傾斜地崩壊防止施設から汚水又は廃水を排出すること。</p> <p>7 漁港及び漁場の整備等に関する法律第 25 条の規定により指定された漁港管理者が維持管理する同法第 3 条に規定する漁港施設から汚水又は廃水を排出すること。</p> <p>8 船舶から冷却水を排出すること。</p> <p>9 下水道法(昭和 33 年法律第 79 号)第 2 条第 3 号に規定する公共下水道、同条第 4 号に規定する流域下水道若しくは同条第 5 号に規定する都市下水路へ汚水若しくは廃水を排出すること又はこれらの施設から</p>
--	--

<p>9 広告物その他これに類するものを掲出し、又は設置すること。</p> <p>10 その他の行為</p>	<p>汚水若しくは廃水を排出すること。</p> <p>10 住宅から汚水又は廃水を排出すること(し尿を排出することを除く。)。</p> <p>11 建築基準法第31条第2項に規定するし尿浄化槽(建築基準法施行令第32条に規定する処理対象人員に応じた性能を有するものに限る。)から汚水又は廃水を排出すること。</p> <p>1 自己の住所、事務所又は営業所において、自己の事業若しくは営業の内容を永続的に表示し、又は掲出する屋外広告物で、その面積が33平方メートル以下であり、かつ、高さが5メートル以下のもの</p> <p>1 森林法第25条第1項若しくは第2項若しくは第25条の2第1項若しくは第2項の規定により指定された保安林の区域又は同法第41条の規定により指定された保安施設地区内における同法第34条第2項各号に該当する場合の同項(同法第44条において準用する場合を含む。)に規定する行為</p> <p>2 水産資源保護法(昭和26年法律第313号)第21条第1項に規定する保護水面の管理計画に基づいて行う行為</p> <p>3 農業、林業又は漁業を営むために行う行為(次の各号に掲げるものを除く。)</p> <p>(1) 住宅又は高さが5メートルを超える、若しくは床面積の合計が100平方メートルを超える建築物(仮設のものを除く。)を新築し、改築し、又は増築すること(改築又は増築後において、高さが5メートルを超える、又は床面積の合計が100平方メートルを超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。)。</p> <p>(2) 用排水施設(幅員2メートル以下の水路を除く。)又は幅員が2メートルを超える農道若しくは林道を新設し、改設し、又は増設すること(改設又は増設後において、幅員が2メートルを超えるものとなる場合における改設又は増設を含む。)。</p> <p>(3) 農用地の災害を防止するためのダムを新設すること。</p> <p>(4) 宅地を造成し、又は土地を開墾すること。</p> <p>(5) 水面を埋め立て、又は干拓すること。</p> <p>(6) 森林である土地の区域内において、木竹等を伐採すること。</p> <p>4 国又は地方公共団体の試験研究機関の用地内において、試験研究として行う行為</p> <p>5 学校教育法第1条に規定する大学の用地内において、教育又は学術研究として行う行為</p> <p>6 文化財保護法第27条第1項の規定により指定された重要文化財、同法第92条第1項に規定する埋蔵文化財又は同法第109条第1項の規定により指定され、若しくは同法第110条第1項の規定により仮指定された史跡名勝天然記念物の保存のための行為(建築物の新築を除く。)</p> <p>7 都市公園法(昭和31年法律第79号)第2条第1項に規定する都市公園又は都市計画法(昭和43年法律第100号)第4条第6項に規定する都市計画施設である公園、緑地若しくは墓園を設置し、又は管理すること(都市計画法第18条第3項(同法第21条第2項において準用する場合を含む。)の規定により国土交通大臣の同意を得た都市計画に基づく都市計画事業の施行として行う場合以外の場合にあつては、高さが13メートルを超える、又は水平投影面積が1000平方メートルを超える工作物を新築し、改築し、又は増築すること(改築又は増築後において、高さが13メートルを超える、又は水平投影面積が1000平方メートルを超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。)を除く。)。</p> <p>8 法令又は、これに基づく処分による義務の履行として行う行為</p>
--	--

※以下について、掲載割愛

様式第1号(第6条関係)、様式第2号(第6条関係)、様式第3号(第7条関係)

様式第4号(第9条関係)、様式第5号(第11条関係)、様式第6号(第13条関係)

様式第7号(第16条関係)、様式第8号(第17条関係)、様式第9号(第18条関係)

様式第10号(第19条関係)、様式第11号(第20条関係)

苫小牧市公害防止条例

昭和 47 年 3 月 1 日 条例第 1 号

目 次

前 文

第 1 章 総則(第 1 条—第 11 条)

第 2 章 ばい煙等の発生、排出及び飛散に関する規制等(第 12 条—第 17 条)

第 3 章 土壤の汚染及び地盤沈下の防止(第 18 条・第 19 条)

第 4 章 拡声機の使用等に関する規制等(第 20 条—第 26 条)

第 5 章 航空機の騒音による障害の防止等(第 27 条—第 29 条)

第 6 章 雜則(第 30 条)

第 7 章 罰則(第 31 条—第 33 条)

附 則

苫小牧市は、わが国最初の人造掘込港の築設に成功し、さらに苫小牧東部地域には、新全国総合開発計画に基づく大規模構想の開発計画が進められている。

このときあたり、市は、市民の健康と生活環境を保全するため、抜本的な公害の未然防止を主点とする最善の努力をしなければならない。また、事業者及び市民もそれぞれの立場からその責任において公害の防止に対処しなければならない。

ここに、市は人間尊重の理念に基づき公害の防止に関する基本的な指標を定め、公害のない太陽と緑に恵まれた理想都市実現のため、この条例を制定する。

第 1 章 総則

(定義)

第 1 条 この条例において「公害」とは、事業活動その他の人為に基づく生活環境の侵害であつて、大気の汚染、水質の汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。)、騒音、振動、悪臭、土壤の汚染及び地盤沈下によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。

2 この条例にいう「生活環境」には、人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物、その生育環境その他の自然環境を含むものとする。

(市長の責務)

第 2 条 市長は、公害の防止に必要な知識の普及、調査、研究に努めるとともに、公害の防止に関する施策に係る推進計画を作成し、その達成に必要な措置を講ずるものとする。

2 前項に規定する推進計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 計画の目標
- (2) 土地利用に関すること。
- (3) 公害の防止に関する施設の整備に関すること。
- (4) 公害の監視、測定等の体制の整備に関すること。
- (5) 公害の防止のために必要な規制の措置に関すること。
- (6) その他公害の防止のために必要な措置に関すること。

3 市長は、広域的な公害の防止を図るため必要に応じ、隣接する他の地方公共団体とともに、その施策を講ずるよう努めなければならない。

第 3 条 市長は、公害の状況及び公害の防止に関して講じた措置を市民に公表しなければならない。

第 4 条 市長は、中小企業者が行なう公害の防止のための施設の設置又は改善について、必要な資金のあつせん、技術的な助言その他の援助に努めなければならない。

第 5 条 市長は、公害に係る苦情があつたときは、すみやかに実情を調査し、その苦情を適切に処理するように努めなければならない。

2 市長は、公害に係る紛争を生じ、当事者から申し出があつた場合は、和解のあつせんをするものとする。

(事業者の責務)

第 6 条 事業者は、その管理する施設について、その責任において必要な公害防止の措置を講じなければならない。

2 事業者は、国、北海道又は市が定める規制基準に違反しないことを理由として、公害の防止のための努力を怠つてはならない。

第 7 条 事業者は、ばい煙等を発生し、排出し、又は飛散させる施設を適正に管理するとともに、その状況を常に監視しなければならぬ

い。

第8条 事業者は、工場又は事業場の敷地について、緑化を図る等公害の防止上適正な管理を行なうことにより、地域の生活環境の保全に努めなければならない。

第9条 事業者は、工場又は事業場において事故により公害に係る被害が生じ、又は生ずるおそれのあるときは、直ちに市長に通報するとともに、応急の措置を講じなければならない。

2 前項に規定する措置を講じたときは、その状況をすみやかに市長に報告しなければならない。

第10条 事業者は、市長が市民の生活環境を保全するために必要があると認めて、公害の防止に関する協定の締結について協議を求めたときは、誠意をもつてこれに応じなければならない。

(市民の責務)

第11条 市民は、公害を発生させないように努めるとともに、市長その他の行政機関が実施する公害の防止に関する施策に協力しなければならない。

第2章 ばい煙等の発生、排出及び飛散に関する規制等

(施設の届出)

第12条 事業者は、工場又は事業場に設置される施設のうち、ばい煙、粉じん、汚水、廃液、騒音、振動又は悪臭(以下「ばい煙等」という。)を発生し、排出し、又は飛散させる施設であつて規則で定めるもの(以下「届出施設」という。)を市長に届け出なければならない。

(規制基準の遵守義務)

第13条 届出施設を設置している者は、規則で定める規制基準をこえるばい煙等を発生し、排出し、又は飛散させてはならない。

2 市長は、前項の規定により規制基準を定めようとするときは、苫小牧市環境審議会の意見を聞かなければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも同様とする。

(報告及び検査)

第14条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、ばい煙等を発生し、排出し、又は飛散させる者に必要な事項の報告を求め、又は職員に工場、事業場その他の場所に立ち入り、設備その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

(改善勧告)

第15条 市長は、届出施設から発生し、排出し、又は飛散するばい煙等が第13条の規制基準に適合しないと認めるとき又は適合しないおそれがあると認めるときは、当該ばい煙等を発生し、排出し、又は飛散させる者に対し、期限を定めて、その防止の方法、届出施設の構造及び使用の方法等を改善すべきことを勧告することができる。

(改善命令)

第16条 市長は、前条の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、その者に対し、期限を定めて、同条の事態を除去するため必要な限度において、その防止の方法、届出施設の構造及び使用の方法等を改善すべきことを命ずることができる。

2 前項の規定による命令を受けた者は、当該命令に基づく改善を行なつたときは、すみやかにその旨を市長に届け出なければならない。

(停止命令)

第17条 市長は、前条第1項の規定による命令を受けた者が、当該命令に従わないときは、その者に対し、届出施設の使用の全部又は一部の一時停止を命ずることができる。

第3章 土壤の汚染及び地盤沈下の防止

(土壤の汚染の防止)

第18条 ばい煙、粉じん又は汚水等であつてカドミウムその他の人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質を含むものを工場又は事業場から排出し、又は飛散させる者は、当該工場又は事業場から排出し、又は飛散するばい煙、粉じん又は汚水等に起因する土壤の汚染を生じさせないようにしなければならない。

(地盤の沈下の防止等)

第19条 工場又は事業場において動力を用いる設備を設けて地下水を採取する者は、地下水の採取に伴う地盤の沈下を防止するよう努めなければならない。

2 工場又は事業場において、振動発生施設を設置する者は、その周辺の生活環境を著しくそこなうことのないように努めなければならない。

第4章 拡声機の使用等に関する規制等

(拡声機の使用の制限)

第 20 条 何人も、病院(診療所を含む。)又は学校の周辺の地域その他の騒音を防止することにより市民の生活環境を保全する必要がある地域であつて規則で定める区域においては、規則で定める場合を除き、商業宣伝を目的として拡声機を使用してはならない。

2 何人も、拡声機を使用するときは、拡声機の使用の時間及び場所並びに音量等について規則で定める事項を遵守しなければならない。

(深夜の静穏保持)

第 21 条 何人も、深夜(午後 10 時から翌日の午前 6 時までの時間をいう。)においては、騒音を発生し、その周辺の生活環境をそこなうことのないようにしなければならない。

(自動車等の使用及び管理)

第 22 条 自動車(道路運送車両法(昭和 26 年法律第 185 号)第 2 条第 2 項に規定する自動車及び同条第 3 項に規定する原動機付自転車をいう。)を使用する者又は所有する者は、必要な整備と適正な運転を行ない大気汚染及び騒音の防止に努めなければならない。

2 自動車を使用し、又は所有する者は、消音装置を加工して駐車場、車庫、路上及び空地等において連続して騒音を発生させ、市民の生活環境をそこなうようなことをしてはならない。

(ばい煙又は悪臭が発生する物の焼却の制限)

第 23 条 何人も、住居が集合している地域においては、みだりにばい煙、粉じん、有害ガス又は悪臭を著しく発生するおそれのある物を多量に焼却してはならない。

(塗装作業の規制)

第 24 条 屋外において、動力を使用する吹付け塗装作業を行なおうとする者は、風向等の気象状況を考慮し、市民に被害が生じないように努めなければならない。

(農薬の使用制限)

第 25 条 農作物、林産物及び森林を害する動植物の防除に用いる薬剤を使用する者は、その使用基準及び処理の方法を遵守し、被害を生じさせないようにしなければならない。

(措置の勧告)

第 26 条 市長は、前 6 条の規定に違反する行為により市民の生活環境がそこなわれると認めるときは、当該違反行為をしている者に對し、その違反行為の停止その他必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

第5章 航空機の騒音による障害の防止等

(航空機の騒音の軽減)

第 27 条 空港設置者及び航空運送事業者(以下「空港設置者等」という。)は、航空機の騒音を軽減するため、機種の選定、機体の整備及び運航方式等について適切な措置を講じるよう努めなければならない。

(協議及び要請)

第 28 条 市長は、航空機の騒音により市民の生活環境が損なわれるおそれがあると認める場合は、航空機の騒音の軽減について、空港設置者等に対し協議を求めるとともに、必要と認めるときは、適切な措置を講じるよう要請するものとする。

(調査及び公表)

第 29 条 市長は、航空機の騒音の状況について調査し、その結果を公表しなければならない。

第6章 雜則

(委任)

第 30 条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

第7章 罰則

第 31 条 第 17 条の規定による命令に違反した者は、50 万円以下の罰金に処する。

第 32 条 第 14 条第 1 項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者又は立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、10 万円以下の罰金に処する。

第 33 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前 2 条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

附 則

この条例は、公布の日から起算して 9 月をこえない範囲内において規則で定める日(昭和 47 年 11 月 30 日)から施行する。

附 則(平成4年3月31日条例第8号改正)

この条例は、平成4年5月1日から施行する。

附 則(平成10年3月30日条例第8号改正)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成11年7月28日条例第16号改正抄)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

苫小牧市公害防止条例施行規則

昭和 47 年 11 月 30 日 規則第 25 号

(趣旨)

第1条 この規則は、苫小牧市公害防止条例(昭和 47 年条例第 1 号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(届出施設)

第2条 条例第 12 条に規定する届出施設は、別表第 1 の(1)の表に掲げる施設(以下「ばい煙発生施設」という。)及び別表第 2 の(3)の表に掲げる区域(以下「指定区域」という。)内の工場又は事業場に設置される別表第 1 の(2)の表に掲げる施設(以下「騒音発生施設」という。)とする。

(規制基準)

第3条 条例第 13 条第 1 項に規定する規制基準は、別表第 2 に掲げるとおりとする。

(規制基準の経過措置)

第4条 条例第 13 条第 1 項の規定は、一の施設がばい煙発生施設となつた際現にその施設を設置している者(設置の工事をしている者を含む。次項及び第 6 条において同じ。)の当該施設において発生し、排出されるばい煙については、当該施設がばい煙発生施設となつた日から 6 月間は、適用しない。

2 条例第 13 条第 1 項の規定は、一の施設が騒音発生施設となつた際現に工場又は事業場(その施設以外の騒音発生施設が設置されていないものに限る。)にその施設を設置している者の当該施設を設置している工場又は事業場から発生する騒音については、当該施設が騒音発生施設となつた日から 1 年間は、適用しない。

(届出施設の届出)

第5条 条例 第 12 条の規定による届出は、届出施設設置(使用・変更)届出書(第 1 号様式)により、設置しようとする日の 30 日前までに、行わなければならない。

(届出施設の届出の経過措置)

第6条 一の施設が届出施設となつた際現に工場又は事業場にその施設を設置している者は、当該施設が届出施設となつた日から 30 日以内に、その旨を届出施設設置(使用・変更)届出書により、市長に届け出なければならない。

(届出施設の変更の届出)

第6条の2 届出施設設置(使用・変更)届出書を市長に届け出た者は、その届出施設を変更しようとするときは、その日から 30 日前までに、その旨を届出施設設置(使用・変更)届出書により、市長に届け出なければならない。ただし、騒音発生施設の種類ごとの数を減少する場合又は変更しようとする日前に最後に届け出た数の 2 倍以内の数に増加する場合は、この限りでない。

(受理書)

第7条 市長は、届出施設設置(使用・変更)届出書を受理したときは、受理書(第 2 号様式)を当該届出をした者に交付する。

(廃止届)

第8条 届出施設設置(使用・変更)届出書を市長に届け出た者は、その届出施設(騒音発生施設)にあつては、その施設を設置している工場又は事業場に設置する全ての騒音発生施設)を廃止したときは、その日から 30 日以内に、その旨を届出施設使用廃止届出書(第 3 号様式)により、市長に届け出なければならない。

(承継届)

第9条 届出施設設置(使用・変更)届出書を市長に届け出た者から届出施設を譲り受け、又は借り受けた者は、その承継があつた日から 30 日以内に、その旨を届出施設承継届出書(第 4 号様式)により、市長に届け出なければならない。

(氏名等変更届)

第10条 届出施設設置(使用・変更)届出書を市長に届け出た者は、氏名又は名称及び住所(法人にあつては、その代表者の氏名、工場等の名称及び所在地)を変更したときは、その日から 30 日以内に、その旨を氏名等変更届出書(第 5 号様式)により、市長に届け出なければならない。

(届出の方法)

第11条 第 5 条から前条まで(第 7 条を除く。)の規定に基づき届出書を提出する場合は、正本に写し 1 通を添えなければならない。

(商業宣伝を目的とする拡声機の使用禁止区域)

第12条 条例第 20 条第 1 項の規則で定める区域は、次の各号に掲げる施設の敷地の周囲 30 メートルの区域とする。

(1) 医療法(昭和 23 年法律第 205 号)第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所のうち患者の収

容施設を有するもの

- (2) 学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 1 条に規定する学校及び同法第 124 条に規定する専修学校
- (3) 児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 7 条に規定する保育所
- (4) 図書館法(昭和 25 年法律第 118 号)第 2 条第 1 項に規定する図書館
- (5) 老人福祉法(昭和 38 年法律第 133 号)第 5 条の 3 に規定する養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム
- (6) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成 18 年法律第 77 号)第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園

2 条例第 20 条第 1 項の規則で定める場合は、拡声機を屋内において使用する場合(屋内から屋外へ向けて使用する場合を除く。)であつて、周辺の生活環境をそこなうおそれがないと認められるときとする。

(拡声機の使用の制限等)

第 13 条 条例第 20 条第 2 項の規則で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 午後 7 時から翌日の午前 9 時(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日にあつては、午前 10 時)までの間は、拡声機を使用しないこと。
- (2) 商業宣伝を目的として同一場所において拡声機を使用する場合にあつては、拡声機の 1 回の使用時間は、10 分以内とし、1 回使用するごとに 10 分以上休止すること。
- (3) 別表第 2 の(3)の表に定める第 1 種区域及び第 2 種区域において、2 以上の拡声機(携帯して使用する拡声機を除く。)を使用する場合は、拡声機の間隔は 50 メートル以上とすること。
- (4) 拡声機から発生する音量は、拡声機の直下の地点から 10 メートル離れた地点(10 メートル以内に人の居住する建築物がある場合は、当該建築物の敷地の境界線上の地点)において、当該地点の所在する区域の区分に応じ別表第 2 の(3)の表の昼間の欄に定める音量に 5 デシベルを加えた音量の範囲内とすること。

(適用除外規定)

第 14 条 前条の規定は、次の各号の一に該当する場合には適用しない。

- (1) 法令により認められた目的のために使用するとき。
- (2) 広報その他の公共の目的のために使用するとき。
- (3) 官公署、学校、工場等において、時報等のために使用するとき。
- (4) 祭礼、盆おどり、運動会その他の社会生活において適當と認められる一時的行事のために使用するとき。
- (5) その他市長が特に認めたとき。

(立入検査証)

第 15 条 条例第 14 条第 2 項に規定する身分を示す証明書は、第 6 号様式によるものとする。

(雑則)

第 16 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、昭和 47 年 11 月 30 日から施行する。

附 則(昭和 48 年 3 月 26 日規則第 5 号改正)

この規則は、昭和 48 年 3 月 26 日から施行する。

附 則(昭和 48 年 12 月 28 日規則第 52 号改正)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 53 年 3 月 1 日規則第 4 号改正)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 4 年 7 月 6 日規則第 32 号改正)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 8 年 3 月 12 日規則第 6 号改正)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 11 年 3 月 31 日規則第 13 号改正抄)

1 この規則は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 25 年 7 月 29 日規則第 22 号改正)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 28 年 3 月 15 日規則第 4 号改正)

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和元年 6 月 28 日規則第 1 号改正)

この規則は、令和元年 7 月 1 日から施行する。

附 則(令和 2 年 3 月 31 日規則第 7 号改正抄)

(施行期日)

1 この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 3 年 7 月 31 日規則第 16 号改正抄)

(施行期日)

1 この規則は、令和 3 年 8 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前のそれぞれの規則の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この規則による改正後のそれぞれの規則の様式によるものとみなす。

3 この規則の施行の際現に旧様式により作成されている用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則(令和 4 年 9 月 28 日規則第 22 号改正)

この規則は、令和 4 年 10 月 1 日から施行する。

別表第 1(第 2 条関係)

(1) ばい煙発生施設

番号	施設名	規模
1	ボイラー(熱風ボイラーを含み、熱源として電気 又は廃熱のみを使用するもの及びガス又は灯 油を燃料として専焼させるものを除く。)	燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 25 リットル以上 50 リットル未満のもの

(2) 騒音発生施設

番号	施設名	規模
1	ジーゼルエンジン ガソリンエンジン	定格出力が 75 キロワット以上で、緊急用を除く。
2	ジーゼル発電機	原動機の定格出力が 75 キロワット以上で、緊急用を除き、固定式のもの
3	冷凍機(冷房に用いるものを除く。)	原動機の定格出力が 75 キロワット以上のもの
4	丸のこ盤 帯のこ盤	原動機の定格出力が、製材用のものにあつては 75 キロワット以上、15 キロワット未満のもの、木工用のものにあつては 0.75 キロワット以上、225 キロワット未満のもの
5	かんな盤	原動機の定格出力が 0.75 キロワット以上、225 キロワット未満のもの
6	グラインダー	原動機の定格出力が 0.75 キロワット以上のもの
7	せん断機	原動機の定格出力が 0.75 キロワット以上、375 キロワット未満のもの
8	機械プレス	呼び加圧能力が 30 トン未満のもの
9	送風機	原動機の定格出力が 225 キロワット以上、75 キロワット未満のもの
10	コンプレッサー	原動機の定格出力が 225 キロワット以上、75 キロワット未満のもの

別表第 2(第 3 条、第 13 条関係)

(1) 硫黄酸化物の排出基準

次の式により算出した硫黄酸化物の量とする。

$$q = 642 \times 10 - 3 \times He \cdot 2$$

備考

1 この式において、q 及び He は、それぞれ次の値を表わすものとする。

q 硫黄酸化物の量(単位 温度零度、圧力 1 気圧の状態に換算した立方メートル毎時)

He 次の式により補正した排出口の高さ(単位 メートル)

$$He = Ho + 0.65(Hm + Ht)$$

$$Hm = (0.795 \sqrt{Q \cdot V}) / (1 + (258/V))$$

$$H_t = 20.1 \times 10 - 3 \cdot Q \cdot (T - 288) \cdot (230 \log J + (1/J) - 1)$$

$$J = (1/\sqrt{Q \cdot V}) \cdot (1460 - 296 \times (V/(T-288))) + 1$$

2 これらの式において、 H_t 、 Q 、 V 及び T は、それぞれ次の値を表わすものとする。

H_t 排出口の実高さ(単位 メートル)

Q 溫度 15 度における排出ガス量(単位 立方メートル毎秒)

V 排出ガスの排出速度(単位 メートル毎秒)

T 排出ガスの温度(単位 絶対温度)

(2) ばいじんの排出基準

施設名	排出基準		
ボイラー	重油その他の液体燃料又はガスを専燃させるもの	0.3g/Nm ³	
	石炭を燃焼させるもの	0.8g/Nm ³	
	その他のもの	0.4g/Nm ³	

(3) 騒音の規制基準

時間の区分	昼間	朝・夕	夜間
区域の区分			
第 1 種区域	45 デシベル	40 デシベル	40 デシベル
第 2 種区域	55 デシベル	45 デシベル	40 デシベル
第 3 種区域	65 デシベル	55 デシベル	50 デシベル
第 4 種区域	70 デシベル	65 デシベル	60 デシベル

備 考

1 朝とは、午前 6 時から午前 8 時までとし、昼間とは、午前 8 時から午後 7 時までとし、夕とは、午後 7 時から午後 10 時までとし、夜間とは、午後 10 時から翌日の午前 6 時までとする。

2 デシベルとは、計量法(平成 4 年法律第 51 号)別表第 2 に定める音圧レベルの計量単位をいう。

3 騒音の測定は、計量法第 71 条の条件に合格した騒音計を用いて行うものとする。この場合において、周波数補正回路は A 特性を、動特性は速い動特性(FAST)を用いることとする。

4 騒音の測定点は、原則として音源の存する敷地の境界線上とする。

5 騒音の測定方法は、当分の間、日本産業規格 Z8731 に定める騒音レベル測定方法によるものとし、騒音の大きさの決定は、次のとおりとする。

(1) 騒音計の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値とする。

(2) 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値がおおむね一定の場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。

(3) 騒音計の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、測定値の 90 パーセントレンジの上端の数値とする。

(4) 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値が一定でない場合は、その変動ごとの指示値の最大値の 90 パーセントレンジの上端の数値とする。

6 第 1 種区域、第 2 種区域、第 3 種区域及び第 4 種区域とは、騒音規制法(昭和 43 年法律第 98 号)第 3 条第 1 項の規定に基づき、市長が指定する区域をいう。

※以下について、掲載割愛

第 1 号様式(第 5 条—第 6 条の 2 関係、第 2 号様式(第 7 条関係)、第 3 号様式(第 8 条関係)

第 4 号様式(第 9 条関係)、第 5 号様式(第 10 条関係)、第 6 号様式(第 15 条関係)

苫小牧市民憲章

わたしたちは、樽前山のふもと、水鳥が舞い、
太平洋の潮かおる勇払原野に、たくましく
ひらけた苫小牧の市民です。

わたしたちは、豊かな自然と大きな可能性に
みちたこのまちを愛し、健やかな市民として
あゆむために、この憲章を定めます。

あたたかい心でまちを つつみましょう
学びあいつくるよろこびを そだてましょう
花と木のかおりでまちを みたしましょう
さわやかな笑顔できまりを まもりましょう
生き生きとくらす力を のばしましょう

(昭和 60 年 9 月 27 日制定)

古小牧市

令和6年度ゼロカーボンポスターコンテスト

テーマ「お家でできるゼロカーボン」



ゼロカーボン
ZERO CARBON CITY TOMAKOMAI
とまチヨウアプロ 2011 古小牧



最優秀賞

【小学生部門】 藤本 莉奈
(美園小学校6年生 当時)

「目指せ!! ゼロカーボン!」



最優秀賞

【中学生部門】 上野 よつ葉
(光洋中学校2年生 当時)

「リユースでCO₂削減。」



優秀賞

【小学生部門】 佐々木 月乃
(ウトナイ小学校4年生 当時)

「ゼロカーボンにチャレンジ」



優秀賞

【中学生部門】 近藤 芦羽
(啓明中学校3年生 当時)

「CO₂削減! 車利用を少し減らして公共交通機関を利用しよう!」



環境衛生部長賞

【小学生部門】 合田 幸姫
(ウトナイ小学校6年生 当時)

「自分には、地球のために、なにができる?」



環境衛生部長賞

【中学生部門】 芦谷 里南
(青翔中学校2年生 当時)

「STOP 温暖化! 地球の為にできること」





苫小牧市環境白書

令和7年度版
(令和6年度実績)

令和 7 年 11 月
編集発行 苫小牧市環境衛生部ゼロカーボン推進室
〒059-1364 苫小牧市字沼ノ端 2 番地の 25
電 話 (0144) 57-8806
(0144) 57-3666
E-mail:z-carbon@city.tomakomai.hokkaido.jp
